

令和2年 2020

就労条件総合調査報告

General Survey on Working Conditions

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)

Director-General for Statistics and Information Policy, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)

担当係:参事官(企画調整担当)付

賃金福祉統計室 就労条件係

電 話: 03-5253-1111 内線 7639,7638

03-3595-3147 (夜間直通)

URL: https://www.mhlw.go.jp

令和2年就労条件総合調査報告

目 次

まえがき

Ι		調査の概	既要	
	1	調査の消	合革	3
	2	調査の内	內容	3
	(1) 調査の	D目的	3
	(2) 調査の	D範囲及び対象	3
	(3) 調査の	D時期	3
	(4) 調査事	事項	3
	(5) 調査力	b法	3
	(6) 集計・	・推計方法	4
	(7) 調査系	系統	4
	(8) 調査額	客体数、有効回答数及び有効回答率	4
	3	用語の説	 兑明	5
	4	調査対象	象の抽出	9
	5	調査結果	県利用上の注意	9
	(参	🖟 考) 調査		10
П	,	調査結り	果の概要	
	1	労働時間	引制度	17
	(1) 所定第	労働時間	17
	(2) 週休制	到	18
	(3) 年間位	木日総数	19
	(4) 年次有	有給休暇 ź	20
	(5) 特別を	木暇制度 2	21
	1	c) 亦形兴	分 <i>括</i> 山土目1年11	o c

		(7)	みなし	労働時間制	23
		(8)	勤務間	インターバル制度	24
	2	賃	金制度	:	26
		(1)	時間外	労働の割増賃金率	26
		(2)	1 か月	60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	26
		(3)	諸手当		27
Ш		統	計表		
		集計	事項一	覧表	32
		労働	動時間	制度	
		(1	日の所	定労働時間)	
		第1	表	産業・企業規模、主な1日の所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均	
		第 2	表	1日の所定労働時間	36
				1日の所定労働時間	37
		(遁	所定労	働時間)	
		第3	表	企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間	38
		第4	表	企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者1人平均	
		~~ -		週所定労働時間	50
		第 5		産業(T, E, I)、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別企業割合	
		.		及び1企業平均週所定労働時間	62
		第 6		産業 (C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R)、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別	
				企業割合及び1企業平均週所定労働時間	68
			休制)		
		第7		企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合	
		第8	表	企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合	78
		(労	働時間	の定めのない監督又は管理の地位にある者)	
		第9	表	産業・企業規模、労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる企業割合	
				及び労働者割合	84
			間休日		0.7
		第10		産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び1企業平均年間休日総数	86
		第11	•	産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者1人平均	
				年間休日総数	87

(年次有給休暇)

第12表	年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別労働者1人平均	
	年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率	. 88
第13表	産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的付与日数階級別	
	企業割合及び1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数	106
第14表	産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得可能日数階級別	
	企業割合及び1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数	108
(特別休日	假制度)	
第15表	産業・企業規模、特別休暇制度の有無、特別休暇制度の種類別企業割合	110
第16-1表	産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	112
第16-2表	産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	113
第16-3表	産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	114
第16-4表	産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	115
第16-5表	産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	116
第16-6表		
	企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	117
第17-1表		
	1 企業平均年間の最高付与日数	118
第17-2表		
Maria and	1企業平均年間の最高付与日数	119
第17-3表		
# 1 F 4 = 1	1企業平均年間の最高付与日数	120
第17-4表		
佐10 丰	1 企業平均年間の最高付与日数 産業・企業規模、特別休暇制度の種類、平成31年・令和元年の利用状況別企業割合	
第18表		122
(変形労働	動時間制)	
第19表	産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、変形労働時間制の種類別企業割合	124
第20表	産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、変形労働時間制の種類別	
	適用労働者割合	125

(みなし労働時間制)

弗/I衣	生来・企業規模、みなしカ側時间制の休用の有無、みなしカ側時间制の性類別 	
	企業割合1	26
第22表	産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、みなし労働時間制の種類別	
	適用労働者割合 1	27
第23表	産業・企業規模、専門業務型裁量労働制を採用している企業の適用業務別企業割合1	28
第24表	産業・企業規模、専門業務型裁量労働制適用業務別採用企業割合	
	(当該業務がある企業=100)1	30
(高度プロ	コフェッショナル制度)	
第25表	産業・企業規模、高度プロフェッショナル制度の採用の有無別企業割合及び	
	適用労働者割合 1	32
(勤務間~	インターバル制度)	
第26表	産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別	J
	企業割合1	34
第27表	産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び	
	平均勤務間隔時間 1	35
第28表	産業・企業規模、勤務間インターバル制度を導入していない理由別企業割合1	36
賃金制度	[
(時間外党	労働の割増賃金率)	
第29表	中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定めの有無、時間外労働の)
	割増賃金率の定め方別企業割合1	41
第30表	産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合1	44
第31表	産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び限度時間を超える	
	時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合1	45
第32表	中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の)
	定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合1	46
第33表	産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び	
	平均代替休暇取得労働者数1	52
(諸手当)		
第34表	産業・企業規模、手当の種類別制度有企業割合(令和元年11月分)1	54
第35表	産業・企業規模、常用労働者1人平均所定内賃金額及び手当の種類別常用労働者1人	
	平均賃金額構成比(令和元年11月分) 1	56
第36表	産業・企業規模、手当の種類別支給企業割合(令和元年11月分)1	58

IV	時系列表			
	時系列1表	産業・企業規模別、	1企業平均1日の所定労働時間	165
	時系列2表	産業・企業規模別、	労働者1人平均1日の所定労働時間	166
	時系列3表	産業・企業規模別、	1 企業平均週所定労働時間	167
	時系列4表	産業・企業規模別、	労働者1人平均週所定労働時間	168
	時系列5表	産業・企業規模別、	何らかの週休2日制採用企業割合	169
	時系列6表	産業・企業規模別、	完全週休2日制採用企業割合	170
	時系列7表	産業・企業規模別、	何らかの週休2日制適用労働者割合	171
	時系列8表	産業・企業規模別、	完全週休2日制適用労働者割合	172
	時系列9表	産業・企業規模別、	1 企業平均年間休日総数	173
	時系列10表	産業・企業規模別、	労働者1人平均年間休日総数	174
	時系列11表	産業・企業規模別、	労働者1人平均年次有給休暇の付与日数	175
	時系列12表	産業・企業規模別、	労働者1人平均年次有給休暇の取得日数	176
	時系列13表	産業・企業規模別、	労働者1人平均年次有給休暇の取得率	177
	時系列14表	産業・企業規模別、	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合	178
	時系列15表	産業・企業規模別、	1 企業平均年次有給休暇の計画的付与日数	179
	時系列16表	産業・企業規模別、	1年単位の変形労働時間制を採用している企業割合	180
	時系列17表	産業・企業規模別、	1か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合	181
	時系列18表	産業・企業規模別、	フレックスタイム制を採用している企業割合	182
	時系列19表	産業・企業規模別、	事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合	183
	時系列20表	産業・企業規模別、	専門業務型裁量労働制を採用している企業割合	184

産業・企業規模、手当の種類別支給した労働者1人平均支給額(令和元年11月分).....160

第37表

V 調査票

I 調査の概要

1 調査の沿革

この調査は、従来個別に実施してきた「給与構成調査」、「賃金制度調査」及び「労働時間制度調査」を1つに統合し、昭和41年10月以降「賃金労働時間制度総合調査」として昭和58年まで実施した。 更に、「労働者福祉施設制度等調査」と統合し、昭和59年以降「賃金労働時間制度等総合調査」として実施してきた。平成12年度より名称を「就労条件総合調査」と変更し、調査対象期日を12月末日現在から翌1月1日現在に変更し、調査年を表章することとした。

2 調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

(2) 調査の範囲及び対象

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく16大産業[鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。)、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。)〕

ウ企業

事業所母集団データベース (平成 29 年次フレーム) の企業 (単独事業所及び本社・本店・本所の事業所) を母集団として、上記イに該当する産業で常用労働者 30 人以上を雇用する民営企業 (医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む) のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約 6,400 社。

(3) 調査の時期

令和2年1月1日現在の状況について調査を行った。ただし、年間については、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間の状況について調査を行った。

(4) 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項

(5) 調査方法

厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担 当者が記入した後、民間事業者に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により 提出する方法により実施した。

(6) 集計·推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出 した。

(7) 調査系統

厚生労働省一民間事業者一報告者

(8) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 6,406 有効回答数 4,191 有効回答率 65.4%

3 用語の説明

調査結果の概要及び統計表に用いられた主な用語は次のとおりである。

(1) 産業

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に定める産業をいう。だだし、一部の中分類については合併し、それぞれ一つの産業として取り扱っている。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類に	こよる名称報告書で使用する名称	報告書で使	用する名称
E09~11·13·15·	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・	E 1	消費関連
20 • 32	装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製		
	造業、その他の製造業		
E12 · 14 · 16~19 ·	木材・木製品製造業(家具を除く)、パルプ・紙・紙加工品	E 2	素材関連
21~24	製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチッ		
	ク製品製造業(別掲を除く)、ゴム製品製造業、窯業・土石		
	製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業		
E25~31	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械	E 3	機械関連
	器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機		
	械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製		
	造業		
I 50~55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建	I 50∼55	卸売業
	築材料,鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他		
	の卸売業		
I 56~61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品	I 56∼61	小売業
	小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業		

企業の産業の決定は、調査企業の主な生産品の名称又は事業の内容により、日本標準産業分類 に従って行った。企業活動が2つ以上の産業に及んだ場合には、企業の主たる活動が行われてい る産業によって分類した。

企業の常用労働者の産業区分は、一括して企業の産業に分類した。

(2) 企業規模

本社、本店のほか支社、支店、工場、営業所などを含む同一企業に属する全常用労働者数によって区分した。

(3) 常用労働者及び調査対象労働者

「常用労働者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「令和2年調査の対象となる労働者」とは、期間を定めずに雇われている労働者より下記に該当するパートタイム労働者及び船員を除いた労働者である。

「パートタイム労働者」

1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般 の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを 当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したもの を当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

企業1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日(日曜日、土曜日などの会社指定の休日)及び週休日以外の休日(国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日)をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協 定等により定めた時間を労働したものとみなす以下の(ア)~(ウ)の制度をいう。

(ア)「事業場外みなし労働時間制」

外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

(イ)「専門業務型裁量労働制」

研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

(ウ)「企画業務型裁量労働制」

事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務間インターバル制度」

労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいう。なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しない。

大 企 業

「中小企業該当区分」

労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業に該当するか否かの区分をいう。

(参考) 労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の 猶予対象となる中小企業の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額		常時使用する 労働者数(※)	
小 売 業	5,000万円以下	又は	50人以下	
サービス業	5,000万円以下		100人以下	
卸 売 業	1億円以下		100人以下	
上記以外の業種	3億円以下		300人以下	

<u>(例)製造業</u>	《	<u>外の業種」)の場合</u>
資本金	労働者数	中 小 企 業 or 大 企 業
1億円	100人	中小企業
1億円	500人	中小企業
5 億円	100人	中小企業

500人

5億円

※常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとしない。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。

「時間外労働」

法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることをいう。

「時間外労働の割増賃金率」

時間外労働の割増賃金率は、25%以上(1か月 60 時間を超える時間外労働に係るものを除く)とされている。(労働基準法第37条第1項)

「所定内給与」

賃金総額のうち、所定外賃金(時間外手当、深夜手当、臨時作業手当など)を除いた賃金をいう。

「諸手当」

基本給を補充するものとして通勤手当、住宅手当などの名称で支給され、支給条件に該当している場合のみ支給する、賞与等の算定基礎とならない等の性格を持っている賃金をいう。

「業績手当」

労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働の量的成果及び会社全体として達成 した業績に対して支給する賃金をいう。

「勤務手当」

- ①「役付手当」とは、管理、監督などの職制上の地位にある者に対して支給する賃金をいう。
- ②「特殊作業手当」とは、危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務する者に対して支給する賃金をいう。
- ③「特殊勤務手当」とは、通常の労働者と異なる交替制勤務など特殊な勤務をしている者に

対して支給する賃金をいう。

④「技能手当、技術(資格)手当」とは、特定の技能、検査資格などを有する者に対して支給 する賃金をいう。

「精皆勤手当、出勤手当」

出勤奨励のための出勤日数を基準として支給する賃金をいう。

「通勤手当」

通勤費の全額又は一部として支給する賃金(定期乗車券、回数券等による現物支給を含む。)をいう。なお、令和元年11月を含む1か月以上の期間を対象として通勤手当が支給されている場合、1か月分に換算した額を記入する。

「生活手当」

- ①「家族手当、扶養手当、育児支援手当」とは、配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給(扶養の有無を問わない。)する賃金をいう。
- ②「地域手当、勤務地手当」とは、特定地域に勤務又は居住している者に対して、物価格差を補うために支給する賃金をいう。
- ③「住宅手当」とは、住宅費(持家に係る費用、賃貸住宅の家賃等)の補助として支給する賃金をいう。
- ④「単身赴任手当、別居手当」とは、単身赴任等で、家族と別居している者に対して支給する 賃金をいう。
- ⑤「上記以外の生活手当」とは、上記①~④の生活手当に該当しないもので、生活補助として 支給する賃金(寒冷地手当、食事手当など)をいう。

「調整手当」

諸事由により生じた賃金の不均衡を調整し、均衡を図るために支給する賃金をいう。

4 調査対象の抽出

- (1) この調査は、平成 29 年次フレームにより把握された全国約 191,300 の民営企業の中から層化 無作為抽出法によって調査対象約 6,400 企業を抽出した。
- (2) 目標精度は、産業(製造業及び卸売業,小売業は中分類をとりまとめた分類、他は大分類)、 企業規模別に設定し、下記の算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ 企業数の全企業数に対する割合が50%のときの標準誤差が5%以内になるように設定した。

$$S_i \geq \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1 - P)}{n_i}}$$

 S_i : 目標精度(比率の標準誤差)(=5%)

 N_i : 母集団企業数 n_i : 標本企業数

P: 特定の属性を持つ企業の割合

i : 産業、企業規模区分

5 調査結果利用上の注意

(1) この調査では、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者を除く。)を対象としている。

- (2) この調査は標本調査で、報告書掲載の数値は母集団に復元したものである。表章単位未満は、四捨五入した。
- (3) 調査票の記入に当たり、企業全体の記入が困難な場合には、適用労働者の最も多いものについて記入することとしている。
- (4) 企業割合は、断りのない限り、該当企業数の総企業数に対する割合である。
- (5) この調査は、昭和45年から調査単位を事業所から企業に変更し、昭和50年には新たにサービス業を追加した。また、平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業(複合サービス事業を含まず)」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業(複合サービス事業を含まず)」とし、平成27年からは「常用労働者が30人以上の民営企業(複合サービス事業を含む)」に範囲を拡大したため、過去の調査と比較して用いる場合には注意を要する。
- (6) この調査の統計表等に用いてある符号等は次のとおりである。

「 - 」----- 調査を行ったが該当数値が得られなかった場合

「0.0」----- 四捨五入の結果が、表章単位未満の場合

「 X 」----- サンプル数が少ないため掲載しない場合

「 … 」----- 該当する数値が不明の場合又は数値を表章することが不適切な場合

(7) 集計の際、不明扱いとしたものは、表章していないことなどから、構成比の合計は必ずしも 100.0%とならない場合がある。

(参考) 調査項目の変遷

[労働時間制]

労働時間制]	
調査項目	調 查 年(注)
1 所定労働時間	
(1) 1日の所定労働時間	S49年以降毎年
(2) 労働時間の定めのない監督又は管理の地	H31, R2
位にある者	
(3) 週の所定労働時間	S41年以降毎年 S51 54 57 60 62 H1
(4) 年間所定労働時間 2 週休制	S51, 54, 57~60, 63, H1 S41年以降毎年
3 週休日以外の休日	S41~49,51~58,60~H8
4 年間休日総数	S49~51,54,55,57,58,60年以降毎年
5 年次有給休暇制度	510 61, 61, 60, 61, 60, 60 MAPA
(1) 年次有給休暇の付与日数	S41, 43, 44, 46, 51~53, 55年以降毎年
(2) 年次有給休暇の取得状況	S55年以降毎年
(3) 年次有給休暇の計画的付与制度	S63~H3, 6, 7, 9年以降毎年
(4) 年次有給休暇の時間単位取得制度	H23年以降毎年
6 変形労働時間制	S63年以降毎年
7 みなし労働時間制	S63, H2, 3, 6年以降毎年
8 夏期休暇制度	$841 \sim 44, 46 \sim 49, 51$
9 連続休暇制度 (1) 年末・年始	S56, 59, 62, H2, 3, 6
(1) 千木・千畑 (2) ゴールデンウィーク	S56, 59, 62, H2, 3, 6 S56, 59, 62, H2, 3, 6
(3) 夏期休暇	S56, 59, 62, H2, 3, 6 S56, 59, 62, H2, 3, 6
10 特別休暇制度	000, 00, 02, 112, 0, 0
(1) 夏季休暇	$H14 \sim 17, 19, 24, 25, 30 \sim R2$
(2) 病気休暇	$S52, 56, 59, 63, H2, 6, 7, 9, 14 \sim 17, 19, 24, 25,$
	H29∼R2
(3) 結婚休暇	S63, H2, 6, 7
(4) 忌引休暇	S63, H2, 6, 7
(5) 配偶者出産休暇	S63, H2, 6
(6) 育児休業 (休暇・休職) (7) 介護休業 (看護休暇、看護休職)	H2 S63, H2, 6
(8) リフレッシュ休暇	S63, H2, 6, 7, 9, 14~17, 19, 24, 25, 30~R2
(9) 有給教育訓練休暇	H6, 7, 9
(10) ボランティア休暇	H7, 9, $14 \sim 17$, 19, 24, 25, $30 \sim R2$
(11) 教育訓練休暇	$H14 \sim 17, 19, 24, 25, 30 \sim R2$
(12) 長期休暇	H13, 18
(13) 1週間以上の長期の休暇	$H14 \sim 17, 19, 24, 25, 30 \sim R2$
11 特別休暇取得状況	\$63
12 勤務形態	S50
(1) 交替制	$841 \sim 43, 45 \sim 50, 54, 57, H1, 4, 11$
(2) 所定内深夜労働 13 出欠勤状況	S54, H8, 10, 11, 13, 17
(1) 欠勤率 (欠勤日数)	S56, 60, 63, H5
(2) 出勤率	\$55, 57
14 臨時休業日数	S50
15 教育訓練休暇制度	S48
16 所定外労働の上限の定め等	S41, 42, 56, H25
17 賃金割増率	S41, 43, 45, 46, 48, 50, 54, 58
18 パートタイム労働者の労働時間制度	S44
19 週休2日制についての今後の方針	\$49, 51, 52
20 週休2日制の導入又は拡大状況	\$60
21 労働時間制度についての今後の方針 22 労働時間制の変更状況	S51 S41 a 58
22 労働時間制の変更状況 23 勤務間インターバル制度	S41∼58 H29∼R2
23	

(注)Sは「昭和」、Hは「平成」、Rは「令和」の略である。以下同じ。

[賃金制度]

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
調査項目	調査年
1 賃金支払形態(日給、月給等)	S41, 44, 49, 53, 55, H3, 8, 10, 14, 16, 17, 19, 22, 26
2 賃金体系	
(1) 基本給の決め方	$S41 \sim 59, 62, H1, 4, 8, 10, 13, 21, 24, 29$
(2) 基本給の別建ての有無	$S45 \sim 59, 62, H1, 4, 6, 8, 10$
(3) 出来高払い制	S47, 48
(4) 職務給制度	S42
(5) 職能給制度	S42
(6) 職務給・職能給における等級等	S62
(7) 総合(決定)給制度	S42, 43
(8) 基本給の決定要素のウエイトの変化	H13
(9) 時間外労働の割増賃金率	H23年以降毎年
3 賃金構成	
(1) 基本給の支給総額	S41~59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(2) 諸手当の支給総額	S41~59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(3) 賃金の構成	S41~59, 61, 62, H1, 2, 8, 11
(4) 基本給に占める職能部分の割合	Н6
4 賃金表	
(1) 賃金表の採用状況	Н6
(2) 賃金表の要素	Н6
(3) 賃金表の形態 (表示方式)	Н6
(4) 昇給方法	Н6
5 賃金制度の改定状況	S45, 55~59, 62, H3, 8, 11, 16, 19, 22, 26, 29
6 手当制度	
(1) 諸手当の採用状況	S41~59, 61, H2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(2) 家族手当制度	S43, 46, 47, 52, 61, H4, 9
(3) 通勤手当制度	S43, 47, 52
(4) 住宅手当制度	$S43 \sim 47,52$
(5) 役付手当制度	S61
7 賞与制度	S41, 42, 46, 52, 55, 58, H6, 21, 24, 29
8 年俸制	H6, 14, 18, 24
9 初任給制度	
(1) 初任給の決め方	S41
(2) 初任給の改定状況	Н3
10 基本給昇給基準線の変化	S62
11 人事考課制度	S41
12 職務評価制度	S41
13 業績給制度	S41
14 職能資格制度	Н6
15 定期昇給制度	$S41, 45 \sim 48, 51, 52, 55, 57, 62, H8, 10$
16 業績の賃金への反映	H13, 16
17 業績評価制度	H13, 16, 19, 22, 24
18 技能検定、職業訓練制度と賃金制度	S41, 42, 44
19 配置転換と賃金制度	S41
20 定年制と賃金制度	S41, 62
21 パートタイム労働者の賃金制度	S44
22 中途採用者の賃金(決め方)	S42, 46, 56, 62
23 モデル賃金 (基本給)	\$55, 57
24 海外勤務者の賃金制度	H3

[退職給付(一時金・年金)制度・支給実態]

調査項目	調査年
1 退職給付(一時金・年金)制度の形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
2 退職一時金制度	
(1) 支払準備形態	S46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(2) 受給に必要な最低勤続年数	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(3) 算定基礎額	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(4) 保全措置	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(5) 早期退職者優遇制度の導入	S53
(6) 算定に用いる支給率	S56
(7) 特別加算	S56
(8) 定昇・ベアの増額分の算定基礎額反映	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
3 退職給付(年金)制度	
(1) 支払準備形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(2) 年金原資の拠出制	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(3) 年金受給資格	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(4) 保証期間	S41, 43, 46, 50, 53, 56
(5) 支給開始時期	S41, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(6) 支給開始時期の選択	Н5
(7) 支給期間による形態	S50, 53, 60, H1, 5, 9, 15
(8) 年金を一時金として受給の選択	S56, 60, H1, 5, 9, 15
(9) 遺族給付制度	S41, 50, 53
(10) 退職給付の打切支給制度	S50
(11) 年金額のスライド制	S53, 56, 60, H1, 5, 9
(12) 年金の受給状況	Н5
(13) 財政、資金運営の情報公開	Н9, 15
4 退職給付(一時金・年金)制度の見直し状況	
(1) 退職一時金制度の見直し	S56, H9, 15, 20, 25, 30
(2) 退職給付(年金)制度の見直し	S53, 56, H5, 9, 15, 20, 25, 30
(3) 適格退職年金制度の見直し	H20
(4) 退職給付(一時金・年金)制度の縮小又は	H25, 30
廃止による給与の拡大の状況	
5 パートタイム労働者の退職金制度	S50, 60, H1
6 退職給付(一時金・年金)制度における定	Н9, 15
年延長、勤務延長	
7 早期退職者優遇制度	H15
8 退職給付(一時金・年金)支給実態	
(1) 定年制	S53
(2) 退職事由	H9, 15, 20, 25, 30
(3) モデル条件別退職一時金額	S41, 43, 46, 50, 53, 56, H1
(4) モデル条件別年金現価額	S50, 53, 56, H1
(5) モデル条件別所定内賃金	S43, 46, 50, 53, 56, H1
(6) モデル条件別退職金算定基礎額	S50, 53, 56, H1
(7) モデル条件別年金月額	S56, H1
(8) 定年退職者の退職一時金額	\$53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(9) 定年退職者の年金現価額	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(10) 定年退職者の退職時の所定内賃金	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(11) 定年退職者の退職給付算定基礎額	S53, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(12) 定年退職者の年金月額	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30

[福祉施設・制度]

田仙旭以		調 査 年(注)
1 福	<u> </u>	1979 <u>- A.</u>
(1)	住宅施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, H2, 6, 14
(2)	医療保健施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58, 61
(3)	食事施設	S24, 32, 39, 47, 52, 58, H14
(4)	余暇施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6, 14
(5)	生活援護施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58
(6)	通勤施設	S32, 39
(7)	体育施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6
2 福	益	
(1)	持家援助制度	S39, 47, 48, 49, 51, 52, 54, 55, 57, 58, 61, 62,
		H2, 6, 11, 16, 21, 26, 31
(2)	貯蓄制度	S32, 39, 48, 49, 51, 52, 54, 55, 57, 62,
		H2, 4, 8, 11, 16, 21, 26, 31
(3)	持株制度	S47, 48, 51, 52, 54, 57, 62, H4, 8, 11, 16, 21, 26
(4)	社内保険制度	S32, 39, 47, 48, 51, 52, 54, 57, 62, H8, 11, 16, 21, 26
(5)	貸付金制度	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 57, 58, 62, H2
(6)	奨学制度	S39, 48, 54, 57
(7)	慶弔見舞制度	S39, 47, 48, 52
	労災付加給付制度	S47, 48, 50, 53, 56, 63
(9)	生活援護制度	\$39, 47, 48, 52, 55, 58
	健康管理制度	S39, 47, 55, 58, 61, H2, 6, 14
	余暇制度	\$24, 32, 39, 47, 48, 49, 52
	表彰制度	\$48,55
	定年退職者に対する福利厚生制度	S55, 58, 61, H6, 8, 21, 26
	単身赴任者に対する援助制度	\$58, 61, H2, 6, 10, 16
(15)	退職準備のための体系的な指導・援助制	S61
(10)	度温磁推供去控	111 4
	退職準備支援 福利厚生施策	H14
	個利厚生肥束 通勤対策	S61, H2, 6, 10, 19 H2, 6, 10, 17
	囲 到 刈 束 新 幹 線 通 勤 補 助 制 度	H2, 6, 10, 17
	自己啓発援助制度	H6, 14
	日 L 俗 先 援 切 耐 及 ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン 制 度	H11, 16, 21, 26
	カフェテリアプラン	H14
		1111

(注)「企業直営福利施設調査報告(昭和 24 年、32 年)」、「企業福祉施設調査報告(昭和 39 年)」、「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和 47~58 年、平成 2、6 年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和 61 年、62 年、平成 4 年、8 年、10 年、11年)」

「職場外の生活設計]

版物がり土佰飲可」	
調査項目	調査年
1 ボランティア休暇制度	H4, 7, 9
2 リフレッシュ休暇制度	S63, H2, 6, 7, 9
3 OB会援助制度	H4
4 社会貢献、職場外活動別支援・援助制度	
(1) 地域社会活動	Н8
(2) 社会福祉活動	Н8
(3) 防災・災害援助活動	Н8
(4) ドナー登録・提供	Н8
(5) 国際支援活動	Н8
(6) 海外留学	Н8
(7) 自己啓発のための社外講座や研修への参	H8, 11, 17
加	
(8) リフレッシュ・ゆとり活動	H8, 11, 17
(9) ボランティア活動	H11, 17

[労働費用]

7 <u>9 183 57 713 1</u>	
調査項目	調 査 年(注)
1 労働費用総額	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
2 現金給与総額	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
3 現金給与以外の労働費用	
(1) 現物給与の費用	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(2) 退職給付等の費用	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(3) 法定福利費	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(4) 法定外福利費	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(5) 教育訓練費	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(6) 募集費	S47~60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
4 海外勤務者の労働費用	Н3
5 派遣労働者関係費用等	Н3, 7, 10, 18, 23, 28
6 労働費用の動向	H14

⁽注)「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和 47 年 \sim 58 年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和 59 年、60 年、63 年、平成 3 年、7 年、10 年)」

[出向制度]

調査項目	調査年
	, ·
1 出向制度の実施状況	H7, 13
2 出向元企業	
(1) 出向者の年齢区分	H7, 13
(2) 今後の見通し	H7
(3) 年齢の決め	Н7
(4) 出向前の職種	Н7, 13
(5) 出向の目的	H7
(6) 出向命令の本人の同意	Н7, 13
(7) 組合との手続き	H7
(8) 出向先企業との関係	H7, 13
(9) 在籍出向者の労働条件	H7, 13
(10) 移籍出向への変更	Н7, 13
(11) 復帰後の地位	Н7
(12) 出向者への対応	H7, 13
3 出向先企業	
(1) 受入後の職種	H7, 13
(2) 職種・地位の変化	Н7, 13
(3) 受入の目的	Н7
(4) 受入の問題点	Н7

[定年制等]

調査項目	調 查 年(注)
1 定年制等に関する事項	
定年制の有無及び実施状況	$H17 \sim 29$
2 定年後の措置に関する事項	
(1) 勤務延長制度、再雇用制度の有無及び実施	i H17∼29
状況	
(2) 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の	$H17\sim25$
範囲	
(3) 勤務延長制度、再雇用制度の適用基準の内	H17~25
容	
(4) 勤務延長制度、再雇用制度の最高雇用年齢	H17~29
(5) 勤務延長制度、再雇用制度の雇用契約期間	H24∼29
(6) 勤務延長制度、再雇用制度の賃金	$H24 \sim 29$
3 高年齢者雇用確保措置の導入状況	H18
4 65 歳以上の人が働くことができる仕組み	$H20\sim23$

⁽注) 平成17年調査から雇用管理調査より移管された。

Ⅱ 調査結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間47分(平成31年調査7時間46分)、労働者1人平 均7時間46分(同7時間45分)となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間24分(同39時間26分)、労働者1人平均39時間03 分(同39時間03分)となっている。

週所定労働時間の1企業平均を企業規模別にみると、「1,000人以上」が39時間00分、「300 ~999 人」が39時間09分、「100~299人」が39時間12分、「30~99人」が39時間30分と なっている。産業別にみると、「金融業、保険業」が38時間17分で最も短く、「宿泊業、飲食サー ビス業」が39時間51分で最も長くなっている。(第1表)

第1表 1日及び週所定労働時間

(単位:時間、分) (単位:%)

	1		(単位: 70)			
企業規模・産業・年	1日の所知	定労働時間	週所定	構成比割合		
正未成侯・庄未・中	1 企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1 企業平均1)	労働者1人平均2)	全企業3)	労働者計4)
令和2年調査計	7: 47	7:46	39 : 24	39 : 03	[100.0]	<100.0>
1,000人以上	7: 46	7:45	39: 00	38 : 46	[2.3]	< 37.6>
300~999人	7:46	7:46	39: 09	39 : 04	[7.1]	< 20.1>
100~299人	7:47	7 : 47	39:12	39 : 06	[21.4]	< 20.6>
30 ~ 99人	7: 47	7:47	39: 30	39 : 26	[69.2]	< 21.7>
鉱業,採石業,砂利採取業	7: 43	7: 39	39: 06	38 : 34	[0.1]	< 0.0>
建設業	7:44	7:47	39:45	39 : 27	[6.2]	< 4.9>
製造業	7: 51	7:50	39:25	39 : 10	[20.7]	< 26.5>
電気・ガス・熱供給・水道業	7: 42	7:39	38: 37	38 : 16	[0.1]	< 0.5>
情報通信業	7: 42	7:38	38: 34	38 : 12	[3.4]	< 5.2>
運輸業,郵便業	7:44	7 : 46	39: 46	39 : 14	[7.5]	< 8.3>
卸売業, 小売業	7: 47	7:46	39: 31	39 : 04	[18.4]	< 14.7>
金融業,保険業	7: 39	7:32	38: 17	37 : 43	[0.9]	< 3.9>
不動産業,物品賃貸業	7:48	7 : 45	39: 09	38 : 55	[1.9]	< 1.9>
学術研究, 専門・技術サービス業	7:44	7 : 42	38:46	38 : 32	[2.6]	< 2.9>
宿泊業,飲食サービス業	7:48	7: 51	39 : 51	39 : 47	[6.2]	< 3.0>
生活関連サービス業, 娯楽業	7: 42	7 : 43	39 : 21	39 : 34	[4.3]	< 2.4>
教育,学習支援業	7:46	7: 39	39:24	38 : 58	$\begin{bmatrix} 3.2 \end{bmatrix}$	< 3.2>
医療, 福祉	7:48	7 : 45	39: 19	39 : 03	[16.6]	< 14.4>
複合サービス事業	7: 36	7:48	38:42	39 : 11	[0.4]	< 1.6>
サービス業(他に分類されないもの)	7: 45	7 : 47	39: 11	39 : 16	[7.5]	< 6.5>
平成31年調査計	7: 46	7: 45	39 : 26	39: 03		

注:1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均 したものである。

^{2) 「}労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労 働者数 (所定労働時間の定めのない者は除く。)によりそれぞれ加重平均したものである。

^{3) []} 内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

^{4) 〈 〉}内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は82.5%(平成31年調査82.1%)となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は44.9% (同44.3%) となっている。これを企業規模別にみると、「1,000人以上」が65.8%、「300~999人」が55.2%、「100~299人」が50.7%、「30~99人」が41.4%となっている。(第2表)

第2表 主な週休制 1) の形態別企業割合

(単位:%)

企業規模・年	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2 日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 2)	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 3)
令和2年調査計	100.0	9.2	82.5	37.5	44.9	8.3
1,000人以上	100.0	2.8	88.4	22. 6	65.8	8.8
300~999人	100.0	2.8	86.6	31.5	55. 2	10.6
100~299人	100.0	6. 7	84. 1	33. 4	50. 7	9. 2
$30 \sim 99人$	100.0	10.8	81.4	39. 9	41.4	7.8
平成31年調査計	100.0	10.2	82.1	37.8	44.3	7.7

- 注:1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。
 - 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。
 - 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は85.9%(平成31年調査85.3%)、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は58.0%(同57.0%)となっている(第3表)。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

企業規模・年	労働者計 ¹⁾	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2 日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 2)	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 3)
令和2年調査計	100.0	4.4	85.9	27.8	58.0	9.8
1,000人以上	100.0	1. 5	89.0	16.0	73.0	9.5
300~999人	100.0	2.9	85.6	28.4	57. 2	11.6
100~299人	100.0	5. 9	84.3	33. 7	50.6	9.8
30 ~ 99人	100.0	9. 1	82.4	41.0	41.4	8.4
平成31年調査計	100.0	4. 5	85.3	28.3	57.0	10. 2

- 注:1) 監視又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、労働時間の定めのない者は除外している。
 - 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。
 - 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

(3) 年間休日総数

平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)の年間休日総数の1企業平均は109.9日(平成31年調査108.9日)、労働者1人平均は116.0日(同114.7日)となっている。

1 企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 116.6 日、「300~999 人」が 114.9 日、「100~299 人」が 113.0 日、「30~99 人」が 108.3 日となっている。(第4表)

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び 労働者1人平均年間休日総数

		年間休日総数階級							1 企業 平均年間	労働者1人 平均年間	
企業規模・年	全企業	69日 以下	70~ 79日	80~ 89日	90~ 99日	100~ 109日	110~ 119日	120~ 129日	130日 以上	十分十尚 休日総数 1) (日)	十分 休日総数 2) (日)
令和2年調査計	100.0	1.6	3. 1	4.7	7.4	32. 7	18. 7	28. 9	2. 9	109. 9	116.0
1,000人以上	100.0	0.2	0.7	0.7	2.5	22.5	22.0	48.8	2.7	116.6	120.1
300~999人	100.0	0.3	1.4	1.9	3. 2	27.4	21.0	41.6	3. 3	114. 9	117.2
100~299人	100.0	0.3	1.8	3.8	4.5	29.3	22.6	34. 5	3. 1	113.0	114.4
30 ~ 99人	100.0	2. 1	3.7	5.4	8. 9	34. 7	17.2	25. 2	2.8	108.3	109.6
平成31年調査計	100.0	1.3	3.6	5.7	8.6	32.8	18.7	27.5	1.8	108.9	114.7

注:1) 「1企業平均年間休日総数」は、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者 に適用される年間休日総数を平均したものである。

^{2) 「}労働者1人平均年間休日総数」は、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数を除く。)は労働者1人平均18.0日(平成31年調査18.0日)、そのうち労働者が取得した日数は10.1日(同9.4日)で、取得率は56.3%(同52.4%)となっており、取得日数は過去最多(昭和59年以降)、取得率は過去最高(昭和59年以降)となった。

取得率を企業規模別にみると、「1,000人以上」が63.1%、「300~999人」が53.1%、「100~299人」が52.3%、「30~99人」が51.1%となっている。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が76.8%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が41.2%と最も低くなっている。(第5表)

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者1人平均 付与日数 ¹⁾ (日)	労働者1人平均 取得日数 ²⁾ (日)	労働者1人平均 取得率 ³⁾ (%)
令和2年調査計	18.0	10. 1	56.3
男	18. 4	9. 9	53. 7
女	17. 1	10.4	60. 7
1,000人以上	18.9	11.9	63. 1
300~999人	17. 9	9.5	53. 1
100~299人	17.6	9.2	52. 3
30 ~ 99人	17. 0	8.7	51. 1
鉱業,採石業,砂利採取業	17. 7	11.3	63.9
建設業	17. 9	8.0	44. 9
製造業	18.6	11.9	64. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	19. 5	15.0	76.8
情報通信業	19. 3	12.3	64. 0
運輸業,郵便業	17. 7	10.0	56. 5
卸売業,小売業	18.0	8.0	44. 7
金融業,保険業	18. 9	11.6	61. 2
不動産業,物品賃貸業	17. 6	9.2	52. 5
学術研究, 専門・技術サービス業	18.6	11.8	63. 2
宿泊業,飲食サービス業	16. 2	6.7	41. 2
生活関連サービス業,娯楽業	16.8	7.8	46. 7
教育,学習支援業	18. 4	8.6	46.4
医療,福祉	16. 7	8.9	53. 4
複合サービス事業	19. 5	14.2	72. 7
サービス業(他に分類されないもの)	17. 2	9. 3	54. 2
平成31年調査計	18.0	9.4	52.4

注:1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。

^{2) 「}取得日数」は、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間に実際に取得した日数である。

^{3) 「}取得率」は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。

年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は 43.2% (平成 31 年調査 22.2%) となっており、計画的付与日数階級別にみると、「 $5\sim6$ 日」が 66.6% (平成 31 年調査 39.6%) と最も高くなっている (第 6 表)。

第6表 年次有給休暇の計画的付与制度 1)の有無、計画的付与日数階級別企業割合

(単位:%)

										(-	中位 ・ /0/
	 年次有給休暇の			年次有給休暇の計画的付与日数							年次有給休暇
企業規模・年全企業	計画的付与制度が ある企業 ²⁾³⁾	1~ 2日	3~ 4日	5~ 6日	7~ 8日	9~ 10日	11~ 12日	13~ 14日	15日以上	の計画的付与 制度がない 企業	
令和2年調査計	100.0	43.2 (100.0)	(8.1)	(8.4)	(66. 6)	(2.0)	(5.5)	(1.7)	(0.9)	(1.9)	56.8
1,000人以上	100.0	46.4 (100.0)	(7.1)	(9.6)	(67. 2)	(3.1)	(4.2)	(2.3)	(1.0)	(1.2)	53.6
300~999人	100.0	46.9 (100.0)	(5.6)	(11.9)	(71.3)	(2.5)	(2.3)	(1.3)	(0.1)	(0.2)	53. 1
100~299人	100.0	45.0 (100.0)	(9.1)	(9.8)	(69.5)	(2.2)	(3.5)	(1.5)	(0.2)	(0.6)	55.0
30 ~ 99人	100.0	42.2 (100.0)	(8.1)	(7.5)	(65. 1)	(1.9)	(6.6)	(1.7)	(1.2)	(2.5)	57.8
平成31年調査計	100.0	22.2 (100.0)	(14. 6)	(21. 8)	(39. 6)	(5.0)	(7.9)	(3.6)	(2.1)	(2.7)	77.8

- 注:1) 「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、労使協定により前もって休暇取得日を割り振る制度のことである。 なお、平成31年4月から全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む。) に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられた。
 - 2)()内の数値は、「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」を100とした割合である。
 - 3) 「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」には、「年次有給休暇の計画的付与日数」が「不明」の企業を含む。

(5) 特別休暇制度

夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は 58.9% (平成 31 年調査 59.0%) となっており、これを特別休暇制度の種類(複数回答)別にみると、「夏季休暇」41.3% (同 42.9%)、「病気休暇」23.3% (同 25.7%)、「リフレッシュ休暇」13.1% (同 13.1%)、「ボランティア休暇」4.6% (同 4.5%)、「教育訓練休暇」4.3% (同 5.8%)、「左記以外の 1 週間以上の長期の休暇」16.0% (同 14.4%) となっている(第 7 表)。

第7表 特別休暇¹⁾制度の有無、種類別企業割合

企業規模・年		[特別休暇制度の種類(複数回答)							
	全企業		夏季 休暇	病気 休暇	リフレッ シュ休暇	ボラン ティア休 暇	教育訓練 休暇	左記以外 の1週間 以上の長 期の休暇 2)		
令和2年調査計	100.0	58.9	41.3	23.3	13. 1	4. 6	4. 3	16.0	41. 1	
1,000人以上	100.0	76.4	37.0	39.9	43.3	22.5	4.9	26.0	23.6	
300~999人	100.0	71.1	44.7	32.1	30.4	11.6	4.0	24.7	28.9	
100~299人	100.0	63.9	43.1	28.5	18.9	5.9	2.9	20.8	36. 1	
30 ~ 99人	100.0	55.5	40.5	20.2	8.6	2.9	4.8	13.3	44. 5	
平成31年調査計	100.0	59.0	42.9	25. 7	13. 1	4. 5	5.8	14. 4	41.0	

注:1) 「特別休暇」とは、法定休暇(年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等)以外 に付与される休暇で、就業規則等で制度(慣行も含む。)として認められている休暇をいう。

^{2) 「1}週間以上の長期の休暇」には、例えば、年末年始、5月の連休期間などがあるが、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分は含まない。

(6) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は 59.6% (平成 31 年調査 62.6%) となっている。企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 77.9%、「300~999 人」が 72.5%、「100~299 人」が 64.4%、「30~99 人」が 56.2%となっている。

これを変形労働時間制の種類(複数回答)別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が33.9%、「1か月単位の変形労働時間制」が23.9%、「フレックスタイム制」が6.1%となっている。(第8表)

第8表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

(単位:%)

企業規模・年		変形労働 時間制を	変形労働時	間制の種類(複数回答)	変形労働 時間制を	
	全企業	採用して いる企業 1)	1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	時間制を 採用して いない企業	
令和2年調査計	100.0	59.6	33.9	23. 9	6. 1	40. 4	
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	77. 9 72. 5 64. 4 56. 2	22. 6 28. 4 33. 1 35. 1	50. 6 41. 2 30. 1 19. 3	28. 7 13. 8 9. 0 3. 7	22. 1 27. 5 35. 6 43. 8	
平成31年調査計	100.0	62.6	35.6	25.4	5.0	37.4	

注:1)「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は51.5%(平成31年調査53.7%)となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は19.1%、「1か月単位の変形労働時間制」は23.0%、「フレックスタイム制」は9.3%となっている(第9表)。

第9表変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

		変形労働 時間制の	変升	形労働時間制の種	類	変形労働 時間制の	
企業規模・年	労働者計	適用を 受ける 労働者 1)	1 年単位の 変形労働 時間制	1 か月単位の 変形労働 時間制	フレックス タイム制	時間制の 適用を 受けない 労働者	
令和2年調査計	100.0	51. 5	19. 1	23.0	9.3	48.5	
1,000人以上 300~999人 100~299人 30 ~ 99人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	49. 1 54. 7 52. 7 51. 5	7. 3 17. 9 26. 2 34. 1	25. 0 28. 8 22. 0 15. 0	16. 7 8. 0 4. 4 2. 4	50. 9 45. 3 47. 3 48. 5	
平成31年調査計	100.0	53. 7	21. 4	23. 9	8. 2	46. 3	

注:1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(7) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は13.0% (平成31年調査14.2%) となっており、これをみなし労働時間制の種類(複数回答)別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が11.4%、「専門業務型裁量労働制」が1.8%、「企画業務型裁量労働制」が0.8%となっている(第10表)。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

(単位:%)

企業規模・年	全企業	みなし労働 時間制を 採用して いる企業	事業場外みなし労働	時間制の種類 専門業務型 裁量労働制	(複数回答) 企画業務型 裁量労働制	みなし労働 時間制を 採用して いない企業
令和2年調査計	100.0	13.0	時間制	双重刀側門	双重刀	87.0
1,000人以上 300~999人 100~299人 30 ~ 99人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	26. 1 16. 9 17. 3 10. 8	17. 1 14. 1 15. 8 9. 6	10. 6 3. 6 2. 0 1. 3	4. 8 1. 6 1. 2 0. 5	73. 9 83. 1 82. 7 89. 2
平成31年調査計	100.0	14.2	12.4	2.3	0.6	85.8

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は8.9% (平成31年調査9.1%)となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が7.6%、「専門業務型裁量労働制」が1.0%、「企画業務型裁量労働制」が0.2%となっている(第11表)。

第11表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

企業規模・年	労働者計	みなし労働 時間制の 適用を 受ける	みなし 事業場外 みなし労働	ン労働時間制の 専門業務型)種類 企画業務型	みなし労働 時間制の 適用を 受けない
		労働者	時間制	裁量労働制	裁量労働制	労働者
令和2年調査計	100.0	8.9	7.6	1. 0	0.2	91.1
1,000人以上	100.0	11.4	9. 2	1.8	0.3	88.6
300~999人	100.0	7.9	7.0	0.8	0.1	92.1
100~299人	100.0	8.6	7.6	0.7	0.3	91.4
30 ~ 99人	100.0	5.8	5. 3	0.3	0.3	94. 2
平成31年調査計	100.0	9. 1	7. 4	1.3	0.4	90.9

(8) 勤務間インターバル制度

1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者が「全員」の企業割合は32.4%(平成31年調査32.9%)、「ほとんど全員」の企業割合は33.7%(同35.0%)となっている。また、「ほとんどいない」の企業割合は2.1%(同3.0%)、「全くいない」の企業割合は13.1%(同10.7%)となっている。(第12表)

第 12 表 実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が 11 時間以上空いている労働者の状況別 企業割合

(単位:%)

企業規模・年	全企業 ¹⁾	全く いない	ほとんど いない	全体の 4分の1 程度いる	半数程度いる	全体の 4分の3 程度いる	ほとんど 全員	全員
令和2年調査計	100.0	13. 1	2. 1	2.8	4.8	8.7	33. 7	32.4
1,000人以上	100.0	6.8	5. 5	3.4	7.2	15. 1	49.0	8.0
300~999人	100.0	7.5	3.5	3.5	6.2	13.1	51.0	13.7
100~299人	100.0	10.5	2.5	2.6	4.6	11.7	40.6	26.2
30 ~ 99人	100.0	14.7	1.8	2.7	4.7	7.2	29.4	37.0
平成31年調査計	100.0	10.7	3.0	2. 9	5. 1	9.3	35.0	32.9

注:1) 「全企業」には、「実際の終業時刻から始業時刻までの間隔」が「不明」の企業を含む。

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が 4.2%(平成 31 年調査 3.7%)、「導入を予定又は検討している」が 15.9%(同 15.3%)、「導入予定はなく、検討もしていない」が 78.3%(同 80.2%)となっている (第 13 表)。

第13表 勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均間隔時間

企業規模・年	全企業 1)	導入して いる	1 企業平均 間隔時間 2) (時間、分)	導入を予定 又は検討 している	導入予定 はなく、 検討もして いない
令和2年調査計	100.0	4.2	10: 46	15. 9	78.3
1,000人以上	100.0	11.2	9: 49	30.7	57. 4
300~999人	100.0	7.9	10: 11	25. 1	66. 4
100~299人	100.0	3.8	10: 53	20.6	75.0
30 ~ 99人	100.0	3. 7	10: 59	13. 1	81. 2
平成31年調査計	100.0	3.7	10: 57	15.3	80.2

注:1) 「全企業」には、「勤務間インターバル制度の導入状況」が「不明」の企業を含む。

^{2) 「1}企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由(複数回答)別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が56.7%(平成31年調査53.0%)と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が13.7%(同19.2%)となっている。

また、「当該制度を知らなかったため」の全企業に対する企業割合は 10.7% (同 15.4%) となっている。(第 14 表)

第14表 勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない理由別企業割合

(単位:%)

企業規模・年	導入予定はなく、	導入予定はなく、検討もしていない理由 (複数回答)					
	検討もしていない企業 1)	夜間も含め、常時顧客や 取引相手の対応が 必要なため	人員不足や仕事量が多い ことから、当該制度を 導入すると業務に 支障が生じるため	当該制度を導入すると 労働時間管理が 煩雑になるため			
令和2年調査計	[78. 3] 100. 0	[7.4] 9.4	[9.3] 11.8	[8.5] 10.9			
1,000人以上 300~999人 100~299人 30 ~ 99人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	22. 3 12. 1 14. 0 7. 6	25. 9 16. 7 15. 5 10. 0	25. 2 15. 4 14. 9 9. 0			
平成31年調査計	[80. 2] 100. 0	[6.6] 8.2	[9.1] 11.3	[6.4] 8.0			

	導入予算	導入予定はなく、検討もしていない理由							
	(複数								
企業規模·年 	超過勤務の機会が少な く、当該制度を導入する 必要性を感じないため	その他	当該制度を 知らなかったため						
令和2年調査計	[44.3] 56.7	[6.6] 8.4	[10.7] 13.7						
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	38. 1 49. 9 57. 0 57. 5	14. 8 15. 1 9. 1 7. 6	3. 3 6. 5 8. 5 16. 0						
平成31年調査計	[42.5] 53.0	[7.4] 9.2	[15. 4] 19. 2						

注:1) 「導入予定はなく、検討もしていない企業」には「導入予定はなく、検討もしていない理由」が「不明」の企業も含 *Po

^{2) 「]} 内の数値は、全企業に対する企業割合である。

2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は 81.6% (平成 31 年調査 84.0%) となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は 93.3% (同 94.9%)、「26%以上」とする企業割合は 4.5% (同 5.0%) となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が21.3%、「300~999人」が13.5%、「100~299人」が5.9%、「30~99人」が2.5%となっている。(第15表)

第 15 表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位:%)

			時間外				
企業規模・年	全企業	定めている	一律に	時間外労働の割		時間外労働時 間数等に応じ	定めて いない
			定めている 1)2)	25%	26%以上	て異なる率を 定めている	
令和2年調査計	100.0	93. 1	81.6 (100.0)	(93.3)	(4.5)	11.5	6. 9
1,000人以上 300~999人 100~299人 30 ~ 99人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	99. 8 98. 7 96. 0 91. 4	84. 0 (100. 0) 84. 0 (100. 0) 85. 2 (100. 0) 80. 1 (100. 0)	(78.3) (86.0) (93.1) (94.6)	(21. 3) (13. 5) (5. 9) (2. 5)	15. 8 14. 6 10. 8 11. 3	0. 2 1. 3 4. 0 8. 6
平成31年調査計	100.0	93. 8	84. 0 (100. 0)	(94.9)	(5.0)	9. 7	6. 2

注:1) () 内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は 31.1%(平成 31 年調査 27.3%)となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「 $25\sim49\%$ 」とする企業割合は 37.2%(同 38.5%)、「50%以上」とする企業割合は 60.1%(同 60.6%)となっている。

1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区 分別にみると、「中小企業」が 25.9%、「中小企業以外」が 58.7%となっている。(第 16 表)

第 16 表 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率¹⁾ の定めの有無、 割増賃金率階級別企業割合

企業規模・ 中小企業該当区分・ 年	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 2)		定めている 3)4)		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級25~50%49%以上		定めて いない
令和2年調査計 1,000人以上 300~999人 100~299人 30 ~ 99人 中小企業 中小企業以外	[93. 1] [99. 8] [98. 7] [96. 0] [91. 4] [93. 2] [92. 6]	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	31. 1 86. 0 61. 3 36. 3 24. 1 25. 9 58. 7	(100. 0) (100. 0) (100. 0) (100. 0) (100. 0) (100. 0) (100. 0)	(37. 2) (3. 2) (11. 7) (25. 6) (54. 4) (53. 0) (-)	(60. 1) (94. 4) (87. 3) (73. 6) (41. 5) (44. 1) (97. 7)	68. 9 14. 0 38. 7 63. 7 75. 9 74. 1 41. 3
平成31年調査計	[93.8]	100.0	27.3	(100.0)	(38.5)	(60.6)	72.7

注:1) 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上とされているが、中小企業については適用が猶予されており、令和5年4月1日から適用となる。

- 2) [] 内の数値は、全企業に対する「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業割合である。
- 3) () 内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。
- 4) 「定めている」には、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

^{2) 「}一律に定めている」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

(3) 諸手当

令和元年 11 月分の常用労働者 1 人平均所定内賃金は 319.7 千円となっており、そのうち諸手当は 47.5 千円、所定内賃金に占める諸手当の割合は 14.9%となっている。

また、所定内賃金に占める諸手当の割合を企業規模別にみると、規模が小さいほど高くなっている。(第17表)

第17表 賃金の種類別常用労働者1人平均所定内賃金及び構成比(令和元年11月分)

企業規模・年	所 定 内 賃 金								
	計 ¹⁾		基本	×給	諸手当				
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)			
令和2年調査計	319.7	(100.0)	272.2	(85.1)	47.5	(14.9)			
1,000人以上 300~999人 100~299人 30 ~ 99人	359. 6 314. 3 294. 6 280. 5	(100. 0) (100. 0) (100. 0) (100. 0)	309. 9 268. 4 248. 6 233. 8	(86. 2) (85. 4) (84. 4) (83. 4)	49. 7 45. 9 46. 0 46. 7	(13.8) (14.6) (15.6) (16.6)			
平成27年調査計2)	311.6	(100.0)	269.4	(86.4)	42.2	(13.6)			

注:1) ()内の数値は、所定内賃金(「基本給」と「諸手当」の計)を100とした割合である。

令和元年11月分の諸手当を支給した企業割合を諸手当の種類別(複数回答)にみると、「通勤 手当など」が92.3%で最も高く、次いで「役付手当など」86.9%、「家族手当、扶養手当、育児 支援手当など」68.6%などとなっている。

企業規模別にみると、「特殊作業手当など」「特殊勤務手当など」、「地域手当、勤務地手当など」「住宅手当など」「単身赴任手当、別居手当など」、及び「調整手当など」は、規模が大きいほど支給企業割合が高く、「役付手当など」「精皆勤手当、出勤手当など」は規模が小さいほど支給企業割合が高い。(第18表)

第 18 表 諸手当の種類別支給企業割合(令和元年 11 月分)

複数回答(単位:%)

							多数四百	(平压, /0)
企業規模・年		業績手当な	勤務手当					
	計	来順サヨな、 ど(個人、 部門・グ ループ、会 社別)	役付手当など	特殊作業 手当など	特殊勤務 手当など	技能手当、 技術(資格) 手当など	精皆勤手 当、出勤手 当など	通勤手当な ど(1か月 分に換算)
令和2年調査計	100.0	13.9	86. 9	12. 2	24. 2	50.8	25. 5	92.3
1,000人以上	100.0	15.9	82.1	20.2	43.4	49.6	9.6	94.4
300~999人	100.0	15.4	86.0	19.9	36.9	53.8	13.7	96.8
100~299人	100.0	13.6	86.7	13.9	29.6	55.9	21.2	94.8
30 ~ 99人	100.0	13.8	87.2	10.6	20.4	48.8	28. 7	91.0
平成27年調査計1)	100.0	13.7	87.7	11.5	24.0	47.7	29.3	91.7

複数回答(単位・%)

後								
		生						
企業規模・年	家族手当、扶 養手当、育児 支援手当など	地域手当、勤 務地手当など	住宅手当 など	単身赴任手 当、別居手当 など	左記以外の生 活手当 (寒冷地手 当、食事手当 など)	調整手当など	上記及び左 記のいずれ にも該当し ないもの	
令和2年調査計	68.6	12.2	47.2	13. 1	15. 3	31.5	13.9	
1,000人以上	75. 6	35.7	61.7	66.6	27.9	52.6	23.0	
300~999人	76.0	25.4	60.9	41.4	23.2	43.4	20.7	
100~299人	72.5	17. 1	54. 1	22.0	18.1	39.4	14.6	
30 ~ 99人	66.3	8.4	43.0	5. 3	13.1	27.0	12.6	
平成27年調査計1)	66. 9	12.5	45.8	13.8	16. 2	32.5	10.8	

注:1) 平成27年調査計の数値は、平成26年11月分である。

²⁾ 平成27年調査計の数値は、平成26年11月分である。

令和元年 11 月分として支給された労働者 1 人平均の諸手当の支給額を諸手当の種類別にみると、「業績手当など」が 52.2 千円で最も高く、次いで「単身赴任手当、別居手当など」47.6 千円、「役付手当など」41.6 千円となっている(第 19 表)。

第19表 諸手当の種類別支給された労働者1人平均支給額(令和元年11月分)

(単位:千円)

						<u>(単位:千円)</u>
業績手当ね		勤務	手 当			
来順サゴな ど(個人、 部門・グ ループ、会 社別)	役付手当 など	特殊作業 手当など	特殊勤務 手当など	技能手当、 技術(資格) 手当など	精皆勤手 当、出勤手 当など	通勤手当な ど(1か月 分に換算)
52.2	41.6	14. 4	25. 0	18.8	9. 0	11. 7
50. 1	50.3	12.6	25.4	17.8		
56. 5					7. 6	11.4
46.0	38.8	13.3	22.6	18. 9	7.9	10.8
59.0	37. 1	19.6	22.0	21.8	11.2	10.3
57. 1	38.8	14. 0	25. 5	20. 3	10. 5	11.5
						(<u>単位:下円)</u>
家族手当、扶 養手当、育児 支援手当など		活 手住宅手当など	当 単身赴任手 当、別居手当 など	左記以外の生 活手当 (寒冷地手 当、食事手当 など)	調整手当など	上記及び左 記のいずれ にも該当し ないもの
17.6	22.8	17.8	47.6	8.7	26. 0	32.0
22. 2	23. 3	21.3	47.6	7.6	24.0	37. 3
						26. 4
						30. 6
						32. 4
17. 3	22.8	17. 0	46. 1	9. 3	26. 1	30. 5
	部門・グ会 社別) 52.2 50.1 56.5 46.0 59.0 57.1 家族手選手 当、育など 17.6 22.2 16.0 15.3 12.8	ど(個人、部門・グループ、会社別) 役付手当など 52.2 41.6 50.1 50.3 56.5 38.1 46.0 38.8 59.0 37.1 57.1 38.8 *** 家族手当、扶規是当本が一个技術中の表現。 ** 4 22.8 22.2 23.3 16.0 23.0 15.3 20.2 12.8 22.3	業績手当な ど(個人、 部門・グループ、会 社別) 52. 2 41. 6 14. 4 50. 1 50. 3 12. 6 56. 5 38. 1 11. 8 46. 0 38. 8 13. 3 59. 0 37. 1 19. 6 57. 1 38. 8 14. 0 生 活 手 家族手当、扶養手当など 17. 6 22. 8 17. 8 22. 2 23. 3 21. 3 16. 0 23. 0 17. 0 15. 3 20. 2 16. 4 12. 8 22. 3 14. 2	業績手当な ど(個人、 部門・グ ループ、会 社別) 52. 2 41. 6 14. 4 25. 0 50. 1 50. 3 12. 6 25. 4 56. 5 38. 1 11. 8 28. 5 46. 0 38. 8 13. 3 22. 6 59. 0 37. 1 19. 6 22. 0 57. 1 38. 8 14. 0 25. 5 生 活 手 当 家族手当、扶養手当など 東手当など カフィー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業績手当な ど(個人、 部門・グ ループ、会 社別) 52.2 41.6 14.4 25.0 18.8 50.1 50.3 12.6 25.4 17.8 56.5 38.1 11.8 28.5 15.6 46.0 38.8 13.3 22.6 18.9 59.0 37.1 19.6 22.0 21.8 57.1 38.8 14.0 25.5 20.3 生活手当など を接手当、育児 表援手当など など 当 かは手当など など は かは手当など など は かんと ままり など は 次と は 大き事当など は 次と は 大き事当など は 大き事もなど は 大き事もなど は 大き事もなど は 大き事もなど は 大き事もなど は 大きまり など は 大きまり 大きまり 大きまり 大きまり 大きまり 大きまり 大きまり 大きまり	業績手当な ど (個人、部門・グループ、会 社別) 特殊作業 手当など 特殊勤務 技能手当、 出勤手当など 表達

注:1) 平成27年調査計の数値は、平成26年11月分である。

Ⅲ 統 計 表

集計事項一覧表

集計事項一覧表

I 企業の属性 Ⅱ 労働時間制度 Ⅲ 賃金制度

◎=集計項目 ●=表頭事項

○=表側事項 △=欄外事項

	,	ミロレン			ı		CARA		1			X 19.17					州ノ				
報	原										1		-	Π	労		働	時	間		
光告 書表 番号	赤表 番号		集計項目		Ι	企業	養の属	[性		1 所定労働時間		2週休制	3年間休日総数			4年次有給休暇					5特別休暇制度
		企業割合	労働者割合	平均値	産業	企業規模	労働組合の有無	業務	1日の所定労働時間	週所定労働時間	理の地位にある者労働時間の定めのない監督又は管	週休制の形態	年間休日総数	年間延付与日数・取得日数・取得率	計画的付与制度の有無	計画的付与日数	時間単位取得制度の有無	時間単位取得日数	種類・制度の有無	賃金の支給状況	1回あたりの最高付与日数
1	1	0		0	0	0	\triangle		•												
2	2		0	0	0	0	Δ		•												
3	3	0		0	0	Δ	Δ			● ^{※1}											
4	4		0	0	0	Δ	\triangle			•		***									
5 • 6	5	0		0	Δ	0	\triangle			● ^{**1}		○ ^{**2} •**2									
7	6-1 $6-2$	0			0	\triangle	\triangle					O ***									
8	7	0	0		0	Δ	\triangle														
9	8	0	0		0	Δ	Δ				•										
10	9	0	•	0	0	10	\triangle						•								
11	10		0	0	0	0	Δ						•								
_	11-1~3			0	0	Δ	•							•							
12	12-1~3			0	0	Δ	\triangle							•	•						
_	13-1~3			0	0	0	Δ					\bullet^{*2}		•							
12 · 13	14	0		0	0	Δ	Δ								•	•		_			
14	15	0		0	0	Δ	\triangle										•	•			
15.16	16	0			0	0													•		
16 16	17 18	0		0	0	0														•	
17	19			0		0														•	
18	20	0			0	0													•		
19	21	0			0	0	Δ														
20	22		0		0	0	Δ														
21	23	0			0	0	\triangle														
22	24		0		0	0	Δ														
23	25	0			0	0	Δ														
24	26	0			0	0	\triangle	•													
25	27	0	<u> </u>	<u> </u>	0	0	\triangle				<u> </u>										
25 —	28 29	0	0		0	0 0	Δ														
26	30	0			0	0 0	Δ														
27	31	0		0		0	Δ														
28	32	0		9	0	0	Δ														
29	301	0			0	Δ															
30	302	0		0	0	Δ															
31	303	0		0	0	Δ															
32	304	0		0	0	\triangle															
33	305	0		0	0	Δ															

^{※1} 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を集計している。※2 企業において最も多くの労働者に適用される週休制の形態を集計している。

制	J	变												III	賃	·	È	制	度				
		6変形労働時間制	労働時間制	な		ショナル制度プロフェッ	류		制度のプラファ	रं						割増賃金率	1時間外労働の					報告書表番号	原表番号
年間の最高付与日数	平成30年1年間における利用の有無	種類、採用(適用)の有無	種類、採用(適用)の有無	専門業務型裁量労働の適用業務	制度採用の有無	適用労働者数	労働者が従事する業務	以上の労働者の状況 通年で実際の勤務間隔が11時間	況勤務間インターバル制度の導入状	具体的な時間の設定状況	制度を導入していない理由	有無時間外労働の割増賃金率の定めの	時間外労働の割増賃金率の定め方	時間外労働の割増賃金率	の有無の有無の有無の有無の有無の有無の有無の有無の有無の有無の有無の有無の有無の	る割増賃金率限度時間を超える時間外労働に係	中小企業該当区分	係る割増賃金率の定めの有無1か月60時間を超える時間外労働に	係る割増賃金率1か月60時間を超える時間外労働に	代替休暇制度の有無	代替休暇取得労働者数		
																						1 2	1 2
																						3	3
																						4	4
																						5 · 6	5 6-1
																						_	6-2
																						8	7
																						9	8 9
																						11	10
																						_	11-1~3
																						12	$\frac{12-1\sim3}{13-1\sim3}$
																						12 · 13	14
																						14	15
																						15·16 16	16 17
																						16	18
•																						17	19
	•	•																				18 19	20
		•																				20	22
			•																			21	23
			•	•																		22 23	24 25
				•																		24	26
					•	_																25	27
					•	•	•															25 —	28 29
								•														26	30
									•	•												27	31
									•		•						^					28 29	32 301
												•	•	•			Δ					30	301
												•			•	•						31	303
												•					Δ	•	•			32	304
																	Δ	•		•		33	305

Ⅲ 賃金制度(続き)

±Π	H	佳	計項	Ħ		I	Ш	賃	金	制	度	±n	H
報告書番号	原表番号	朱		Ħ	企業(り属性		2	諸手	当		報告	原表番号
書	番	企業	労働	平均	産業	企業		勺賃金		諸手当	á	書	番
6 号	P	米割合		?値	K	*規模	基本給	諸手当(所定外賃金を除く)	制度の有無	項目別支給者数	項目別支給総額	番号	P
34	306	0			0	\triangle			•			34	306
35	307			0	0	0	•	•			•	35	307
36	308	0			0	0					•	36	308
37	309			0	0	0				•	•	37	309

労働時間制度

第1表 産業・企業規模、主な1日の所定労働時間階級別企業割合 及び1企業平均1日の所定労働時間

(単位:%) 時間 分 1企業平均 1日の所定 6:29 6:30 7:01 7:30 8:01 産業・企業規模 全企業 労働時間 7:00 8:00 7:29 (時間:分) 以下 6:59 7:59 以上 T 調 杳 産 業 計 100.0 7:470.2 1.1 5.7 3.5 30.6 58.3 0.6 以 1,000 人 上 100.0 0.3 4.1 4.0 43.4 47.4 0.8 7:46100 999 100.0 0.3 0.4 34.2 55.7 0.7 7:474. 2 4.5 300 999 人 100.0 3.9 38.4 0.1 0.7 4.3 52.2 7:460.5 100 299 人 100.0 0.3 0.4 4.3 4.6 32.8 56.9 0.7 7:4730 99 人 100.0 0.1 1.3 6.4 3.0 28.8 59.7 0.6 7:47鉱業,採石業, 砂利採取業 35.9 С 100.0 1.0 14.5 48.6 7:43建 設 業 D 2.1 100.0 7.5 4.6 31.4 54.4 7:44業 造 製 Ε 100.0 0.3 1.6 2.3 34.6 60.2 1.0 7:51以 上 1,000 人 100.0 0.6 1.7 54.0 43.6 7:49100 999 人 100.0 0.1 0.6 3.1 34. 5 60.2 1.5 7:52300 999 人 100.0 0.6 1.0 2.6 45.1 49.8 1.0 7:51100 299 人 100.0 0.5 3.3 31.2 63.3 1.6 7:5330 99 人 100.0 0.4 2.0 34.0 60.7 7:512.0 0.9消 費 関 連 E1 100.0 0.9 3.6 4.1 34.3 55.8 1.4 7:48連 素 材 関 E2 100.0 0.1 1.4 1.8 38.1 58.2 0.4 7:51機 械 関 連 Е3 100.0 31.2 66.2 7:541.3 1.3 電気・ガス・熱供給・水道業 F 1.2 100.0 4.7 69.2 24.9 7:42報 信 業 G 情 通 100.0 0.4 11.3 3.0 36.4 48.9 7:42郵 業 運 業 便 Η 100.0 1.5 15.3 1.6 23.0 57.6 0.9 7:44業 小 業 卸 売 売 1.3 1.3 Ι 100.0 3.9 3 8 34.9 7:4754.8 50~55 卸 売 業 43.3 100.0 5.0 3.7 46.8 1.3 7:45業 61.2 7:4856~61 小 売 100.0 2.4 3.0 3.9 28.4 業 融 業 保 険 金 100.0 0.6 8.3 9.9 50.9 30.3 7:39J 動産業, 不 物 品賃貸業 100.0 0.4 2.2 34.3 58.6 7:484.5 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 1.1 9.6 2.5 35. 1 51.6 7:44宿泊業,飲食サービス業 2.1 20.2 100.0 4.2 6.1 66.3 1.0 7:48生活関連サービス業,娯楽業 N 7:42100.0 2.5 10.1 2.0 37.3 48.0 学 習 支 援 業 O 教 育 100.0 0.1 7.5 28.2 7:461.0 6.9 54.6 1.8 福 医 療 祉 P 100.0 0.3 5.9 3.4 24.0 66.4 7:48合 サ ピ ス 事 業 100.0 0.5 10.9 59.6 26.7 0.5 7:361.7 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 0.9 <u>4</u>. 5 26.5 3.0 3.6 61.4 0.1 7:45

注:企業において最も多くの労働者に適用される 1 日の所定労働時間についての割合であり、「1企業平均1 日の所定労働時間」はその平均である。

第2表 産業・企業規模、1日の所定労働時間階級別適用労働者割合 及び労働者1人平均1日の所定労働時間

(単位:%) 労働者 時間 分 1人平均 6:30 7:01 7:30 6:29 8:01 1日の所定 産業・企業規模 労働者計 7:00 8:00 労働時間 7:29 (時間:分) 以下 6:59 7:59 以上 Т 調 杳 産 業 計 100.00.1 0.5 4.3 3.9 41.7 48.9 0.5 7:46以 1,000 人 上 100.0 0.4 3.7 4.1 51.1 40.3 0.4 7:45999 100 100.0 0.3 0.3 38.2 52.0 4.0 4.3 0.8 7:47300 999 100.0 0.1 0.6 4.0 4.2 49.5 41.0 0.6 7:46299 100 100.0 0.5 0.1 4.1 4.4 35.4 54.5 1.0 7:4730 99 100.0 0.1 1. 1 5.9 2.7 32.7 57.1 0.3 7:47鉱業, 利採取業 採石業 砂 C 100.0 2.3 27.8 32.7 37. 2 7:39設 業 建 37.6 D 100.0 1.0 3.2 3.0 55.2 7:47業 造 Ε 製 100.0 0.2 0.8 2.1 48.4 47.8 0.8 7:50以 1,000 人 上 100.0 0.3 1.0 61.6 37.1 7:49999 100 0.2 0.6 100.03.7 39. 1 1.8 7:5254.6 300 999 100.0 0.4 0.8 3.4 47.9 46.7 0.9 7:50 100 299 100.0 0.5 4.0 30.9 61.9 2.7 7:5430 99 0.4 7:51100.01.9 1 7 37.7 57.8 0.5消 費 関 連 E1 100.0 0.5 1.5 3.9 37.8 54.8 1.5 7:51素 材 関 連 E2 100.0 0.2 1.5 3.9 53.9 39.5 1.0 7:48械 関 連 Е3 機 100.0 0.3 49.4 50.0 0.3 7:52電気・ガス・熱供給・水道業 F 100.0 0.1 0.6 94.2 5. 2 7:39報 信 業 G 情 通 100.0 0.3 9.3 7.7 51.8 31.0 7:38業 運 郵 便 Η 100.0 0.6 8.3 3.8 28.5 57.2 1.6 7:46業 卸 売 業 小 売 0.3 7:46Ι 100.0 2.6 5.8 42.0 1.2 48.0 売 業 50~55 卸 100.0 3.6 7.6 46.8 41.5 0.5 7:437:4856~61 小 売 業 100.0 0.6 1.7 4.3 38.0 53.7 1.7 保 険 業 金 融 業 100.0 0.0 18.1 8.9 48.7 24.2 7:32J 不 動 産 業 物 品賃貸 業 0.2 100.0 5.3 43.07:454.5 47.1 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 0.1 10.2 3.3 49.8 36.7 7:42宿泊業,飲食サービス業 100.0 1.6 1.8 2.5 20.9 73.1 0 1 7:51M 生活関連サービス業,娯楽業 100.0 4.6 8.5 2.1 30.7 7:43N 54.0 援 業 教 支 100.0 0.6 0.7 O 0.6 9.9 5.3 48.4 34.6 7:39福 医 P 祉 100.0 0.5 4.0 3.7 39.2 52.6 7:45複 サ ピ ス 事 業 合 100.0 0.3 3.6 33.2 62.5 0.3 Ω 0.1 7:48#--ビス業(他に分類されないもの) 2.5 2.5 100.0 0.5 3.1 32.0 7:47R 59 4 0.0

注: 1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

^{2 「}労働者1人平均1日の所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間についての割合であり、企業の全労働者数(所定労働時間の定めのない者を除く。)により加重平均したものである。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模計						
産業	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業 計	100.0	96. 7	0.7	2. 4	2. 2	10. 1
C鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	99. 0	-	3.9	6.8	8.6
D 建 設 業	100.0	94. 5	0. 2	0.2	1.5	7. 7
E製業	100.0	98. 2	0.0	1.0	2.8	10. 1
E1 消 費 関 連	100.0	100.0	0.0	1. 3	5. 7	10.3
E2 素 材 関 連	100.0	96. 6	-	1.6	1.8	12. 9
E3 機 械 関 連	100.0	98. 1	-	0.0	1.1	7.0
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	_	4. 2	6. 1	17. 2
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	0.6	12. 1	3.0	19. 7
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	94. 1	-	1.6	0.2	5.0
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	93. 9	-	1.8	3.0	13.8
50~55 卸 売 業	100.0	97. 0	-	3.0	3.8	21.4
56~61 小 売 業	100.0	91. 4	-	0.8	2.4	7.8
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	0.6	10.6	6. 9	23. 3
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	1.8	2.9	1. 2	13. 4
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	98. 9	1.4	9.6	2.0	14.8
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	95.8	1.0	1.0	2. 7	2.3
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	96. 4	1.9	3.8	0.2	4.0
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100. 0	96. 9	1. 4	2.0	4.3	3. 9

注:企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

99.4

99.2

95.4

0.9

0.5

3.7

3.0

0.4

1.4

2.1

5.5

0.6

11.9

36.8

6.5

100.0

100.0

100.0

福

祉

P 医

療

Q複合サービス事

R サービス業(他に分類されないもの)

企業割合及び1企業平均週所定労働時間 (6-1)

						(単位:%)			
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	1企業平均 週所定労働 時間 (時間:分)		産業
10. 9	6. 6	63. 9	3. 3	1. 1	1. 7	0.5	39 : 24	Т	
13. 6	8.7	57. 3	1.0	1.0	-	_	39:06	С	
7.6	10.6	66.8	5.5	3.2	1.2	1.1	39 : 45	D	
13. 3	12. 2	58. 9	1.8	0.7	0.5	0.7	39 : 25	Е	
10. 7	10. 7	61.3	-	-	-	-	39 : 16		E1
15. 1	11.4	53. 9	3.4	0.9	0.4	2.0	39 : 26		E2
13.8	14. 3	61.9	1.9	0.9	0.9	-	39 : 33		ЕЗ
36. 1	5. 5	30.8	-	_	-	_	38:37	F	
13. 5	1.8	49. 3	-	-	-	_	38:34	G	
10.0	4. 3	73. 0	5. 9	4.2	1.7	_	39 : 46	Н	
9.8	5. 0	60. 5	6. 1	1.3	3.6	1.2	39 : 31	I	
14. 6	5. 1	49.0	3.0	0.0	2.0	1.0	39:04		50~55
6.0	4. 9	69. 6	8.6	2.3	5.0	1.4	39 : 52		56~61
22. 4	5. 6	30. 7	-	_	-	_	38 : 17	J	
13. 4	3. 4	63. 9	-	-	-	-	39:09	K	
15. 5	5. 0	50. 5	1. 1	-	-	1.1	38:46	L	
3. 5	1.8	83. 5	4.2	1.1	3. 1	_	39 : 51	М	
20. 2	9. 7	56. 6	3.6	0.4	3. 1	0.2	39 : 21	N	
10. 9	7. 1	67. 2	3. 1	0.9	1.4	0.9	39 : 24	О	
9.9	2. 1	69. 6	0.6	-	0.6	-	39 : 19	Р	
7. 7	5. 5	42.6	0.8	0.4	0.4	_	38 : 42	Q	
8. 1	9. 5	65. 5	4.6	0.7	3. 3	0.6	39 : 11	R	

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

	企業規模	1,000人以上
--	------	----------

産業	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T調 査 産 業 計	100.0	98.5	0.1	3. 4	3. 9	15. 0
C鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	X	X	X
D 建 設 業	100.0	100.0	-	_	_	14. 5
E製造業	100.0	100.0	0.5	2. 1	3.0	9. 3
E1 消 費 関 連	100.0	100.0	2. 4	_	7.3	7. 3
E2 素 材 関 連	100.0	100.0	-	6. 2	4.8	19. 4
E3 機 械 関 連	100.0	100.0	-	0.6	_	4. 2
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	_	8.0	6. 3
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	-	10.3	7.7	30.8
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97. 9	-	0.7	7.0	14.0
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	95. 4	-	2.0	5.2	11.9
50~55 卸 売 業	100.0	97. 3	-	2. 7	16. 2	17.5
56~61 小 売 業	100.0	94. 9	-	1.7	1.7	10.2
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	-	14. 9	12.7	27.7
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	-	-	-	29.0
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	11. 1	3.8	22. 0
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	97. 7	-	_	_	1.0
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	100.0	-	3. 1	3. 1	9. 3
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	100.0	-	-	1.4	8.9
P 医療 ,福祉	100.0	100.0	-	7. 7	3. 1	26. 1
Q複合サービス事業	100.0	100.0	-	-	-	53. 7
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	97. 2	-	2.8	2.8	18.9

注:企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間(6-2)

(単位:%) 1企業平均 時間 分 時間 分 時間 分 40時間 時間 分 時間 分 時間 分 週所定労働 産 業 超 38:00~ 39:00~ 40:00 40:01~ 42:01~ 44:01 時間 38:59 44:00 以上 39:59 42:00 (時間:分) Т 21.5 6.8 47.8 1.5 0.7 0.8 39:00 X Χ X X X X X X C 26. 1 7.9 51.4 39:12 D 36.9 8.7 39.4 38:59 Ε 31.3 3.6 48.2 38:59 E1 37.2 8.4 24.0 38:28 E2 39.3 11.2 44.8 39:16 E3 77.7 8.0 38:20 F 25.6 25.6 38:06 G 9.1 13.3 53.8 39:09 2. 1 2. 1 Η 2.6 16.7 4.7 54.9 4.6 2.0 39:15 Ι 38 : 33 23.0 37.9 2.7 2.7 $50 \sim 55$ 14.8 6.2 60.3 5. 1 1.7 3.4 39:28 56~61 12.8 6.4 25.5 37:52 J 17.4 5.8 47.9 38:56 K 40.8 3.8 18.6 L 38:12 86.5 2.3 2.3 1.0 9.3 39:58 Μ 6.2 78.4 39:24 Ν 53. 1 7.8 28.8 O 38:56 18.1 P 8.4 36.5 38:34 6.7 39.6 38 : 34Q 9.4 6.6 56.6 2.8 2.8 39:11 R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

|--|

<u>業</u>	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業 計	100.0	98.6	0.4	2.6	3. 6	13. 9
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	90. 9	-	9. 1	9. 1	9. 1
D 建 設 業	100.0	98. 9	1. 1	1.5	2.5	7. 2
E製造業	100.0	99. 3	-	1.1	3.5	14. 2
E1 消 費 関 連	100.0	100.0	-	1.5	4.4	15.3
E2 素 材 関 連	100.0	98.0	-	2.0	2.8	18.2
E3 機 械 関 連	100.0	100.0	-	_	3.4	9.6
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	2. 1	2.2	23. 4
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	1.8	14.3	1.2	17.3
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	98. 3	-	5. 7	0.3	7. 4
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	97. 7	-	3.3	7. 1	18.1
50~55 卸 売 業	100.0	100.0	-	3.8	9.4	19.5
56~61 小 売 業	100.0	95.8	-	3.0	5. 1	16.9
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	-	6.2	5. 4	21.8
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	1.5	0.7	4.3	16.0
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	100.0	1. 2	10.1	3.0	16.0
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	100.0	-	_	2.2	0.8
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	93. 2	-	-	0.7	7.9
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	98. 1	1.9	4.2	2.8	9.6
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	0.9	1.2	4.3	18. 1
Q複合サービス事業	100.0	100.0	0.8	-	7.0	43.5
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	94.8	-	1.1	1.7	9. 7

注:企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間(6-3)

(単位:%) 1企業平均 時間 分 時間 分 時間 分 40時間 時間 分 時間 分 時間 分 週所定労働 産業 超 38:00~ 39:00~ 40:00 40:01~ 42:01~ 44:01 時間 38:59 44:00 以上 39:59 42:00 (時間:分) 59.8 Т 12.2 5.9 1.4 0.3 0.8 0.3 39:12 18.2 45.5 9.1 9.1 38:53 C 12.4 5.8 68.5 D 1.1 1.1 39 : 23 12.3 9.9 58.3 0.7 0.5 0.1 39 : 15Ε 8.7 66.1 4.0 39:13 E1 14.6 13.4 47.0 2.0 1.6 0.4 39:07 E2 13.0 11.3 62.6 39:25 E3 44.7 6.4 21.2 38 : 33 F 20.8 1.8 42.9 G 38:14 6.0 5.0 73.9 1.7 0.3 1.3 39:27 Η 10.2 5. 1 53.9 2.3 0.2 1.4 0.7 39:04 Ι 16. 2 47.0 4. 1 38:44 $50 \sim 55$ 5. 1 5.9 59.7 4. 2 0.4 2.5 1.3 39:20 56~61 22. 2 5.4 39.0 38:39 J 12.2 11.5 53.8 39:05 K 1.8 L 21.4 46.4 38:34 9.0 5. 7 82.3 39 : 45Μ 12.9 8.6 63.1 6.8 1.4 4.7 0.7 39:48 Ν 13.0 11.9 54.7 1.9 O 1.9 39:04 14.3 2.2 58.9 P 39:01 8.5 3.9 36.4 38:28 Q 5. 7 9.7 66.9 5.2 2.3 1.1 1.7 39 : 37R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

|--|

		Ī				
産 業	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業 計	100.0	99.0	0.2	2.6	3. 7	12. 5
C 鉱業,採石業,砂利採取業	_	-	-	_	_	_
D 建 設 業	100.0	100.0	-	1.6	6. 5	12.9
E製造業	100.0	98.9	-	1. 1	2.3	10.3
E1 消 費 関 連	100.0	100.0	-		6.9	10.3
E2 素 材 関 連	100.0	96. 6	-	3. 4	1.7	15.3
E3 機 械 関 連	100.0	100.0	-	-	-	6.3
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	8.3	25.0
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	2. 3	13.6	4. 5	25.0
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	98. 4	-	1.6	1.6	3. 2
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	99. 1	-	3. 5	7. 2	17. 2
50~55 卸 売 業	100.0	100.0	-	6. 5	11. 3	21.0
56~61 小 売 業	100.0	98. 5	-	1. 5	4. 4	14. 7
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	-	7. 4	7. 4	25. 9
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	-	2.8	5. 6	11. 1
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	6. 5	2. 2	23.9
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	100.0	-	-	3. 3	3.3
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	90. 9	-	-	3.0	_
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	100.0	3. 5	1.8	-	14.0
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	-	1. 4	2.8	11.3
Q複合サービス事業	100.0	100.0	1.5	-	6. 2	50.8
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	98. 0	-	4. 1	2.0	6. 1

注:企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間 (6-4)

						(単位:%)		1
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	1企業平均 週所定労働 時間 (時間:分)	産業
17. 7	7. 0	55. 3	1.0	0.5	0. 1	0.4	39:09	Т
-	_	-	_	-	-	-	_	С
11. 3	6. 5	61.3	-	-	-	-	39 : 10	D
24. 0	13. 7	47. 5	1. 1	-	0.6	0.6	39 : 15	E
13.8	12. 1	56. 9	-	-	-	_	39 : 13	E1
32. 2	10. 2	33. 9	3. 4	-	1. 7	1.7	39 : 05	E2
23.8	17. 5	52. 4	-	-	_	_	39 : 25	ЕЗ
58. 3	8.3	-	-	-	-	_	38 : 15	F
20. 5	2. 3	31.8	-	_	-	_	38:05	G
9. 5	11. 1	71. 4	1.6	1.6	_	_	39 : 37	Н
11.8	5. 7	53. 7	0.9	0.9	-	_	38 : 57	I
16. 1	3. 2	41.9	-	_	_	_	38 : 29	50~55
8.8	7. 4	61.8	1.5	1.5	-	-	39 : 16	56~61
22. 2	7. 4	29. 6	-	-	-	-	38 : 22	J
19. 4	16. 7	44. 4	-	_	_	_	39 : 02	K
21. 7	2. 2	43. 5	-	-	_	_	38 : 40	L
13. 3	-	80.0	-	-	-	-	39 : 36	М
15. 2	3. 0	69. 7	9. 1	6. 1	_	3.0	39 : 57	N
22. 8	15.8	42. 1	-	-	-	-	38:42	О
18. 3	5. 6	60.6	-	-	-	-	39 : 17	P
4.6	3. 1	33.8	-	_	_	_	38 : 18	Q
22. 4	_	63. 3	2.0	-	-	2.0	39 : 22	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

|--|

産業	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業 計	100.0	98. 4	0. 5	2.6	3.6	14. 4
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	90. 9	_	9. 1	9. 1	9. 1
D 建 設 業	100.0	98.6	1.4	1.4	1.4	5.6
E製造業	100.0	99. 5	_	1.1	3. 9	15. 3
E1 消 費 関 連	100.0	100.0	_	1.9	3. 7	16. 7
E2 素 材 関 連	100.0	98. 4	_	1.6	3. 2	19.0
E3 機 械 関 連	100.0	100.0	_	-	4. 6	10.8
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	_	2.9	-	22.9
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	1.6	14. 5	_	14. 5
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	98. 3	_	6.8	_	8.5
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	97. 2	_	3.3	7. 0	18.5
50~55 卸 売 業	100.0	100.0	_	2.9	8.8	19. 1
56~61 小 売 業	100.0	94.6	-	3.6	5. 4	17. 9
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	_	5.6	4. 2	19. 4
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	2.0	-	3. 9	17.6
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	100.0	1.6	11.5	3. 3	13. 1
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	100.0	_	-	1. 9	_
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	93. 9	_	-	-	10.2
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	97. 4	1.3	5. 2	3. 9	7.8
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	1.2	1.2	4.8	20. 2
Q複合サービス事業	100.0	100.0	_	-	7.8	35. 9
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	93. 7	_	_	1.6	11. 1

注:企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間(6-5)

(単位:%) 1企業平均 時間 分 時間 分 時間 分 40時間 時間 分 時間 分 時間 分 週所定労働 産 業 超 38:00~ 39:00~ 40:00 40:01~ 時間 42:01~ 44:01 38:59 39:59 44:00 以上 42:00 (時間:分) Т 10.4 5.6 61.4 1.6 0.3 1.1 0.3 39:12 18.2 45.5 9.1 9.1 38:53 C 12.7 5.6 70.4 D 1.4 1.4 39:27 8.8 8.8 61.6 0.5 0.5 39 : 15Ε 68.5 7.4 1.9 39:13 E1 9.5 14.3 50.8 1.6 1.6 39:08 E2 9.2 9.2 66.2 39:25 E3 40.0 5. 7 28.6 38:40 F 21.0 1.6 46.8 G 38:18 5. 1 3.4 74.6 1.7 1.7 39:25 Η 9.6 4.9 54.0 2.8 1.9 0.9 39:06 Ι 16.2 48.5 4.4 38:49 $50 \sim 55$ 3.6 5.4 58.9 3.6 5.4 1.8 39:22 56~61 22. 2 4.2 44.4 38:49 J 9.8 9.8 56.9 39:06 K 21.3 1.6 47.5 L 38:32 7.5 7.5 83.0 39:48 Μ 12.2 10.2 61.2 6. 1 6.1 39:45 Ν 9.1 10.4 59.7 2.6 2.6 O 39:12 P 13. 1 1.2 58.3 38:56 12.5 4.7 39.1 38:39 Q 4.8 7.9 68.3 6.3 3. 2 1.6 1.6 39 : 43 R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模 30~99人	
-------------	--

		<u> </u>				
産業	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業 計	100. 0	95. 9	0.9	2.2	1.6	8. 3
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	100.0	_	3. 3	6. 7	6. 7
D 建 設 業	100.0	93.6	_	-	1. 3	7. 7
E製造業	100.0	97. 6	_	0.9	2. 4	8.4
E1 消 費 関 連	100.0	100.0	_	1. 2	6. 1	8.5
E2 素 材 関 連	100.0	96. 0	-	1.3	1. 3	10.7
E3 機 械 関 連	100.0	97. 1	_		-	5.8
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	_	5. 9	7.8	15. 7
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	_	11. 1	3. 7	20.4
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	92. 3	_	-	-	3.8
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	92. 4	_	1.2	1. 4	12.3
50~55 卸 売 業	100.0	95.8	_	2.8	1. 4	22. 2
56~61 小 売 業	100.0	89. 7	_	-	1.5	4.4
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	1.4	13. 9	6. 9	23.6
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	2.0	3.9	-	11.8
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	98. 4	1.6	9. 4	1.6	14. 1
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	94. 1	1.5	1. 5	2. 9	2.9
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	97. 4	2.6	5. 1	-	2.6
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	96. 2	1.3	1. 3	5. 1	1.3
P 医 療 , 福 祉	100.0	99. 1	0.9	3. 7	0.9	8.4
Q複合サービス事業	100.0	97. 0	_	1.5	3.0	17. 9
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	95. 7	5.8	1.4	_	4.3

注:企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間(6-6)

(単位:%) 1企業平均 時間 分 時間 分 時間 分 40時間 時間 分 時間 分 時間 分 週所定労働 産業 超 38:00~ 39:00~ 40:00 40:01~ 42:01~ 44:01 時間 38:59 以上 39:59 42:00 44:00 (時間:分) 66.1 Т 10.0 6.8 4. 1 1.4 2.1 0.6 39:30 13.3 10.0 60.0 39:10 C 6.4 11.5 66.7 3.8 6.4 1.3 1.3 39:49 D 13.0 13.2 59.7 2.4 0.9 0.5 1.0 39:30 Ε 11.0 59.8 13.4 39 : 17E1 14.7 10.7 57.3 4.0 1.3 2.7 39:35 E2 13.0 15.9 62.3 2.9 1.4 1.4 39:38 E3 25. 5 5.9 39.2 38 : 42F 9.3 1.9 53.7 G 38 : 4511.5 3.8 73. 1 7.7 5.8 1.9 39 : 55 Η 9.4 4.9 63.1 7.6 1.6 4.5 1.4 39:41 13.9 50.0 2.8 5. 6 4.2 1.4 39:12 $50 \sim 55$ 5.9 73.5 10.3 2.9 5.9 4.4 1.5 40:04 56~61 25.0 5.6 23.6 38:02 J 13.7 68.6 39:12 K 12.5 6.3 53.1 L 1.6 1.6 38 : 52 83.8 1.5 5.9 1.5 4.4 39 : 53 Μ 23. 1 10.3 53.8 2.6 2.6 39:11 Ν 7.7 5. 1 74.4 1.3 1.3 O 3.8 1.3 39:33 7.5 75.7 0.9 P 1.9 0.9 39:29 6.0 10.4 58. 2 3.0 1.5 1.5 39:17 Q 7.2 11.6 65. 2 4.3 4.3 38:58 R

はその平均である。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模	計		
,	-	•	

						_
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業	計 100.0	98. 1	1. 4	3. 4	4. 1	14. 4
C鉱業,採石業,砂利採取	業 100.0	98.8	0.3	4. 9	5. 5	36.0
D 建 設	業 100.0	97. 1	0.5	0.9	1. 6	10.6
E製造	業 100.0	98. 9	0.8	1.8	3. 9	11. 1
E1 消 費 関	連 100.0	99. 4	1. 2	1. 1	5. 9	11.8
E2 素 材 関	連 100.0	97. 4	1.0	4. 1	7. 4	14. 1
E3 機	連 100.0	99. 6	0.4	0.7	1.0	9. 1
F電気・ガス・熱供給・水道	業 100.0	99.8	0.6	0.7	4. 4	15.5
G. 情 報 通 信	業 100.0	99.8	1. 3	8. 9	7.8	27.0
H 運 輸 業 , 郵 便	業 100.0	97. 1	2. 5	2. 4	3.8	7.4
I 卸 売 業 , 小 売	業 100.0	96. 4	1. 1	3. 0	6.9	17.4
50~55 卸 売	業 100.0	98. 7	0.7	3. 2	9.0	19.8
56~61 小 売	業 100.0	94. 5	1.4	2.8	5. 0	15. 3
J 金 融 業 , 保 険	業 100.0	100.0	0.4	19. 2	8.0	33. 1
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸	業 100.0	99. 7	2. 2	2. 7	1. 9	20.9
L 学術研究,専門・技術サービス	業 100.0	99. 1	1. 2	10.0	3. 5	15. 3
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス	業 100.0	96. 1	1. 7	0.7	1. 2	4. 7
N生活関連サービス業,娯楽	業 100.0	93. 5	2. 7	3. 9	2. 2	5. 0
O 教 育 , 学 習 支 援	業 100.0	98.0	2. 2	2. 1	2. 2	10.5
P 医 療 , 福	祉 100.0	99. 2	1.4	1. 7	3. 7	17. 9
Q複合サービス事	業 100.0	99. 9	0.8	0. 1	2.4	25. 4
R サービス業(他に分類されないもの	100.0	97. 6	3. 3	3. 6	0.9	9.4

[「]適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間(6-1)

						(単位:%)		
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間:分)	産業
18. 7	6.8	49. 4	1. 9	0.6	1.0	0.3	39:03	Т
8. 4	3.4	40.3	1.2	1.2	_	_	38:34	С
15.9	8.4	59. 2	2.9	1.5	0.8	0.6	39 : 27	D
25. 5	11.0	44.8	1. 1	0.3	0.4	0.4	39 : 10	E
21.3	8. 2	49.9	0.6	0.2	0.2	0.2	39 : 04	E1
22.5	12.0	36. 3	2. 6	0.2	1.0	1. 3	39 : 01	E2
29. 1	11.5	47.8	0.4	0.3	0.1	0.0	39 : 18	Е3
71. 1	2.5	5.0	0.2	0.2	-	_	38 : 16	F
22.5	1.2	31. 2	0.2	0.1	0.1	0.0	38 : 12	G
16. 5	7. 4	57. 2	2. 9	1.6	1.1	0.2	39 : 14	н
14. 4	5. 2	48.4	3.6	1.0	2.0	0. 5	39:04	I
21. 2	3.5	41.3	1. 3	0.4	0.4	0.5	38 : 44	50~55
8.6	6.8	54. 5	5. 5	1.5	3.4	0.5	39 : 20	56~61
10.8	2.8	25. 7	0.0	-	0.0	0.0	37 : 43	J
16. 4	8. 5	47. 1	0.3	0.2	0.0	0. 1	38 : 55	K
28. 4	4.7	36.0	0.9	0.4	0.1	0.4	38 : 32	L
5. 2	3. 4	79. 2	3. 9	1. 3	2.4	0. 2	39 : 47	М
12.9	6. 4	60.4	6. 5	0.6	4.3	1. 5	39 : 34	N
31. 9	8.0	41.0	2. 0	0.6	0.9	0. 5	38:58	0
15. 6	4. 5	54. 4	0.8	0. 1	0.8	0.0	39:03	P
2. 9	1.0	67. 2	0. 1	0.0	0.1	0.0	39 : 11	Q
12.9	5. 9	61.7	2. 4	0.6	1.5	0.3	39 : 16	R

ない者は含まない。

労働者数(所定労働時間の定めのない者を除く。)により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模 1,000人以上

産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業	計 100.0	99. 5	1.2	3.8	5. 0	17. 0
C鉱業,採石業,砂利採取	業 X	X	X	X	X	X
D 建 設	業 100.0	100.0	0.4	0.6	_	13.5
E製造	業 100.0	100.0	0.7	2. 0	4. 1	10.4
E1 消 費 関	連 100.0	100.0	1. 7	0.0	7. 5	9.8
E2 素 材 関	連 100.0	100.0	0.8	5. 3	13. 5	16.4
E3 機 械 関	連 100.0	100.0	0.5	1. 2	0.3	8.6
F電気・ガス・熱供給・水道	業 100.0	100.0	0.6	0. 1	3. 7	14.6
G 情 報 通 信	業 100.0	99. 9	1.2	5. 2	14. 6	33.5
H 運 輸 業 , 郵 便	業 100.0	99.8	4. 4	0.6	8.8	9.3
I 卸 売 業 , 小 売	業 100.0	97.8	1.4	1. 7	7. 5	17.3
50~55 卸 売	業 100.0	98. 4	0.3	1.6	16. 9	18.2
56~61 小 売	業 100.0	97. 5	2.0	1. 7	2.6	16.8
J 金 融 業 , 保 険	業 100.0	100.0	0.3	23. 1	8. 1	37.2
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸	業 100.0	100.0	1.6	0.5	0.5	30.8
L 学術研究,専門・技術サービス	業 100.0	99. 2	0.6	13. 2	5. 1	13.4
M宿泊業,飲食サービス	業 100.0	98. 3	0.5	0. 2	0.2	5. 7
N生活関連サービス業,娯楽	業 100.0	94. 5	3.9	5. 5	1. 1	7.0
O 教 育 , 学 習 支 援	業 100.0	100.0	0.1	0.7	0.9	14.5
P 医 療 , 福	祉 100.0	99. 9	0.5	2. 1	2.8	27.5
Q複合サービス事	業 100.0	100.0	0. 1	0.0	0.0	11.9
R サービス業(他に分類されないもの	100.0	99. 5	1.9	2.8	1. 3	15.8

[「]適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間(6-2)

(単位:%)

						(単位:%)		
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間:分)	産業
27.8	5.8	38. 9	0.5	0.2	0.2	0.0	38:46	Т
X	X	X	X	X	X	X	X	С
32. 5	5. 2	47.8	-	_	_	_	39 : 10	D
39. 0	8.6	35. 1	0.0	_	0.0	0.0	38 : 58	E
44. 1	1.8	35. 1	0.0	_	_	0.0	38:48	E1
33. 5	11.8	18. 7	0.0	-	0.0	_	38 : 25	E2
39. 9	8.8	40. 7	0.0	-	0.0	0.0	39 : 11	E3
79. 2	1.2	0.5	-	-	-	_	38 : 11	F
28. 1	0.0	17. 3	0. 1	0.0	0.0	0.0	38:00	G
27. 2	7.8	41.5	0.2	0. 1	0.1	_	38 : 39	н
20.6	4.0	45. 3	2.2	1.0	1.2	_	38 : 55	I
35.8	-	25. 4	1.6	1.6	-	-	38:18	50~55
12.7	6. 1	55. 6	2.5	0.7	1.8	-	39 : 15	56~61
6. 6	1.8	22. 9	-	-	-	-	37 : 27	J
17. 0	9. 3	40. 4	-	-	-	-	38 : 52	K
41. 9	6. 1	18.9	0.8	0.8	-	-	38 : 13	L
1.8	4.4	85. 6	1. 7	1.4	0.2	0.0	39 : 50	М
8. 5	0.0	68. 5	5. 5	-	5. 4	0.0	39 : 24	N
54. 5	5. 2	24. 1	-	-	-	-	38:49	О
23. 0	7. 2	36. 7	0.1		0.1	_	38:44	P
1. 2	0.0	86.8	0.0	0.0	0.0	0.0	39 : 41	Q
13.5	5. 7	58. 6	0.5	0.4	0.1	0.0	39 : 11	R

ない者は含まない。

労働者数 (所定労働時間の定めのない者を除く。) により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模 100~99分人

産業		労働者計	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業	計	100.0	98. 4	1.2	3. 5	4.4	14. 5
C鉱業,採石業,砂利採耳	文業	100.0	94. 7	0.5	9. 1	4. 4	15.6
D 建 設	業	100.0	99. 2	1.0	2. 1	3. 4	10.1
E製造	業	100.0	98. 5	0.6	1.8	4. 4	13. 1
E1 消 費 関	連	100.0	98. 9	1. 3	1. 9	5.6	13.3
E2 素 材 関	連	100.0	96. 9	0.4	3.8	6. 1	15.9
E3 機 械 関	連	100.0	99. 5	0.3	0. 1	2. 3	10.5
F電気・ガス・熱供給・水	道 業	100.0	99. 7	0.4	1. 6	5. 2	19.5
G 情 報 通 信	業	100.0	100.0	1.9	12. 3	1. 4	22.0
H 運 輸 業 , 郵 便	業	100.0	98. 3	1. 1	5. 5	1. 2	7. 9
I 卸 克 業 , 小 売	業	100.0	97.6	0.6	4. 6	8.8	18.5
50~55 卸 売	業	100.0	100.0	0.2	4.8	10. 5	17. 1
56~61 小 売	業	100.0	95. 4	1.0	4. 5	7. 2	19.9
J 金 融 業 , 保 険	業	100.0	100.0	0.4	8. 5	7.8	22.6
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸	業	100.0	99.8	0.9	1.8	4. 1	14. 1
L 学術研究,専門・技術サービ	ス業	100.0	99. 2	1. 5	7. 3	2.8	17. 4
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ン	、業	100.0	99. 1	0.6	1. 0	2. 3	4. 1
N生活関連サービス業,娯き	東 業	100.0	91. 2	1. 5	0.6	3. 3	6. 1
O 教 育 , 学 習 支 援	業	100.0	98. 4	5. 5	4. 0	1. 7	10.4
P 医 療 , 福	祉	100.0	99. 7	1. 5	1. 1	4. 7	16.5
Q複合サービス事	業	100.0	99. 9	2. 3	0. 1	6. 6	50.4
R サービス業(他に分類されないも	の)	100.0	96. 6	2. 1	5. 2	1. 0	7. 2

[「]適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間(6-3)

(単位:%)

						(単位:%)		
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間:分)	産業
14. 6	6. 9	53. 3	1.6	0.4	0.9	0.3	39:05	Т
17. 5	_	47. 6	5. 3	5. 3	_	-	38 : 51	С
13. 1	7.0	62. 4	0.8	0.1	0.6	0.1	39:18	D
16. 6	11.3	50.8	1.5	0.3	1.0	0.3	39:14	E
14. 0	6.2	56. 6	1. 1	0.4	0.5	0.2	39:06	E1
18. 2	12. 3	40. 2	3. 1	0.1	2. 4	0.6	39:07	E2
16. 7	13. 4	56. 3	0.5	0.4	0.1	_	39 : 23	E3
52. 8	7.0	13. 1	0.3	0.3	-	_	38 : 32	F
22. 7	1.5	38. 2	-	-	-	_	38:16	G
8. 4	8.5	65.8	1.7	0.4	1. 1	0.2	39 : 23	н
11. 4	6. 1	47.5	2.4	1.0	1.0	0.4	38 : 53	I
17. 1	3.9	46. 4	0.0	0.0	0.0	_	38 : 41	50~55
6. 1	8. 1	48. 5	4.6	1.9	1.9	0.8	39 : 05	56~61
20. 9	5. 1	34. 7	-	-	-	-	38 : 26	J
16. 7	12. 2	50.0	0.2	0.1	0.0	0.1	39 : 03	K
21. 0	2.3	46. 9	0.8	0.1	0.1	0.7	38 : 44	L
10. 7	4. 9	75. 6	0.9	0.4	0.4	0.1	39 : 41	М
6. 6	6.0	67. 1	8.8	1.3	4.9	2.7	39 : 59	N
16. 5	14. 0	46. 3	1.6	0.0	1.5	0.1	38 : 44	О
15. 4	4.3	56. 2	0.3	0.0	0.3	-	39:01	P
5.8	2.2	32. 7	0.1	-	0.0	0.0	38 : 18	Q
15. 1	3. 4	62. 6	3. 4	1. 0	1. 7	0.6	39 : 29	R

ない者は含まない。

労働者数 (所定労働時間の定めのない者を除く。) により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模 300~999人

		1				
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業	計 100.0	98. 8	1. 1	3.8	4.4	13. 0
C鉱業,採石業,砂利採取	業 –	-	-	-	-	_
D 建 設	業 100.0	99.8	0.7	2. 1	5. 4	16. 1
E製造	業 100.0	98. 4	0.2	1.8	4.6	10.1
E1 消 費 関	連 100.0	99. 3	0.2	0. 1	8.0	10.0
E2 素 材 関	連 100.0	96. 5	0.3	4. 9	7. 3	12.6
E3 機 械 関	連 100.0	99. 3	0.2	0. 2	1. 1	8.3
F電気・ガス・熱供給・水道	業 100.0	100.0	0.0	-	8.8	16.7
G 情 報 通 信	業 100.0	100.0	2.0	11.0	2.6	27.9
H 運 輸 業 , 郵 便	業 100.0	98. 6	0.4	3.0	1.6	5.4
I 卸 売 業 , 小 売	業 100.0	98. 1	0.8	5. 3	7. 6	17. 1
50~55 卸 売	業 100.0	100.0	0. 1	7. 0	12. 3	16.8
56~61 小 売	業 100.0	96.6	1.4	3. 9	3. 9	17.3
J 金 融 業 , 保 険	業 100.0	100.0	0.4	9. 3	10.0	25.7
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸	業 100.0	100.0	0.4	3. 3	2. 5	12.4
L 学術研究,専門・技術サービス	業 100.0	98.8	0.7	5. 3	2. 4	18.8
M宿泊業,飲食サービス	業 100.0	99.4	1.3	0. 1	0.0	9. 2
N生活関連サービス業,娯楽	業 100.0	91.5	0.9	1. 2	7. 2	1.1
O 教 育 , 学 習 支 援	業 100.0	100.0	8. 1	1. 9	0.2	12.6
P 医 療 , 福	祉 100.0	99.6	0.6	1. 4	3. 9	9.6
Q複合サービス事	業 100.0	100.0	3. 1	0. 1	5. 3	54.8
R サービス業(他に分類されないもの	100.0	99. 4	3. 1	10.6	0. 7	2.2

[「]適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間(6-4)

(単位:%)

						(単位:%)		
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間:分)	産業
18. 7	7. 9	50.0	1. 2	0.5	0.3	0.3	39:04	Т
_	_	-	_	_	-	-	_	С
12. 3	6.8	56. 4	0.2	0.2	-	-	39:04	D
24. 0	13. 3	44. 3	1.6	0.3	1.0	0.4	39 : 15	E
17. 6	11.8	51.6	0.7	0.2	0.2	0.2	39 : 05	E1
29. 3	12. 1	30. 1	3. 5	-	2.6	0.9	39 : 10	E2
22. 9	14. 9	51.7	0.7	0.5	0.2	-	39 : 23	ЕЗ
66. 3	8.2	-	-	-	-	-	38 : 19	F
22. 3	1.9	32. 3	_	-	-	_	38 : 12	G
13. 4	13. 6	61.3	1. 4	0.8	0.2	0.5	39 : 25	Н
13. 4	5. 1	48.8	1.9	1.9	0.0	_	38 : 52	I
18.8	2.6	42. 5	0.0	0.0	0.0	-	38 : 30	50~55
9. 2	7. 0	53. 9	3.4	3. 4	-	-	39:09	56~61
20. 3	4.9	29. 5	-	-	-	-	38 : 14	J
24. 0	17. 5	39.8	-	-	-	-	38 : 58	K
23. 9	2. 5	45. 2	1.2	-	-	1.2	38 : 51	L
17. 0	1.3	70. 4	0.6	0.6	-	-	39 : 35	М
4. 6	4.6	71. 9	8.5	2. 5	0.2	5.8	40 : 02	N
23. 1	18. 3	35. 7	-	-	-	-	38 : 20	О
18.6	7. 3	58. 3	0.4	0.0	0.3	-	39:18	P
4. 1	1.8	30. 9	-	-	-	-	38:12	Q
22. 9	0.2	59. 7	0.6	0. 1	0.3	0.2	39:11	R

ない者は含まない。

労働者数 (所定労働時間の定めのない者を除く。) により加重平均した。

企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合 第4表

企業規模 100~299人

产 業	労働者計	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業 :	† 100.0	98. 1	1. 3	3. 2	4.5	16.0
C鉱業,採石業,砂利採取	100.0	94. 7	0.5	9. 1	4. 4	15.6
D 建 設	100.0	98.6	1. 3	2. 1	1. 7	4.9
E製造	100.0	98. 6	0.9	1. 9	4. 2	15.7
E1 消 費 関 i	車 100.0	98. 6	2.0	3. 2	4.0	15.7
E2 素 材 関 i	車 100.0	97. 2	0.6	2.8	5.0	18.9
E3 機 械 関 i	車 100.0	99.8	0.4	0.0	3.6	12.9
F電気・ガス・熱供給・水道	100.0	99. 3	0.9	3. 4	1.2	22.6
G 情 報 通 信	100.0	100.0	1. 7	13. 9	0.0	15.0
H 運 輸 業 , 郵 便	100.0	98. 1	1.6	7. 4	0.9	9.9
I 卸 売 業 , 小 売 🧵	100.0	97. 1	0.4	4. 0	9. 9	20. 1
50~55 卸 売	100.0	100.0	0.3	2. 9	8.9	17.3
56~61 小 売	ž 100.0	93. 9	0.5	5. 2	11. 0	23.0
J 金 融 業 , 保 険	100.0	100.0	0.3	7. 1	4.0	17.0
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 🧃	100.0	99. 7	1.5	0. 2	5.8	15.9
L 学術研究,専門・技術サービス	100.0	99. 7	2. 5	9. 6	3. 2	15.9
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 🧵	100.0	98.9	-	1.6	4. 0	0.2
N生活関連サービス業,娯楽	100.0	90.8	2. 1	0. 1	_	10.4
O 教 育 , 学 習 支 援 🦸	100.0	96. 7	2. 7	6. 3	3. 2	8.0
P 医 療 , 福	100.0	99. 7	2. 3	0.8	5. 4	22.8
Q複合サービス事	100.0	99.8	0.0	0.0	10.0	38.9
R サービス業(他に分類されないもの	100.0	94. 0	1. 2	0.3	1.2	11.7

^{1 「}適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間(6-5)

						(単位:%)		
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間:分)	産業
10.6	5. 9	56. 5	1. 9	0.3	1. 4	0.3	39:06	Т
17. 5	-	47.6	5.3	5. 3	-	_	38 : 51	С
13.8	7.2	67.6	1.4	-	1.2	0.2	39 : 30	D
9. 7	9.4	56.8	1.4	0.3	1.0	0.2	39 : 12	E
11.4	2.3	60. 1	1.4	0.5	0.7	0.2	39:07	E1
8. 2	12.5	49. 3	2.8	0.1	2.2	0.4	39:04	E2
9. 7	11.7	61.5	0.2	0.2	-	_	39 : 24	Е3
37.9	5. 7	27. 6	0.7	0.7	-	_	38:46	F
23.0	1. 1	45. 2	_	-	-	_	38 : 20	G
4.6	4.4	69. 3	1. 9	0.1	1.8	_	39 : 21	н
9. 4	7. 1	46. 2	2.9	0.0	2.0	0.8	38 : 55	I
15. 7	5.0	49.8	_	-	_	_	38 : 51	50~55
2.5	9. 5	42. 2	6. 1	0.1	4.2	1. 7	38 : 59	56~61
22.0	5. 5	44.0	-	-	-	-	38:48	J
8. 9	6. 5	60. 9	0.3	0.1	0.1	0.1	39 : 07	K
17.6	2.2	48. 7	0.3	0.1	0.1	-	38:36	L
5.8	7. 7	79. 5	1.1	0.3	0.7	0.1	39 : 45	М
8. 2	7. 1	63. 0	9.2	0.4	8.8	0.0	39 : 56	N
9.6	9.6	57. 3	3.3	0.1	3.1	0.1	39:08	О
12.5	1.6	54. 3	0.3	-	0.3	_	38:47	P
10.2	3.3	37. 4	0.2	-	0.1	0.1	38 : 32	Q
7. 9	6. 4	65. 3	6.0	1. 9	3.0	1.0	39 : 45	R

ない者は含まない。

労働者数(所定労働時間の定めのない者を除く。)により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模 30~99人

業	労働	者計 40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59
T 調 査 産 業	計 10	00.0 95.3	3 2.1	2.4	2.0	10.0
C鉱業,採石業,砂利採取	業 10	00.0 100.0	0.5	5. 7	9.2	7.8
D 建 設	業 10	93.9	0.1	0.3	1.2	9. 2
E製造	業 10	97.	3 1.2	1. 5	2.5	9. 1
E1 消 費 関	連 10	99. 0	0.6	0.9	4.8	11.3
E2 素 材 関	連 10	95.	2.2	3. 0	2.3	8.6
E3 機 械 関	連 10	97.	7 0.6	0. 2	0.7	7. 7
F電気・ガス・熱供給・水道	i 業 10	98. 0	5 1.0	5. 3	10. 2	16.6
G 情 報 通 信	業 10	99. 0	0.3	10.0	5. 3	22.2
H 運 輸 業 , 郵 便	業 10	91.	1.6	0. 2	_	3.9
I 卸 売 業 , 小 売	業 10	92.	1.8	1. 3	2.4	15. 2
50~55 卸 売	業 10	96. 6	2.0	1. 7	1.0	25. 4
56~61 小 売	業 10	00.0 87.3	3 1.5	0.7	4. 1	2.2
J 金 融 業 , 保 険	業 10	99.9	1.6	12. 9	7. 3	23.8
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸	業 10	00.0 99.	5. 4	7. 6	0.2	18.1
L 学術研究,専門・技術サービス	* 業 10	00.0 98.	7 2.0	8. 4	1.4	15.3
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス	業 10	00. 0 89. 4	4.7	0.9	1.3	4.3
N生活関連サービス業,娯楽	業 10	96.	3.5	7.8	1.4	2.0
O 教 育 , 学 習 支 援	業 10	92. 9	1.8	2. 3	6.0	2.0
P 医 療 , 福	祉 10	97.	1.9	2. 9	2. 1	11.6
Q複合サービス事	業 10	95.	1.1	2. 7	3.2	18. 1
R サービス業(他に分類されないも	の) 10	00.0 96.	7.6	1. 3	-	4.5

^{1 「}適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間(6-6)

(単位:%)

						(単位:%)		
時間 分 38:00~ 38:59	時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01~ 42:00	時間 分 42:01~ 44:00	時間 分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間:分)	産業
11.5	8. 1	59. 2	4. 7	1.5	2.3	0.9	39 : 26	Т
9. 2	7.0	60.7	-	-	-	_	39:06	С
8. 4	11. 3	63. 4	6. 1	3. 4	1.5	1. 2	39 : 43	D
13. 5	15. 4	54.0	2.7	0.8	0.3	1. 7	39 : 29	E
11.9	17. 1	52. 9	0.4	-	-	0.4	39 : 17	E1
16. 2	11.8	51.1	4.9	0.8	-	4. 1	39 : 35	E2
11.6	18. 2	58. 7	2.3	1.5	0.8	-	39 : 34	E3
24.6	5. 7	35. 3	1.4	1.4	-	-	38 : 38	F
8. 5	3. 3	49. 4	1.0	0.6	0.4	-	38:36	G
12.8	5. 2	67. 5	8. 7	5. 7	2.6	0.5	39 : 53	н
13. 4	5.0	53. 5	7. 5	1. 1	5. 1	1.3	39 : 33	I
18. 1	5. 2	43. 3	3. 4	0.3	1.4	1.6	39:09	50~55
7. 6	4. 7	66. 3	12. 7	2. 1	9.7	0.9	40 : 05	56~61
25.0	6.9	22. 5	0.1	-	0.0	0.0	38:02	J
14. 9	0.6	52. 4	0.9	0.7	0.1	0.2	38:46	K
14. 7	5.8	51.1	1.3	0.1	0.5	0.8	38 : 52	L
2. 2	0.1	75.8	10.6	2. 2	7.8	0.6	39 : 51	М
25. 4	11.6	44. 5	3. 7	0. 1	2.7	0.9	39:04	N
6. 5	4.9	69. 5	7. 1	2.8	2. 1	2.2	39:37	О
8.3	2.2	68.3	2.9	0.3	2. 5	0.0	39 : 26	P
7. 1	10.6	52. 7	4.6	2. 0	2. 5	0.1	39 : 19	Q
7.5	11. 2	64. 5	3. 3	-	3. 2	0.1	38 : 55	R

ない者は含まない。

労働者数(所定労働時間の定めのない者を除く。)により加重平均した。

第5表 産業(T, E, I)、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産業

	1		l					
	企業規模、週休制の形態	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00~ 35:59	時間 分 36:00~ 36:59	時間 分 37:00~ 37:59	時間 分 38:00~ 38:59
		100.0	96. 7	0. 7	2. 4	2. 2	10. 1	10. 9
-11-	週休1日制又は1日半制	100. 0	84. 6	0. 1	0. 9	0.6	5. 0	4. 6
	何らかの週休2日制	100. 0	97. 8	0. 5	2. 3	2. 4	10. 9	11. 3
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100. 0	95. 9	0. 6	1. 2	2. 6	9. 7	9. 6
	完全週休2日制	100. 0	99. 4	0. 4	3. 2	2. 3	12. 0	12. 7
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100. 0	99. 1	3. 7	4.8	1.8	7. 3	13. 7
1,000	人 以 上	100.0	98. 5	0.1	3. 4	3.9	15. 0	21. 5
	週休1日制又は1日半制	100.0	100.0	_	1.5	_	5. 6	13.5
	何らかの週休2日制	100.0	98.3	_	3.4	3.9	15.9	21.8
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95. 1	_	3.4	5. 2	7.3	14. 1
	完全週休2日制	100.0	99.4	_	3.4	3.5	18.8	24.4
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	1.2	4.0	4.7	9. 4	20.9
100	~ 999 人	100.0	98.6	0.4	2.6	3.6	13. 9	12.2
	週休1日制又は1日半制	100.0	89.7	0.7	0.9	3.6	10.7	2. 1
	何らかの週休2日制	100.0	99.3	0.4	2.7	3.7	14. 3	13. 1
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	98.5	0.4	2.9	4.5	13.7	9.4
	完全週休2日制	100.0	99.8	0.5	2.6	3.2	14.7	15.4
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	97. 2	-	2. 7	2.7	12.6	10.4
30	0 ~ 999 人	100.0	99.0	0. 2	2.6	3. 7	12.5	17.7
	週休1日制又は1日半制	100.0	92.6	5. 5	3. 5	_	_	_
	何らかの週休2日制	100.0	99. 4	0.1	2.6	4.0	12.3	18.6
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	98.4	0.1	1.8	5. 3	11.2	14.3
	完全週休2日制	100.0	100.0	0.1	3. 1	3.3	13.0	21.1
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	97. 5	-	2. 3	1.9	16. 7	15. 3
10	0 ~ 299 人	100.0	98.4	0.5	2.6	3.6	14. 4	10.4
	週休1日制又は1日半制	100.0	89.3	_	0.6	4. 1	12.1	2.4
	何らかの週休2日制	100.0	99.3	0.5	2.8	3.6	15.0	11.2
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	98.6	0.4	3.3	4.2	14.4	7.9
	完全週休2日制	100.0	99.7	0.6	2.4	3.2	15. 3	13.4
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	97. 1	_	2. 9	3.0	11. 1	8.6
30	~ 99 人	100.0	95. 9	0.9	2.2	1.6	8.3	10.0
	週休1日制又は1日半制	100.0	83.4	_	0.9	_	3.8	5. 1
	何らかの週休2日制	100.0	97.2	0.5	2.1	1.8	9.3	10. 1
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.0	0.7	0.5	1.9	8.4	9.6
	完全週休2日制	100.0	99.2	0.4	3.5	1.8	10.2	10.6
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	5. 7	5. 9	1.3	4.6	15. 1

注: 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{3 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間(3-1)

(単位:%)

				(.	単位:%)		
						1企業平均	
時間 分	時間 分	1. 88 18	時間 分	時間 分	時間 分	週所定労働	A MALE LIE SELLIN SALVIA
39:00~	40:00	40時間超	40:01~	42:01~	44:01	時間	企業規模、週休制の形態
39:59	10 00		42:00	44:00	以上	(時間:分)	
03.03		ļ.	12.00	11.00		() [] . 237	
6.6	63.9	3.3	1. 1	1.7	0.5	39:24	企 業 規 模 計
9.8	63.6	15. 4	6. 4	7.3	1.7	40:12	週休1日制又は1日半制
6. 4	64.0	2. 2	0.5	1.2	0.5	39:23	何らかの週休2日制
10. 7	61.6	4. 1	1. 1	2. 3	0. 7	39:30	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
2.8							完全週休2日制
	66. 1	0.6	0.0	0.3	0. 2	39:17	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
5. 0	62. 7	0. 9	0.5	0.3	0. 1	38:48	元主週休2日制より休日日級が夫負的に多い制度
6.8	47.8	1. 5	0.7	0.8	_	39:00	1,000 人 以 上
14. 9	64. 5	_	_	_	_	39:27	週休1日制又は1日半制
6. 3	46. 9	1. 7	0.8	0.9	_	38:59	何らかの週休2日制
9. 3	55. 8	4. 9	2. 6	2. 3	_	39:19	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
5. 3	43. 9	0.6	0. 2	0.4	_	38:52	
8. 9	50. 9	_	_	_	_	38:59	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
5. 9	59.8	1.4	0.3	0.8	0.3	39:12	100 ~ 999 人
8.8	62. 9	10. 3	2. 2	4. 4	3. 7	39:47	週休1日制又は1日半制
6. 0	59. 0	0. 7	0. 1	0.6	0. 1	39:08	何らかの週休2日制
							完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
10. 7	56. 9	1.5	0. 2	1. 1	0. 2	39:10	
3. 0	60. 4	0. 2	_	0. 2	_	39:07	完全週休2日制
3. 6	65. 2	2.8	1.4	1.0	0.3	39:21	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
7.0	55.3	1.0	0.5	0.1	0.4	39:09	300 ~ 999 人
11.4	72.1	7.4	3.5	3.9	_	39:16	週休1日制又は1日半制
7.0	54.7	0.6	0.2	_	0.3	39:08	何らかの週休2日制
10.8	54.8	1.6	0.7	_	1.0	39:14	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.9	54.6	_	_	_	_	39:05	完全週休2日制
5. 2	56. 1	2.5	1.5	_	1.0	39:15	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
5. 6	61.4	1.6	0.3	1. 1	0.3	39:12	100 ~ 299 人
8. 5	61.6	10.7	2.0	4.5	4.2	39:51	週休1日制又は1日半制
5.6	60.5	0.7	_	0.7	_	39:08	何らかの週休2日制
10.7	57.6	1.4	_	1.4	_	39:08	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
2.3	62.5	0.3	_	0.3	_	39:08	完全週休2日制
3.0	68.7	2.9	1.4	1.4	_	39:23	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
6.8	66. 1	4. 1	1.4	2. 1	0.6	39:30	30 ~ 99 人
10.0	63.7	16. 6	7.4	8.0	1.3	40:18	週休1日制又は1日半制
6. 5	66.8	2.8	0.7	1.5	0.6	39:30	何らかの週休2日制
10.7	63.3	5.0	1.4	2.6	0.9	39:37	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
2.5	70. 1	0.8	_	0.4	0.4	39:23	完全週休2日制
5. 6	61. 9	_	_	_	_	38:32	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
0.0	01. 0					00.02	プロコニュー 日間の フロロロ 2000 八京 101年27年 間次

その平均である。

¹休、4 動 1 休など実質的に完全週休 2 日制より休日日数が少ないものをいう。完全週休 2 日制より休日日数が多いものをいう。

第5表 産業(T, E, I)、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産 業 E 製造業

				Ī					
企	·業規模、週休	制の形態	全企業	40時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				以下	34:59	35:00∼		37:00~	38:00∼
					以下	35:59	36:59	37:59	38:59
企 業	規	模 計	100.0	98. 2	0.0	1.0	2.8	10.1	13.3
週夕	木 1 日制ご	又は1日半制	100.0	92.2	_	_	_	20.8	_
何	らかのi	題 休 2 日 制	100.0	98.3	_	0.7	2.6	9.7	13.0
完	全週休2日制より休日	日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.6	_	0.2	3.6	7.9	9.2
完	全週	休 2 日 制	100.0	100.0	_	1.1	1.6	11.4	16.6
完全週	1休2日制より休日	日数が実質的に多い制度	100.0	99.6	0. 1	4.2	5. 7	8.4	22.5
1,000	人	以 上	100.0	100.0	0.5	2. 1	3.0	9.3	36. 9
週夕	木 1 日 制 3	又は1日半制	_	_	_	_	_	_	_
何	らかのi	周 休 2 日 制	100.0	100.0	_	2.3	3.3	9.5	37.2
完	全週休2日制より休日	日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	_	8.2	12.9	13.3	31.3
完	全週	休 2 日 制	100.0	100.0	_	1. 1	1.5	8.7	38.3
完全遇	1休2日制より休日	日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	6. 7	_	_	7.6	33. 5
100	~	999 人	100.0	99. 3	-	1.1	3.5	14. 2	12.3
週夕	木 1 日 制 3	又は1日半制	100.0	93.7	_	_	_	20.1	_
何	らかのi	周 休 2 日 制	100.0	99. 5	_	0.8	3.2	13.9	13. 5
完	全週休2日制より休日	日日数が実質的に少ない制度	100.0	98.8	_	0.7	4.0	9.5	9. 1
完	全週	休 2 日 制	100.0	100.0	_	0.8	2.7	16.6	16.3
完全遇	1休2日制より休日	日数が実質的に多い制度	100.0	98. 7	_	4. 4	6. 9	15.6	4. 3
300	~	999 人	100.0	98. 9	_	1. 1	2. 3	10.3	24.0
週	木 1 日 制 2	又は1日半制	100.0	66. 7	_	_	_	_	_
何	らかのi	周 休 2 日 制	100.0	100.0	_	1.3	1.5	10.5	25.4
完	全週休2日制より休日	日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	_	4. 1	1.7	5.8	23. 3
完		休 2 日 制	100.0	100.0	_	-	1.5	12.6	26. 3
完全週	1休2日制より休日	日数が実質的に多い制度	100.0	94. 9	_	-	9. 2	10. 2	16. 3
100	~	299 人	100.0	99. 5	_	1. 1	3. 9	15.3	8.8
週		又は1日半制	100.0	100.0	_	-	-	24.8	-
何	らかのi	周 休 2 日 制	100.0	99.4	_	0.6	3. 7	14. 9	9.9
完	全週休2日制より休日	日日数が実質的に少ない制度	100.0	98. 5	_	_	4. 5	10.4	5. 9
完		休 2 日 制	100.0	100.0	_	1.0	3.2	18.1	12.8
完全週	1休2日制より休日	日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	5. 9	6.0	17. 5	_
30	~	99 人	100.0	97.6	_	0.9	2.4	8.4	13.0
		又は1日半制	100.0	92.0	-	_	-	20.9	_
何	らかのi	周 休 2 日 制	100.0	97.8	_	0.6	2.3	7.9	12.0
完	全週休2日制より休日	日日数が実質的に少ない制度	100.0	95. 9	_	_	3.4	7.3	9.0
完	全週	休 2 日 制	100.0	100.0	_	1.2	1.0	8.5	15. 5
完全遗	■休2日制より休日	日数が実質的に多い制度	100.0	100.0		4. 3	5.3	5. 3	30.3

注: 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{3 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間(3-2)

(単位:%)

				(.	<u> 単位:%)</u>		
						1企業平均	
時間 分	時間 分	40時間超	時間 分	時間 分	時間 分	週所定労働	入費担構 国仕制の形態
39:00~	40:00	40时间炮	40:01~	42:01~	44:01	時間	企業規模、週休制の形態
39:59			42:00	44:00	以上	(時間:分)	
ļl		J	l.	<u>. </u>			A NG 10 144 31
12. 2	58. 9	1.8	0. 7	0.5	0. 7	39:25	企 業 規 模 計
23. 7	47.7	7.8	7.0	0.8	_	39:37	週休1日制又は1日半制
11.7	60.6	1.7	0.4	0.5	0.8	39:27	何らかの週休2日制
14.6	61.0	3. 4	0.8	1.0	1.6	39:36	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
9.0	60.3	_	_	_	_	39:19	完全週休2日制
10.4	48.3	0.4	_	_	0.4	39:02	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
							1 000
8. 7	39. 4	_	_	_	_	38:59	1,000 人 以 上
-	-	-	-	-	-	-	週休1日制又は1日半制
7. 7	40.1	-	_	-	-	38:59	何らかの週休2日制
12.8	21.4	_	_	_	_	38:20	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
6. 7	43.6	_	_	_	_	39:07	完全週休2日制
20. 1	32.0	_	_	_	_	38:51	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
							100
9. 9	58. 3	0. 7	_	0.5	0. 1	39:15	100 ~ 999 人
_	73.6	6. 3	_	6.3	_	39:42	週休1日制又は1日半制
10.0	58.2	0.5	_	0.5	_	39:16	何らかの週休2日制
11.3	64.2	1.2	_	1.2	_	39:24	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
9. 1	54.4	_	_	_	_	39:10	完全週休2日制
11.5	56.0	1.3	_	_	1.3	39:08	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
10.7	47 5			0.0	0.0	00 15	200 000 1
13. 7	47. 5	1. 1	_	0.6	0.6	39:15	300 ~ 999 人
_	66. 7	33. 3	_	33. 3	_	41:10	週休1日制又は1日半制
14. 2	47. 1	_	_	_	_	39:11	何らかの週休2日制
15. 6	49. 5	_	_	_	_	39:11	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
13.6	46.0	_	_	_	_	39:11	完全週休2日制
11. 2	48.1	5. 1	_	-	5. 1	39:32	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
8.8	61. 6	0.5	_	0.5	_	39:15	100 ~ 299 人
-	75. 2		_	0.0	_	39:21	週休1日制又は1日半制
				0.6			何らかの週休2日制
8.7	61. 6		_	0.6	_	39:17	
10. 4	67. 4		_	1.5	_	39:27	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
7. 5	57. 4	_	_	_	_	39:10	完全週休2日制
11.6	58. 9	_	_	_	_	39:00	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
13. 2	59. 7	2.4	0.9	0.5	1.0	39:30	30 ~ 99 人
27. 1	44.0	8. 0	8. 0	_	_	39:36	週休1日制又は1日半制
12. 6	62. 4		0. 5	0.5	1. 1	39:33	何らかの週休2日制
15. 6	60. 4		1. 0	1.0	2. 1	39:40	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
		4. 1	1.0	1.0	4. 1		
9. 1	64. 6	_	_	_	_	39:24	完全週休2月制
9.6	45. 2	_	_	_	_	38:59	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度

その平均である。

¹休、4 動 1 休など実質的に完全週休 2 日制より休日日数が少ないものをいう。完全週休 2 日制より休日日数が多いものをいう。

第5表 産業(T, E, I)、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産業	I 卸売業, 小売業

	T		<u> </u>					
	企業規模、週休制の形態	全企業	40時間 以下	時間 分 34:59	時間 分 35:00~	時間 分 36:00~	時間 分 37:00~	時間 分 38:00~
				以下	35:59	36:59	37:59	38:59
企	業 規 模 計	100.0	93. 9	-	1.8	3. 0	13.8	9.8
	週休1日制又は1日半制	100.0	74.9	_	_	_	1.5	1.5
	何らかの週休2日制	100.0	96. 1	_	1.6	3.5	15.9	10.4
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95. 2	_	1. 7	4. 7	14. 6	11. 1
	完全週休2日制	100.0	97.0	_	1.6	2.4	17.2	9.7
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	99. 2	-	6. 4	2. 3	10.7	16. 2
1,000		100.0	95. 4	_	2.0	5. 2	11.9	16.7
	週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
	何らかの週休2日制	100.0	94.5	_	2.4	6.3	13. 1	16.3
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	84. 5	-	4. 4	4.4	8. 9	13.3
	完全週休2日制	100.0	100.0	_	1.2	7. 3	15. 4	17. 9
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100. 0	_	_	_	7. 4	22. 5
100	~ 999 人	100.0	97.7	_	3.3	7. 1	18.1	10.2
	週休1日制又は1日半制	100.0	90.0	_	_	_	10.0	10.0
	何らかの週休2日制	100.0	98.4	_	3.7	7. 5	18.9	9.8
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	98.1	_	6.7	8.6	22.5	9.0
	完全週休2日制	100.0	98.6	_	1.4	6. 7	16. 3	10.4
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	97. 3	-	2. 7	8.0	16. 7	14. 2
30	0 ~ 999 人	100.0	99. 1	_	3. 5	7. 2	17. 2	11.8
	週休1日制又は1日半制	100.0	_	_	_	_	_	_
	何らかの週休2日制	100.0	100.0	_	3.0	8. 3	16. 7	12. 9
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	_	_	11. 0	22. 1	15. 3
	完全週休2月制	100.0	100.0	_	5.8	5.8	11. 6	10. 7
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	93. 5	_	6. 5	_	20. 9	4.8
10		100.0	97. 2	_	3. 3	7. 0	18. 5	9.6
	週休1日制又は1日半制	100.0	90.0	_	_	_	10.0	10.0
	何らかの週休2日制	100.0	97.8	_	3. 9	7. 3	19.8	8. 7
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	97. 3	_	9. 7	7. 6	22. 7	6.2
	完全週休2日制	100.0	98. 1	_	_	7. 0	17.8	10.3
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	_	13.8	13.8	20.8
30	~ 99 人	100.0	92.4	-	1.2	1. 4	12.3	9.4
	週休1日制又は1日半制	100.0	72. 1	_	_	_	_	_
	何らかの週休2日制	100.0	95.3	_	0.8	1.8	14. 9	10.4
	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	94.6	_	_	3.4	12.3	11.8
	完全週休2日制	100.0	96. 1	_	1. 7	_	17.8	8.9
	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	8.3	-	8.3	16. 7

注: 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は

^{2 1}企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{3 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間(3-3)

(単位:%)

				(.	単位:%)		
						1企業平均	
時間 分	時間 分	1. 88 18	時間 分	時間 分	時間 分	週所定労働	A MALE LINE ARE LISTED AND THE
39:00~	40:00	40時間超	40:01~	42:01~	44:01	時間	企業規模、週休制の形態
39:59	10 00		42:00	44:00	以上	(時間:分)	
00.00			12.00	11.00	<u> </u>	(. 41.4 . 547	
5.0	60.5	6. 1	1.3	3.6	1.2	39:31	企 業 規 模 計
10.2	61.7	25. 1	9.9	13.6	1.5	40:37	週休1日制又は1日半制
3. 7	60.9	3.9	0.1	2.5	1.3	39:24	何らかの週休2日制
7. 3	55. 9	4.8	0. 1	3. 5	1. 1	39:23	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
0. 3	65. 9	3. 0	-	1.5	1. 4	39:24	完全週休2日制
				-	-		完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
9. 5	54. 2	0.8	0.8		_	39:05	元主週 作 2 日 間 3 7 作日 日 数 か 天 員 时 に 多 7 1 間 及
4. 7	54.9	4.6	2.0	2.6	-	39:15	1,000 人 以 上
X	X	X	X	X	X	X	週休1日制又は1日半制
3.6	52. 9	5. 5	2.4	3. 1	_	39:12	何らかの週休2日制
4. 4	48. 9	15. 5	6. 7	8. 9	_	39:33	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
3. 2	55. 0	10.0	_	-	_	39:00	完全週休2日制
11. 9	58. 2	_	_	_	_	39:24	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
5. 1	53.9	2.3	0.2	1.4	0.7	39:04	100 ~ 999 人
10.0	60.0	10.0	_	_	10.0	40:02	週休1日制又は1日半制
4. 7	53.8	1.6	_	1.6	_	38:59	何らかの週休2日制
10. 4	40.8	1. 9	_	1. 9	_	38:44	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
0. 5	63. 3	1. 4		1.4	_	39:10	
5. 4	50.3	2. 7	2. 7	_	_	39:00	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
5. 7	53. 7	0.9	0.9	_	_	38:57	300 ~ 999 人
_	_	_	_	_	_	_	週休1日制又は1日半制
4. 5	54.6	_	_	_	_	38:56	何らかの週休2日制
7.4	44. 2	_	_	_	_	38:49	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
1.9	64. 1	_	_	_	_	39:03	完全週休2日制
12. 9	48. 4	6. 5	6. 5	_	_	39:03	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
			0.0				
4. 9	54.0	2.8	_	1.9	0.9	39:06	100 ~ 299 人
10.0	60.0	10.0	_	_	10.0	40:02	週休1日制又は1日半制
4.7	53.5	2. 2	_	2.2	_	39:00	何らかの週休2日制
11.7	39.3	2.7	_	2.7	_	38:42	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
_	63.0	1.9	_	1.9	_	39:13	完全週休2日制
_	51.7	_	_	_	_	38:58	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
4. 9	63. 1	7. 6	1.6	4. 5	1.4	39:41	30 ~ 99 人
10. 3	61.8	27. 9	11.8	16. 2	_	40:44	週休1日制又は1日半制
3.4	64.0	4. 7	_	2.9	1.8	39:33	何らかの週休2日制
6.4	60.8	5.4	_	3.9	1.5	39:35	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
_	67.8	3.9	_	1.7	2.2	39:32	完全週休2日制
11. 1	55. 5	_	_	_	_	39:06	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
11.1	00.0						72—2.1 1 3.1 1 1 1 1 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

その平均である。

¹休、4 動 1 休など実質的に完全週休 2 日制より休日日数が少ないものをいう。完全週休 2 日制より休日日数が多いものをいう。

第6表 産業 (C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R) 、主な週休制の形態、主な

女坐 阳压机页形轮	ΛΛ Ψ	40時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
産業、週休制の形態	全企業	以下	34:59	35:00∼	36:00∼	37:00∼	38:00~
			以下	35:59	36:59	37:59	38:59
C鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	99. 0	_	3. 9	6.8	8.6	13.6
週休1日制又は1日半制	100.0	85. 4	_	_	_	_	_
何らかの週休2日制	100.0	100.0	_	4.3	7. 5	9.6	15. 1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	_	4.6	10.8	4.6	20.0
完全週休2日制	100.0	100.0	_	3. 7	_	21. 1	3. 7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	X	X	X	X	X	X	X
D 建 設 業	100. 0	94. 5	0. 2	0. 2	1.5	7.7	7. 6
週休1日制又は1日半制	100.0	72.4	_	_	-	0. 2	_
何らかの週休2日制	100.0	97.4	0.2	0.3	1.8	9.3	9.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95. 9	0.3	0.3	2.3	11. 1	10.2
完全週休2日制	100.0	100.0	_	0.2	0.9	6.2	7.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	-	_	-	0.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	_	4. 2	6. 1	17. 2	36. 1
週休1日制又は1日半制	100.0	100.0	_	_	_	_	_
何らかの週休2日制	100.0	100.0	_	4.7	6.9	16.0	40.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	_	17.4	10.6	13. 1	33.9
完全週休2日制	100.0	100.0	-	-	5. 5	17. 1	43.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	_	_	38. 3	-
G 情報 通信業	100.0	100.0	0.6	12.1	3.0	19.7	13.5
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	0.4	12.3	3. 1	20.2	12.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	7.3	5. 2	1.5	7.3	22.5
完全週休2日制	100.0	100.0	-	12.7	3. 2	20.9	12.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	10.0	-	10.0	10.0
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	94. 1	_	1.6	0.2	5.0	10.0
週休1日制又は1日半制	100.0	79.4	_	0.5	_	_	_
何らかの週休2日制	100.0	98. 1	-	1.5	0.3	6.5	12.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	97.3	-	1.5	0.4	7.7	10.8
完全週休2日制		99.8	_	1.6	_	4.0	16.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	92.8	_	7. 2	0.2	2.5	9.2
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	0.6	10.6	6.9	23.3	22. 4
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	0.6	10.5	7. 1	23.0	22.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	_	15.9	_	10.1	31. 9
完全週休2日制		100.0	0.7	10.3	7.4	23. 6	22.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	13. 3	_	34. 1	13. 3
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	1.8	2.9	1.2	13. 4	13. 4
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	1.9	3. 1	1.3	13. 9	12.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	4. 7	_	1.6	9.4	8.3
完全週休2月制		100.0	_	5. 1	1. 1	17. 0	15. 7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	_	_	4.0	27.5

注:1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は

^{2 1}企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{3 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間(2-1)

1	1			0/1
В	8	立	•	%)
·Η	-	-/-	•	/0/

		1		'	<u>、串似:%)</u>		_
						1企業平均	
時間 分	時間 分		時間 分	時間 分	時間 分	週所定労働	
39:00~	40:00	40時間超	40:01~	42:01~	44:01	時間	産業、週休制の形態
	10 00					(時間:分)	
39:59			42:00	44:00	以上	(時間・刀)	
8.7	57.3	1.0	1.0	_	_	39:06	C鉱業,採石業,砂利採取業
_	85. 4	14.6	14.6	_	_	40:05	週休1日制又は1日半制
			14.0				
9. 7	53.8	_	_	_	_	39:00	何らかの週休2日制
13.8	46. 2	_	_	_	_	38:53	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
_	71.6	_	_	_	_	39:15	完全週休2日制
		v	v	v			完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
X	Λ	X	X	X	X	X	元王週外と日前より外日日数が天員的に多い前及
10.6	66.8	5. 5	3.2	1.2	1. 1	39:45	D 建 設 業
_		27.6	8.7	10.2	8. 7		週休1日制又は1日半制
12. 9	63.8	2.6	2.6	-	_	39:31	何らかの週休2日制
17. 1	54. 5	4. 1	4. 1	_	_	39:26	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
5. 7	79.7	_	_	_	_	39:39	完全週休2日制
_		_	_	_	_	39:59	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
	99. 0					39.39	元王週外と日前より外日日数が天員的に多い前及
5. 5	30.8	_	_	_	_	38:37	F 電気・ガス・熱供給・水道業
_		_	_	_	_	40:00	週休1日制又は1日半制
6. 2	25. 3	_	_	_	_	38:32	何らかの週休2日制
7. 6	17.4	_	_	_	_	38:02	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
5. 7	28.3	_	_	_	_	38:42	完全週休2日制
-	61. 7	_	_	_	_	39:03	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
	01. 7					39.03	元主週作名日間より作日日数が天員印1年多い間及
1.8	49.3	_	_	_	_	38:34	G 情報 通信業
X		X	X	X	X		週休1日制又は1日半制
		Λ	Λ	Λ			
1.8	49.6	_	_	_	_	38:34	
_	56. 1	_	_	_	_	37:45	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
1.9	49. 2	_	_	_	_	38:37	完全週休2日制
_	70. 1	_	_	_	_	39:05	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
4. 3	73. 0	5. 9	4.2	1.7	_	39:46	H 運 輸 業 , 郵 便 業
6.9	71.9	20.6	13.9	6. 7	_	40:30	週休1日制又は1日半制
3.9	73. 2	1.9	1.9	_	_	39:35	何らかの週休2日制
5. 2	71. 7	2. 7	2. 7	_	_	39:35	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
1. 2	76. 4	0.2	0.2	_	_	39:35	完全週休2日制
0.7	72.9	7.2	_	7.2	_	39:37	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
							A =1 alle t= nA alle
5. 6	30. 7	_	_	-	_	38:17	J 金 融 業 , 保 険 業
X	X	X	X	X	X	X	週休1日制又は1日半制
5.8	30. 1	_	_	_	_	38:17	何らかの週休2日制
15. 9	26. 1	_	_	_	_	38:26	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
5. 3	30.3	_	_	_	_	38:16	完全週休2日制
_	39.3	_	_	_	_	38:18	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
0 1	CO C					00 00	工動產業
3. 4		_	_	_	_	39:09	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
X	X	X	X	X	X	X	週休1日制又は1日半制
3.6	63. 5	_	_	_	_	39:08	何らかの週休2日制
4.9	71. 1	_	_	_	_	39:15	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
2.8	58. 4	_	_	_	_	39:03	完全週休2日制
	68. 5	_	_	_	_	39:33	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
							

その平均である。

¹休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。 完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

産業 (C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R) 、主な週休制の形態、主な 第6表

女坐 阳仁州(5)以长	∧ ∧ ₩	40時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
産業、週休制の形態	全企業	以下	34:59	35:00∼	36:00∼	37:00∼	38:00~
			以下	35:59	36:59	37:59	38:59
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	98. 9	1. 4	9. 6	2.0	14.8	15. 5
週休1日制又は1日半制	_	-	-	-		-	-
何らかの週休2日制		98.8	1.5	10.0	2. 1	14. 1	14. 5
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		91.6	8. 4	8. 4		10. 7	19. 1
完全週休2日制		100. 0	0. 4	10. 2	2.4	14. 7	13.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100. 0	_	1. 4		28. 9	37. 3
			1 0				
M宿泊業、飲食サービス業	100.0	95.8	1. 0	1. 0	2. 7	2.3	3. 5
週休1日制又は1日半制	100.0	95. 4	_	4. 6	_		
何らかの週休2日制	100.0	95. 6	1. 4	_	3. 7	1. 7	4.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		93. 6	2. 1	_	1. 2	2. 5	5.8
完全週休2月間上10年月日本が実際的に名い制度		100.0	_	_	8.9	- 01 1	2.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	_	_	21. 1	0.6
N 生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	96.4	1.9	3.8	0.2	4.0	20.2
週休1日制又は1日半制	100.0	97.1	_	_	_	-	41.2
何らかの週休2日制	100.0	96. 0	2.4	2.4	0.2	5. 1	18.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	92.3	4. 5	4. 5	0.4	1.9	15.4
完全週休2日制		100.0	_	0.1	_	8.5	21.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	26. 9	0.7	-	_
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	96. 9	1. 4	2.0	4.3	3. 9	10.9
週休1日制又は1日半制	100. 0	86. 6	1. 6	3. 0	3. 0	6. 7	3. 1
何らかの週休2日制		97. 6	0. 5	2. 1	4. 9	3. 6	12. 5
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		96. 9	_	2.4	2.4	4. 7	6.4
完全週休2日制	100.0	98. 1	0.9	2.0	6.9	2.7	17.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	10.9	_	_	3.4	2.7
P 医療 , 福 祉	100.0	99. 4	0.9	3. 0	2. 1	11. 9	9. 9
週休1日制又は1日半制		100. 0	0. 9	J. 0 -	6. 0	24. 3	12. 2
何らかの週休2日制		99. 2	1. 1	2.8	2. 2	12. 0	9. 4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		97. 8	-	1.6	2. 2	14.8	7. 3
完全週休2日制		100. 0	1. 7	3. 5	2. 2	10.6	10. 4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100. 0	-	4.8	2. 2	6. 3	12. 0
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	99. 2	0.5	0.4	5. 5	36.8	7. 7
週休1日制又は1日半制		94. 5	_	_	_	_	12. 3
何らかの週休2日制		99. 5	0.6	0. 5	6. 2	39. 4	7. 6
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		98. 7	1. 6	1. 3	4. 5	19. 2	6. 9
完全週休2月間		100.0	_	_	7. 1	50. 9	7.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	_	_	_	53. 3	_
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	95. 4	3. 7	1.4	0.6	6.5	8. 1
週休1日制又は1日半制	100.0	74. 5	_	_	_	_	_
何らかの週休2日制	100.0	97. 4	-	1.7	0.7	8.0	8.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	93. 7	_	_	0.6	9.2	7.7
完全週休2日制	100.0	99.8	_	2.8	0.8	7.2	9.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	96. 3	36. 7	_	0.8	_	10.0

注:1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は

^{2 1}企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{3 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間(2-2)

(単位:%)

1企業平均	
時間 分 時間 分 時間 分 時間 分 時間 分 週所定労働 産業、週休	制の形能
39.00~ 40.00 40.01~ 42.01~ 44.01 ************************************	・101~27127色
39:59 42:00 44:00 以上 (時間:分)	
	技術サービス業又は1日半制
	週休2日制
	ト 日日数が実質的に少ない制度
	休 2 日 制
	日日数が実質的に多い制度
1.8 83.5 4.2 1.1 3.1 - 39:51 M 宿 泊 業 , 飲 :	食サービス業
3.4 87.5 4.6 - 4.6 - 40:07 週休1日制	又は1日半制
	週 休 2 日 制
	ト日日数が実質的に少ない制度
0.9 87.6 39:45 完全週	休 2 日 制
	日日数が実質的に多い制度
	・ビス業,娯楽業
	又は1日半制
	週休2日制
	ト日日数が実質的に少ない制度
- 69.6 39:30 完全週	休 2 日 制
- 72.3 38:37 完全週休2日制より休	日日数が実質的に多い制度
7.1 67.2 3.1 0.9 1.4 0.9 39:24 O 教育,学	習支援業
12.0 57.0 13.4 - 3.0 10.4 39:37 週休1日制	又は1日半制
7.0 67.0 2.4 1.1 1.4 - 39:26 何らかの	週 休 2 日 制
14.6 66.4 3.1 2.4 0.7 - 39:33 完全週休2日制より休	ト日日数が実質的に少ない制度
0.9 67.5 1.9 - 1.9 - 39:20 完全週	休 2 日 制
3.2 79.7 38:46 完全週休2日制より休	日日数が実質的に多い制度
2.1 69.6 0.6 - 0.6 - 39:19 P 医 療	, 福祉
	又は1日半制
	週 休 2 日 制
	ト日日数が実質的に少ない制度
0.0 71.6 39:17 完全週	休 2 日 制
	日日数が実質的に多い制度
	ビス事業
	又は1日半制
	週休2月制
	ト日日数が実質的に少ない制度
- 34.1 38:22	休 2 日 制
- 46.7 38:40 完全週休2日制より休	日日数が実質的に多い制度
9.5 65.5 4.6 0.7 3.3 0.6 39:11 R サービス業(他に	:分類されないもの)
23.2 51.3 25.5 4.6 16.2 4.6 40:43 週休1日制	又は1日半制
8.2 70.1 2.6 - 2.4 0.2 39:36 何らかの	週 休 2 日 制
20.5 55.7 6.3 - 5.8 0.6 39:43 完全週休2日制より休	ド日日数が実質的に少ない制度
0.2 79.6 0.2 - 0.2 - 39:32 完全週	休 2 日 制
	日日数が実質的に多い制度

その平均である。

¹休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。 完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合(6-1)

企業規模計						(単位:%)
産業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らか <i>の</i> 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100.0	9. 2	82. 5	37. 5	44. 9	8.3
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100. 0	6.8	90.3	63. 1	27. 1	2.9
D 建 設 業	100.0	12. 2	82.3	51. 9	30. 4	5. 5
E製造業	100. 0	4.8	86.0	41.8	44. 2	9. 2
E1 消 費 関 連	100. 0	6.9	86.0	51.6	34. 3	7. 1
E2 素 材 関 連	100.0	3.8	85.9	38.6	47. 3	10.3
E3 機 械 関 連	100.0	3.8	86. 2	36. 3	49. 9	10.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3. 5	88.6	24. 1	64. 5	7. 9
G 情 報 通 信 業	100.0	1.4	96. 7	5. 3	91. 4	1.9
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	20. 1	74. 7	50. 9	23. 9	5. 2
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	11.8	80.3	40.0	40. 4	7. 9
50~55 卸 売 業	100.0	4.0	86. 5	41.0	45. 4	9.6
56~61 小 売 業	100.0	18.0	75. 5	39. 1	36. 4	6. 5
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	0.4	96. 7	3. 9	92.8	2.9
K 不動産業,物品賃貸業	100.0	0.6	94. 5	37.8	56. 7	4.9
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	-	95.6	13. 3	82. 3	4.4
M 宿泊業,飲食サービス業	100. 0	22.6	72.4	49. 2	23. 1	5.0
N 生活関連サービス業,娯楽業	100. 0	13.6	79.4	41. 7	37. 7	6.9
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100. 0	8.5	83. 5	37. 1	46. 4	8.0
P 医 療 , 福 祉	100.0	5.0	81.4	27. 5	53. 9	13.6
Q複合サービス事業	100.0	7.6	89. 5	32. 3	57. 2	2.9
R サービス業(他に分類されないもの)	100. 0	8.1	81.8	32. 4	49. 4	10. 2

注: 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合(6-2)

 企業規模
 1,000人以上

 (単位:%)

		T I			1	(単位:%)
産業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100.0	2.8	88. 4	22.6	65.8	8.8
C 鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	X	X	X
D 建 設 業	100. 0	2.6	94. 7	6.6	88. 1	2.6
E製造業	100. 0	_	92. 1	14. 6	77. 5	7.9
E1 消 費 関 連	100.0	_	85.6	25. 3	60. 3	14. 4
E2 素 材 関 連	100.0	_	93.8	20. 7	73. 2	6. 2
E3 機 械 関 連	100.0	_	93. 9	6. 1	87. 9	6. 1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	_	100.0	16. 0	84. 0	-
G 情 報 通 信 業	100. 0	_	100.0	5. 1	94. 9	_
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100. 0	4. 9	85.3	35. 7	49.6	9.8
I 卸 売 業 , 小 売 業	100. 0	2. 6	83. 0	29. 3	53. 7	14. 4
50~55 卸 売 業	100. 0	_	93. 3	27. 1	66. 2	6. 7
56~61 小 売 業	100. 0	3. 4	79. 7	30.0	49. 7	16.8
J 金 融 業 , 保 険 業	100. 0	_	97. 9	-	97. 9	2. 1
K 不動産業,物品賃貸業	100.0	5.8	88.4	17. 4	71.0	5.8
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	_	95. 1	_	95. 1	4. 9
M 宿泊業,飲食サービス業	100. 0	6. 9	83.6	35. 9	47. 7	9.5
N 生活関連サービス業,娯楽業	100.0	3. 1	85. 9	31. 3	54. 6	11.0
O 教育, 学習支援業	100.0	16.9	78. 9	19. 4	59. 6	4. 1
P 医 療 , 福 祉	100.0	1.5	87.8	38. 5	49. 3	10.6
Q複合サービス事業	100.0	-	93. 3	10. 1	83. 2	6. 7
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.9	89. 7	22.7	66. 9	9.4

注: 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合(6-3)

企業規模 100~999人 (単位:%)

正未放侠 100~999人		, ,				(単位:%)
産業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100.0	5.8	84. 7	32. 9	51.8	9. 5
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	9. 1	90. 9	45. 5	45. 5	_
D 建 設 業	100.0	2. 9	96.0	31. 3	64.6	1. 1
E製造業	100. 0	2. 1	88.3	34. 5	53.8	9.6
E1 消 費 関 連	100. 0	2.9	84. 3	37. 9	46. 3	12.8
E2 素 材 関 連	100.0	3.6	83. 5	32. 8	50. 7	12.9
E3 機 械 関 連	100. 0	_	95. 7	33. 5	62. 2	4. 3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	-	93. 6	27. 7	65. 9	6. 4
G 情 報 通 信 業	100. 0	0.6	93. 5	4.8	88. 7	5. 9
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100. 0	8. 7	82.9	49. 2	33.8	8.4
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	6. 9	84.6	35. 9	48.7	8. 5
50~55 卸 売 業	100.0	_	94.4	32. 7	61.7	5. 6
56~61 小 売 業	100.0	12.7	76. 3	38. 6	37. 7	11.0
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	0.9	94. 4	1.8	92. 7	4. 7
K 不動産業,物品賃貸業	100.0	1.5	91. 2	31. 3	60.0	7. 3
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	_	96. 4	12. 5	83. 9	3.6
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	6. 5	87. 4	56. 4	31.0	6. 1
N 生活関連サービス業,娯楽業	100.0	9. 3	86. 2	44. 3	41.9	4. 5
O 教育, 学習支援業	100.0	18.7	75. 0	29. 9	45. 1	6. 2
P 医療 ,福祉	100.0	5.8	77.6	27. 9	49. 7	16.6
Q複合サービス事業	100.0	3.8	92.3	29. 4	62. 9	3.9
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.3	79. 4	25. 7	53. 7	10.3

注: 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合(6-4)

企業規模 300~999人 (単位:%)

	<u> </u>	1 1				(単位:%)
産業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らか <i>の</i> 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100. 0	2.8	86. 6	31. 5	55. 2	10.6
C 鉱業,採石業,砂利採取業	_	-	_	-	-	_
D 建 設 業	100.0	3. 2	96.8	27. 4	69. 4	_
E製業	100.0	1. 7	87. 5	26. 9	60.6	10.8
E1 消 費 関 連	100. 0	-	87.9	41. 4	46.6	12. 1
E2 素 材 関 連	100.0	5. 1	81.4	25. 4	55. 9	13.6
E3 機 械 関 連	100.0	_	92. 1	19. 0	73. 0	7. 9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	41. 7	58. 3	-
G 情 報 通 信 業	100.0	2. 3	88.6	4. 5	84. 1	9. 1
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	15. 9	76. 2	42. 9	33. 3	7. 9
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	_	86. 5	41. 5	44. 9	13. 5
50~55 卸 売 業	100.0	-	90.3	29. 0	61. 3	9. 7
56~61 小 売 業	100.0	_	83.8	50.0	33.8	16. 2
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	-	94. 4	-	94. 4	5. 6
K 不動産業,物品賃貸業	100.0	-	94. 4	25. 0	69. 4	5. 6
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	-	95. 7	10.9	84.8	4. 3
M 宿泊業,飲食サービス業	100.0	3. 3	83. 3	50. 0	33. 3	13. 3
N 生活関連サービス業,娯楽業	100.0	6. 1	87.9	42. 4	45. 5	6. 1
O 教育, 学習支援業	100.0	7.0	84. 2	33. 3	50.9	8.8
P 医 療 , 福 祉	100.0	1.4	85. 9	29. 6	56. 3	12. 7
Q複合サービス事業	100.0	-	96. 9	24. 6	72. 3	3. 1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4. 1	83. 7	30. 6	53. 1	12. 2

注: 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合(6-5)

企業規模 100~299人 (単位:%)

		ı ı			T	(単位:%)
産業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100.0	6. 7	84. 1	33. 4	50. 7	9. 2
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100. 0	9. 1	90. 9	45. 5	45. 5	_
D 建 設 業	100.0	2.8	95.8	32. 4	63. 4	1.4
E製業	100. 0	2. 2	88.6	36. 8	51. 7	9. 3
E1 消 費 関 連	100. 0	3. 7	83. 3	37. 0	46. 3	13.0
E2 素 材 関 連	100. 0	3. 2	84. 1	34. 9	49. 2	12.7
E3 機 械 関 連	100.0	-	96. 9	38. 5	58. 5	3. 1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	-	91. 4	22. 9	68.6	8.6
G 情 報 通 信 業	100. 0	_	95. 2	4.8	90. 3	4.8
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	6.8	84. 7	50.8	33. 9	8.5
I 卸 売 業 , 小 売 業	100. 0	9.3	83. 9	33. 9	50.0	6.8
50~55 卸 売 業	100. 0	_	95.6	33.8	61.8	4.4
56~61 小 売 業	100. 0	17.9	73. 2	33. 9	39. 3	8.9
J 金 融 業 , 保 険 業	100. 0	1. 4	94. 4	2.8	91. 7	4.2
K 不動産業,物品賃貸業	100. 0	2.0	90. 2	33. 3	56. 9	7.8
L 学術研究,専門・技術サービス業	100. 0	_	96. 7	13. 1	83.6	3.3
M 宿泊業,飲食サービス業	100. 0	7. 5	88. 7	58. 5	30. 2	3.8
N 生活関連サービス業,娯楽業	100. 0	10. 2	85. 7	44. 9	40.8	4. 1
O 教育, 学習支援業	100.0	23. 4	71. 4	28. 6	42. 9	5. 2
P 医療 ,福祉	100. 0	7. 1	75. 0	27. 4	47. 6	17.9
Q複合サービス事業	100. 0	7.8	87.5	34. 4	53. 1	4.7
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	12.7	77.8	23.8	54. 0	9. 5

注: 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合(6-6)

企業規模 30~99人 (単位:%)

		I I			ı	(単位:%)
産業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らか <i>の</i> 週 休 2 日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100.0	10.8	81. 4	39. 9	41. 4	7.8
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100. 0	6. 7	90.0	66. 7	23. 3	3. 3
D 建 設 業	100. 0	14. 1	79. 5	56. 4	23. 1	6. 4
E製造業	100. 0	6.0	84. 9	45. 7	39. 1	9. 1
E1 消 費 関 連	100. 0	8.5	86.6	57. 3	29. 3	4. 9
E2 素 材 関 連	100. 0	4.0	86.7	41. 3	45. 3	9.3
E3 機 械 関 連	100. 0	5.8	81. 2	39. 1	42.0	13. 0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5. 9	84. 3	23. 5	60.8	9.8
G 情 報 通 信 業	100.0	1.9	98. 1	5. 6	92. 6	-
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	25. 0	71. 2	51. 9	19. 2	3.8
I 卸 売 業 , 小 売 業	100. 0	13. 9	78.7	41.8	36. 9	7. 4
50~55 卸 売 業	100. 0	5. 6	83. 3	44. 4	38. 9	11. 1
56~61 小 売 業	100. 0	20.6	75. 0	39. 7	35. 3	4. 4
J 金 融 業 , 保 険 業	100. 0	-	98.6	6. 9	91. 7	1.4
K 不動産業,物品賃貸業	100. 0	-	96. 1	41. 2	54. 9	3.9
L 学術研究,専門・技術サービス業	100. 0	-	95. 3	14. 1	81. 3	4. 7
M 宿泊業,飲食サービス業	100. 0	29. 4	66. 2	47. 1	19. 1	4. 4
N 生活関連サービス業,娯楽業	100. 0	15. 4	76. 9	41.0	35. 9	7. 7
O 教育, 学習支援業	100. 0	3.8	87.2	41. 0	46. 2	9.0
P 医療 , 福 祉	100. 0	4. 7	83. 2	27. 1	56. 1	12. 1
Q複合サービス事業	100. 0	17.9	82. 1	43. 3	38.8	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100. 0	7. 2	82.6	36. 2	46. 4	10. 1

注: 1 企業で 2 つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合(6-1)

企業規模計						(単位:%)
産業	労働者計	週休 1 日制 又は 週休 1 日半制	何らかの 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100. 0	4. 4	85. 9	27.8	58. 0	9.8
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	4.8	93. 3	41. 4	51.8	1.9
D 建 設 業	100.0	6. 2	90. 3	34. 6	55. 7	3.5
E製造業	100.0	2.0	89. 0	25. 4	63. 6	9.0
E1 消 費 関 連	100.0	3. 7	84. 0	37. 5	46. 5	12.3
E2 素 材 関 連	100.0	3. 2	84. 4	34. 1	50. 3	12.4
E3 機 械 関 連	100.0	0.6	93.8	15. 4	78. 4	5.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.3	96. 5	13. 3	83. 2	3. 2
G 情 報 通 信 業	100.0	0.6	96. 2	4. 1	92. 2	3. 2
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	9.9	71. 9	43.8	28. 1	18. 2
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	3.6	84. 2	37. 9	46. 3	12.2
50~55 卸 売 業	100.0	1. 1	89. 3	31.9	57. 5	9.6
56~61 小 売 業	100.0	5. 7	79.8	43.0	36.8	14. 5
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	0.1	97. 9	0.4	97. 6	1. 9
K 不動産業,物品賃貸業	100.0	0.5	93. 1	24. 6	68. 5	6. 4
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	-	96. 3	6. 9	89. 4	3. 7
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	8. 2	78. 0	43.8	34. 2	13.8
N 生活関連サービス業,娯楽業	100.0	14. 2	78. 9	39. 9	39. 0	6.9
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	11.8	81. 3	29. 0	52. 3	6.8
P 医療 ,福祉	100.0	4. 7	82. 3	29. 6	52.8	13.0
Q複合サービス事業	100.0	1. 1	96. 3	11. 1	85. 2	2. 5
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7. 5	82.7	22. 7	60.0	9.8

注:「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合(6-2)

 企業規模
 1,000人以上

 (単位:%)

								(単位:%)
	産	業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週 休 2 日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
Т	調査	産業計	100.0	1.5	89. 0	16.0	73. 0	9. 5
С	鉱 業,採 石	業,砂利採取業	X	X	X	X	X	X
D	建	設業	100.0	1. 4	97. 1	5. 2	91. 9	1.5
E	製	造業	100.0	-	93. 3	10. 2	83. 0	6. 7
	E1 消 費	, 関 連	100.0	-	80.6	13. 7	66. 9	19.4
	E2 素 材	. 関 連	100.0	-	92.6	32.8	59. 7	7.4
	E3 機 械	関連	100.0	_	95.9	2.0	93. 9	4. 1
F	電気・ガス・	・熱供給・水道業	100.0	_	97. 9	7. 9	90.0	2. 1
G	情 報	通 信 業	100.0	_	98.8	2. 3	96. 4	1. 2
Н	運輸業	,郵便業	100.0	1. 6	61.6	34. 9	26. 7	36.8
I	卸 売 業	,小虎業	100.0	2. 3	81.4	28.6	52.8	16. 3
	50~55 卸	売業	100.0	_	81.8	15. 5	66. 3	18. 2
	56~61 小	売業	100.0	3. 5	81.2	35. 4	45.8	15. 4
J	金 融 業	,保険業	100.0	_	98. 5	-	98. 5	1.5
K	不動産業	,物品賃貸業	100.0	0. 2	96.0	13. 5	82. 4	3.9
L	学術研究,専門	引・技術サービス業	100.0	_	97.8	1.9	95. 9	2.2
M	宿泊業,飲	食サービス業	100.0	2. 1	82. 5	31. 2	51. 3	15. 3
N	生活関連サー	ービス業,娯楽業	100.0	11. 6	84.6	25. 1	59. 5	3.9
Ο	教 育 , 学	全習 支援業	100.0	12. 1	80. 4	23. 0	57. 4	7. 5
P	医療	, 福	100.0	0.9	90. 7	32. 3	58. 4	8.4
Q	複合サー	ー ビ ス 事 業	100.0	-	97. 9	2. 9	95. 0	2. 1
R	サービス業(他	に分類されないもの)	100.0	3. 3	89.6	12.9	76. 7	7. 1

注:「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合(6-3)

企業規模 100~~999人 (単位:%) 完全週休 完全週休 週休1日制 何らかの 2日制より 2日制より 週 休 休日日数が 産 労働者計 業 又は 完全週休 休日日数が 実質的に 週休1日半制 2日制 2日制 実質的に 多い制度2) 少ない制度1) 業 T 調 査 産 計 100.0 4.4 84.9 31.1 53.8 10.7 鉱 業,採石業,砂利採取業 5.3 94.5 50.9 100.0 43.6 0.2 C 設 D 建 100.0 2.2 96.6 27.7 68.9 1. 2 造 業 製 100.0 1.7 87.2 31.2 56.0 E 11. 1 消 費 関 連 100.0 0.9 86.1 38.6 47.5 13.0 E1 材 関 連 80.0 E2 100.0 4.3 30.6 49.4 15.7 関 機 械 連 E3 100.0 93.8 27.3 66.5 6. 2 電気・ガス・熱供給・水道業 93.4 34.4 59.0 6.6 100.0 報 信 業 92.3 情 通 100.0 0.9 4.8 87.6 6.8 G 業 郵 業 Η 運 輸 便 100.0 9.4 81.3 49.5 31.8 9.3 卸 業 業 売 小 売 2.8 85.1 38.5 12.0 Ι 100.0 46.6 売 業 0.2 94.3 29.7 64.6 $50 \sim 55$ 卸 100.0 5.6 売 業 100.0 5.3 76.7 46.7 30.0 18.0 56~61 小 業 融 保 険 100.0 0.5 96.3 0.7 95.6 3. 1 J 不動産 業, 物品賃貸業 1.0 92.0 27.0 65.0 7.0 100.0 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 95.9 10.6 85.3 4. 1 宿泊業,飲食サービス業 76.2 51.9 24.3 19.4 100.0 4.4 生活関連サービス業,娯楽業 12.3 81.2 42.1 39.1 100.0 6.4 学 習 支 業 教 援 79.4 27.7 O 100.0 14.4 51.7 6. 2 P 医 療 福 祉 100.0 5.5 79.6 29.5 50.1 14.8 業 複 サ ピ ス 事 合 100.0 2.0 94.5 23.8 70.8 3.5 Q

100.0

9.9

79.2

25.0

54.2

10.9

R

サービス業(他に分類されないもの)

注:「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合(6-4)

企業規模 300~999人 (単位:%)

						(単位:%)
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らか <i>の</i> 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
T 調 査 産 業 計	100.0	2.9	85.6	28. 4	57. 2	11.6
C 鉱業,採石業,砂利採取業	-	_	-	-	-	_
D 建 設 業	100.0	2.0	97.0	27. 0	70.0	1.0
E製	100.0	1.5	85. 0	25. 5	59. 5	13. 5
E1 消 費 関 連	100.0	-	83.0	38.8	44. 3	17.0
E2 素 材 関 連	100.0	4. 4	77. 9	25. 1	52. 9	17.7
E3 機 械 関 連	100.0	-	91.3	19.8	71.6	8.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	98.0	43. 4	54. 6	2.0
G 情報 通信業	100.0	1.6	89. 3	4.9	84. 4	9.0
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	14. 2	75. 5	43. 1	32. 4	10.3
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	-	84.0	38. 7	45. 2	16. 0
50~55 卸 売 業	100.0	-	93. 1	26. 1	67. 1	6. 9
56~61 小 売 業	100.0	-	76. 6	48.8	27.8	23. 4
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	-	96. 7	-	96. 7	3. 3
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	-	94.8	22. 2	72. 5	5. 2
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	-	94. 2	8.4	85.8	5.8
M 宿泊業,飲食サービス業	100.0	0.9	65.8	45. 7	20. 1	33. 3
N 生活関連サービス業,娯楽業	100.0	12. 2	80.0	46. 3	33. 7	7.8
O教育,学習支援業	100.0	9. 7	84. 2	28. 0	56. 2	6. 1
P 医 療 , 福 祉	100.0	3.8	85. 9	28.8	57. 1	10.3
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	-	97. 2	20. 9	76. 4	2.8
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1. 0	86.6	25. 1	61.5	12. 4

注:「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合(6-5)

企業規模 100~299人 (単位:%) 完全週休 完全週休 週休1日制 何らかの 2日制より 2日制より 週 休 休日日数が 産 労働者計 業 又は 完全週休 休日日数が 週休1日半制 実質的に 2日制 2日制 実質的に 多い制度2) 少ない制度1) 業 T 調 査 産 計 100.0 5.9 84.3 33.7 50.6 9.8 5.3 鉱 業,採石業,砂利採取業 94.5 50.9 100.0 43.6 0.2 C 設 業 D 建 100.0 2.5 96.2 28.3 67.9 1.3 造 業 製 52.7 100.0 1.9 89.1 36.4 8.9 E 消 費 関 連 100.0 1.5 88.2 38.4 49.8 10.3 E1 材 関 連 4.3 E2 100.0 81.9 35.6 46.3 13.8 関 機 械 連 E3 100.0 96.6 35.8 60.8 3.4 電気・ガス・熱供給・水道業 88.3 24.5 63.8 11.7 100.0 報 信 業 情 通 100.0 95.9 4. 5 91.4 4.1 G 業 郵 業 Η 運 輸 便 100.0 5.7 85.8 54.4 31.4 8.5 卸 業 業 売 小 売 5. 7 86.3 38.3 7.9 Ι 100.0 48. 1 売 業 0.3 95.3 32.9 62.4 $50 \sim 55$ 卸 100.0 4.4 業 売 100.0 11.6 76.7 44. 1 32.6 11.7 56~61 小 業 融 保 険 100.0 1.5 95.6 1.9 93.7 2.9 J 2.1 不動産 業, 物品賃貸業 89.0 32.2 100.0 56.8 8.8 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 97.8 13.0 84.8 2.2 宿泊業,飲食サービス業 100.0 7.0 84.2 56.7 27.5 8.8 生活関連サービス業,娯楽業 12.4 82.2 38.6 43.7 5.3 100.0 学 習 支 業 教 援 74.4 27.3 47.0 O 100.0 19.4 6.3 P 医 療 福 祉 100.0 7.1 73.9 30.2 43.7 19.0 事 業 複 サ ビ ス 合 100.0 7.2 87.3 31.4 55.9 5.5 Q

100.0

18.1

72.4

24.9

47.5

9.5

R

サービス業(他に分類されないもの)

注:「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合(6-6)

企業規模 $30 \sim 99人$ (単位:%) 完全週休 完全週休 週休1日制 何らかの 2日制より 2日制より 週 休 休日日数が 産 労働者計 又は 業 完全週休 休日日数が 週休1日半制 実質的に 2日制 2日制 実質的に 多い制度2) 少ない制度1) 業 T 調 査 産 計 100.0 9.1 82.4 41.0 41.4 8.4 鉱 業,採石業,砂利採取業 7.4 88.7 59.4 100.0 29.3 3.9 C D 建 設 100.0 12.0 81.6 57.0 24.7 6.4 造 業 製 100.0 6.6 83.3 47.1 36.3 10.1 Ε 消 費 関 連 100.0 11.3 83.9 57.5 26.4 4.8 E1 材 関 連 E2 100.0 5. 1 81.7 41.2 40.5 13. 1 関 機 械 連 E3 100.0 4.3 84.8 44.9 39.8 11.0 電気・ガス・熱供給・水道業 62.1 3.9 88.0 25.8 8.2 100.0 報 信 業 98.7 情 通 100.0 1.3 6.8 92.0 G 業 郵 業 Η 運 輸 便 100.0 23.0 73. 1 48.4 24.7 3.9 卸 業 業 売 小 売 85.5 38.5 Ι 100.0 6.4 46.9 8. 1 売 業 3.5 86.0 46.6 39.3 10.5 $50 \sim 55$ 卸 100.0 47.3 売 業 100.0 10.1 84.8 37.5 5. 1 56~61 小 業 融 保 険 100.0 98.1 4.6 93.5 1.9 J 不動産 業, 物品賃貸業 0.1 90.6 37.4 53.3 9.3 100.0 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 94.0 10.4 83.6 6.0

100.0

100.0

100.0

100.0

100.0

100.0

宿泊業,飲食サービス業

生活関連サービス業,娯楽業

習

ピ

サービス業(他に分類されないもの)

支

福

ス

援

事

業

祉

業

学

療

サ

合

教

複

O

P 医

Q

R

20.6

18.8

7. 2

6.4

18.5

8.6

74.8

71.4

86.4

80.4

81.2

79.8

48.9

47.2

44.0

26.8

41.7

32.2

25.9

24. 2

42.4

53.6

39.5

47.6

4.7

9.8

6.4

13.2

0.4

11.7

注:「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

^{1) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休 など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より 休日日数が多いものをいう。

第9表 産業・企業規模、労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある 者がいる企業割合及び労働者割合

(単位:%)

						(単位:%)
産業・企業規模	全企業	労働定いは地るい を監管位者 のなるい	労のな又のあい 動定いは地るない なないないない	労のな又のあ ・ ・ ・ は地る不明	労働者計	労働時間 の定い監督 又は管理 の地位に ある者
T調 査 産 業 計	100. 0	40.6	59. 4	_	100.0	6. 0
1,000 人 以 上	100.0	46. 2	53. 8	-	100.0	6.8
100 ~ 999 人	100.0	45. 2	54. 8	-	100.0	5.8
300 ~ 999 人	100.0	50. 5	49. 5	-	100.0	6. 3
100 ~ 299 人	100.0	43. 4	56. 6	-	100.0	5. 4
30 ~ 99 人	100.0	38.6	61. 4	-	100.0	5.0
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	29. 2	70.8	-	100.0	1. 7
D 建 設 業	100.0	38. 2	61.8	-	100.0	8. 2
E製造業	100.0	42. 7	57. 3	-	100.0	6. 7
1,000 人 以 上	100.0	47. 2	52.8	-	100.0	7. 9
100 ~ 999 人	100.0	49.6	50. 4	-	100.0	6. 3
300 ~ 999 人	100.0	59. 0	41.0	-	100.0	7. 7
100 ~ 299 人	100.0	46.8	53. 2	-	100.0	5. 1
30 ~ 99 人	100.0	39. 6	60. 4	-	100.0	4. 7
E1 消 費 関 連	100.0	39. 0	61. 0	-	100.0	5.8
E2 素 材 関 連	100. 0	44. 1	55. 9	-	100.0	6. 1
E3 機	100. 0	44. 5	55. 5	-	100.0	7. 4
F電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	46. 0	54. 0	-	100.0	10. 3
G 情報通信業	100. 0	45. 7	54. 3	_	100.0	10.6
H運輸業,郵便業	100.0	44. 8	55. 2	_	100.0	4.0
I 卸 売 業 , 小 売 業	100. 0	36. 4	63. 6	_	100.0	6. 9
50~55 卸 売 業 56~61 小 売 業	100.0	43. 6	56. 4	_	100. 0	9. 0
A THE SHE SHE	100.0	30. 7	69. 3	_	100. 0	5. 1
了金 融 業 , 保 険 業 K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100. 0 100. 0	40. 4 34. 2	59. 6 65. 8	_	100. 0 100. 0	9. 1 7. 4
L 学術研究,専門・技術サービス業	100. 0	48. 9	51. 1	_	100. 0	8.8
M宿泊業、飲食サービス業	100.0	42. 4	57. 6	_	100. 0	6. 3
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	37. 1	62. 9	_	100. 0	5. 2
O 教育 ,学 習 支 援 業	100. 0	42. 6	57. 4	_	100. 0	4. 1
P 医療,福祉	100. 0	39. 7	60. 3	_	100. 0	2. 6
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100. 0	32.3	67. 7	_	100. 0	3. 3
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.9	58. 1	_	100.0	4. 0

第10表 産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び1企業平均年間休日総数

								(単位	立:%)	
		69日	70~		下間休日			120~	130日	1企業 平均年間
産業・企業規模	全企業	以下	70~ 79日	80~ 89日	90~ 99日	100~ 109日	110~ 119日	120~ 129日	以上	休日総数
										(目)
T 調 査 産 業 計	100.0	1.6	3. 1	4. 7	7.4	32. 7	18.7	28.9	2.9	109.9
1,000 人 以 上	100.0	0.2	0.7	0.7	2.5	22.5	22.0	48.8	2.7	116.6
100 ~ 999 人	100.0	0.3	1.7	3. 3	4. 2	28.8	22. 2	36. 2	3. 1	113. 4
300 ~ 999 人	100.0	0.3	1.4	1.9	3.2	27. 4	21.0	41.6	3.3	114.9
100 ~ 299 人	100.0	0.3	1.8	3.8	4. 5	29.3	22.6	34. 5	3. 1	113.0
30 ~ 99 人	100.0	2. 1	3. 7	5. 4	8.9	34. 7	17. 2	25. 2	2.8	108.3
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	_	1.0	8.7	5.8	56. 3	7.8	20.3	_	106.7
D 建 設 業	100.0	1.2	4.3	8.6	12.0	34.0	10.5	26.0	3.3	107.6
E製造業	100.0	0.3	0.2	2.8	4.0	28. 1	35. 4	26.0	3. 2	113. 3
1,000 人 以 上	100.0	_	-	-	-	7. 7	12.8	77.6	1.8	121.6
100 ~ 999 人	100.0	_	0.5	0.9	1.8	17. 1	35.8	39. 4	4.5	117. 2
300 ~ 999 人	100.0	_	0.6	-	2.5	13.8	24. 9	53.4	4.9	119.6
100 ~ 299 人	100.0	_	0.5	1. 1	1.6	18. 1	39. 1	35. 1	4.4	116.5
30 ~ 99 人	100.0	0.4	-	3. 7	5. 1	33. 4	36.0	18.8	2.7	111.4
E1 消 費 関 連	100.0	0.9	_	6.5	7.6	40.0	24. 2	18.5	2.3	109.5
E2 素 材 関 連	100.0	_	0.4	-	2.1	24. 7	38. 4	32.5	1.9	115. 1
E3 機	100.0	_	_	2.2	2.8	20.8	42.5	26. 1	5. 4	114.8
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.2	1.2	1.2	1.2	4. 7	19.9	66.0	4. 7	120. 1
G 情 報 通 信 業	100.0	_	0.2	-	0.4	4. 9	5.6	85.2	3.8	123. 2
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	4. 5	10.1	13.0	7.0	42.3	8.1	14.8	0.1	100.4
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	4.0	3. 1	5. 1	7.8	36. 2	20.6	20.7	2.5	107. 0
50~55 卸 売 業	100.0	1.0	1.3	1.3	4. 3	29. 3	29. 4	29. 4	4. 1	113. 5
56~61小 売 業	100.0	6.3	4. 5	8. 2	10.7	41.7	13.6	13.9	1.2	101.9
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	_	_	0.4	-	1.0	6. 9	90.0	1.6	123. 3
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	_	1.4	0.4	5. 5	32.7	21.6	36. 7	1.7	114. 2
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	0.2	0.3	-	1. 1	8.3	19. 5	58. 2	12.4	121.8
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	5. 2	9.4	10.6	15. 6	46. 2	4.8	8.3	-	98.0
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	1.0	4. 9	6. 7	20.8	30.9	14.8	18.8	2.0	105.6
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	-	1.7	4. 9	7. 9	21.4	16. 2	36. 4	11.5	115. 2
P 医 療 , 福 祉	100.0	-	1.5	1.8	4.6	39. 1	17.0	34. 1	1.9	112.4
Q複合サービス事業	100.0	1.4	0.8	2.7	10.0	14. 6	12.0	57. 1	1.3	115. 2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.0	4. 5	3. 4	11.0	33. 4	10.7	33. 3	3.6	110. 4

注:企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「1企業平均年間休日総数」はその平均である。

第11表 産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者1人平均年間休日総数

(単位:%) 適用労働者 年間休日総数階級 1人平均年 69日 70~ 80~ 100~ 110~ 120~ 130日 間休日総 労働者計 産業・企業規模 以下 79日 89日 99日 109日 以上 119日 129日 数 (日) 業 計 T 調 査 産 100.0 0.5 1.2 2.0 3.2 20.9 20.9 48.0 3.3 116.0 以 1,000 上 100.0 0.3 0.4 0.2 0.7 10.4 18.9 65.8 3.2 120.1 100 999 100.0 0.3 1.2 2.0 2.5 23.6 23.2 43.7 3.6 115.8 300 999 100.0 0.2 1.0 1.0 2. 1 20.8 49.9 3.9 21. 1 117.2100 299 Y 100.0 0.3 1.3 3.0 2.9 26.0 25.6 37.5 3.3 114.4 30 99 人 100.0 1.2 2.4 4.9 8.9 33.7 20.0 26.0 2.9 109.6 鉱業,採石業, 砂利採取業 100.0 2.5 4.2 3.2 34.1 7.2 48.8 112.9 設 業 建 100.0 0.6 1.7 3.9 6.3 12. 1 45.2 8.8 115.6 D 21.5E製 浩 業 100.0 0.0 1.6 22.8 58.8 0.1 0.8 11.8 3.9 119.5 1,000 以 上 100.0 1.8 7.8 87.5 2.9 123.4 999 100 100.0 0.4 0.5 1.4 13. 1 31.4 47.9 5.4 119.3 300 999 人 100.00.2 1.8 9.2 24.8 59.3 4.8 121.6 37.5 100 299 人 0.9 37.3 100.0 0.5 0.9 16.8 6.0 117.2 30 99 100.0 0.1 3.4 5.5 31.2 39.4 16.9 3.5 111.5 消 費 関 連 100.0 2.7 24.4 30.7 33.1 115.2 E1 0.1 4.6 4.4 関 素 材 連 0.5 29.4 E2 100.0 1.6 14. 2 51.4 2.9 118.7 械 閣 連 機 100.0 0.6 72.8 E3 0.45. 7 16. 2 4.3 121.6 ・ガス ・熱供給・ 水道業 F 100.0 0.1 0.1 0.1 0.2 0.5 8.5 90.2 0.5 123.8 信 業 G 情 報 通 100.0 0.4 0.2 4.9 5.2 84.2 5. 1 123.9 業 郵 便 業 H 運 100.0 1.8 4.8 6.3 6.1 32.8 31. 7 16.2 0.2 107.4 業 小 売 業 I 卸 売 100.0 0.4 1.1 2.2 4.0 28.0 30.5 30.8 3.0 113.3 50~55 卸 売 業 100.0 0.20.8 0.7 2.1 17.0 23.0 50.7 5.4 118.4 売 業 100.0 0.7 1.3 3.5 37.9 37.4 12.6 0.9 108.7 56~61 小 5.6 業 業 保 険 金 駎 100.0 0.1 0.1 0.7 98.8 0.2 123.4 不 動 産 業 物 品 賃 貸 業 100.0 0.1 0.3 1.8 15.3 21.4 59.6 K 1.6 118.1 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 0.4 0.20.3 3.5 14.2 71.3 10.1 123.0 M宿泊業,飲食サービス業 57.5 103.9 100.0 1.7 2.5 6.8 10.6 14.4 6.5 生活関連サービス業,娯楽業 2.3 100.0 5.3 2.6 6.3 16.7 32.5 13.4 20.8 105.1 学 習 支 援 業 教 育 100.0 2.9 5.0 5.2 14.0 48.9 9.3 O 14. 5 116.3 福 P 医 療 祉 100.0 0.9 33.6 25.0 36.4 0.71.4 2.0114.4 業 0.3 複 合 サ ピ ス 事 100.0 2.0 3.9 7.2 86.0 0.1 0.3 0.2 121.7 サービス業(他に分類されないもの) 2.0 100.0 1.0 1.5 4.6 25.4 17.9 46.4 1.2 114. 1

注:企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「適用労働者1人平均年間休日総数」は、その適用を 受ける労働者により加重平均したものである。

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

	年次有紀	給休暇の	計画的	付与制度		計	×	性別	計				
						企	業規模	計	1,	000人以	上	1 0 0	· ~ 9 9 9
	産			業		平均 付与日数 ¹⁾	平均 取得日数 ²⁾	平均 取得率 ³⁾	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数
						日	Ħ	%	目	日	%	目	目
Т	調	査	産	業	計	18. 0	10. 1	56. 3	18. 9	11.9	63. 1	17. 7	9.3
С	鉱業	,採石	業,砂	利採取	業	17. 7	11. 3	63. 9	X	X	X	19. 2	10.6
D	建		設		業	17. 9	8.0	44. 9	18.6	8.6	46. 3	18.9	8.5
E	製		造		業	18.6	11. 9	64. 1	19. 4	13. 7	70.7	18. 2	10.8
Е	1 消	費		関	連	17.8	9. 4	52. 7	18. 4	9.8	53. 4	17. 5	9. 7
E	2 素	材		関	連	18. 4	11.5	62. 4	19. 5	13. 2	68.0	18. 1	10.7
E	3 機	械		関	連	19.0	13. 2	69. 2	19. 7	14. 7	75.0	18.6	11.5
F	電気	・ガス・	熱供	給・水道	業	19. 5	15.0	76.8	19. 9	16.6	83. 1	18.6	11.0
G	情	報	通	信	業	19.3	12. 3	64. 0	19. 9	13.9	69. 9	19. 2	11.5
Н	運	渝 業	,	郵 便	業	17. 7	10.0	56. 5	18. 9	12. 1	64. 0	17. 3	8.9
I	卸	老	,	小 売	業	18.0	8. 0	44. 7	18. 7	8.6	45.8	17.8	7. 9
50)∼55 j	卸	売		業	18. 7	9. 2	49. 4	19. 5	10.8	55. 3	18. 3	8. 9
56	6~61	小	売		業	17. 3	6. 9	39. 9	18. 2	7.0	38. 7	17. 3	7. 0
J	金属	独 業	, 1	保 険	業	18. 9	11. 6	61. 2	19. 1	12.3	64. 2	18. 4	10.0
K	不 動	産業,	,物 1	品賃貸	業	17. 6	9. 2	52. 5	18. 1	10.3	56. 7	17. 7	8.9
L	学術研	f究,専門	・技術	寄サービ ン	、業	18.6	11.8	63. 2	19. 4	13.0	67. 3	18.6	11.6
M	宿 泊	業,飲	食サ	ービス	業	16. 2	6. 7	41. 2	16. 1	6.6	40.7	16. 7	6.8
N	生活	関連サー	- ビス	業,娯楽	業	16.8	7.8	46. 7	16. 6	8.0	48. 2	16. 4	7. 7
О	教育	下 , 学	: 習	支 援	業	18. 4	8.6	46. 4	19. 0	8.5	44. 5	18. 7	8.0
P	医	療	,	福	祉	16. 7	8. 9	53. 4	17.8	9. 1	51. 1	16. 4	9. 1
Q	複合	・サー	- Ľ	ス事	業	19. 5	14. 2	72. 7	19. 6	17. 5	89. 1	19. 5	7. 6
R	サービ	ス業(他に	こ分類を	されないも	の)	17. 2	9.3	54. 2	17. 1	10.2	59. 5	17. 6	8. 5

注: 1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{2) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-1)

人	3 0	0 ~ 9 9 9	9 人	1 0	0 ~ 2 9 9	9 人	3	0 ~ 9 9	٨.	
平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	産 業
%	B	B	%	B	B	%	B	B	%	
52. 7	17. 9	9. 5	53. 1	17. 6	9. 2	52. 3	17. 0	8.7	51. 1	Т
55. 0	_	_	_	19. 2	10.6	55.0	16.9	10.2	60. 1	С
45.0	18. 5	8.8	47. 2	19. 1	8.3	43. 1	16.6	7.3	43.8	D
59. 3	18. 4	11.2	60.7	17. 9	10. 4	58. 0	17. 5	9.9	56. 7	E
55. 5	17. 2	9.4	54.8	17.7	9.9	56.0	17.8	8.4	47.4	E1
59. 0	18.6	11.5	61.8	17.6	9. 9	56. 3	17.6	10.6	60.4	E2
61.6	18.8	11.7	62. 1	18. 3	11. 2	61.0	17. 1	10. 2	60.0	ЕЗ
59. 2	18.9	10.9	57. 4	18. 3	11. 2	61.2	18. 1	11. 4	62.8	F
59.8	19.6	12. 2	62. 2	18.6	10.6	56.6	18.0	10. 4	57. 5	G
51. 4	18.0	8.7	48. 2	16.8	9. 0	53. 9	16.5	8.3	50.2	Н
44. 5	17. 9	7. 7	43.0	17. 7	8. 1	45.9	17.4	7. 6	43.7	I
48.6	19. 1	9.3	48.6	17. 7	8.6	48.5	18. 5	8.5	45. 7	50~55
40.5	16. 9	6.3	37. 4	17. 6	7. 6	43.3	16. 1	6. 5	40.7	56~61
54. 2	18. 2	10.4	56. 7	18. 7	9. 4	50. 2	18. 7	9. 7	51.8	J
50. 5	17. 7	9.4	53.0	17. 7	8.4	47.6	16. 4	8.0	48.8	K
62. 6	18.9	12.3	65. 1	18. 1	10. 7	59. 3	17. 3	9. 5	55. 1	L
40.5	17. 1	7. 5	44. 0	16. 4	6. 3	38. 2	15.8	6. 7	42.4	M
47. 3	16. 1	8.4	52. 3	16.6	7. 2	43.0	17.4	7.8	44.8	N
42. 7	19. 1	7.6	39. 6	18. 3	8. 4	45.8	17. 2	9.6	56.0	О
55. 2	16. 2	8.8	54.0	16.6	9. 4	56. 3	16. 5	8.5	51. 4	P
38.8	19. 9	7. 7	38. 7	18. 5	7. 3	39. 3	18.6	7. 2	38. 6	Q
48.3	17. 2	8.4	48.9	18.0	8.6	47.7	16. 4	9. 7	58.9	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

	年次有約	給休暇の	計画	的付与制	制度	計	×	性別	男				
						企	業規模	計	1,	000人以	上	1 0 0	· ~ 9 9 9
	産			業		平均 付与日数 ¹⁾	平均 取得日数 ²⁾	平均 取得率 ³⁾	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数
						E	Ħ	%	日	目	%	目	目
Т	調	査	産	業	計	18. 4	9.9	53. 7	19. 2	11. 7	61. 1	18. 3	9.0
С	鉱業	,採 石	業,	砂利技	采取業	17. 7	11. 0	62. 5	X	X	X	20.0	10.6
D	建		設		業	18.0	7. 6	42. 5	18.8	8.2	43. 5	19. 0	8.2
E	製		造		業	18.8	11. 5	61. 3	19. 5	13. 2	67.8	18. 4	10. 5
Е	1 消	費		関	連	18. 4	9.0	49. 0	18. 6	9.3	50. 2	18. 1	9. 3
Е	2 素	材		関	連	18.6	11. 2	60. 1	19. 6	13. 1	66.6	18. 3	10. 3
Е	3 機	械		関	連	19.0	12.6	66. 0	19. 7	14. 1	71.8	18. 7	11. 1
F	電気・	・ガス・	熱色	共給・:	水道業	19.6	14.8	75. 7	20.0	16.6	83. 1	18.8	10.9
G	情	報	通	信	業	19. 7	12. 3	62. 7	20.0	13. 7	68.3	19.8	11.6
Н	運	輸業	,	郵	便 業	18.0	10. 1	55.8	19. 2	12. 1	62.7	17. 7	9.0
I	卸列	范	,	小	売 業	18. 5	7. 4	40. 1	19. 4	8.0	41.4	18. 3	7. 2
50	0∼55 j	卸	5	売	業	19.0	8.6	45. 2	19. 9	10.5	52.6	18. 7	8. 2
50	6~61	小	5	売	業	18.0	6. 1	34. 2	19. 0	6. 2	32.6	17.8	6. 3
J	金属	触 業	,	保	険 業	19. 2	10.3	54. 0	19. 4	11.0	56.8	18.6	9. 3
K	不 動	産 業	,物	品 賃	貸業	18. 2	8.6	47. 2	18. 5	9. 5	51. 2	18. 2	8.0
L	学術研	f究,専門	・技	術サー	ビス業	19.0	11.8	61.8	19. 7	13.0	66. 2	18.8	11. 5
M	宿 泊	業,飲	食!	サーヒ	ごス業	17. 2	6. 3	36. 5	16. 9	6. 2	36. 6	17. 6	6.0
N	生活	関連サー	- ビ	ス業,	娯楽業	17. 6	6.8	38. 5	17. 5	6. 7	38. 2	17. 3	7. 1
О	教育	下, 学	圣 習	支	援業	19.0	7.8	40.9	19. 4	7. 4	38. 4	19. 1	7. 3
P	医	療	,	福	祉	17. 0	8.0	47. 3	17. 7	7. 9	45.0	16.8	8.3
Q	複合	・サー	– Ł	゛ス	事 業	19.8	14. 7	74. 3	19. 9	17.8	89.7	19. 7	6. 9
R	サービ	ス業(他)	こ分類	重されな	いもの)	17.2	8.8	51.0	16.8	9.9	58.8	17.8	7. 6

注: 1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{2) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-2)

人	3 0	0 ~ 9 9 9	人	1 0	0 ~ 2 9 9) 人	3			
平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	産業
%	日	日	%	日	日	%	日	Ħ	%	
49. 2	18. 4	9.2	49.8	18. 1	8.8	48.5	17. 4	8.4	48. 3	Т
53. 2	_	-	_	20.0	10.6	53. 2	16. 9	10.2	60. 1	С
42. 9	18.8	8.4	44. 7	19. 2	7. 9	41.3	16. 7	6.9	41.3	D
56. 7	18. 7	10.8	57. 9	18. 2	10. 1	55. 5	17.8	9.6	53. 9	E
51.5	17.8	9.0	50.6	18. 4	9.6	52. 1	18. 7	8. 1	43. 2	E1
56. 2	18.8	10.9	57.8	17.9	9.8	54. 5	17.8	10.2	57. 4	E2
59. 3	18. 9	11.4	60.2	18. 5	10.8	58. 3	17. 3	9.9	56. 9	E3
58. 0	19. 1	10.7	56. 2	18. 5	11. 1	60. 1	18.3	11. 4	62.5	F
58. 7	20. 1	12.5	62. 2	19. 3	10. 4	53. 7	18. 4	10.3	56.0	G
50. 9	18. 2	8.5	46. 7	17. 2	9. 3	54. 2	16.6	8.3	49.9	Н
39. 7	18. 5	7. 0	37.8	18. 1	7. 5	41.4	18.0	7. 1	39. 2	I
43.8	19. 7	8.3	42.0	17. 9	8. 1	45.6	18. 9	7.8	41.0	50~55
35. 3	17. 3	5. 7	33.0	18.3	6.8	37. 2	16. 2	5. 6	34. 6	56~61
49. 7	18. 3	9. 5	52. 1	19. 2	8.8	46. 1	19. 3	8.9	46. 1	J
44. 1	18. 2	8. 5	46. 7	18. 3	7. 5	41. 1	17. 3	7. 9	45.8	K
61.0	19. 1	12. 2	63. 7	18. 2	10.3	56. 5	18.0	9.4	52. 2	L
34. 3	18. 4	7. 1	38.6	17.0	5. 3	31. 1	17. 0	6.6	39. 1	M
40.7	17. 0	7. 5	43. 9	17.6	6.8	38. 4	18.0	6. 4	35. 5	N
38. 3	19. 5	7. 0	35.8	18.6	7. 7	41.2	18. 2	9. 2	50.6	О
49. 1	16. 5	8. 1	48.8	17. 1	8.5	49. 4	16.8	7.6	45. 2	P
35. 2	20. 3	7. 1	35. 2	18. 4	6. 5	35. 1	19.0	7. 1	37. 2	Q
42.6	17. 0	7. 1	41.7	18.6	8. 1	43. 4	16. 7	9.6	57. 3	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

	年次有給休暇	の計画的付与制度	±	計	×	性別	女				
				企	業規模	計	1,	000人以	上	1 0 0) ~ 9 9 9
	産	業		平均 付与日数 ¹⁾	平均 取得日数 ²⁾	平均 取得率 ³⁾	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数
				日	Ħ	%	目	Ħ	%	目	目
Т	調査	産業	計	17. 1	10.4	60.7	18. 1	11.6	64. 2	16.8	10. 1
С	鉱業,採る	豆業,砂利採耳	文業	17. 7	12.8	72. 5	X	X	X	14.8	10.2
D	建	設	業	17.0	10.4	61. 1	17.8	11.0	61.8	17. 9	11. 1
E	製	造	業	17. 7	12.4	70.0	19. 3	14. 6	75. 6	17. 0	11. 7
Е	1 消	費 関	連	16. 7	10. 2	61. 2	17. 9	11. 4	63.8	16. 3	10.6
Е	2 素	材 関	連	17.6	12.6	71. 2	18.9	14. 5	76. 7	17. 2	11. 9
Е	3 機	械 関	連	18. 5	14.0	75.8	20. 1	16.0	79.7	17.6	12. 7
F	電気・ガス	・熱供給・水油	道業	18.8	15. 3	81.5	19.5	17.0	87. 2	17.0	11. 7
G	情 報	通 信	業	18.3	12.6	68. 5	19. 4	14.6	75. 5	17.8	11.3
Н	運輸業	美 , 郵 便	業	16.7	10.9	65.3	17. 1	12. 1	70.5	16. 1	10. 1
I	卸売業	美 , 小 売	業	16.8	9.0	53. 5	17. 2	9.3	54.0	16. 5	9. 1
5	0~55 卸	売	業	17. 5	10.5	60.0	18. 3	11.0	60.2	17. 1	10.6
5	6~61 小	売	業	16. 2	7.7	47.8	16. 5	8.2	49.8	16. 0	7. 6
J	金融業	笑 , 保 険	業	18.5	12.3	66. 2	18.8	12.9	68.4	18. 1	11. 2
K	不動産業	美,物 品 賃 貸	業	16. 4	10.5	64. 1	16. 9	11.9	70.3	16.8	10.9
L	学術研究, 専	門・技術サービ	ス業	17.8	12.3	68.8	18.0	12.9	71.6	18.0	12. 5
M	宿泊業,1	飲食サービス	、業	15. 1	7.5	49.3	14.8	6.8	45.8	15. 9	8.6
N	生活関連サ	ーービス業,娯き	業業	16.5	9. 1	55. 1	15. 7	9.2	58.9	16.8	8.9
О	教 育 ,	学 習 支 援	業	17.8	9.4	52.6	18.6	9.4	50.3	18. 1	8.9
P	医療	, 福	祉	16.6	9.3	56. 4	18. 0	9.6	53. 2	16. 3	9. 5
Q	複 合 サ	ービス事	業	18.9	13. 5	71.5	18. 9	16. 7	88.3	19. 1	8.9
R	サービス業(イ	也に分類されない。	5の)	17.0	10.6	62.5	18. 2	10.7	58.8	16. 7	10. 7

注: 1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{2) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-3)

人	3 0	0 ~ 9 9 9	人	1 0	0 ~ 2 9 9	人	3			
平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	産 業
%	目	目	%	目	日	%	目	目	%	
60.0	16.8	10.0	59.8	16. 7	10. 1	60.2	16. 4	9.4	57. 3	Т
69. 1	_	_	_	14.8	10. 2	69. 1	17.0	10.3	60.8	С
61. 9	17. 4	11.7	66. 9	18.4	10.5	57. 1	15.8	9.5	60.0	D
68. 9	17. 2	12. 4	72. 2	16. 9	11. 2	66. 2	16. 7	10.6	63. 9	E
64.8	16. 0	10. 1	63. 5	16. 5	10.9	65. 6	16. 5	9.0	54. 3	E1
69. 0	17.8	13.8	77.6	16.8	10.5	62. 4	17. 2	12.0	69. 9	E2
72. 6	17. 7	13. 1	74. 1	17. 4	12. 4	71. 1	16. 2	11.4	70. 7	E3
68. 9	17. 2	11. 7	68.0	16. 9	11.8	69.8	17.8	12.4	69. 7	F
63.8	18. 1	11. 7	64. 5	17. 4	11.0	62.9	17. 1	10.5	61.6	G
62. 4	17. 1	10.4	60.8	15. 5	9. 9	63.6	16.6	9.5	57. 3	Н
54.8	16. 4	8.8	53. 7	16.7	9. 3	55. 9	16.8	8.6	51. 2	I
61. 9	17. 3	11.8	67. 9	16. 9	9.6	56. 7	17. 7	10. 1	56. 9	50~55
47. 6	15. 6	6. 4	40.6	16. 5	9. 0	54. 9	16. 0	7.4	46. 2	56~61
61.8	18. 1	11.7	64.8	18. 1	10. 3	56. 9	17.8	10.9	61. 2	J
65. 0	16. 9	11.0	65. 1	16. 5	10. 7	64.8	15. 1	8. 2	54. 4	K
69. 5	18. 1	12. 7	70.4	18.0	12. 4	68.6	17. 2	10.8	63. 1	L
53. 7	16. 5	9.6	58.0	15.6	8.0	51.3	14. 7	7. 3	49. 7	М
53. 3	17. 0	10.5	61.7	16.6	7. 7	46. 4	16.8	9. 2	54. 7	N
49. 0	18. 5	8.5	46. 1	17. 9	9. 2	51.5	16. 4	10.0	60.7	О
58. 1	16. 1	9. 1	56. 3	16. 5	9. 9	59.8	16. 1	8.8	54.8	P
46.8	19. 3	9. 0	46. 5	18. 5	8.8	47.8	18. 1	7. 7	42. 9	Q
63. 7	17. 1	10. 4	60.7	16. 2	11. 0	67. 9	15. 5	10.3	66.8	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度 性別 有 計 1,000人以上 1 0 0 ~ 企 業 模 計 年次有給休 年次有給休 年次有給休 平均 平均 産 業 平均 平均 平均 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 暇の計画的 付与 取得 付与 取得 付与 付与制度が 付与制度が 付与制度が 取得率 取得率4 日数2) 日数3) 日数 日数 日数 ある企業 ある企業1) ある企業 Н В 査 産 業 Т 調 [43. 2] 18. 3 10.4 57.1 [46. 4] 19. 4 12.3 63.6 [45.4] 17.8 **鉱 業,採 石 業,砂 利 採 取 業**[33.0] 15.3 9.0 59.0 XX X X Γ 9.1 建 設 D [46. 2] 17. 7 7. 7 43.8 [54. 0] 18. 8 8.0 42.7 [45. 7] 18. 4 製 造 E [54. 2] 18. 9 12.1 63.8 [56.8] 20.1 70.0 [58. 1] 18. 2 14. 1 費 関 消 E1 [42.7] 17.8 9.8 55.0 [51. 7] 18. 0 10.9 60.6 [51.8] 17.5 材 関 E2 素 [61. 4] 19. 8 [53. 9] 18. 6 11.2 60.3 12.4 62.6 [51. 6] 18. 1 機 械 関 E3 連[65.1] 19.5 13.3 68.0 [56. 4] 20. 5 15. 1 73.7 [68. 6] 18. 6 電気・ガス・熱供給・水道業 [29.9]20.6 [22.3] 14.1 68.5 X X X [25. 5] 18. 6 G 情 報 通 信 業 [36.7] 20.5 12.6 61.7 [33. 3] 21. 8 65.4 [32.7] 20.3 14.3 郵 便 Н 運 [48. 7] 17. 5 9.8 55.9 [48. 2] 18. 7 10.8 57.9 [40.8] 16.8 Ι 卸 売 小 売 [41. 5] 17. 9 8.4 46.8 [51. 7] 18. 9 9.1 48.2 [51. 1] 17. 5 50~55 10.9 卸 売 [43. 7] 18. 6 49.8 [69. 0] 19. 6 [55.3] 18.4 9.2 55.4 56~61 小 売 [39.8] 17.2 [46. 3] 18. 3 [47. 5] 16. 5 7.4 43.3 7.5 41.1 保 険 10.6 舾 [51.8] 18.8 [55. 3] 19. 0 11.1 J 金 56.5 58.3 [56. 9] 18. 2 不動産業, 物 品賃貸業[46.8]17.6 K 9.1 51.4 [59. 5] 18. 1 9.5 52.6 [45. 0] 17. 8 学術研究, 専門・技術サービス業 [42.2] 19.4 12.7 65.6 [33.5] 21.2 15. 1 [38.7] 18.8 71. 1 宿泊業,飲食サービス業|[37.5]16.7 M 6.0 36.3 [45. 4] 16. 7 6.2 37.0 [46. 1] 17. 3 生活関連サービス業,娯楽業 [40.4]16.3 N 8.2 50.6 [40.5] 17.0 7.5 44.0 [38. 5] 15. 6 習 支 援 O 業[47.8]18.2 9.0 49.5 [34. 2] 18. 6 9.3 50.3 [44. 1] 18. 9 福 医 療 P [35. 6] 16. 8 8.9 53.1 [30. 5] 17. 8 9.6 53.6 [35. 9] 16. 5

業 [46.8] 19.6

16.2

8.9

82.4

51.3

[46. 3] 19. 7

[40. 6] 17. 3

18.3

10.1

93.0

58.4

[48. 9] 19. 2

[37. 7] 17. 8

ビス事

サ

サービス業(他に分類されないもの) [31.2] 17.4

注:1)[]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

^{2) 「}付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{3) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

^{4) 「}取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-4)

9 9 9	人	3	00~	999人		1	00~	299人						
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	産業
日	%	%	目	目	%	%	目	B	%	%	目	目	%	
9.4	52.8	[46.9]	18. 1	9.6	53. 0	[45.0]	17. 5	9. 2	52.6	[42.2]	17. 1	9. 0	52. 4	Т
X	X	[-]	_	-	_	[9.1]	X	X	X	[36.7]	15.5	9.0	58. 0	С
8.7	47.0	[74.2]	18. 4	8.4	45.8	[38.0]	18.5	9. 1	49. 2	[46.2]	16.5	6.8	41.3	D
10.7	58. 5	[60.7]	18.7	11. 1	59.6	[57.3]	17.8	10.2	57. 5	[52.6]	17.6	10. 1	57.3	E
9.5	54. 2	[51.7]	17. 3	9.4	54. 1	[51.9]	17.6	9.6	54. 3	[39.0]	18.2	8. 9	49. 2	E1
10.5	57.9	[54.2]	18.7	11.3	60.5	[50.8]	17.6	9.7	55. 1	[54.7]	17.6	10.7	60.8	E2
11.3	60.8	[71.4]	19. 2	11.7	60.8	[67.7]	18.0	10.9	60.7	[63.8]	17. 2	10.1	58. 4	ЕЗ
10.3	55. 6	[16.7]	X	X	X	[28.6]	18.5	10.5	56.6	[33.3]	17. 9	11.0	61.5	F
12.3	60.8	[38.6]	20.3	13.0	64. 2	[30.6]	20. 2	11.2	55. 6	[38.9]	18. 2	9. 9	54. 3	G
9.0	53. 7	[41.3]	17. 5	9. 3	53.0	[40.7]	16. 3	8.9	54. 3	[51.9]	16. 4	9. 0	54. 9	Н
8.1	46.0	[41.5]	17.8	7.4	41.8	[54.5]	17. 3	8.5	49.3	[37.7]	17. 3	8.0	46.5	I
8.7	47.3	[48.4]	19. 4	9.0	46.3	[57.4]	17.6	8.5	48. 2	[38.9]	17. 7	8. 5	47. 9	50~55
7.3	44. 5	[36.8]	15. 9	5.6	35. 3	[51.8]	17.0	8.6	50.7	[36.8]	16.6	7. 4	44. 4	56 ~ 61
9.7	53. 1	[59.3]	17. 7	9.6	54. 4	[55.6]	19. 2	9.8	51.0	[45.8]	18.7	9.6	51.5	J
8.6	48.5	[38.9]	17. 1	9. 1	53.4	[47.1]	18.3	8.2	44. 9	[47.1]	16. 4	8.8	53.6	K
12.6	67. 3	[37.0]	19. 1	13. 5	70.5	[39.3]	18.4	11.6	62.9	[43.8]	17. 7	9. 5	53. 7	L
6.4	37. 2	[60.0]	18.0	5.6	31. 1	[41.5]	17.0	6.8	40.0	[33.8]	15. 9	5. 4	34. 2	M
8.1	51.8	[51.5]	14.8	8.5	57. 1	[34.7]	16. 9	7. 3	43.0	[41.0]	17.3	8. 9	51.4	N
8.2	43. 4	[47.4]	19. 1	7.8	40.8	[42.9]	18.6	8.6	46.0	[50.0]	16.6	10.0	60.2	О
8.6	52.0	[36.6]	16. 1	8.3	51.7	[35.7]	16.8	8.8	52. 2	[35.5]	16.8	9. 4	55. 6	P
8.1	42.1	[56.9]	19. 5	8.1	41.7	[40.6]	18. 2	7. 9	43. 4	[41.8]	19.8	7. 3	37. 2	Q
8. 1	45. 6	[36.7]	18.8	8.6	46. 1	[38.1]	17. 1	7. 7	45. 1	[27.5]	16. 7	8. 9	53. 6	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

性別 年次有給休暇の計画的付与制度 有 1,000人以上 企 業 模 計 1 0 0 ~ 年次有給休 年次有給休 年次有給休 平均 平均 産 業 平均 平均 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 付与 取得 取得 付与 付与 付与制度が 付与制度が 付与制度が 取得率 取得率4 日数2) 日数3) 日数 日数 日数 ある企業1) ある企業 ある企業 Н Н 査 産 業 Т 調 計 ···] 18.7 10.1 54.2 ...] 19.8 11.9 60.2 ···] 18.2 鉱業,採石業,砂利採取業 … 15. 2 9.1 59.8 Γ ...] X X X ...] X 建 設 業 D ...] 17.8 7.3 41.1 ...] 18.9 7.4 39.3 ...] 18.6 製 造 業 E ...] 19.1 59.9 Γ ⋯ 20.3 … 18.4 11.5 13. 1 64.8 費 関 消 連 E1 ...] 18.3 9.6 52.4 ···] 18. 2 10.6 58.2 ...] 18.0 関 E2 素 材 連 …] 20.0 … 18. 7 10.8 57.8 12. 1 60.4 … 18.3 機 械 関 連 Γ Γ E3 … 19.6 12.4 63.1 \cdots 20. 7 14.0 67.5 … 18.7 電気・ガス・熱供給・水道業 [⋯] 20.8 ...] 13.9 66.8 X X X … 18.8 G 情 報 通 信 業 ...] 20.8 12.5 60.0 ...] 22.0 63.8 ...] 20.6 14.0 便 業 Н 運 郵 \cdots 17. 7 9.8 55.3 … 18.9 10.7 56.8 \cdots 17. 0 業 Ι 卸 売 売 ⋯ 18.5 8.0 43.1 … 19.6 9.0 45.7 … 18. 0 卸 売 業 ...] 19.1 46.9 ...] 20.0 10.9 ...] 18.8 $50 \sim 55$ 8.9 54.6 売 業 ... 17. 9 \cdots 19. 2 \cdots 17. 1 56~61 小 6.8 38.1 7.0 36.7 融 保 険 業 ⋯] 18.9 ...] 19.3 J 金 9.6 50.9 10.2 52.7 ...] 18.3 不動産業, 物 品賃貸業 K ...] 18.1 8.4 46.1 ...] 18.5 8.7 46.9 ...] 18.1 学術研究,専門・技術サービス業 [… 19.9 12.9 Γ … 7 21.6 70.1 … 19.0 64.9 15. 1 宿泊業,飲食サービス業 \cdots] 17. 4 5.5 31.8 ...] 16.8 32.2 ...] 17.9 М 5. 4 生活関連サービス業,娯楽業 N … 17. 7 7.7 43.3 … 18.1 34.0 … 16.8 6.1 Γ 習 支 援 業 ...] 18.9 ...] 19.1 O 教 8.2 43.6 8.3 43.2 … 19. 2 医 療 福 P 祉 ...] 17.1 8.3 48.3 ...] 18.2 8.8 48.2 \cdots] 17. 0

… 19.9

...] 17.3

16.6

8.2

83.8

47.1

… 19.9

 \cdots] 17. 3

18.6

9.6

93.2

55.6

… 19.6

… 17. 6

ビス

サービス業(他に分類されないもの)[

事

業「

複

R

合

サ

注:1)[]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

^{2) 「}付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{3) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

^{4) 「}取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-5)

9 9 9	人	300~999人					100~299人					30~99人					
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有約 暇の計画 付与制度 ある企	画的 度が	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	暇の 付与	有給休 計画的 制度が る企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	暇の 付与	有給休 計画的 制度が る企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	産業
目	%		%	E	B	%		%	E	目	%		%	目	目	%	
9. 2	50. 2	[.]	18. 5	9. 4	50. 7	[]	18.0	8. 9	49. 7	[]	17. 4	8.6	49. 5	Т
X	X	[.]	_	-	-	[]	X	X	X	[]	15. 3	9. 1	59. 1	С
8.4	44.8	[.]	18. 7	8. 1	43. 1	[]	18.6	8.8	47.6	[]	16.6	6. 4	38.6	D
10.4	56. 3	[.]	18.8	10.9	57. 7	[]	18.0	9.9	54.8	[]	17. 9	9.8	55. 0	E
9.2	51.1	[.]	17.8	9. 1	51.0	[]	18. 2	9.3	51.2	[]	19. 2	8.8	46.0	E1
10.2	55.6	[.]	18.9	11.0	58. 1	[]	17. 7	9.3	52.9	[]	17. 7	10.2	57. 5	E2
11.0	58.6	[.]	19. 1	11.3	59. 5	[]	18. 2	10.5	57.7	[]	17. 6	9.9	56. 2	ЕЗ
10.2	54.0	[.]	X	X	X	[]	18. 7	10.4	56.0	[]	17. 9	10.9	61.1	F
12. 1	59.0	[.]	20.8	13. 1	62.8	[]	20.2	10.6	52.8	[]	18.5	9.6	52. 2	G
9.0	53. 1	[.]	17.6	9.2	52. 2	[]	16.6	8.9	53. 7	[]	16. 4	9. 1	55. 2	Н
7.5	41.4	[.]	18. 3	6.8	37.0	[]	17.8	8.0	45. 1	[]	17. 9	7.6	42.6	I
8.0	42.7	[.]	19. 7	8.0	40.5	[]	18.0	8.1	44.8	[]	18. 5	8.4	45. 3	50~55
6.8	39.6	[.]	16. 7	5. 3	31.8	[]	17.5	8.0	45.5	[]	16.8	6. 2	37. 1	56 ~ 61
8.8	48.2	[.]	17. 5	8.6	49.3	[]	19. 7	9. 2	46.6	[]	19.0	8.6	44. 9	J
7.7	42.7	[.]	17. 3	8.1	46.6	[]	18.8	7.4	39. 4	[]	17. 0	8.5	50. 2	K
12.6	66. 1	[.]	19. 2	13. 4	69. 4	[]	18.6	11.3	60.5	[]	18. 4	9.8	53. 1	L
5.6	31.5	[.]	18. 7	5.0	26. 5	[]	17. 5	6.0	34. 1	[]	17. 5	5.6	31.8	M
7.5	44.5	[.]	15. 2	7.7	50.4	[]	18. 4	7.2	39. 4	[]	18. 5	8.4	45. 3	N
7.5	39. 3	[.]	19.6	7.2	36.8	[]	18.6	7. 9	42.2	[]	17. 9	9.9	55. 3	О
8.2	48.1	[.]	15. 9	7.9	49.6	[]	18.0	8.4	46.9	[]	16.0	7. 9	49. 4	P
7.5	38.6	[.]	20.0	7.6	38. 2	[]	18. 2	7. 3	40.0	[]	20. 2	7.0	34. 6	Q
7.4	41.8	[.]	18. 1	6.9	38. 3	[]	17. 4	7. 6	43.7	[]	16.6	8. 2	49. 1	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

性別 年次有給休暇の計画的付与制度 有 1,000人以上 企 業 模 計 1 0 0 ~ 年次有給休 年次有給休 年次有給休 平均 平均 産 業 平均 平均 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 付与 取得 取得 付与 付与 付与制度が 付与制度が 付与制度が 取得率 取得率4 日数2) 日数3) 日数 日数 日数 ある企業1) ある企業 ある企業 В 査 産 業 Т 調 計 ···] 17.3 10.7 62.1 ⋯] 18.4 12.4 67.4 ...] 16.9 鉱業,採石業,砂利採取業 … 16.4 8.9 54.4 Γ ...] X X X ...] X 建 設 業 D ...] 16.8 10.4 62.1 ...] 18.1 11.7 64.7 ...] 17.5 製 造 業 E … 18.0 69.1 Γ … 19.9 75.3 \cdots 17. 3 12.4 15.0 費 関 消 連 E1 ...] 16.8 10.2 60.6 \cdots] 17. 6 12.3 70.2 ...] 16.4 関 ⋯] 17.9 E2 素 材 連 12.5 69.7 ... 19. 1 13.5 70.8 \cdots 17. 5 機 械 関 連 Γ Γ E3 … 18.9 14.0 73.9 \cdots 21. 1 16.6 78.6 … 17.8 電気・ガス・熱供給・水道業 [⋯] 18.8 ...] 15.1 80.6 X X X \cdots] 17. 1 G 情 報 通 信 業 ...] 19.4 13.4 68.7 ...] 21.0 73.1 ...] 19.2 15. 3 便 業 Н 運 郵 ...] 16.4 10.7 65.5 … 16.9 11.2 66.5 ...] 15.6 業 Ι 卸 売 小 売 … 16.6 9.3 55.9 Γ \cdots 17. 3 9.6 55.7 ... 16. 3 卸 売 業 ···] 17. 2 58.4 ...] 18.5 10.7 58.0 \cdots] 17. 2 $50 \sim 55$ 10.0 売 業 … 16.0 \cdots 16. 2 Γ … 15.6 56~61 小 8.5 53.3 8.7 53.4 融 保 険 業 ⋯] 18.4 64.2 ...] 18.5 J 金 12.2 66.0 ...] 18.1 11.8 不動産業, 物 品賃貸業 ...] 16.5 10.9 65.9 ...] 16.9 11.7 69.2 \cdots] 17. 0 学術研究,専門・技術サービス業 [⋯ 18.5 12.8 69.4 Γ … 19.4 14.7 75.9 … 18.0 宿泊業,飲食サービス業 M ...] 15.4 7.0 45.5 ...] 13.8 7.2 52. 1 Γ ...] 16.5 生活関連サービス業,娯楽業 N … 16.4 55.6 … 16.0 7.4 46.1 Γ \cdots 17. 0 9.1 Γ 習 支 援 業 O 教 ...] 17.5 9.8 55.9 ...] 18.1 10.1 55.7 ...] 18.4 医 療 福 P 祉 ...] 16.6 9.3 56.1 \cdots] 17. 7 9.9 56.2 ...] 16.3 サ ピ ス 事 業「 … 19.0 15.5 81.3 … 19.1 17.8 93.4 … 18.8 ⋯] 17.8 63.6 サービス業(他に分類されないもの)[10.9 61.2 ...] 17. 9 11.4 \cdots 17. 7

注:1)[]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

^{2) 「}付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{3) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

^{4) 「}取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-6)

9 9 9	人	3	00~	999人		1	00~	299人						
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休暇の計画的 付与制度か ある企業	十 <i>四</i>	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休暇の計画的 付与制度が ある企業	1 44	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	産業
日	%	9	6 目	B	%	9	 目	日	%	%	日	B	%	
9.9	58.9	[]	17.0	10. 1	59. 1	[]	16.8	9.9	58. 7	[]	16. 5	10.0	60.6	Т
X	X	[]	_	-	-	[]	X	X	X	[]	16. 5	8. 5	51. 2	С
11.6	66. 4	[]	17.5	11.8	67. 3	[]	17. 4	11. 2	64. 4	[]	15. 7	9.0	57. 3	D
11.6	67.0	[]	17.6	12. 1	68.6	[]	17. 0	11. 2	65.6	[]	16.8	10.7	63. 3	E
9.9	60. 5	[]	16. 4	9.8	59. 9	[]	16. 5	10.0	60.9	[]	16. 9	9. 1	53. 5	E1
11.9	67. 7	[]	17.8	13. 1	73. 4	[]	17. 3	10.8	62.8	[]	17. 5	12. 5	71. 5	E2
12.7	71. 4	[]	18.5	13. 3	71. 7	[]	17. 3	12. 3	71. 2	[]	15. 9	10.3	65. 1	ЕЗ
11. 3	66. 4	[]	X	X	X	[]	17. 2	10.5	61. 3	[]	18.0	11.6	64. 5	F
13. 1	68. 1	[]	18.3	12. 9	70. 5	[]	20.5	13. 4	65. 2	[]	17. 3	10.6	61. 3	G
10.0	64. 2	[]	16.5	10.6	64. 3	[]	15. 0	9.6	64. 1	[]	17. 0	11. 3	66. 3	н
9.3	57. 1	[]	16. 2	9.0	55. 4	[]	16. 4	9.6	58. 2	[]	16. 3	8. 7	53. 5	I
10.4	60. 4	[]	18.3	12.0	65.8	[]	16. 4	9.3	56. 7	[]	15. 9	8.6	54. 4	50~55
8.3	53. 6	[]	14.3	6.3	44. 0	[]	16. 4	9.8	59. 6	[]	16. 7	8.8	52.8	56~61
11.0	60.8	[]	18.0	11. 2	62.0	[]	18. 4	10.8	58.6	[]	18. 1	11. 1	61.4	J
11. 1	65. 3	[]	16. 5	11.6	70. 4	[]	17. 5	10.8	61.7	[]	15. 3	9. 3	60. 9	K
12. 9	71. 5	[]	18.3	14. 0	76.8	[]	17. 9	12. 2	68. 3	[]	18.0	10. 4	57. 4	L
7. 9	48.0	[]	16.6	6.8	40.7	[]	16. 5	8.4	50.9	[]	14. 9	5. 4	35. 9	М
9. 1	53.8	[]	16.8	10. 5	62. 5	[]	17. 2	6.8	39. 5	[]	15. 7	9.6	61. 4	N
9. 1	49.6	[]	18.1	8. 7	48. 2	[]	18.6	9. 5	50.8	[]	15.8	10. 2	64. 6	О
8. 7	53. 6	[]	16. 2	8. 5	52. 5	[]	16. 4	8.9	54. 6	[]	16. 3	10.3	62.8	P
9.4	49.8	[]	18.9	9.5	50.0	[]	18. 3	9.0	49. 2	[]	19. 0	8. 5	44.6	Q
9. 4	53. 3	[]	19.4	10. 2	52. 7	[]	15. 3	8.3	54. 2	[]	17. 9	13. 4	74. 9	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度 性別 計 1,000人以上 企 業 模 計 1 0 0 ~ 年次有給休 年次有給休 年次有給休 平均 平均 産 業 平均 平均 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 付与 取得 取得 付与 付与 付与制度が 付与制度が 付与制度が 取得率 取得率4 日数2) 日数3) 日数 日数 日数 ない企業1) ない企業 ない企業 Н Н В H 査 産 業 Т 調 [56.8] 17.7 9.9 55.6 [53.6] 18.4 11.5 62.5 [54.6]17.7 鉱 業,採 石 業,砂 利 採 取 業 [67.0] 18.3 11.9 65.0 XX X X [90. 9] 19. 6 建 設 49.7 D [53.8] 18.1 8.3 46. 1 [46. 0] 18. 4 9.2 [54. 3] 19. 4 製 造 E [45.8] 18.1 [43. 2] 18. 4 72.0 [41.9] 18.0 11.7 64.6 13.3 費 関 消 E1 [57. 3] 17. 8 9.0 50.2 [48. 3] 18. 7 8.5 45.6 [48. 2] 17. 5 材 関 E2 素 [38. 6] 19. 0 [46. 1] 18. 2 11.9 65.3 14. 5 76.1 [48. 4] 18. 0 機 械 関 E3 連 [34.9] 18.1 12.9 71.6 [43. 6] 18. 2 14.0 77.3 [31.4] 18.5 電気・ガス・熱供給・水道業 [70.1]19.3 15.1 78.4 [77.7] 19.6 16.6 84.5 [74. 5] 18. 6 G 情 報 通 信 業 [63.3] 18.7 12.2 65.3 [66. 7] 19. 0 13.7 72.1 [67. 3] 18. 5 運 郵 便 Н [51. 3] 18. 0 10.3 57.1 [51.8] 19.3 13.8 71.4 [59. 2] 17. 8 Ι 卸 売 小 売 [58. 5] 18. 0 7.7 42.6 [48. 3] 18. 5 7.8 42.5 [48. 9] 18. 1 50~55 卸 売 [56. 3] 18. 7 48.8 [31. 0] 19. 3 10.6 [44.7] 18.3 9.2 55. 1 56~61 小 売 [60, 2] 17, 4 [53, 7] 18, 1 36.1 [52.5] 17.9 6.5 37. 2 6.5 保 険 舾 [48. 2] 19. 0 12.4 [44. 7] 19. 1 J 金 65.4 13. 2 68.8 [43. 1] 18. 7 不動産業, 物 品賃貸業[53.2]17.5 K 9.4 53.9 [40.5] 18.0 12.3 68.5 [55. 0] 17. 7 学術研究, 専門・技術サービス業 [57.8] 18.2 11.3 [66. 5] 18. 5 12.1 65.3 [61. 3] 18. 5 61.8 宿 泊 業,飲 食 サ ー ビ ス 業| [62. 5] 16. 0 M 7.0 44.0 [54. 6] 15. 9 6.7 42.5 [53. 9] 16. 3 生活関連サービス業,娯楽業 N [59.6] 17.0 7.6 [59. 5] 16. 5 49.3 [61. 5] 17. 0 44.7 8.1 習 支 援 O 業 [52. 2] 18. 7 8.2 43.7 [65.8] 19.3 7.9 [55. 9] 18. 5 41. 1 福 医 療 P [64. 4] 16. 7 8.9 53.6 [69. 5] 17. 8 8.9 49.7 [64. 1] 16. 4 サ ビ ス 事 業 [53.2]19.3 6.9 36.1 [53. 7] 18. 4 6.8 36.8 [51. 1] 19. 7 サービス業(他に分類されないもの) [68.8] 17.1 9.5 55.5 [59. 4] 17. 0 10.2 60.0 [62. 3] 17. 5

注:1)[]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

^{2) 「}付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{3) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

^{4) 「}取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-7)

9 9 9	人	3 0	0 ~ 9	99人		1	0 0 ~	299人			3 0 ~	99人		
平均取得日数	平均 取得率	暇の計画的 付与制度が	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	産業
目	%	%	目	目	%	%	目	Ħ	%	%	目	目	%	-
9.3	52. 6	[53. 1] 1	17. 7	9. 4	53. 2	[55.0]	17. 6	9. 2	52. 1	[57.8]	16. 9	8.5	50. 1	Т
10.6	54. 1	[-]	_	-	_	[90.9]	19.6	10.6	54. 1	[63.3]	17. 9	11.0	61.4	С
8.3	42.7	[25.8] 1	19. 0	9. 7	51. 1	[62.0]	19. 5	7. 7	39. 6	[53.8]	16. 7	7.8	46.6	D
10.9	60.6	[39. 3] 1	18.0	11.2	62.6	[42.7]	18. 1	10.7	58. 9	[47.4]	17. 2	9.6	55.8	E
10.0	57. 1	[48.3] 1	16. 9	9.5	55.8	[48.1]	17.8	10.3	57. 9	[61.0]	17. 4	8.0	45. 9	E1
10.8	60.3	[45.8] 1	18.4	11. 7	63. 5	[49. 2]	17. 7	10.2	57. 7	[45.3]	17. 4	10.4	59.8	E2
11.7	63. 4	[28.6] 1	18. 1	11.8	65. 0	[32.3]	19. 1	11.7	61.5	[36.2]	16.8	10.5	62.8	Е3
11.2	60.0	[83. 3] 1	18.9	10.9	57. 9	[71.4]	18. 2	11.5	63.0	[66.7]	18.2	11.5	63.3	F
11.0	59. 1	[61.4] 1	19. 1	11.6	60.7	[69.4]	17. 9	10.2	57. 2	[61.1]	17. 9	10.6	59. 4	G
8.7	49. 3	[58.7] 1	18. 5	8.1	44.0	[59.3]	17. 2	9. 2	53.6	[48.1]	16.6	7. 5	45. 4	Н
7.8	43.0	[58.5] 1	18. 0	8.0	44. 1	[45.5]	18. 1	7.6	41.8	[62.3]	17. 5	7. 4	41.9	I
9.2	50. 2	[51.6] 1	18. 7	9.6	51. 4	[42.6]	17. 9	8. 7	48.9	[61.1]	19. 1	8.5	44. 3	50~55
6.7	37. 3	[63. 2] 1	17. 6	6.8	38. 7	[48.2]	18.3	6. 5	35.6	[63. 2]	15. 7	6. 1	38. 5	56~61
10.4	55. 6	[40.7] 1	19.0	11.4	60.0	[44.4]	18.3	9.0	49. 1	[54.2]	18.7	9.7	52. 1	J
9.2	52. 1	[61. 1] 1	18. 1	9.6	52.9	[52.9]	17. 0	8.6	50.9	[52.9]	16. 5	7. 1	42.7	K
11. 1	59. 9	[63. 0] 1	18.8	11. 7	62.0	[60.7]	18.0	10.3	57.3	[56.3]	17.0	9.6	56. 3	L
7.0	42.8	[40. 0] 1	16.8	8.4	49.8	[58.5]	16. 0	5.8	36. 6	[66.2]	15.8	7. 5	47.3	M
7.5	44. 4	[48.5] 1	17. 7	8.3	46.9	[65.3]	16. 5	7. 1	43.0	[59.0]	17. 4	7. 2	41.3	N
7.7	41.8	[52.6] 1	19. 1	7. 3	38. 1	[57.1]	17. 9	8. 2	45. 5	[50.0]	17. 7	9. 2	51.9	О
9.3	56. 9	[63.4] 1	16. 3	9.0	55. 1	[64.3]	16. 5	9. 7	58. 7	[64.5]	16. 3	8.0	49.3	P
7.0	35. 5	[43.1] 2	20. 3	7. 1	34. 9	[59.4]	18.6	6.8	36. 7	[58.2]	17. 7	7. 1	39.8	Q
8.7	49.6	[63. 3] 1	16. 7	8.4	50.0	[61.9]	18. 5	9. 1	49. 1	[72.5]	16. 3	9.9	60.8	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

性別 年次有給休暇の計画的付与制度 1,000人以上 企 業 模 計 1 0 0 ~ 年次有給休 年次有給休 年次有給休 平均 平均 産 業 平均 平均 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 付与 取得 取得 付与 付与 付与制度が 付与制度が 付与制度が 取得率 取得率4 日数2) 日数3) 日数 日数 日数 ない企業1) ない企業 Н Н В 査 産 業 Т 調 計 ···] 18.2 9.7 53.2 ⋯] 18.6 11.6 62.3 ⋯] 18.3 鉱業,採石業,砂利採取業 … 18.3 11.6 63.1 Γ ...] X X X \cdots 20. 4 建 設 業 8.0 D ···] 18. 2 44.0 ...] 18.6 8.9 47.7 ...] 19.5 製 造 業 E … 18.3 Γ … 18.5 72.3 … 18.5 11.6 63.3 13.4 費 関 消 連 E1 ...] 18.5 8.4 45.3 ...] 19.0 8.0 41.8 ...] 18.3 関 E2 素 材 連 ⋯ 18.5 11.7 63.2 ... 19. 0 14.4 75.7 … 18.3 機 械 関 連 Γ E3 … 18.1 12.9 71.1 … 18. 2 14.2 78.4 … 18.7 電気・ガス・熱供給・水道業 [...] 19.3 … 19.6 15.0 77.7 16.7 85.1 … 18.8 G 情 報 通 信 業 ...] 19.0 12.3 ...] 19.1 70.8 ...] 19.3 64.4 13. 5 便 業 Н 運 郵 ...] 18.4 10.4 56.3 ... 19. 7 14.0 70.9 … 18.3 業 Ι 卸 売 小 売 ⋯ 18.5 6.8 36.8 … 19.1 6.6 34.6 ⋯ 18. 5 卸 売 業 ...] 19.0 43.1 ...] 19.8 48.0 ...] 18.6 $50 \sim 55$ 8. 2 9.5 売 業 … 18.1 … 18.7 Γ … 18.3 56~61 小 5.5 30.6 5.2 27.6 融 保 険 業 \cdots] 19.4 ...] 19.5 J 金 11.2 57.6 12.0 61.3 ...] 19.1 不動産業, 物 品賃貸業 K ···] 18. 2 8.9 49.0 ...] 18.5 12. 1 65.5 ...] 18.3 学術研究,専門・技術サービス業 [⋯ 18.5 59.7 Γ … 18.7 12.0 63.9 … 18.6 11.1 宿泊業,飲食サービス業 M ...] 17.1 39.4 \cdots] 17. 0 39.7 \cdots] 17. 4 6. 7 6.8 生活関連サービス業,娯楽業 N … 17. 5 36.4 \cdots 17. 4 39.2 … 17.6 6.4 6.8 Γ 習 支 援 業 ...] 19.5 O 教 ...] 19.1 7.3 38.5 6.9 35.4 … 19.0 医 療 福 P 祉 \cdots] 17. 0 7.9 46.7 \cdots] 17. 4 7.5 43.0 ...] 16.7 複 サ ピ ス 事 業「 合 … 19.6 6.2 31.8 … 19.1 5.7 29.6 ...] 19.9

...] 17. 2

9.0

52.5

...] 16.6

10.0

60.0

...] 17. 9

サービス業(他に分類されないもの)[

R

注:1)[]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

^{2) 「}付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{3) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

^{4) 「}取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-8)

9 9 9	人		3 0 0 ~	999人			1	0 0 ~	299人				3 0 ~	99人		
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給 暇の計画 付与制度 ない企業	竹りが	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有暇の計付与制ない公	画的 度が	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	暇の 付与	有給休 計画的 制度が い企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	産業
日	%		% 目	目	%		%	目	日	%		%	日	日	%	
8.8	48. 1	[] 18.3	9.0	49.0]	18. 3	8. 7	47.3	[]	17. 4	8.3	47. 4	Т
10.7	52.5	[] –	-	-	[]	20.4	10.7	52.5	[]	17. 9	10.9	60.6	С
7.9	40.5	[] 19.3	9.4	49.0	[]	19.6	7. 3	37.3	[]	16.8	7. 5	44.5	D
10.6	57. 3	[] 18.4	10.7	58. 1	[]	18. 5	10.5	56. 7	[]	17.7	9. 3	52.6	E
9.5	52. 1	[] 17.6	8.8	50.0	[]	18. 7	10.0	53.4	[]	18.3	7. 5	41.0	E1
10.4	56.8	[] 18.6	10.7	57. 4	[]	18. 1	10. 2	56.3	[]	17.9	10. 2	57. 3	E2
11.4	60.8	[] 18.5	11.4	61. 7	[]	19. 0	11. 4	59. 7	[]	16. 9	9.8	58. 2	Е3
11. 1	58. 9	[] 19.1	10.9	56. 9	[]	18. 4	11.4	61.7	[]	18.4	11.6	63. 2	F
11.3	58. 5	[] 19.7	12. 2	61.8	[]	18.9	10.2	54.2	[]	18.3	10.7	58. 4	G
8.9	48.7	[] 18.8	7.9	42. 1	[]	17. 9	9.8	54.8	[]	16. 7	7. 5	44.8	Н
7.0	37. 9	[] 18.6	7.2	38. 5	[]	18.3	6.8	37.3	[]	18. 1	6. 7	36. 7	I
8.4	45. 3	[] 19.7	8.7	43. 9	[]	17. 6	8. 2	46.8	[]	19. 1	7. 3	38. 2	50~55
5.8	31.8	[] 17.7	6.0	33.8	[]	19. 0	5. 7	29.8	[]	15.8	5. 1	32. 2	56 ~ 61
9.9	51.6	[] 19.5	10.9	56. 0	[]	18.6	8. 5	45.6	[]	19. 4	9. 2	47. 1	J
8.3	45. 3	[] 18.8	8.8	46. 7	[]	17. 7	7. 6	43.2	[]	17.7	7. 2	40.6	K
10.8	57. 9	[] 19.1	11.5	60. 2	[]	18.0	9.8	54.2	[]	17.7	9. 1	51.3	L
6.3	36. 3	[] 18.2	8.1	44. 5	[]	16. 6	4. 7	28.4	[]	16.8	7. 2	42.7	M
6.9	39. 2	[] 18.0	7.4	40.9	[]	17. 3	6.6	38. 1	[]	17.6	5. 0	28.5	N
7. 1	37. 1	[] 19.3	6.7	34. 5	[]	18. 7	7. 5	39.9	[]	18.4	8.6	46.6	O
8.3	49. 7	[] 16.8	8.1	48. 5	[]	16. 5	8. 5	51.2	[]	17.2	7. 5	43. 4	P
6.3	31. 7	[] 20.7	6.5	31. 5	[]	18. 5	6. 0	32. 1	[]	18. 2	7. 1	39. 0	Q
7. 7	43.0	[] 16.6	7. 1	42.8]	19. 3	8. 4	43.2	[]	16. 7	10.0	60. 2	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

性別 年次有給休暇の計画的付与制度 1,000人以上 企 業 模 計 1 0 0 ~ 年次有給休 年次有給休 年次有給休 平均 平均 産 業 平均 平均 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 平均 暇の計画的 付与 取得 取得 付与 付与 付与制度が 付与制度が 付与制度が 取得率 取得率4 日数2) 日数3) 日数 日数 日数 ない企業1) ない企業 В 査 産 業 Т 調 計 ...] 16.9 10.1 59.6 ⋯] 17.9 11.0 61.4 ...] 16.6 鉱業,採石業,砂利採取業 … 18.0 13.8 76.6 Γ ...] X X X … 14.8 建 設 業 D ...] 17.1 10.3 59.9 \cdots] 17. 5 10.2 58.4 ...] 18.4 製 造 業 E \cdots 17. 1 Γ … 18.4 76.2 … 16. 7 12. 2 71.3 14.0 費 関 消 連 E1 ...] 16.6 10.3 61.9 ···] 18. 2 10.4 56.9 ...] 16.2 関 ···] 17.2 E2 素 材 連 12.6 73.3 … 18. 7 16.5 88.2 … 16. 9 機 械 関 連 Γ Γ E3 … 17. 6 14. 1 79.7 … 18.4 15.1 81.9 \cdots 17. 0 電気・ガス・熱供給・水道業 [⋯] 18.8 \cdots 19.5 15.3 81.7 16.9 86.6 \cdots] 17. 0 G 情 報 通 信 業 ...] 17.9 12.2 68.5 ...] 18.9 ...] 17.1 14. 4 76.4 便 業 Н 運 郵 \cdots] 17. 0 11.0 65.0 \cdots 17. 4 12.9 74.1 … 16.8 業 Ι 卸 売 小 売 … 16.9 8.7 51.3 \cdots 17. 1 8.9 51.9 ... 16. 8 卸 売 業 ...] 17.9 ...] 18.0 \cdots] 17.0 $50 \sim 55$ 11.1 61.7 11.6 64.5 売 業 ...] 16.3 ... 16.8 7.9 … 16.6 56~61 小 7.0 43.2 46.8 融 保 険 業 ⋯] 18.7 J 金 12.8 68.4 ...] 19.1 13.5 70.8 ...] 18.0 不動産業, 物 品賃貸業 K ...] 16. 2 10.1 62.0 \cdots] 17. 0 12.5 73.4 ...] 16.6 学術研究,専門・技術サービス業 [\cdots 17. 4 11.9 68.5 Γ \cdots 17. 4 12.1 69.5 … 18.0 宿泊業,飲食サービス業 M ...] 15. 0 7.7 51.0 ...] 15.0 44.5 Γ ...] 15.5 6.7 生活関連サービス業,娯楽業 N … 16.6 54.9 … 15.6 61.0 Γ … 16.6 9.1 Γ 9.5 習 支 援 業 ⋯] 18.1 ...] 19.0 O 教 9.0 49.6 8.8 46.5 ···] 17.8 医 療 福 P 祉 ...] 16. 6 9.4 56.5 ···] 18. 2 9.4 51.5 ...] 16.3 複 サ ピ ス 事 業「 合 … 18.8 8.4 44.7 \cdots 17. 4 8.3 47.9 … 19.4 サービス業(他に分類されないもの)[...] 16. 6 10.5 63.2 ...] 18.4 10.3 56.0 ... 16. 4

注:1)[]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

^{2) 「}付与日数」には、繰越日数は含まない。

^{3) 「}取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

^{4) 「}取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率(9-9)

9 9 9	人	3	00~	999人	-		1	00~	299人				3 0 ~	99人		
平均取得日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	暇の記付与記	有給休 計画的 制度が か企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	暇の	有給休 計画的 制度が か企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	産業
目	%	%	目	日	%		%	E	日	%		%	目	目	%	
10. 1	60. 9	[]	16. 6	10.0	60. 4	[]	16. 7	10. 2	61.5	[]	16. 3	9. 0	54.9	Т
9.9	67. 1	[]	-	-	-	[]	14.8	9.9	67. 1]	17. 3	11.8	68.0	С
10.5	57. 1	[]	17. 2	11.3	66.0	[]	18.9	10. 2	54.0	[]	15. 9	10. 1	63. 5	D
12.0	71.8	[]	16.6	12.9	78.0	[]	16.8	11.2	67.0	[]	16. 4	10.6	64.6	E
11. 4	70.7	[]	15. 3	10.8	70.6	[]	16.7	11.8	70.8	[]	16.0	8.9	55. 2	E1
11. 9	70.4	[]	17.8	14.8	83.4	[]	16.4	10.2	62.0	[]	16.8	11.3	67. 4	E2
12.8	75. 5	[]	16.5	12.9	77.9	[]	18. 1	12.8	70.7	[]	16. 7	13.5	80.7	Е3
11.8	69. 5	[]	17. 2	11.5	66.6	[]	16.8	12. 3	73. 0	[]	17. 7	12.7	71. 7	F
10.5	61. 3	[]	18.0	11.0	60.7	[]	16. 2	10.0	61.8	[]	17.0	10.5	61.8	G
10. 1	60. 2	[]	18.0	10. 1	56. 0	[]	16. 1	10. 2	63. 1	[]	16. 2	7. 9	48.6	Н
8.8	52. 3	[]	16. 6	8. 7	52. 5	[]	17. 1	8. 9	52.0	[]	17.0	8. 5	49.9	I
10.8	63. 7	[]	16. 5	11.5	69. 9	[]	17.6	10.0	56.8	[]	19. 0	11. 1	58. 4	50~55
6.8	41.0	[]	16.6	6.4	38. 4	[]	16.5	7.6	45.9	[]	15. 6	6. 7	42.7	56 ~ 61
11. 4	63. 2	[]	18. 2	12.5	68.8	[]	17. 7	9.8	55.0	[]	17. 5	10.7	61.1	J
10.7	64. 7	[]	17. 1	10.8	62.9	[]	15.6	10.6	68.3	[]	14. 9	6.9	46. 2	K
12.3	68. 2	[]	18.0	12. 1	67. 5	[]	18.2	12.5	68.9	[]	16.6	11. 1	67.0	L
9.0	58. 2	[]	16. 5	11. 1	67.6	[]	14. 9	7. 7	51.8	[]	14. 5	8.3	57.0	M
8.8	52. 9	[]	17. 2	10.4	60.6	[]	16.3	8.0	49. 2	[]	17.3	9.0	52. 3	N
8.6	48. 4	[]	18.8	8. 2	43.8	[]	17. 1	8. 9	52.3	[]	17. 1	9. 7	56. 7	O
9.9	60.6	[]	16. 1	9. 4	58. 3	[]	16.6	10.4	62. 9	[]	16. 0	8. 1	50.8	P
8.5	43.8	[]	19.8	8. 4	42. 3	[]	18.6	8. 7	46. 9	[]	17.3	7. 2	41.5	Q
11. 1	68. 1	[]	16. 3	10.5	64. 5	[]	16. 5	12.0	72.8	[]	14. 7	9. 3	63.6	R

第13表 産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的

産業・企業規模	全企業	年次有給休暇の 計画的付与制度	年次有給休暇
庄 未 · 正未 观 侠	土正未	がある企業 ¹⁾²⁾	$1 \sim 2$ 日 $3 \sim 4$ 日 $5 \sim 6$ 日 $7 \sim 8$ 日
T 調 査 産 業 :	100.0	43. 2 (100. 0)	(8.1) (8.4) (66.6) (2.0
1,000 人 以 上	100.0	46.4 (100.0)	(7.1) (9.6) (67.2) (3.1
100 ~ 999 <i>)</i>	100.0	45.4 (100.0)	(8.2) (10.3) (70.0) (2.3
300 ∼ 999 <i>)</i>	100.0	46.9 (100.0)	(5.6) (11.9) (71.3) (2.5
$100 \sim 299$	100.0	45. 0 (100. 0)	(9.1) (9.8) (69.5) (2.2
30 ~ 99 <i>)</i>	100.0	42. 2 (100. 0)	(8.1) (7.5) (65.1) (1.9
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	33.0 (100.0)	(-) (17.6) (73.5) (-
D 建 設	100.0	46. 2 (100. 0)	(11.2) (7.2) (66.4) (2.7
E製造業	100.0	54. 2 (100. 0)	(13.8) (13.0) (63.9) (1.1
1,000 人 以 上	100.0	56.8 (100.0)	(17.5) (14.5) (51.3) (3.3
\sim 999	100.0	58. 1 (100. 0)	(16.9) (14.5) (60.1) (1.3
$300 \sim 999$	100.0	60.7 (100.0)	(12.5) (23.8) (56.0) (2.4
$100 \sim 299$	100.0	57. 3 (100. 0)	(18.3) (11.6) (61.5) (0.9
30 ~ 99 <i>)</i>	100.0	52.6 (100.0)	(12.3) (12.3) (66.1) (0.9
E1 消 費 関 道	100.0	42.7 (100.0)	(9.3) (7.0) (76.0) (0.5
E2 素 材 関 道	100.0	53.9 (100.0)	(17.5) (17.2) (58.0) (2.8
E3 機 械 関 道	100.0	65. 1 (100. 0)	(13.4) (13.0) (61.7) (
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.9 (100.0)	(6.2) (14.4) (62.8) (2.4
G 情 報 通 信 業	100.0	36. 7 (100. 0)	(5.4) (9.3) (69.2) (1.6
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	48.7 (100.0)	(5.7) (0.1) (74.5) (0.4
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	41.5 (100.0)	(8.0) (10.1) (63.5) (4.1
50~55 卸 売 業	100.0	43. 7 (100. 0)	(7.0) (19.2) (58.7) (5.8
56~61 小 売 業	100.0	39.8 (100.0)	(8.8) (2.2) (67.8) (2.6
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	51.8 (100.0)	(2.8) (8.6) (69.4) (4.6
K 不動産業,物品賃貸業	100.0	46.8 (100.0)	(8.3) (10.6) (63.2) (0.4
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	42. 2 (100. 0)	(4.9) (10.4) (72.7) (1.2
M 宿泊業,飲食サービス業	100.0	37. 5 (100. 0)	(7.3) (11.0) (61.7) (1.1
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	40.4 (100.0)	(1.0) (5.7) (69.8) (-
O 教育, 学習支援業	100.0	47.8 (100.0)	(2.2) (3.2) (63.0) (2.0
P 医 療 , 福 社	100.0	35.6 (100.0)	(5.2) (3.9) (68.4) (3.5
Q複合サービス事業	100.0	46.8 (100.0)	(5.3) (2.0) (85.3) (1.1
R サービス業(他に分類されないもの	100.0	31.2 (100.0)	(2.7) (6.9) (73.7) (0.6

注: 1) ()内の数値は、「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」を100とした割合である。

^{2) 「}年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」には、計画的付与日数が「不明」の企業を含む。

付与日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

(単位:%) 計画的付与日数 年次有給休暇の 1 企業平均年次 計画的付与制度 産業・企業規模 有給休暇の計画 がない企業 $9 \sim 10 \, □$ 11~12日 13~14日 15目以上 的付与日数 (目) T 調 業 0.9)(査 産 計 5. 5) 1.7) (1.9) 5.3 56.8 1,000 人 以 上 4.2)2.3)1.0)1.2) 5.3 53.6 3.2)1.4) (0.1)0.5)5.0 54.6 100 999 人 2.3)1.3)0.1)0.2)4.9 53.1 300 999 100 299 人 3.5)1.5) (0.2)0.6)5.0 55.0 30 99 人 1.2) 6.6)(1.7)(2.5) 5.5 57.8 C鉱業, 採石業, 砂 利採取業 -) (-) -) 8.8) 5.2 67.0 設 業 2.5)0.1)4.7)53.8 D 建 5. 2 造 業 E製 2.9)0.6)0.6)1. 1) 4.7 45.8 1,000 以 人 上 1.9)2.4)(-)1.3) 4.7 43.2 100 999 2.2)-) -) 人 1.7)(4.5 41.9 1.1)-) -) 39.3 300 999 人 4.3 2.9)100 299 人 2.0)(-)-) 4.5 42.7 30 99 人 3.2)-) (0.9)1.7)4.8 47.4 4.3) -) (-) 2.0)57.3 消 費 関 連 5.0 E1 材 0.6)0.1)1.7) 4.4 46.1 E2 素 関 連 機 械 関 連 4.0)1.4)1.4)0.1)4.7 34.9 E3 F電気・ガス 熱供給·水道業 -) 3.9)-) 4.9 70.1 3.2)(-) 63.3 G 情 報 通 信 業 1. 1) (1. 1) 5. 1 業 業 H 運 輸 郵 便 2.8)5.5)5.6 51.3 業 売 小 売 業 4.5)2.4)1. 1) 3.2)5.5 58.5 I 卸 2.3)売 業 3.3)0.2)(-) 5.0 56.3 50~55 卸 6.1)売 業 5.5)4.3) (-)60.2 6.0 56~61 小 J 金 業 険 業 (0.8)融 保 5.8) 6.1)5.6 48.2 K 不動 業 賃 物 品 6.1)5.8)1.2)-) 5.4 53. 2 産 L 学術研究,専門・技術サービス業 0.7)57.8 2.7)3.0)(0.9)5.2 M宿泊業,飲食サービス業 -)(11.9)3.8)(-) 62.5 5. 5 -) -) N 生活関連サービス業,娯楽業 7.2)4.6)(5.6 59.6 学 習 支 援 業 Ο教 (14.5)1.8) 1.8) 4.2)6.5 52.2 療 福 祉 -) Ρ 医 8.4) 1.7)1.75.6 64.4 Q 複 サ ス -) 合 ピ 業 2.2)(0.3)(-)4.9 53.2 Rサ -ビス業(他に分類されないもの) (12.1)(0.6)(3.3)(0.3)5.8 68.8

第14表 産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得

							年次有約				年	三次有系	6休明	曼の
		産業	・企業規模	英		全企業	時間単位があるか			1 日	:	2 日	ç	3 目
Т	調	査	産	業	計	100. 0	22. 1	(100.0)	(1. 9)	(2.7)	(3. 3)
		1,000	人	以	上	100.0	29. 4	(100.0)	(1. 1)	(1.3)	(2.9)
		100	~	999	人	100.0	23.9	(100.0)	(1.3)	(2.0)	(3.0)
		300	\sim	999	人	100.0	28. 4	(100.0)	(2.6)	(3.0)	(3.2)
		100	\sim	299	人	100.0	22. 4	(100.0)	(0.8)	(1.6)	(2.9)
		30	\sim	99	人	100.0	21. 1	(100.0)	(2.2)	(3.0)	(3.5)
С	鉱	業,採	石 業 , 荷	砂利採耳	文業	100.0	23. 3	(100.0)	(-)	(-)	(-)
D	建		設		業	100.0	24. 0	(100.0)	(-)	(4.7)	(1.0)
E	製		造		業	100.0	16. 1	(100.0)	(6.5)	(4.5)	(7.6)
		1,000	人	以	上	100.0	35. 2	(100.0)	(1.7)	(5.8)	(-)
		100	~	999	人	100.0	16.9	(100.0)	(0.8)	(0.8)	(5.5)
		300	~	999	人	100.0	22. 1	(100.0)	(2.5)	(2.5)	(2.0)
		100	~	299	人	100.0	15. 4	(100.0)	(-)	(-)	(7. 1)
		30	~	99	人	100.0	15. 2	(100.0)	(9.5)	(6.2)	(9.2)
Е	21	消	費	関	連	100.0	14. 6	(100.0)	(-)	(-)	(3.4)
Е	2	素	材	関	連	100.0	13. 7	(100.0)	(21.6)	(7. 6)	(2.5)
Е	23	機	械	関	連	100.0	20.0	(100.0)	(-)	(5.3)	(14. 1)
F	電	気・ガス	・熱供	に給・水	道 業	100.0	33. 2	(100.0)	(-)	(-)	(2.0)
G	情	報	通	信	業	100.0	27. 4	(100.0)	(1.4)	(4.3)	(4.6)
Н	運	輸	Ě ,	郵 便	業	100.0	2.8	(100.0)	(3. 4)	(-)	(-)
Ι	卸	売 第	Ě ,	小 売	業	100.0	23. 1	(100.0)	(3.0)	(3.3)	(3.7)
5	0~5	5 卸	売		業	100.0	28. 9	(100.0)	(0.3)	(1.4)	(1.4)
5	6~6	51 小	売		業	100.0	18. 5	(100.0)	(6.3)	(5. 7)	(6.6)
J	金	融	Ě ,	保 険	業	100.0	35. 2	(100.0)	(-)	(-)	(5.0)
K	不	動産業	美,物	品賃貸	業	100.0	20.6	(100.0)	(-)	(1.0)	(6.6)
L	学	術研究, 專	見門・技	術サービ	ス業	100.0	38. 5	(100.0)	(-)	(3.3)	(0.4)
M	宿	泊業,	飲食サ	ーービフ	、業	100.0	10.8	(100.0)	(3.5)	(9.6)	(-)
N	生	活関連:	ナービス	ス業,娯き	集 業	100.0	16. 3	(100.0)	(-)	(-)	(-)
О	教	育,	学 習	支 援	業	100.0	44. 2	(100.0)	(0.1)	(-)	(2.0)
P	医	療	,	福	祉	100.0	37. 9	(100.0)	(0.3)	(1. 1)	(2.8)
Q	複	合 サ	ㅡ Ľ	ス事	業	100.0	39. 5	(100.0)	(1. 1)	(1.3)	(2.8)
R	サ	ービス業(他に分類	iされないも	5の)	100.0	11.4	(100.0)	(-)	(1.6)	(1.6)

注: 1) () 内の数値は、「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」を100とした割合である。

^{2) 「}年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」には、時間単位取得日数が「不明」の企業を含む。

可能日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数

								(単位:%)									
	寺間単位	立取得可能	日数	<u> </u>			1 企業平均年次	年次有給休暇の									
	4日	5 目		~9日	10	日以上	有給休暇の時間 単位取得可能 日数 (日)	時間単位取得制度がない企業				産	業・:	企業規	英		
(1. 2)	(62.1)	(1. 4)	(8. 2)	5. 4	77. 9	Т	調		査		産	業		計
(2.4)	(80.3)	(2.8)	(2.7)	5. 3	70.6			1, 00	00		人	以		上
(1.5)	(74.5)	(1.3)	(6.5)	5. 3	76. 1			100		~	,	999		人
(1.9)	(74.7)	(1.8)	(5. 1)	5. 3	71.6				30	00	\sim	999		人
(1.3)	(74.3)	(1. 1)	(7. 0)	5. 4	77.6				10	00	\sim	299		人
(1.0)	(55.6)	(1.4)	(9.3)	5. 4	78. 9			30		\sim		99		人
(-)	(83.3)	(-)	(-)	5. 0	76. 7	С	鉱	業,	採	石	業,石	沙利 採	取	業
(1.2)	(64.9)	(-)	(14. 3)	5. 6	76. 0	D	建				設			業
(3. 1)	(53.1)	(1.9)	(5. 0)	4.6	83. 9	E	製				造			業
(6.6)	(81.9)	(0.8)	(1.5)	4.9	64.8			1,00	00		人	以		上
(2.7)	(75.4)	(0.6)	(3. 1)	5.0	83. 1			100		~	,	999		人
(8.9)	(76.0)	(2.0)	(2.0)	4.8	77. 9				30	00	\sim	999		人
(-)	(75.1)	(-)	(3. 5)	5.0	84.6				10	00	\sim	299		人
(3. 1)	(40.7)	(2.6)	(6. 1)	4. 5	84.8			30		\sim		99		人
(-)	(58.3)	(6.7)	(0.9)	5. 2	85. 4	E	E1	消		費		関		連
(-)	(49.4)	(-)	(2.5)	3.8	86. 3	E	E2	素		材		関		連
(7.4)	(52.3)	(0.1)	(9.4)	5. 0	80.0	E	E3	機		械		関		連
(-)	(83.4)	(-)	(3. 9)	5. 5	66.8	F	電	気・	ガ	ス・	熱供	給• 2	水 道	業
(0.3)	(72.8)	(4.3)	(1.4)	4.9	72.6	G	情		報		通	信		業
(-)	(89.9)	(-)	(-)	4.9	97. 2	Н	運	輔	Ì	業	,	郵(更	業
(2.5)	(59.2)	(0.5)	(9.5)	5. 5	76. 9	Ι	卸	壳	<u> </u>	業	,	小 5	뷴	業
(4.6)	(67.8)	(0.3)	(10.3)	5. 7	71. 1	5	50~	55 卸			売			業
(-)	(48.6)	(0.6)	(8.6)	5. 2	81.5	5	i6∼ı	61 小			売			業
(-)	(84.6)	(2.4)	(2.8)	5. 4	64.8	J	金	쪰	ŧ	業	,	保	倹	業
(-)	(52.2)	(-)	(13.3)	6. 2	79. 4	K	不	動	産	業	,物	品 賃	貸	業
(0.4)	(75.2)	(0.8)	(10.2)	6.0	61.5	L	学	術研	究,	専門	• 技 [;]	術サー	ビス	業
(-)	(54.7)	(-)	(11.7)	5. 2	89. 2	M	宿	泊	業,	飲	食サ	· – ビ	ス	業
(-)	(31.9)	(-)	(6.0)	6. 7	83. 7	N	生	活関	連	サー	- ビフ	、業,嫁	県 楽	業
(-)	(66.5)	(-)	(8.9)	5. 7	55.8	o	教	育	,	学	習	支	援	業
(0.0)	(66.0)	(2.5)	(9.5)	5. 6	62. 1	Р	医		療		,	福		祉
(-)	(69.2)	(1.3)	(3. 2)	5. 1	60. 5	Q	複	合	サ		- Ľ	ス	事	業
(3.3)	(61.6)	(1.6)	(-)	4. 9	88.6	R	サ	ービ	ス業	(他)	こ分類	されない	いもい	の)

第15表 産業・企業規模、特別休暇制度の有無、

							Г	特別	休暇制	度の
		産業・	・企業規	塻		全企業	特別休暇 制度がある 企業	夏季休暇	病気休暇	リフレッ シュ休暇
Т	調	査	産	業	計	100.0	58. 9	41.3	23. 3	13. 1
		1,000	人	以	上	100.0	76. 4	37.0	39. 9	43. 3
		100	\sim	999	人	100.0	65. 7	43.5	29. 4	21.8
		300	\sim	999	人	100.0	71. 1	44. 7	32. 1	30.4
		100	\sim	299	人	100.0	63. 9	43. 1	28. 5	18.9
		30	~	99	人	100.0	55. 5	40. 5	20. 2	8.6
С	鉱	業,採石	:業,	沙利 採 取	業	100.0	61. 1	40.8	18. 5	10.7
D	建		設		業	100.0	65. 6	56. 4	23.6	8.4
E	製		造		業	100.0	57.7	41.8	19.9	12. 1
		1,000	人	以	上	100.0	84.8	39. 7	37.8	58. 2
		100	\sim	999	人	100.0	68.3	46.8	28.2	24.3
		300	\sim	999	人	100.0	68.7	40.1	27.3	37.4
		100	\sim	299	人	100.0	68. 1	48.9	28.5	20.3
		30	~	99	人	100.0	52.4	39.8	15.8	5.6
Е	1	消	費	関	連	100.0	49.2	35.8	14.7	6.6
E	2	素	材	関	連	100.0	64. 1	44.7	21.8	15.7
E	3	機	械	関	連	100.0	58. 7	44. 3	22.5	13. 4
F	電	気・ガス	・熱供	給・水道	1 業	100.0	84. 9	52. 4	39. 3	42.5
G	情	報	通	信	業	100.0	80.3	53. 2	31. 4	28.8
Н	運	輸業	,	郵 便	業	100.0	45. 3	36. 4	13. 2	5. 1
I	卸	売 業	,	小 売	業	100.0	53. 1	35. 6	20. 1	12.0
5	0~5	5 卸	売	Ē	業	100.0	59. 9	46. 5	22.7	15.8
5	6 ~ 6	1 小	売	Ē	業	100.0	47.8	26. 9	18.0	8.9
J	金	融業	,	保 険	業	100.0	83. 2	36. 3	43. 5	39. 0
K	不	動産業	,物	品 賃 貸	業	100.0	67.8	48.8	26. 4	19. 5
L	学	術研究,專	門・技	術サービ	ス業	100.0	79. 5	67. 5	28.0	21.4
M	宿	泊業,允	飲食サ	ービス	業	100.0	40. 2	23. 3	20. 5	7.8
N	生	活関連サ	ービス	、業,娯楽	と 業	100.0	51.0	41.4	14. 5	14. 1
0	教	育 ,	学 習	支 援	業	100.0	74. 1	55. 7	39. 4	11.8
P	医	療	,	福	祉	100.0	65. 9	41.8	29. 9	17.3
Q	複	合 サ	ー ビ	ス 事	業	100.0	80. 7	47.5	33. 0	22. 9
R	サ	ービス業(船	也に分類	されないも	の)	100.0	58. 2	37.4	26. 2	10. 1

特別休暇制度の種類別企業割合

			(単位:%)	
種 類 ボランティ ア休暇	(複 数 [教育訓練 休暇	回答) 左記以外の 1週間以上 の長期の 休暇 ¹⁾	特別休暇 制度がない 企業	産業・企業規模
4.6	4.3	16. 0	41. 1	T 調 査 産 業 計
22. 5	4.9	26. 0	23.6	1,000 人 以 上
7.4	3. 2	21.8	34. 3	100 ~ 999 人
11.6	4.0	24. 7	28.9	300 ~ 999 人
5. 9	2.9	20.8	36. 1	100 ~ 299 人
2.9	4.8	13. 3	44. 5	30 ~ 99 人
9.6	1.0	13. 5	38. 9	C 鉱業,採石業,砂利採取業
5. 5	11.5	14.8	34. 4	D 建
4. 1	4.0	21.0	42. 3	E 製 造 業
29. 7	7. 2	33. 3	15. 2	1,000 人 以 上
8. 7	3. 7	26. 5	31. 7	100 ~ 999 人
13. 7	5.0	30. 7	31. 3	300 ~ 999 人
7. 2	3. 3	25. 2	31. 9	100 ~ 299 人
1.4	4.0	18. 3	47. 6	30 ~ 99 人
3. 1	3. 5	13.9	50.8	E1 消 費 関 連
4.4	3.8	26.6	35. 9	E2 素 材 関 連
4.8	4.6	21.6	41. 3	E3 機 械 関 連
19. 2	8.6	22.7	15. 1	F電気・ガス・熱供給・水道業
7. 5	3. 2	17. 4	19. 7	G 情 報 通 信 業
0.9	4.3	8.0	54. 7	H 運 輸 業 , 郵 便 業
2. 2	2. 5	12.7	46. 9	I 卸 売 業 , 小 売 業
4. 1	0.6	12.8	40. 1	50~55 卸 売 業
0.6	4. 1	12.6	52. 2	56~61 小 売 業
18.0	3. 1	34. 7	16.8	」 金融業,保険業
5.0	1.8	17. 3	32. 2	K 不動産業,物品賃貸業
10. 5	8.3	26. 1	20.5	L 学術研究,専門・技術サービス業
0.5	2. 7	4.8	59.8	M宿泊業,飲食サービス業
10.1	2.8	11.5	49.0	N 生活関連サービス業,娯楽業
9. 1	5. 5	34.8	25. 9	O 教育, 学習支援業
6. 7	5. 0	17. 2	34. 1	P 医 療 , 福 祉
3.6	1.0	29.8	19. 3	Q複合サービス事業
3.0	4. 1	13.0	41.8	R サービス業(他に分類されないもの)

第16-1表 産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

									(単	位:%)	1		(単/	位:日)
						夏季休暇	出制		:の支給キ	犬況	1 企業平 均 1 回当	有	給	
		産業	・企業規	模		がある金		有	給	無給	たり最高 付与日数	全額	一部	無給
								全額	一部	жин	2)	工版	ы	
Т	調	査	産	業	計	[41.3]	100.0	79. 7	4.0	16. 4	4. 5	4.4	4. 3	5.0
		1,000	人	以	上	[37.0]	100.0	85.6	2.4	12.0	5.0	4.9	5.0	5.8
		100	\sim	999	人	[43.5]	100.0	84. 7	1.4	13. 9	4.4	4.4	6. 7	4.7
		300	\sim	999	人	[44.7]	100.0	85.0	0.8	14. 2	4. 5	4.4	7. 2	5. 1
		100	~	299	人	[43.1]	100.0	84. 5	1.6	13.8	4.4	4.3	6.6	4.6
		30	\sim	99	人	[40.5]	100.0	77.3	5. 1	17.6	4. 5	4.4	3.9	5.0
С	鉱	業,採る	5 業,	砂利採取	く業	[40.8]	100.0	64. 3	-	35. 7	4.4	3.9	-	5.8
D	建		設		業	[56.4]	100.0	62.9	2.4	34.6	4. 5	4.5	3. 1	4.6
E	製		造		業	[41.8]	100.0	67. 2	6.4	26. 5	5.6	5.5	4. 7	6. 2
		1,000	人	以	上	[39.7]	100.0	74. 4	-	25.6	6. 1	5. 7	-	7.4
		100	~	999	人	[46.8]	100.0	72.0	4.2	23. 9	5. 5	5.4	6. 2	5. 7
		300	\sim	999	人	[40.1]	100.0	72.4	2.8	24.8	5.6	5. 1	X	6.9
		100	\sim	299	人	[48.9]	100.0	71.9	4.5	23.6	5. 5	5.5	5.6	5. 4
		30	\sim	99	人	[39.8]	100.0	64. 6	7.6	27.8	5. 7	5.6	4. 4	6. 4
Е	1	消	費	関	連	[35.8]	100.0	61.8	7.3	30.9	4.9	4.9	3.0	5. 4
Е	2	素	材	関	連	[44.7]	100.0	72.5	4. 1	23. 4	5. 9	5.8	5. 2	6.8
Е	3	機	械	関	連	[44.3]	100.0	65. 5	8.0	26. 5	5. 9	5. 7	5.6	6.4
F	電	気・ガス	• 熱 俳	供給・水道	業	[52.4]	100.0	90.7	_	9.3	3.4	3.4	_	3. 4
G	情	報	通	信	業	[53. 2]	100.0	96. 7	0.2	3. 1	3.9	3.9	X	2.6
Н	運	輸業	€ ,	郵 便	業	[36.4]	100.0	68.9	11. 1	20.0	4.0	3.9	X	3. 6
I	卸	売 業	€,	小 売	業	[35.6]	100.0	86. 1	3. 4	10.6	4. 5	4.5	3. 3	5. 3
5	0~5	5 卸	壳	<u> </u>	業	[46.5]	100.0	86. 4	2.8	10.8	4.4	4.3	X	5.8
5	6~6	1 小	壳	<u> </u>	業	[26.9]	100.0	85. 7	4. 1	10.2	4.7	4.9	X	4. 7
J	金	融業	€,	保 険	業	[36. 3]	100.0	95.5	_	4.5	4.4	4.3	-	X
K	不	動産業	美,物	品賃貸	業	[48.8]	100.0	91. 2	2.8	6.0	3.6	3. 7	X	2.8
L	学	術研究,專	『門・技	術サービ	ス業	[67.5]	100.0	91.5	0.5	8.0	4. 2	4. 1	X	4. 5
M	宿	泊業,	飲食!	サービス	業	[23. 3]	100.0	89.6	0.3	10.1	3. 7	3.6	X	4. 7
N	生	活関連サ	トービ	ス業,娯楽	業	[41.4]	100.0	88.4	4.5	7. 1	4.0	4.0	X	3. 4
О	教	育 ,	学 習	支 援	業	[55. 7]	100.0	92. 2	1.6	6.2	6. 1	6.2	X	4. 2
P	医	療	,	福	祉	[41.8]	100.0	87.6	1.5	10.9	3. 7	3. 7	X	3.5
Q	複	合 サ	– צ	: ス事	業	[47.5]	100.0	95.6	3. 3	1. 1	3. 4	3.4	3. 3	X
R	サ	ービス業(作		されないも				71.1	7. 7	21. 2	4. 1	3.9	3. 7	5.0

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する夏季休暇制度がある企業割合である。

^{2)「1}企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-2表 産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

									(単位	立:%)			(単	位: 日)
						库层	1生11 幸	賃金	の支給状	犬況	1企業平 均1回当	有	給	_
		産業	・企業規	模		病気休暇 がある쇼		有	給	無給	たり最高 付与日数	全額	一部	無給
								全額	一部	//// 小口	2)	土帜	дβ	
Т	調	査	産	業	計	[23.3]	100.0	45.3	17. 0	37.8	147. 2	67. 9	212.4	244. 4
		1,000	人	以	上	[39.9]	100.0	50. 1	20.8	29. 1	275.8	104. 4	519. 1	451.2
		100	~	999	人	[29.4]	100.0	46. 7	15.6	37. 7	193. 5	84. 4	300.7	328.0
		300	\sim	999	人	[32.1]	100.0	52. 5	12. 5	35. 1	232. 0	95. 2	420.7	384. 5
		100	\sim	299	人	[28.5]	100.0	44.6	16. 7	38. 7	177. 2	79. 7	264. 2	301.1
		30	\sim	99	人	[20.2]	100.0	44. 1	17. 6	38.3	103.9	52. 2	128.8	173. 5
С	鉱	業,採る	5 業,	砂利採取	業	[18.5]	100.0	68.6	15. 7	15. 7	54. 5	42.2	X	X
D	建		設		業	[23.6]	100.0	42. 4	17. 4	40.2	90. 2	50.3	99.4	156. 7
E	製		造		業	[19.9]	100.0	43.8	19. 2	37.0	157. 1	24. 5	245.8	299.0
		1,000	人	以	上	[37.8]	100.0	57. 1	26. 2	16. 7	248. 1	48.8	561.4	394.3
		100	~	999	人	[28.2]	100.0	36. 4	17. 0	46.6	241. 1	33. 2	436. 1	374. 2
		300	\sim	999	人	[27.3]	100.0	42.0	16. 2	41.8	308.7	65.8	395. 7	504.6
		100	\sim	299	人	[28.5]	100.0	34. 7	17. 3	48.0	218.4	22.6	450.4	330.6
		30	\sim	99	人	[15.8]	100.0	48. 5	20.3	31. 2	70.9	16.0	32. 3	191.2
Е	1	消	費	関	連	[14.7]	100.0	42. 2	19. 7	38. 2	169. 2	26. 2	408.9	279.6
E	2	素	材	関	連	[21.8]	100.0	51. 1	15. 3	33.6	127.3	21.5	187.7	289.0
Е	3	機	械	関	連	[22.5]	100.0	37. 5	22.8	39. 7	191.7	29.0	198.8	314.0
F	電	気・ガス	• 熱 (供給・水道	業	[39.3]	100.0	73. 9	13.8	12.3	182. 5	65. 5	581.4	365.0
G	情	報	通	信	業	[31.4]	100.0	55. 3	18.0	26. 7	172.3	62.7	229. 2	315.0
Н	運	輸業	έ,	郵 便	業	[13.2]	100.0	22. 3	29. 3	48.4	100.8	28. 5	83. 2	245. 1
I	卸	売 業	έ,	小 売	業	[20.1]	100.0	40.6	16. 4	43.0	136. 2	39. 3	47.0	317.6
5	0~5	55 卸	壳	Ē	業	[22.7]	100.0	40. 1	17. 7	42. 2	202. 2	60.2	96. 5	427.5
5	6~6	51 小	壳	-	業	[18.0]	100.0	41. 1	15. 1	43.8	87. 0	22. 2	26. 9	221.7
J	金	融業	έ,	保 険	業	[43.5]	100.0	63. 2	21.6	15. 3	251.3	110.5	724. 0	281.7
K	不	動産業	き,物	品賃貸	業	[26.4]	100.0	45. 7	22. 2	32. 1	261. 1	58. 4	810.2	110.0
L	学	術研究,專	『門・技	術サービス	業	[28.0]	100.0	69. 5	4.8	25. 7	163. 6	96. 4	417. 4	380.5
M	宿	泊業,	飲食	サービス	業	[20.5]	100.0	45. 0	14. 4	40.6	49.5	50.3	10.5	72. 7
N	生	活関連サ	ービ	ス業,娯楽	業	[14.5]	100.0	52.8	4.0	43. 2	133. 4	125.6	X	169. 7
О	教	育 ,	学 習	支 援	業	[39.4]	100.0	56. 1	23. 3	20.6	172. 4	111.5	369. 3	105.8
P	医	療	,	福	祉	[29.9]	100.0	43. 5	16.8	39. 7	137. 6	80.7	160. 1	206. 2
Q	複	合 サ	— բ	ご ス 事	業	[33.0]	100.0	55. 9	31. 7	12.5	311.2	104.6	497.0	585.3
R	サ	ービス業(イ	也に分類	i されないも	の)	[26. 2]	100.0	46.0	9.6	44. 3	207.9	120.6	417. 1	276. 2

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する病気休暇制度がある企業割合である。

^{2)「1}企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-3表 産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の 支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

									(単	位:%)	1		(単位	位:日)
						リフレッシ	/ - 休暇		の支給物	犬況	1企業平均1回当	有	給	
		産業	・企業規	模		制度がある		有	給	無給	たり最高 付与日数	全額	一部	無給
								全額	一部	жин	2)	工版	ЧЧ	
Т	調	査	産	業	計	[13.1]	100.0	93. 2	1.4	5. 4	5. 7	5. 5	7.8	9. 0
		1,000	人	以	上	[43.3]	100.0	94. 2	2.2	3.6	7.7	7.5	14. 2	8.7
		100	\sim	999	人	[21.8]	100.0	93.4	0.9	5.8	5.9	5. 9	8.5	5. 4
		300	\sim	999	人	[30.4]	100.0	95.4	1.3	3. 4	6.2	6. 1	X	5.8
		100	\sim	299	人	[18.9]	100.0	92.3	0.7	7.0	5. 7	5. 7	X	5. 3
		30	~	99	人	[8.6]	100.0	92.8	1.8	5.4	5. 2	4.8	X	13. 3
С	鉱	業,採る	5 業,	砂利採取	業	[10.7]	100.0	90.7	_	9.3	4.7	4. 2	_	X
D	建		設		業	[8.4]	100.0	99.0	-	1.0	4.2	4. 2	_	X
E	製		造		業	[12.1]	100.0	95.8	1.4	2.8	6.0	6.0	X	5.6
		1,000	人	以	上	[58. 2]	100.0	97.9	_	2. 1	6.8	6.8	_	9.8
		100	\sim	999	人	[24.3]	100.0	93. 1	2.4	4.5	5. 7	5.6	X	5.0
		300	~	999	人	[37.4]	100.0	95. 6	1.8	2.7	7.8	7.6	X	X
		100	~	299	人	[20.3]	100.0	91.8	2.8	5.5	4.4	4.3	X	X
		30	\sim	99	人	[5.6]	100.0	100.0	_	_	6.3	6.3	-	_
Е	1	消	費	関	連	[6.6]	100.0	92. 3	_	7.7	5. 1	5. 1	-	5.3
E	2	素	材	関	連	[15.7]	100.0	99. 2	-	0.8	5.4	5. 4	_	X
Е	3	機	械	関	連	[13.4]	100.0	93. 2	3. 7	3. 1	7. 3	7. 1	X	X
F	電	気・ガス	• 熱 (共給・水道	業	[42.5]	100.0	98.5	1.5	_	6.4	6.5	X	_
G	情	報	通	信	業	[28.8]	100.0	98.4	_	1.6	7.8	7.8	_	X
Н	運	輸業	έ,	郵 便	業	[5.1]	100.0	82.6	_	17.4	4.4	4.6	_	3.4
Ι	卸	売 業	έ,	小 売	業	[12.0]	100.0	96. 7	0.4	2.9	5. 9	5.9	X	8.7
5)~5	55 卸	壳	Ē	業	[15.8]	100.0	97.8	0.2	1.9	6. 5	6.4	X	X
5	6~6	51 小	壳	Ē	業	[8.9]	100.0	95. 1	0.7	4.3	5.0	4.9	X	X
J	金	融業	έ,	保 険	業	[39.0]	100.0	98. 4	1.6	-	6. 5	6. 5	X	_
K	不	動産業	笔,物	品賃貸	業	[19.5]	100.0	99. 0	-	1.0	6. 4	6.3	_	X
L	学	術研究,專	[門・技	術サービス	業	[21.4]	100.0	98. 3	_	1.7	5. 5	5. 5	-	X
M	宿	泊業,	飲食	サービス	業	[7.8]	100.0	52. 7	0.9	46. 4	7.8	3.8	X	12.4
N	生	活関連サ	ービ	ス業,娯楽	業	[14.1]	100.0	98.0	0.4	1.6	4.8	4. 7	X	X
О	教	育 ,	学 習	支 援	業	[11.8]	100.0	90. 9	-	9. 1	5. 6	5. 5	-	X
P	医	療	,	福	祉	[17.3]	100.0	90.5	4.2	5.3	4.4	4. 4	X	X
Q	複	合 サ	— Ŀ	ご ス 事	業	[22.9]	100.0	97.8	-	2.2	5. 2	5. 1	-	X
R	サ	ービス業(作	也に分類	されないも			100.0	91. 5	0.8	7.7	6. 2	6.0	X	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するリフレッシュ休暇制度がある企業割合である。

^{2)「1}企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-4表 産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の 支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

										(単	位:%)	П		(単/	位:日)
						1 ;	ランテ	ィア休暇		の支給指	犬況	1企業平均1回当	有	給	
		産業	• 企業規	模				る企業 ¹⁾	有	給	無給	たり最高 付与日数	全額	一部	無給
									全額	一部	лмин	2)	7.10	ηβ	
Т	調	査	産	業	計	[4.6]	100.0	73. 7	9.0	17. 3	22. 3	7. 9	120. 9	104. 5
		1,000	人	以	上	[22.5]	100.0	76. 1	4.8	19. 1	54. 2	10.2	441.1	136. 1
		100	\sim	999	人	[7. 4]	100.0	77.3	6.1	16. 5	25. 7	9.0	186. 1	144. 1
		300	\sim	999	人	[11.6]	100.0	78.9	4.4	16.7	46.6	8.7	440.8	207.6
		100	\sim	299	人	[5.9]	100.0	76.4	7.2	16. 4	12.0	9.3	12. 4	60.4
		30	~	99	人	[2.9]	100.0	69. 2	13. 1	17.7	6.3	5. 5	X	X
С	鉱	業,採る	業,	砂利採取	業	[9.6]	100.0	89.7	_	10.3	5.6	5. 7	_	X
D	建		設		業	[5.5]	100.0	61.0	39.0	_	12.4	11.6	X	_
E	製		造		業	[4.1]	100.0	78. 4	2.4	19. 2	62. 1	12. 1	758. 2	223.0
		1,000	人	以	上	[29.7]	100.0	69. 2	8.7	22. 1	119.9	9.8	683.8	169.8
		100	~	999	人	[8.7]	100.0	72. 3	1.8	25. 9	66.8	14.8	X	244.6
		300	\sim	999	人	[13.7]	100.0	77. 5	4.8	17.7	155. 6	18.3	X	500.7
		100	\sim	299	人	[7.2]	100.0	69. 3	_	30.7	11.6	13.0	_	X
		30	~	99	人	[1.4]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-
Е	1	消	費	関	連	[3.1]	100.0	95. 1	1.2	3.8	38.8	8.5	X	X
E	2	素	材	関	連	[4.4]	100.0	80.1	1.4	18.5	34. 3	11.0	852. 1	55. 5
Е	3	機	械	関	連	[4.8]	100.0	67. 1	4.0	28.8	100.2	16. 9	607.0	228.4
F	電	気・ガス	• 熱 俳	供給・水道	業	[19.2]	100.0	93.6	_	6.4	9.0	9.4	-	X
G	情	報	通	信	業	[7.5]	100.0	69.5	12.5	18.0	37. 4	5. 7	162. 7	89.7
Н	運	輸業	,	郵 便	業	[0.9]	100.0	59. 4	11.7	28.9	26. 4	6.8	X	87. 6
Ι	卸	売 業	,	小 売	業	[2.2]	100.0	90.0	-	10.0	11. 5	10.8	_	X
5	0~5	55 卸	壳	<u> </u>	業	[4. 1]	100.0	100.0	_	-	11. 3	11. 3	_	-
5	6~6	51 小	壳	Ē	業	[0.6]	100.0	36. 2	_	63.8	13.0	4.0	_	X
J	金	融業	,	保 険	業	[18.0]	100.0	89. 6	2.2	8.2	25. 0	7.6	X	195. 7
K	不	動産業	. 物	品賃貸	業	[5.0]	100.0	67. 6	27. 2	5. 2	4. 7	4. 5	X	X
L	学	術研究,専	門・技	術サービス	業	[10.5]	100.0	86. 2	3.8	9.9	5. 5	5.3	X	9.5
M	宿	泊業,1	飲食!	サービス	業	[0.5]	100.0	86. 2	-	13.8	4. 5	X	-	X
N	生	活関連サ	ービ	ス業,娯楽	業	[10.1]	100.0	74. 1	5. 7	20. 2	5.6	5. 5	X	X
0	教	育 ,	学 習	支 援	業	[9.1]	100.0	86. 7	-	13. 3	8. 2	4.8	-	X
P	医	療	,	福	祉	[6.7]	100.0	61.2	14.0	24. 9	4.8	5.0	X	X
Q	複	合 サ	– Ł	ジス事	業	[3.6]	100.0	80.8	_	19. 2	3. 7	3.7	-	X
R	サ	ービス業(船		されないも			0.0]		69.6	_		3. 7	2.9	_	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するボランティア休暇制度がある企業割合である。

^{2)「1}企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-5表 産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

										(単/	位:%)	T		(単	位:目)
						:	教育訓絲	車 /木昭		:の支給キ	犬況	1 企業平 均 1 回当	有	給	
		産業	• 企業規	模				る企業 ¹⁾	有	給	無給	たり最高 付与日数	全額	一部	無給
									全額	一部	лмин	2)	工版	μβ	
Т	調	査	産	業	計	[4.3]	100.0	78. 1	8.1	13.8	73. 7	14. 3	25. 6	316. 9
		1,000	人	以	上	[4.9]	100.0	65. 2	7.4	27. 4	173.5	47. 2	167. 5	511. 1
		100	\sim	999	人	[3.2]	100.0	79. 9	4.7	15. 4	81.9	25. 2	X	642.8
		300	\sim	999	人	[4.0]	100.0	72.6	5.9	21.5	202.9	62.8	X	642.8
		100	\sim	299	人	[2.9]	100.0	83.3	4. 1	12.6	10.4	10.4	X	X
		30	~	99	人	[4.8]	100.0	78. 1	9.0	12.9	66. 3	8.6	X	273.5
С	鉱	業,採る	業,	砂利採取	業	[1.0]	X	X	X	X	X	X	X	X
D	建		設		業	[11.5]	100.0	72. 2	9.3	18.5	8.5	43. 3	X	X
E	製		造		業	[4.0]	100.0	92. 1	2.6	5.3	47. 1	16. 5	205. 1	598. 3
		1,000	人	以	上	[7.2]	100.0	54. 7	14. 2	31. 1	193.6	17. 3	X	458.6
		100	\sim	999	人	[3.7]	100.0	77. 1	7.6	15. 3	99. 5	26. 5	X	X
		300	\sim	999	人	[5.0]	100.0	63.0	24.0	13.0	208.8	32. 4	X	X
		100	\sim	299	人	[3.3]	100.0	83.6	-	16. 4	24. 5	24. 5	-	X
		30	\sim	99	人	[4.0]	100.0	100.0	_	_	13. 2	13. 2	_	_
E	1	消	費	関	連	[3.5]	100.0	98. 5	-	1.5	29.0	11.2	-	X
E2	2	素	材	関	連	[3.8]	100.0	87.5	2.8	9.8	7.2	7. 5	X	X
E:	3	機	械	関	連	[4.6]	100.0	91.8	4.2	4.0	118.0	36. 9	321. 2	628.7
F	電	気・ガス	・熱は	は給・水道	業	[8.6]	100.0	100.0	-	-	105.3	105.3	-	-
G	情	報	通	信	業	[3.2]	100.0	82.7	-	17.3	134.7	2.3	-	730. 1
Н	運	輸業	ŧ,	郵 便	業	[4.3]	100.0	33.8	31.6	34. 7	264. 3	X	X	X
Ι	卸	売 業	ξ,	小 売	業	[2.5]	100.0	93.4	-	6.6	28. 3	28.3	-	X
50	0~5	55 卸	売	Ē	業	[0.6]	100.0	47.2	_	52.8	X	X	_	X
56	6~6	81 小	壳		業	[4.1]	100.0	98.6	-	1.4	3.4	3. 4	-	X
J	金	融業	ŧ,	保 険	業	[3.1]	100.0	92.4	7.6	-	13. 2	6.9	X	_
K	不	動産業	美,物	品賃貸	業	[1.8]	X	X	X	X	X	X	X	X
L	学	術研究,專	門・技	術サービス	業	[8.3]	100.0	71. 2	14.2	14.6	8.3	5.3	X	X
M	宿	泊業,	飲食り	ナービス	業	[2.7]	100.0	61.3	_	38. 7	7. 1	X	-	X
N	生	活関連サ	ーピ	ス業,娯楽	業	[2.8]	100.0	85.9	14. 1	-	X	X	X	_
0	教	育,	学 習	支 援	業	[5.5]	100.0	92.4	4. 7	2.9	37. 7	30.0	X	X
P	医	療	,	福	祉	[5.0]	100.0	74. 9	12.4	12.8	X	X	X	X
Q	複	合 サ	– E	、ス事	業	[1.0]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-
R	サ	ービス業(イ		されないも					81.9	_	18. 1	X	X	_	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する教育訓練休暇制度がある企業割合である。

^{2)「1}企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-6表 産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の 賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

						1				(単(立:%)	1		(単/	位:日)
								間以上の	賃金	:の支給キ	犬況	1 企業平 均 1 回当	有	給	
		産業	・企業規	模		長	期の休暇 ある企	段制度が ・業¹)	有	給	無給	たり最高 付与日数	全額	一部	無給
							めるIE	.未	全額	一部	無和	2)	土识	며	
Т	調	査	産	業	計	[16.0]	100.0	77. 5	3.9	18. 5	11.8	9. 1	19. 6	23.8
		1,000	人	以	上	[26.0]	100.0	83.3	4.4	12.3	21.3	11. 3	189. 7	23.6
		100	~	999	人	[21.8]	100.0	83. 2	3.2	13.6	12.7	10.4	8.1	33. 9
		300	\sim	999	人	[24.7]	100.0	86.7	2.4	10.9	18.7	10.3	7. 4	90.9
		100	\sim	299	人	[20.8]	100.0	81.8	3.5	14. 7	10.2	10.4	8. 2	8.6
		30	\sim	99	人	[13.3]	100.0	73. 3	4.4	22.3	10.6	8. 1	11.5	20.3
С	鉱	業,採る	5 業,	砂利採取	業	[13.5]	100.0	57.0	-	43.0	7.6	7.0	-	X
D	建		設		業	[14.8]	100.0	89.8	1.5	8.7	8.0	8. 1	X	7.2
E	製		造		業	[21.0]	100.0	64.8	4.6	30.6	12.8	8.6	32. 7	18.7
		1,000	人	以	上	[33.3]	100.0	72. 3	5.6	22. 1	47. 2	9. 7	520.8	29.7
		100	~	999	人		26.5]	100.0	75. 4	7.8	16.8	16. 2	8.5	7. 7	59.0
		300	~	999	人		30.7]	100.0	79. 5	5.4	15. 1	37. 7	9.4	7. 7	205. 4
		100	\sim	299	人	[25.2]	100.0	73.8	8.7	17.4	8.4	8.1	7. 6	10.2
		30	\sim	99	人		18.3]	100.0	58.0	2.5	39. 4	8.8	8.7	X	8.7
Е	1	消	費	関	連		13.9]	100.0	63. 5	3.8	32. 7	10.7	7. 7	X	8.0
E	2	素	材	関	連	[26.6]	100.0	75.6	1.8	22.6	10.5	9.1	71. 9	8.9
E	3	機	械	関	連	[21.6]	100.0	51.9	8.6	39. 5	16. 1	8.5	8.7	27.6
F	電	気・ガス	・熱は	供給・水道	業	[22.7]	100.0	97. 1	-	2.9	7.6	7. 6	-	X
G	情	報	通	信	業	[17.4]	100.0	89. 1	0.9	10.0	10.2	9.9	X	X
Н	運	輸業	€,	郵 便	業	[8.0]	100.0	64. 4	34. 3	1.3	11.5	11. 2	11. 9	X
I	卸	売 業	€,	小 売	業	[12.7]	100.0	73.0	5. 1	22.0	9.7	8. 1	X	17.0
5	0~5	55 卸	壳	.	業	[12.8]	100.0	75.6	_	24. 4	11.2	7.6	-	25. 3
5	6~6	51 小	壳	.	業	[12.6]	100.0	70.8	9.2	20.0	8.3	8.6	X	7. 1
J	金	融業	έ,	保 険	業	[34.7]	100.0	96. 4	_	3.6	24. 1	24. 2	-	X
K	不	動産業	き,物	品賃貸	業	[17.3]	100.0	93.8	-	6.2	8.7	8.6	-	10.0
L	学	術研究,專	[門・技	術サービス	業	[26. 1]	100.0	74. 3	5.5	20. 2	9.5	9.6	X	8. 7
M	宿	泊業,	飲食	ナービス	業	[4.8]	100.0	93. 3	-	6. 7	8.5	8. 4	-	X
N	生	活関連サ	ービ	ス業,娯楽	業	[11.5]	100.0	92. 3	0.7	7.0	9.3	9.4	X	X
О	教	育 ,	学 習	支 援	業	[34.8]	100.0	86.8	-	13. 2	12.4	8. 2	-	63. 4
P	医	療	,	福	祉	[17.2]	100.0	85. 1	-	14. 9	14. 3	8.9	-	57. 9
Q	複	合 サ	<u> </u>	ンス事	業	[29.8]	100.0	84. 9	11.5	3.5	8.1	8. 1	7. 0	X
R	サ	ービス業(イ	也に分類	iされないもの	か)	[13.0]	100.0	78.4	3.5	18. 1	8.2	8.1	X	8.0

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するその他1週間以上の長期の休暇制度がある企業割合である。

^{2)「1}企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-1表 産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 1企業平均年間の最高付与日数

(単位:日)

			 賃金の支給	(単位:日)
産業・企業規模	病気休暇制度が	有	給	
	ある企業	全額	平音	無給
T 調 査 産 業 計	136.8	65.8	195. 7	221. 1
1,000 人 以 上	181. 6	101.3	269. 5	277.4
100 ~ 999 人	159. 1	76. 9	203. 1	254. 1
300 ∼ 999 人	174. 4	86.0	247. 9	294. 2
100 ∼ 299 Å	152. 5	72. 2	187.0	239. 0
30 ∼ 99 A	114. 9	54. 4	182. 7	184. 2
C鉱業,採石業,砂利採取業	66. 7	58. 4	X	X
D 建 設 業	112.8	84.8	134.5	312.1
E製造業	131. 9	26.8	210.1	258. 4
1,000 人 以 上	139. 3	58.0	258. 1	218.1
100 ~ 999 <i>J</i>	169. 2	29.6	272.8	275.3
300 ∼ 999 <i>J</i>	204. 5	63. 5	232. 1	339. 1
100 ~ 299 人	159. 0	19.6	287.1	258. 1
30 ∼ 99	90. 2	21.3	X	229. 1
E1 消 費 関 道	117. 4	29. 3	329.7	261.0
E2 素 材 関 道	102. 0	31.4	118.1	204. 1
E3 機 械 関 道	181. 5	15. 6	221.1	314.9
F電気・ガス・熱供給・水道業	102.8	43. 2	213.8	365.0
G 情 報 通 信 業	124. 2	43. 5	162. 2	238.8
H運輸業,郵便業	116. 5	48.6	80.1	212.7
I 卸 売 業 , 小 売 業	138. 2	49.0	166. 1	240. 9
50~55 卸 売 業	179.8	58. 9	264. 4	302. 1
56~61小 売 業	86. 9	36. 4	24. 1	175. 4
J 金 融 業 , 保 険 業	177. 0	99. 1	347. 1	273. 4
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	109. 1	48. 1	318.0	110.0
L 学術研究,専門・技術サービス業	133. 2	89. 9	209. 2	312.6
M宿泊業,飲食サービス業	68. 2	57. 9	27. 3	97.9
N生活関連サービス業,娯楽業	113. 4	100.0	X	129. 6
〇 教 育 , 学 習 支 援 業	140. 4	106. 2	250. 1	88.9
P 医 療 , 福 社	150. 9	86. 2	192.6	223. 7
Q複合サービス事業	202. 5	106. 2	273.8	365.0
R サービス業(他に分類されないもの)	165. 4	85. 1	286. 3	181. 2

第17-2表 産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の 支給状況別1企業平均年間の最高付与日数

(単位:日)

			 賃金の支給	(単位:日)
産業・企業規模	ボランティア休暇	有	給	
	制度がある企業	全額	一·普尔	無 給
T 調 査 産 業 計	19. 7	11.6	71.4	67.0
1,000 人 以 上	28.8	9.8	177. 9	81.4
100 ~ 999 人	25. 1	14. 3	102. 2	95. 2
300 ~ 999 人	44. 4	21.8	192. 0	145. 3
100 ~ 299 人	10. 9	9. 1	X	33.9
30 ~ 99 人	9. 1	8.6	X	X
C 鉱業,採石業,砂利採取業	7. 2	7. 6	-	X
D 建 設 業	13. 1	12. 2	X	-
E製造業	35. 8	14. 3	275.8	156. 7
1,000 人 以 上	57. 9	14. 9	203. 4	145. 5
100 ~ 999 人	40. 3	11. 5	X	159. 1
300 ~ 999 人	105. 6	12. 4	X	319.9
100 ~ 299 人	10. 6	11.2	-	X
30 ~ 99 人	18. 5	18. 5	-	-
E1 消 費 関 連	25. 7	8.9	X	X
E2 素 材 関 連	26. 1	20. 9	215. 1	X
E3 機 械 関 連	52. 3	11. 4	280.7	131. 1
F電気・ガス・熱供給・水道業	5. 6	5. 7	-	X
G 情 報 通 信 業	31. 2	6. 1	162. 7	46. 1
H 運 輸 業 , 郵 便 業	13. 7	6. 1	X	42.6
I 卸 売 業 , 小 売 業	7. 2	6. 2	-	30.0
50~55 卸 売 業	6. 4	6. 4	-	-
56~61小 売 業	13. 4	3. 7	_	X
J 金 融 業 , 保 険 業	17. 9	8.8	X	100. 4
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5. 0	5. 0	X	X
L 学術研究,専門・技術サービス業	5. 6	5. 4	X	X
M宿泊業,飲食サービス業	4. 6	4.8	_	X
N生活関連サービス業,娯楽業	5. 8	5. 7	X	X
O 教 育 , 学 習 支 援 業	9. 4	5. 2	-	X
P 医 療 , 福 祉	20. 7	21.8	X	X
Q複合サービス事業	3. 6	3. 6	_	X
R サービス業(他に分類されないもの)	19.1	23. 7	_	X

第17-3表 産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 1企業平均年間の最高付与日数

			 賃金の支給	(単位:日)
産業・企業規模	教育訓練休暇制度	有	給	
	がある企業	全額	一部	無 給
T 調 査 産 業 計	68. 8	48. 2	29. 0	188. 9
1,000 人 以 上	133.6	55. 1	147. 1	323.0
100 ~ 999 人	96.6	71. 3	X	365.0
300 ~ 999 人	163. 1	71. 5	X	365.0
100 ~ 299 人	69.8	71. 2	X	X
30 ~ 99 人	56. 1	37.3	X	159. 1
C鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	X
D 建 設 業	9. 2	36. 5	X	X
E製造業	41.0	14. 7	321.2	365.0
1,000 人 以 上	158. 5	12.7	X	365.0
100 ~ 999 人	62. 4	19. 1	X	X
300 ~ 999 人	166. 6	27. 2	X	X
100 ~ 299 人	17.0	17.0	-	X
30 ~ 99 人	11.7	11. 7	-	-
E1 消 費 関 連	18. 2	12. 3	-	X
E2 素 材 関 連	18.9	18. 9	X	X
E3 機 械 関 連	96. 3	13. 3	321. 2	365.0
F電気・ガス・熱供給・水道業	130. 1	130. 1	_	_
G 情 報 通 信 業	68. 3	2. 3	_	365.0
H 運 輸 業 , 郵 便 業	128. 5	X	X	X
I 卸 売 業 , 小 売 業	16. 2	16. 2	_	X
50~55卸 売 業	X	X	_	X
56~61小 売 業	X	X	_	X
J 金 融 業 , 保 険 業	12.5	6. 1	X	-
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	X	X	X	X
L 学術研究,専門・技術サービス業	12.6	7. 9	X	X
M宿泊業,飲食サービス業	X	X	_	X
N生活関連サービス業,娯楽業	X	X	X	-
O 教 育 , 学 習 支 援 業	31.6	29. 5	X	X
P 医 療 , 福 祉	117.7	117. 7	X	X
Q複合サービス事業	X	X	_	-
R サービス業(他に分類されないもの)	X タ企業の休暇制度で	X	_	X

第17-4表 産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の 賃金の支給状況別1企業平均年間の最高付与日数

(単位:日)

					7. の44.1 7周目17.1 [賃金の支給	(単位:日)
		産業・企業	規模		その他1週間以上 の長期の休暇制度	有給		4 ш √Д
					がある企業	全額	一音以	無給
Т	調	査 産	業	計	20. 5	13. 5	22. 2	64.8
	1,00	00 人	以	上	21.6	13. 4	137.7	32. 1
	100	\sim	999	人	20.6	19. 5	8.0	32.0
		300 ∼	999	人	19. 6	13.0	7. 0	88.2
		100 ~	299	人	21. 1	23. 2	8.4	9.4
	30	~	99	人	20. 4	9. 4	19. 4	81. 5
С	鉱業,	採石業,	砂利採取	、業	X	X	_	X
D	建	設		業	8.3	8. 3	X	X
E	製	造		業	13.8	10. 2	31.3	20.0
	1,00	00 人	以	上	40.7	14. 3	225.8	38.8
	100	\sim	999	人	14.0	9. 1	X	32. 5
		300 ∼	999	人	29.3	9. 2	X	X
		100 ~	299	人	9. 1	9.0	X	10.0
	30	~	99	人	11.9	10.6	X	13.4
Е	1 消	費	関	連	11.7	7.8	X	17.2
E	2 素	材	関	連	12.6	11.3	X	X
E	3 機	械	関	連	16. 6	10.7	15. 5	22. 0
F	電気・	ガス・熱	供給・水道	重 業	13.8	7.4	-	X
G	情	報 通	信	業	9. 5	9. 1	X	X
Η	運 輔	新業 ,	郵 便	業	17. 9	16. 0	X	X
I	卸	范 業 ,	小 売	業	12. 7	8.8	X	156. 1
5	0~55 卸]	売	業	18.6	7. 7	-	X
5	6~61 小	. 3	売	業	9. 4	9. 5	X	X
J	金 隔	进 業 ,	保 険	業	18.6	18. 7	_	X
K	不 動	産業,物	7 品賃貸	業	22. 1	22.6	_	X
L	学術研	究,専門・技	支術サービン	ス業	18.0	11. 3	X	43. 1
M	宿泊	業,飲食	サービス	業	11. 3	10. 1	_	X
N	生活関	連サービ	ス業,娯楽	業	7. 2	7. 2	X	X
O	教育	,学	望 支 援	業	15. 2	9. 6	_	64. 0
P	医	療 ,	福	祉	50. 7	24. 5	_	X
Q	複 合	サー	ビス事	業	8.0	7. 3	X	X
R	サービ	ス業(他に分類	頃されないも	の)	8.6	9. 1	X	7.4

第18表 産業・企業規模、特別休暇制度の種類、

													_		
		産業・	企業規模	草		全企業	夏季 休暇	利用	状況	病気 休暇	利用	状況	リフレッ シュ休暇	利用場	犬況
							PINEX	有	無	NAMES	有	無	J A MARK	有	無
Т	調	査	産	業	計	100.0	41.3	38. 4	2. 9	23. 3	14. 7	8. 6	13. 1	10.3	2.8
	1,0	00	人	以	上	100.0	37.0	36. 1	0.9	39. 9	36. 1	3. 9	43.3	40.3	3.0
	100		\sim	999	人	100.0	43. 5	40.9	2.6	29. 4	22. 2	7. 1	21.8	18. 4	3. 4
		300	\sim	999	人	100.0	44. 7	42.7	2.0	32. 1	27. 1	5.0	30. 4	27. 2	3. 3
		100	\sim	299	人	100.0	43. 1	40.3	2.8	28.5	20.6	7. 9	18.9	15. 5	3. 4
	30		~	99	人	100.0	40.5	37. 4	3. 1	20. 2	10.9	9.3	8.6	6.0	2.6
С	鉱 業	,採石	前業, 碩	沙利採耳	文業	100.0	40.8	40.8		18.5	14.6	3. 9	10.7	10.7	_
D	建		設		業	100.0	56. 4	51.8	4. 5	23.6	15. 9	7. 7	8.4	7.9	0.6
E	製		造		業	100.0	41.8	38.8	3.0	19. 9	12.5	7. 4	12.1	10.3	1.8
	1,0	00	人	以	上	100.0	39. 7	39. 7	_	37.8	36. 3	1.5	58.2	56. 3	1.9
	100		\sim	999	人	100.0	46.8	44.8	2. 1	28. 2	20.6	7. 7	24. 3	21.5	2.8
		300	\sim	999	人	100.0	40.1	38. 4	1. 7	27. 3	24. 9	2.4	37.4	36. 3	1. 1
		100	\sim	299	人	100.0	48.9	46. 7	2. 2	28.5	19. 2	9.3	20.3	17.0	3. 3
	30		~	99	人	100.0	39.8	36. 3	3. 5	15.8	8.3	7. 4	5.6	4. 2	1.4
E	消	j	費	関	連	100.0	35.8	32. 7	3. 1	14. 7	6. 9	7. 7	6.6	6.0	0.6
E2	2 素	7	材	関	連	100.0	44. 7	41. 1	3.6	21.8	14.8	7. 0	15. 7	11.8	3. 9
E3	8 機	7	械	関	連	100.0	44. 3	41.9	2. 4	22. 5	15. 1	7. 4	13.4	12.5	0.9
F	電気	・ガス	・熱供	給・水油	道業	100.0	52.4	52.4	_	39. 3	32.0	7. 3	42.5	37. 5	5.0
G	情	報	通	信	業	100.0	53. 2	52.8	0.4	31. 4	23. 5	7. 9	28.8	26. 4	2.4
Н	運	輸 業	,	郵 便	業	100.0	36. 4	35. 9	0.5	13. 2	7. 9	5. 2	5. 1	4. 3	0.7
I	卸	売 業	,	小 売	業	100.0	35. 6	32.4	3. 2	20. 1	9.8	10.3	12.0	9.9	2.0
50	°55 €	卸	壳	-	業	100.0	46.5	43.0	3. 5	22. 7	10.8	11. 9	15.8	11.9	3. 9
56	5 ∼ 61	小	壳	-	業	100.0	26. 9	24.0	2. 9	18.0	8.9	9. 1	8.9	8.4	0.5
J	金	融業	,	保 険	業	100.0	36. 3	34. 9	1. 5	43. 5	27. 5	16.0	39.0	34.6	4.3
K	不 動	産 業	,物	品賃貸	業	100.0	48.8	44. 5	4. 4	26. 4	13.8	12.6	19.5	16.0	3.5
L	学術研	开究, 専	門・技行	術サービ	ス業	100.0	67.5	64.8	2.6	28.0	19.5	8.6	21.4	16. 4	5.0
M	宿 泊	業,負	次食サ	ービフ	く業	100.0	23.3	20.6	2. 7	20.5	9.3	11.2	7.8	4.6	3. 2
N	生活	関連サ	・ービフ	ス業,娯き	蚁 業	100.0	41.4	36. 5	4. 9	14. 5	6.7	7.8	14.1	10.5	3. 7
O	教育	ī,	学 習	支 援	業	100.0	55. 7	51.6	4. 2	39. 4	24. 3	15. 1	11.8	5. 7	6. 1
P	医	療	,	福	祉	100.0	41.8	38.8	3. 1	29. 9	22.7	7. 3	17.3	12.5	4.8
Q	複合	・サ	ー ビ	ス事	業	100.0	47.5	44.6	2.9	33.0	22. 2	10.8	22.9	19.6	3. 3
R	サーヒ	ごス業(何	他に分類	iされないも	5の)	100.0	37. 4	35. 3	2. 1	26. 2	18. 2	7. 9	10. 1	6.3	3. 7

平成31年・令和元年の利用状況別企業割合

							(単	位:%)	
ボラン	利用	状況	教育訓	利用	状況	左記以外 の1週間	利用	状況	産業・企業規模
休暇	有	無	練休暇	有	無	以上の長 期の休暇	有	無	庄术 正术观误
4. 6	0.7	3. 9	4. 3	2. 2	2. 1	16. 0	12. 4	3. 6	T 調 査 産 業 計
22. 5	9.3	13. 2	4. 9	2.6	2.3	26.0	23. 2	2.8	1,000 人 以 上
7.4	0.9	6. 5	3. 2	1.2	2.0	21.8	17.2	4.6	100 ~ 999 人
11.6	2.5	9. 2	4.0	2.0	2.0	24. 7	21.2	3. 5	300 ~ 999 人
5.9	0.3	5. 6	2.9	0.9	2.0	20.8	15. 9	4.9	100 ~ 299 人
2.9	0.3	2.6	4.8	2.6	2. 1	13. 3	10.1	3. 2	30 ~ 99 人
9.6	3.8	5.8	1.0	1.0	_	13. 5	13.5	-	C 鉱業,採石業,砂利採取業
5. 5	1.5	4.0	11.5	5.8	5. 7	14.8	13.5	1. 3	D 建 設 業
4. 1	0.8	3. 3	4.0	2. 1	1.9	21.0	18.6	2. 4	E 製 造 業
29.7	14. 7	15. 1	7. 2	4. 3	2.9	33. 3	29.5	3. 7	1,000 人 以 上
8.7	0.5	8. 1	3. 7	0.3	3. 4	26. 5	23. 7	2.8	100 ~ 999 人
13.7	2.3	11. 4	5.0	1. 1	3. 9	30. 7	27.7	3.0	300 ~ 999 人
7.2	-	7. 2	3. 3	-	3. 3	25. 2	22.5	2.8	100 ~ 299 人
1.4	0.5	1.0	4.0	2.7	1. 3	18.3	16. 2	2. 1	30 ~ 99 人
3. 1	0.3	2.7	3. 5	0.9	2.6	13.9	11. 1	2.8	E1 消 費 関 連
4.4	0.5	3. 9	3.8	2.2	1.7	26.6	25. 1	1. 5	E2 素 材 関 連
4.8	1.5	3. 3	4.6	3.0	1.6	21.6	18.7	2. 9	E3 機 械 関 連
19. 2	8.6	10.5	8.6	4.4	4. 2	22.7	18.0	4. 7	F 電気・ガス・熱供給・水道業
7. 5	3.2	4. 3	3. 2	2.9	0.3	17.4	12.6	4.8	G 情 報 通 信 業
0.9	0.1	0.8	4. 3	4. 1	0.1	8.0	5.8	2. 2	H 運 輸 業 , 郵 便 業
2. 2	0.2	2.0	2.5	1.5	1. 1	12. 7	8.7	4.0	I 卸 売 業 , 小 売 業
4. 1	0.2	3. 9	0.6	0.2	0.3	12.8	10. 2	2.6	50~55 卸 売 業
0.6	0.1	0.5	4. 1	2.4	1. 7	12.6	7. 5	5. 1	56~61 小 売 業
18.0	5. 2	12.8	3. 1	0.5	2.6	34. 7	29. 4	5. 2	
5.0	0.6	4. 4	1.8	0.4	1. 4	17. 3	14. 2	3. 0	K 不動産業,物品賃貸業
10. 5	4.0	6. 6	8.3	6. 6	1. 7	26. 1	17.8	8. 3	
0.5	0.0	0.5	2. 7	_	2. 7	4.8	4.0	0.8	
10. 1	0.2	9. 9	2.8	2. 3	0.6	11. 5	8. 2	3. 2	
9. 1	0.6	8. 5	5. 5	2.6	2. 9	34. 8	24. 4		
6. 7	0.3	6. 4		0.7	4. 3	17. 2	12. 5		
3.6	1.3	2. 3		0.5	0.4	29.8	25. 4		
3.0	0.1	2. 9	4. 1	3. 5	0.6	13.0	9. 1	3.8	R サービス業(他に分類されないもの)

第19表 産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、 変形労働時間制の種類別企業割合

					ı		1				(単位:%)
							変形労働時	変形労働時	間制の種類	(複数回答)	変形労働時
		産業・介	è 業規模	<u> </u>		全企業	間制を採用 している 企業 ¹⁾	1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	間制を採用 していない 企業
Т	調	査	産	業	計	100.0	59. 6	33. 9	23. 9	6. 1	40.4
		1,000	人	以	上	100.0	77. 9	22.6	50.6	28. 7	22. 1
		100 ~		999	人	100.0	66. 4	31.9	32. 9	10. 2	33.6
		300	\sim	999	人	100.0	72.5	28.4	41.2	13.8	27.5
		100	\sim	299	人	100.0	64. 4	33. 1	30. 1	9.0	35.6
		30 ∼		99	人	100.0	56. 2	35. 1	19.3	3.7	43.8
С	鉱	業,採石	業 , 有	沙利 採 取	業	100.0	72.8	57.3	13.6	10.6	27.2
D	建		設		業	100.0	59. 7	55. 5	7. 1	1. 1	40.3
E	製		造		業	100.0	61. 6	48.7	10. 2	7.3	38. 4
		1,000	人	以	上	100.0	83. 9	28.6	39. 7	57. 4	16. 1
		100 ~		999	人	100.0	67. 3	47. 5	14.7	14.7	32.7
		300	\sim	999	人	100.0	72. 3	37.8	25. 3	23.6	27.7
		100	\sim	299	人	100.0	65.8	50. 5	11.5	12. 1	34. 2
		30 ∼		99	人	100.0	58. 5	49.7	7.4	2.7	41.5
Е	1	消費		関	連	100.0	71. 5	59.9	11.2	6.0	28.5
Е	2	素材		関	連	100.0	58.8	44. 4	10.3	7.3	41.2
Е	3	機械		関	連	100.0	55. 6	42.9	9. 1	8. 5	44. 4
F	電	気・ガス・	熱供	給・水道	1 業	100.0	69. 7	24. 1	50.6	14. 2	30.3
G	情	報	通	信	業	100.0	44.8	6.9	12.6	30.0	55. 2
Н	運	輸業	,	郵 便	業	100.0	76. 3	57.8	20.6	4. 1	23.7
Ι	卸	売 業	,	小 売	業	100.0	52. 9	30.3	22. 5	4.0	47.1
5	0~5	5 卸	売		業	100.0	49.8	35. 4	13. 1	5. 2	50.2
5	6~6	51 小	売		業	100.0	55. 3	26. 3	29.8	3. 1	44. 7
J	金	融業	,	保 険	業	100.0	31. 9	3.4	18. 4	14. 4	68.1
K	不	動産業,	物	品 賃 貸	業	100.0	51.0	25. 7	19. 1	10.3	49.0
L	学	術研究,専門	・技行	術サービス	ス業	100.0	43. 7	16. 5	11.5	18.0	56. 3
M	宿	泊業,飲	食サ	・・ビス	業	100.0	62. 1	21.8	40.8	2.0	37. 9
N	生	活関連サー	- ビフ	、 業 , 娯 绪	€ 業	100.0	46. 7	22. 9	24. 9	2. 1	53. 3
0	教	育,学	習	支 援	業	100.0	65. 5	49.5	17. 9	1.3	34. 5
P	医	療	,	福	祉	100.0	67. 9	16. 5	51. 5	3. 2	32. 1
Q	複	合 サー	- ビ	ス事	業	100.0	60. 2	36. 2	26. 5	16. 5	39.8
R	サ	ービス業(他に	こ分類	されないも	の)	100.0	56. 1	31.8	19.8	10.4	43.9

注:1)「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

第20表 産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、 変形労働時間制の種類別適用労働者割合

					1						(単位:%)
							変形労働時	変形	労働時間制の)種類	変形労働時
		産美	美・企業規	塻		労働者計	間制の適用 を受ける 労働者 ¹⁾	1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	間制の適用 を受けない 労働者
Т	調	査	産	業	計	100.0	51. 5	19. 1	23. 0	9. 3	48. 5
		1,000	人	以	上	100.0	49. 1	7.3	25.0	16.7	50.9
		100	\sim	999	人	100.0	53. 7	22. 1	25. 3	6.2	46. 3
		30	0 ~	999	人	100.0	54. 7	17. 9	28.8	8.0	45. 3
		10	0 ~	299	人	100.0	52. 7	26. 2	22.0	4.4	47. 3
		30	\sim	99	人	100.0	51.5	34. 1	15. 0	2.4	48. 5
С	鉱	業,採	石業,	砂利採耳	文業	100.0	66. 3	32.8	8.6	24.9	33. 7
D	建		設		業	100.0	39. 2	31.8	4. 7	2.7	60.8
E	製	:	造		業	100.0	50. 7	23. 5	10.6	16. 5	49. 3
		1,000	人	以	上	100.0	49. 7	5. 6	12.9	31.2	50. 3
		100	\sim	999	人	100.0	51.0	32. 7	11.0	7.3	49.0
		30	0 ~	999	人	100.0	49.0	23. 5	15. 4	10.1	51.0
		10	0 ~	299	人	100.0	52. 9	41.3	6.8	4.8	47. 1
		30	\sim	99	人	100.0	52. 2	46. 2	4. 9	1.2	47.8
Е	1	消	費	関	連	100.0	61. 1	39. 5	13. 9	7. 7	38. 9
Е	2	素	材	関	連	100.0	51. 5	27. 5	10. 9	13. 2	48. 5
Е	23	機	械	関	連	100.0	46. 1	14. 9	9. 2	22.0	53. 9
F	電	気・ガ	ス・熱は	は給・水:	道 業	100.0	58. 4	4. 5	25. 9	28.0	41.6
G	情		通	信	業	100.0	37. 4	2. 7	5. 4	29. 3	62. 6
Η	運		業,	郵 便	業	100.0	70. 7	34. 3	33. 7	2.8	29. 3
Ι	卸		業	小 売	業	100.0	55. 5	24. 3	24.8	6. 1	44. 5
5	0~5	55 卸	壳	Ì	業	100.0	43. 5	25. 6	8. 9	9. 0	56. 5
		51 小	売		業	100.0	66. 1	23. 1		3. 6	33. 9
J	金		業 ,		業	100.0	20.8				
K				品賃貸		100.0	44. 4				
L				術サービ		100.0	40. 1	7. 9		22. 3	
M				ナービス		100. 0	60. 7	16.8		1.4	
N				ス業,娯き		100. 0	51.8				
0		育 ,		•		100. 0	49. 2				
P	医		,		祉	100.0	59. 4				
Q	複、、					100.0	38. 7				
R	サ	ービス業	他に分類	されないも	5の)	100.0	48. 5	17. 9	22. 3	8.3	51. 5

注:1)「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

第21表 産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、 みなし労働時間制の種類別企業割合

(単位:%) みなし労働」みなし労働時間制の種類 みなし労働 (複数回答) 時間制を 時間制を 産業・企業規模 全企業 事業場外 採用して 採用して 専門業務型 企画業務型 みなし労働 いる企業 裁量労働制 裁量労働制 いない企業 時間制 調 査 産 業 1.8 T 計 100.0 13.0 0.8 87.0 11.4 以 1,000 人 上 100.0 17.1 10.6 26.1 4.8 73.9 100 999 人 100.0 17.2 15.4 2.4 1.3 82.8 300 999 人 100.0 16.9 3.6 1.6 83.1 14. 1 100 299 人 100.0 17.3 15.8 2.0 1.2 82.7 30 99 100.0 10.8 9.6 1.3 0.5 89.2 採石業, 鉱業, 利採取業 砂 C 100.0 5.9 4.9 1.0 94.1 建 設 業 D 100.0 11.6 11.6 0.1 1.1 88.4 製 浩 業 E 100.0 16.5 15.2 2.2 0.7 83.5 1,000 人 以 上 100.0 36. 1 21.9 19.1 10.4 63.9 100 999 人 100.0 21.1 20.0 2.9 0.4 78.9 300 999 人 100.0 24.0 20.8 5.0 1.8 76.0 100 299 人 100.0 20.2 19.7 2.2 79.8 30 99 人 100.0 14.0 13.0 1.4 0.5 86.0 費 関 連 E1 消 100.0 17.4 16.5 1.6 0.2 82.6 関 素 材 連 E2 100.0 18. 1 16.9 1.6 0.2 81.9 関 Е3 機 械 連 100.0 3.3 85.9 14. 1 12.4 1.5 電気・ガス・熱供給・水道業 F 100.0 11.3 10.0 0.7 1.3 88.7 情 報 信 業 G 通 100.0 30.5 15.5 1.6 69.5 18.5 運 輸 業 郵 便 業 7.2 Η 100.0 6.8 0.4 92.8 業 卸 売 小 売 業 Ι 100.0 15.8 15.3 0.9 0.9 84.2 50~55 卸 売 業 100.0 20.7 19.8 2.0 1.2 79.3 56~61 小 売 業 100.0 0.7 88.2 11.8 11.8 業 業 保 険 J 金 融 100.0 16.8 14.4 1.8 3.2 83.2 K 不 動 産 業 , 物 品賃貸業 20.0 100.0 20.0 0.8 0.4 80.0 学術研究,専門・技術サービス業 L 100.0 29.6 21.2 10.2 2.5 70.4 M 宿泊業,飲食サービス業 100.0 9.2 8.1 1.3 90.8 生活関連サービス業,娯楽業 N 100.0 7.8 5.9 1.9 92.2 習 教 育 学 支 援 業 O 100.0 10.0 5.0 0.0 90.0 5.4 P 医 療 福 祉 100.0 0.6 95.5 4.5 3.9 複 サ ピ ス 事 業 Q 合 100.0 13.9 0.2 12.9 1.1 86.1

100.0

13.5

13.1

0.3

1.7

86.5

R

サービス業(他に分類されないもの)

第22表 産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、 みなし労働時間制の種類別適用労働者割合

					וייינפו		1年7月711週	/ I1 /J 1 2 01.口	H1 H		(単位:%)
						We feel the	みなし労働	みなし	ン労働時間制の	の種類	みなし労働
		産	業・企業規材	塻		労働者 計	時間制の 適用を受け る労働者	事業場外 みなし労働 時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	時間制の 適用を受け ない労働者
Т	調	査	産	業	計	100.0	8. 9	7. 6	1. 0	0.2	91. 1
		1,000	人	以	上	100.0	11.4	9. 2	1.8	0.3	88.6
		100	\sim	999	人	100.0	8.2	7. 3	0.7	0.2	91.8
		30	00 ~	999	人	100.0	7.9	7.0	0.8	0.1	92. 1
		10	00 ~	299	人	100.0	8.6	7.6	0.7	0.3	91. 4
		30	~	99	人	100.0	5.8	5. 3	0.3	0.3	94. 2
С	鉱	業,採	石業,	砂利採耳	取 業	100.0	2.7	2.6	_	0.1	97. 3
D	建	<u>‡</u>	設		業	100.0	6.6	6.6	0.0	0.0	93. 4
E	製	Į	造		業	100.0	6. 7	6.0	0.5	0.2	93. 3
		1,000	人	以	上	100.0	6.4	5.0	1.0	0.4	93.6
		100	\sim	999	人	100.0	8. 5	8. 2	0.2	0.0	91. 5
		30	00 ~	999	人	100.0	9. 7	9. 4	0.2	0.1	90.3
		10	00 ~	299	人	100.0	7.3	7. 1	0.2	_	92. 7
		30	~	99	人	100.0	4. 1	4.0	0.1	0.0	95. 9
E	E1	消	費	関	連	100.0	6.0	5. 1	0.6	0.3	94. 0
E	2	素	材	関	連	100.0	8.0	7.4	0.3	0.2	92.0
Е	E3	機	械	関	連	100.0	6. 2	5. 5	0.6	0.2	93.8
F	電	気・ガ	ス・熱伊	は給・水:	道 業	100.0	5. 1	5.0	0.0	0.1	94. 9
G	情	報	通	信	業	100.0	13.0	4.3	8.4	0.3	87. 0
Н	運	輸	業 ,	郵 便	業	100.0	10. 1	9. 7	_	0.3	89. 9
I	餌	〕 売	業 ,	小 売	業	100.0	10.7	10. 5	0.0	0.2	89. 3
5	i0∼5	55 卸	売	Ē	業	100.0	13.0	12.6	0.1	0.3	87. 0
5	66~6	61 小	売	Ē	業	100.0	8.6	8.5	_	0.1	91. 4
J	金	融	業 ,	保 険	業	100.0	16. 2	15. 1	0.0	1. 1	83.8
K	不	動産	業,物	品賃貸	業	100.0	9. 9	9.8	0.1	0.0	90. 1
L	学	徐研究,	専門・技	術サービ	ス業	100.0	20. 2	13. 7	5. 9	0.5	79.8
M	宿	i 泊 業 ,	飲食り	ナービン	ス業	100.0	6. 2	5. 5	_	0.6	93.8
N	生	活関連	サービン	ス業,娯	楽 業	100.0	7. 5	6.0	_	1. 5	92. 5
О	教	育,	学 習	支 援	業	100.0	17. 4	8.5	9.0	0.0	82.6
P	医	療	,	福	祉	100.0	5.8	5.8	0.1	_	94. 2
Q	複	[合 サ	+ -	ンス事	業	100.0	4.8	4.8	_	_	95. 2
R	サ	<u>ーービス業</u>	(他に分類	iされない	<u>もの)</u>	100.0	6. 5	6. 5	0.0	0. 1	93. 5

第23表 産業·企業規模、専門業務型裁量労働制

							専門業務型		適	用	業	務	1	の
		産業・	企業規	模		全企業	裁量労働制 を採用して いる企業	新商品又 は新技術 の研究開 発等	情報処理 システム の分析又 は設計	記事又は 放送番組 の取材又 は編集	デザイ ナー	プロ デュー サー又は ディレク ター	コピー ライター	システム コンサル タント
Т	調	査	産	業	計	100.0	1.8	0. 7	0.6	0. 2	0.4	0. 2	0. 1	0.3
		1,000	人	以	上	100.0	10.6	6. 5	3. 1	0.8	1. 2	0.7	0.4	0.7
		100	~	999	人	100.0	2.4	1. 0	0.8	0.4	0.6	0.3	0.0	0. 2
		300	\sim	999	人	100.0	3.6	1. 7	1. 0	0.5	0.7	0.3	0.1	0.1
		100	\sim	299	人	100.0	2.0	0.7	0.7	0.4	0.6	0.3	0.0	0.2
		30	~	99	人	100.0	1.3	0.4	0. 5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3
С	鉱	業,採石	業,	砂利採取	業	100.0	-	_	_	_	_	_	_	_
D	建		設		業	100.0	0.1	0. 1	0. 1	_	0.0	_	_	-
E	製		造		業	100.0	2.2	1. 9	0. 5	0.1	0.3	_	0.0	0.0
		1,000	人	以	上	100.0	19. 1	17. 7	8. 2	_	1.8	_	1.3	1.0
		100	~	999	人	100.0	2.9	1. 9	_	0.4	1.0	_	_	_
		300	\sim	999	人	100.0	5.0	4. 6	-	-	0.9	_	_	-
		100	\sim	299	人	100.0	2.2	1. 1	-	0.5	1. 1	_	_	-
		30 ~	<u> </u>	99	人	100.0	1.4	1. 4	0. 5	-	-	_	_	_
E1		消	費	関	連	100.0	1.6	0.6	0. 1	0.4	1.0	-	0.0	-
E2		素	才	関	連	100.0	1.6	1.6	0. 1	-	0.0	_	_	-
ЕЗ		機	戒	関	連	100.0	3. 3	3. 3	1. 3	-	0. 1	_	0.0	0.1
F	電	気・ガス	・熱伊	は給・水道	業	100.0	0.7	0.7	0.7	-	-	_	_	-
G	情	報	通	信	業	100.0	18. 5	3.8	9. 9	5.4	4. 9	5. 1	1.3	5. 1
H	運	輸業	,	郵 便	業	100.0	_	-	-	-	-	-	-	-
Ι	卸	売 業	,	小 売	業	100.0	0.9	0.2	0. 5	_	0.1	-	-	-
50	~5	5 卸	5	艺	業	100.0	2.0	0. 5	1. 1	-	0.3	_	_	_
56	~6	1 小	5	艺	業	100.0	_	-	-	-	-	_	_	_
•	金	融業		保険	業	100.0	1.8	-	0. 3	-	0.6	_	_	-
K	不	動産業	,物	品賃貸	業	100.0	0.8	0.8	_	_	0.4	_	_	-
		術研究,専				100.0	10. 2	2. 6	2. 4	0.4	2. 9	0.5	1.6	0.6
		泊業,飲				100.0	_	_	_	_	_	_	-	-
N	生	活関連サ				100.0	_	_	_	-	_	-	-	-
	教		学習		業	100.0	5.0			_	_	_	-	_
P	医	療	,	福	祉	100.0	0.6	0.0	_	-	_	_	_	0.6
-	複	合 サ	ー ビ		業	100.0	1. 1			_	_	_	-	_
R 注:		ービス業(他		されないも 制を採用し [*]		100.0	0.3				0.0	0.1	_	

注:「専門業務型裁量労働制を採用している企業」には、「適用業務の種類」が「不明」の企業を含む。

を採用している企業の適用業務別企業割合

										(肖	单位:%)	_
種	i 類	〔複	数回	答)								
インテリ アコー ディネー ター	ゲーム用 ソフトウエ ア の創作	証券アナリスト	金融商品 の開発	大学に おける 教授研究	公認 会計士	弁護士	建築士	不動産鑑定士	弁理士	税理士	中小企業 診断士	産業・企業規模
-	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0. 1	-	Т
_	0.1	0. 2	_	2.7	0.1	0.1	0.0	_	0.2	_	-	1,000人以上
-	0.1	-	0.0	0.2	_	0.0	0.0	_	_	0.0	-	100~999人
_	_	_	0.0	0.6	_	0.0	0.1	_	_	_	_	300~999人
_	0.2	_	_	0.1	_	_	0.0	_	_	0.0	_	100~299人
-	_	_	-	0.0	0.0	_	-	-	_	0.1	_	30~ 99人
-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	С
-	_	_	_	_	-	-	0.0	-	-	_	_	D
-	_	-	-	-	0.0	0.0	_	-	0.0	_	-	E
-	_	_	_	_	0.3	0.3	-	-	0.9	_	_	1,000人以上
-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	100~999人
-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	300~999人
-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	100~299人
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	30~ 99人
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	E1
-	_	_	_	_	_	_	_	_	0.0	_	_	E2
-	_	_	_	_	0.0	0.0	_	_	0.0	_	_	ЕЗ
-	-	-	-	_	_	_	_	-	_	-	-	F
-	1.2	-	-	_	_	_	_	-	_	-	-	G
-	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-	-	Н
-	0.0	-	-	_	_	_	_	-	-	-	-	I
-	0.0	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	50~55
_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	56~61
-	_	0.5	0.3	-	_	0.3	-	-	-	-	-	J
-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	K
-	-	0.0	-	0.1	1. 1	_	0.5	-	-	3. 7	-	L
-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	_	_	М
_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	N
_	-	-	_	4.6	_	_	_	-	-	_	-	О
-	_	_	-	0.0	_	_	-	-	_	_	_	P
_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	Q
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	R

第24表 産業・企業規模、専門業務型裁量 (当該業務がある

									適	用	業系	E O)
		産業	• 企業規	模		新商品又 は新技術 の研究開 発等	情報処理 システム の分析又 は設計	記事又は 放送番組 の取材又 は編集	デザイ ナー	プロデュー サー又は ディレク ター	コピーライター	システムコンサルタント	インテリア コーディ ネーター
Т	調	査	産	業	計	7. 5	8. 5	16. 1	13. 5	24. 4	30. 9	40.6	_
		1,000	人	以	上	19. 1	9.6	16. 7	17.9	58. 3	43.6	33. 5	_
		100	\sim	999	人	6.6	6. 4	18. 7	17.0	38. 5	24. 4	38.9	_
		300	\sim	999	人	7. 2	4. 9	20.0	12.8	47.4	16. 1	11.6	-
		100	\sim	299	人	6. 2	7. 5	18. 2	19.5	36. 3	32.8	64. 3	_
		30	\sim	99	人	6.3	10.4	13. 2	10.3	15. 7	31.2	41.7	-
С	鉱	業,採石	ī 業,	砂利採耳	文業	-	-	-	-	-	-	-	-
D	建		設		業	1.2	3.8	-	1.2	-	-	-	-
E	製		造		業	6. 9	4. 3	8.8	7. 1	-	4. 3	50.0	-
		1,000	人	以	上	21. 7	13. 2	-	15. 1	-	62.9	50.0	-
		100	~	999	人	4. 5	_	25. 4	17.0	-	_	_	-
		300	\sim	999	人	6. 5	-	-	10.6	-	-	-	-
		100	\sim	299	人	3. 3	_	33. 1	20.0	-	_	_	-
		30	\sim	99	人	7. 2	7. 6	_	_	-	_	_	_
Е	1	消	費	関	連	2. 2	0.4	11. 1	8. 1	_	2.0	_	-
Е	2	素	材	関	連	5. 7	1.6	_	0.7	-	_	_	-
Е	3	機	械	関	連	12. 9	8.9	_	9.8	-	X	50.0	_
F	電	気・ガス	・熱は	共給・水	道業	10. 4	8.3	-	-	-	-	-	-
G	情	報	通	信	業	17. 3	17.0	27. 2	46. 2	31. 5	51.6	32.6	-
Н	運	輸業	ξ,	郵 便	業	-	_	-	-	-	_	-	-
I	卸	売業	ŧ,	小 売	業	2. 9	6. 5	_	3. 2	-	_	-	-
5	0~5	5 卸	5	売	業	4. 3	10. 1	-	4. 7	-	-	-	-
5	6 ~ 6	1 小	5	売	業	-	-	-	-	-	-	-	-
J	金	融業	ŧ,	保 険	業	-	2. 2	-	50.2	-	-	-	-
K	不	動産業	き,物	品賃貸	業	41.8	_	_	40.6	_	_	-	_
L		術研究,専				27. 9	12. 3	13. 7	33. 5	45.8	77.4	32. 2	_
M		泊業,允				-	-	-	-	-	-	-	-
N	生	活関連サ	ーピン	ス業,娯き	楽 業	-	-	-	-	-	-	-	-
0	教	育 ,	学 習	支 援	業	44. 1	8.9	-	-	-	-	-	-
P	医	療	,	福	祉	23. 1	_	_	_	_	_	X	_
Q	複	合 サ	– ٢	ズス事	業	14. 3	_	_	_	_	_	_	-
R		ービス業(4.4	_	2.8	X	_	_	

注:専門業務型裁量労働制適用業務がある企業に対する採用企業割合である。

労働制適用業務別採用企業割合 企業=100)

種	類	(複数	回 答)						(.	単位:%)	
ゲーム用 ソフトウェア の創作	証券ア ナリスト	金融商品 の開発	大学に おける 教授研究	公認 会計士	弁護士	建築士	不動産鑑定士	弁理士	税理士	中小企業診断士	産業・企業規模
48. 7	5. 1	6. 3	22. 0	14. 0	1. 9	0.3	_	7. 5	17.8	-	Т
X	14. 3	-	53. 9	2.6	1.7	0.5	-	12. 2	_	_	1,000人以上
100.0	_	15. 2	22. 5	_	4. 2	1.0	_	_	7. 5	_	100~999人
_	_	25.0	24. 3	_	4.8	1.0	_	_	_	_	300~999人
100.0	_	_	20.0	_	_	1.0	-	_	9. 7	_	100~299人
_	_	_	9. 4	28. 7	_	_	_	_	22. 2	_	30~ 99人
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	С
_	_	_	_	_	_	0.0	_	_	_	_	D
_	_	_	_	3. 5	2.2	_	-	8.8	_	_	E
_	_	_	_	6.3	4.0	_	_	14. 3	_	_	1,000人以上
_	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_	100~999人
_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	300~999人
_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	100~299人
_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	30~ 99人
_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	-	E1
_	-	_	_	_	_	_	-	16.8	-	-	E2
_	-	_	_	6.0	5. 2	_	-	5. 4	-	-	ЕЗ
_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	-	F
47.8	-	_	_	_	_	_	-	_	-	-	G
_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	-	Н
X	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	I
X	-	_	_	-	_	_	-	_	-	-	50~55
-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	56~61
_	6. 1	6.9	-	-	11.3	-	-	-	_	-	J
_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	K
-	X	-	9.8	50.8	-	3.0	-	-	72.0	-	L
	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	M
	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	N
-	_	_	26. 2	_	_	_	_	_	_	_	О
-	-	-	3.0	-	-	-	-	-	_	-	P
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	Q
	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	R

第25表 産業・企業規模、高度プロフェッショナル制度の採用の有無別 企業割合及び適用労働者割合

								(単位:%)
	産業・企業規	見模		全企業	高度プロ フェッショナ ル制度を採用 している企業	高度プロ フェッショナ ル制度を採用 していない企 業	労働者計	高度プロ フェッショナ ル制度の適用 を受ける労働 者
T 調	査 産	業	計	100. 0	0.0	100.0	100.0	0.0
1,000) 人	以	上	100.0	0. 2	99.8	100.0	0.0
100	\sim	999	人	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
	300 ∼	999	人	100.0	0.2	99.8	100.0	0.0
	100 ~	299	人	100.0	-	100.0	100.0	_
30	\sim	99	人	100.0	_	100.0	100.0	-
C鉱業,	採石業,	砂利採取	く業	100.0	_	100.0	100.0	-
D 建	設		業	100.0	0.1	99.9	100.0	0.0
E 製	造		業	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
1,000) 人	以	上	100.0	_	100.0	100.0	_
100	\sim	999	人	100.0	0.2	99.8	100.0	0.0
	300 ∼	999	人	100.0	0.7	99. 3	100.0	0.0
	100 ~	299	人	100.0	-	100.0	100.0	_
30	~	99	人	100.0	-	100.0	100.0	-
E1 消	費	関	連	100.0	-	100.0	100.0	-
E2 素	材	関	連	100.0	-	100.0	100.0	-
E3 機	械	関	連	100.0	0. 1	99. 9	100.0	0.0
	ガス・熱供			100.0	_	100.0	100.0	-
	報 通	信	業	100.0	_	100.0	100.0	_
H 運 輸		郵 便	業	100.0	_	100.0	100.0	_
I 卸 売	業 ,	小 売	業	100. 0	-	100.0	100.0	-
50~55 卸	売		業	100. 0	-	100.0	100.0	-
56~61 小	売		業	100.0	_	100.0	100.0	_
J 金 融			業	100. 0	0. 3	99. 7	100.0	0.0
				100.0	_	100.0	100.0	_
	究, 専門・技			100. 0	_	100.0	100.0	_
	美,飲食 ,			100.0	_	100.0	100.0	_
	連サービン				_	100.0	100.0	_
O 教 育	,学習		業	100.0	_	100.0	100.0	_
P 医	療 ,	福	祉	100.0	_	100. 0	100.0	_
Q 複 合			業、	100.0	-	100.0	100.0	_
R サービス	ヾ業(他に分類	i されないも	の)	100.0	_	100.0	100.0	_

第26表 産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が 11時間以上空いている労働者の状況別企業割合

								<u>(</u> 1	単位:%)
産業・企業規模	全企業	全くい ない	ほとん ど いない	全体の4 分の1程 度いる	半数程 度いる	全体の4 分の3程 度いる	ほとん ど全員	全員	不明
T調 査 産 業 計	100.0	13. 1	2. 1	2.8	4.8	8. 7	33. 7	32. 4	2.3
1,000 人 以 上	100.0	6.8	5. 5	3. 4	7. 2	15. 1	49. 0	8.0	5. 1
100 ~ 999 人	100.0	9. 7	2.7	2.8	5.0	12. 1	43. 2	23. 1	1. 4
300 ~ 999 人	100.0	7. 5	3. 5	3. 5	6.2	13. 1	51.0	13. 7	1. 5
100 ~ 299 人	100.0	10. 5	2.5	2.6	4.6	11.7	40.6	26. 2	1.4
30 ~ 99 人	100.0	14. 7	1.8	2.7	4.7	7. 2	29. 4	37.0	2.6
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	14. 5	-	-	-	3. 9	43. 7	37. 9	_
D 建 設 業	100.0	11.7	2.5	5.0	8.6	12.5	30. 2	28.0	1.5
E製造業	100.0	12. 1	2.6	1.6	3.8	7. 5	38. 3	32.7	1.4
1,000 人 以 上	100.0	6.6	3. 7	0.5	4. 3	18. 2	55.8	7.0	3.8
100 ~ 999 人	100.0	7. 1	3. 4	1.2	4. 3	9.6	52. 1	20.9	1.4
300 ~ 999 人	100.0	5. 1	5. 5	1.4	5. 9	10.6	61.1	9.7	0.7
100 ~ 299 人	100.0	7. 7	2. 7	1. 1	3. 9	9.3	49.4	24. 3	1.7
30 ~ 99 人	100.0	14. 3	2.2	1.7	3.6	6.3	32.0	38. 4	1.3
E1 消 費 関 連	100.0	14.6	3. 3	2.4	3.9	5. 1	34. 4	34. 6	1.7
E2 素 材 関 連	100.0	11. 4	2. 7	2.0	1.7	7.3	41. 1	32.8	1.0
E3 機 械 関 連	100.0	10. 5	1.8	0.4	6.0	10.0	39. 0	30. 9	1.5
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11. 1	1.8	2.4	1.3	6.8	53. 6	19. 7	3. 2
G 情 報 通 信 業	100.0	3. 2	0.6	3. 2	5. 3	14. 3	64. 2	8.6	0.6
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	16. 0	2. 4	15. 2	6. 7	18. 2	24.8	14. 7	2. 1
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	17. 1	1. 3	1.2	6.6	7.6	33. 5	29.8	2.9
50~55 卸 売 業	100.0	14. 0	0. 1	2.4	2.8	6. 7	41. 9	29. 9	2. 2
56~61小	100.0	19. 5	2. 2	0.3	9.6	8. 2	26. 9	29.8	3. 5
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	7.0	2. 1	0.6	1. 3	3. 5	46. 3	36. 4	2.8
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	17. 4	2. 7	2. 2	2. 2	7. 4	26. 5	38. 7	2.8
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	7. 1	5. 6	3. 1	3. 1	13. 7	49. 7	16. 4	1. 2
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	16. 1	4. 4	3. 7	6. 7	10.3	27. 1	28.6	3. 1
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	14. 7	2.8	2. 7	2. 9	1. 3	31. 4	40.6	3. 7
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	13. 0	1. 1	0.3	2. 5	1. 7	27.8	50.6	2. 9
P 医 療 , 福 祉	100.0	10.0	1.4	0.5	3. 7	7. 1	31. 9	43.9	1. 5
Q複合サービス事業	100.0	14. 2	2.6	0.5	2. 9	9.2	51.3	19. 2	0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14. 1	1.7	1.2	3.3	9.0	26. 4	39. 3	4.9

第27表 産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別 企業割合及び平均勤務間隔時間

						(単位:%)
産業・企業規模	全企業	導入している	制度導入企業の 平均勤務 間隔時間 (時間:分)	導入を予定又 は 検討している	導入予定はな く、検討もし ていない	不明
T調 査 産 業 計	100.0	4. 2	10 : 46	15. 9	78. 3	1.6
1,000 人 以 上	100.0	11.2	9 : 49	30. 7	57. 4	0.7
100 ~ 999 人	100.0	4.8	10 : 36	21.7	72.9	0.6
300 ~ 999 人	100.0	7.9	10 : 11	25. 1	66. 4	0.6
100 ~ 299 人	100.0	3.8	10 : 53	20.6	75.0	0.6
30 ~ 99 人	100.0	3. 7	10 : 59	13. 1	81.2	2. 1
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	2.9	X	17. 4	76. 7	2.9
D 建 設 業	100.0	4. 7	12 : 23	15. 7	77.4	2. 2
E製造業	100.0	3. 6	10 : 18	17. 9	77.6	0.9
1,000 人 以 上	100.0	17.3	9 : 35	29. 1	53. 3	0.3
100 ~ 999 人	100.0	4.6	10 : 05	25. 3	69. 5	0.7
300 ~ 999 人	100.0	10. 5	9 : 48	29. 3	59. 1	1. 1
100 ~ 299 人	100.0	2.8	10 : 24	24. 1	72.6	0.6
30 ~ 99 人	100.0	2.8	10 : 38	14. 5	81.7	1.0
E1 消 費 関 連	100.0	5.8	10 : 46	14. 0	80. 1	0. 1
E2 素 材 関 連	100.0	1. 1	10 : 00	20. 3	76. 7	1.9
E3 機 械 関 連	100.0	4. 2	9 : 53	19. 1	76. 2	0.5
F電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3. 5	9 : 32	15. 1	80. 2	1. 2
G 情 報 通 信 業	100.0	4. 2	10 : 31	27. 9	67.5	0.4
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	12. 1	10 : 02	21.0	65. 2	1.8
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	3. 5	10 : 34	14. 0	81.6	0.9
50~55 卸 売 業	100.0	2. 0	11 : 30	17. 0	79. 0	2.0
56~61小	100.0	4.8	10 : 15	11.6	83. 7	_
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	6. 9	10 : 12	16. 0	76. 5	0.6
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	2. 7	10 : 27	11. 9	84.0	1. 4
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	3. 7	9 : 34	22. 0	74. 3	_
M宿泊業,飲食サービス業	100.0	1. 6	9 : 14	21. 4	75. 9	1. 1
N生活関連サービス業,娯楽業	100.0	1. 0	9 : 31	9. 4	85.8	3.8
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	2. 1	12 : 42	7. 7	86. 7	3. 5
P 医 療 , 福 祉	100.0	4.0	12 : 08	13. 4	80.7	1.8
Q複合サービス事業	100.0	0.5	X	14. 5	84. 4	0.5
R サービス業(他に分類されないもの)		4.4		12.3	78.9	4.5

注:「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている 間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

第28表 産業・企業規模、勤務間インターバル制度を

									導入予定	言はなく、
	産業・企業	規模		全企業	導入予定 検討もして	さはなく、 こいない企業	夜間も含め 客や取引相 が必要	手の対応	人員不足や 多いことが 制度を導入 務に支障が め	ら、当該 すると業 生じるた
T 調	査 産	業	計	100.0	78. 3	(100.0)	7. 4	(9.4)	9.3	(11.8)
1,0	000 人	以	上	100.0	57.4	(100.0)	12.8	(22.3)	14. 9	(25.9)
100	~	999	人	100.0	72.9	(100.0)	9.9	(13.6)	11.5	(15.8)
	300 ~	999	人	100.0	66.4	(100.0)	8.0	(12.1)	11. 1	(16.7)
	100 ~	299	人	100.0	75. 0	(100.0)	10.5	(14.0)	11.6	(15.5)
30	\sim	99	人	100.0	81.2	(100.0)	6. 2	(7.6)	8.2	(10.0)
C鉱業	,採石業,	砂利採〕	取 業	100.0	76. 7	(100.0)	3.9	(5.1)	8.8	(11.5)
D 建	設		業	100.0	77.4	(100.0)	13.6	(17.6)	14. 4	(18.6)
E 製	造		業	100.0	77.6	(100.0)	3.5	(4.5)	8.6	(11.1)
1,0)000 人	以	上	100.0	53. 3	(100.0)	10.0	(18.8)	9.4	(17.6)
100	~	999	人	100.0	69. 5	(100.0)	4. 9	(7.1)	13. 2	(19.0)
	300 ~	999	人	100.0	59. 1	(100.0)	4.7	(7.9)	11.4	(19.2)
	100 ~	299	人	100.0	72.6	(100.0)	5.0	(6.9)	13.8	(18.9)
30	\sim	99	人	100.0	81.7	(100.0)	2.7	(3.4)	6.6	(8.1)
E1 消	費	関	連	100.0	80.1	(100.0)	2.4	(3.0)	9. 1	(11.4)
E2 素	材	関	連	100.0	76.7	(100.0)	2.8	(3.7)	5.5	(7.2)
E3 機	械	関	連	100.0	76. 2	(100.0)	5. 3	(6.9)	11.3	(14.8)
F 電気	・ガス・熱	供給・水	道 業	100.0	80.2	(100.0)	16. 7	(20.8)	3.9	(4.8)
G 情	報 通	信	業	100.0	67.5	(100.0)	7. 7	(11.4)	8.6	(12.7)
Н 運	輸業、	郵 便	業	100.0	65. 2	(100.0)	9.9	(15.2)	12.0	(18.4)
I 卸	売 業 ,	小 売	業	100.0	81.6	(100.0)	6.6	(8.1)	7.6	(9.3)
50~55 f	即	売	業	100.0	79. 0	(100.0)	5. 3	(6.7)	5.4	(6.8)
56~61	1/	売	業	100.0	83. 7	(100.0)	7.6	(9.1)	9. 3	(11.2)
J 金	融業,	保 険	業	100.0	76. 5	(100.0)	3. 2	(4.1)	2.8	(3.7)
K 不 動	産業,	勿品賃 賃	業	100.0	84. 0	(100.0)	4. 9	(5.8)	5. 9	(7.0)
L 学術研	开究,専門・	技術サービ	ス業	100.0	74. 3	(100.0)	6.3	(8.5)	9.8	(13.2)
M 宿 泊	業,飲食	サービン	ス業	100.0	75. 9	(100.0)	11. 4	(15.1)	12. 5	(16.4)
N生活	関連サービ	、ス業,娯	楽 業	100.0	85.8	(100.0)	5. 7	(6.6)	6. 2	(7.2)
O教育	等 , 学	習支援	業	100.0	86. 7	(100.0)	4. 9	(5.6)	5. 9	(6.8)
P 医	療 ,	福	祉	100.0	80.7	(100.0)	8.3	(10.3)	9.6	(11.9)
Q 複 台	아 버 ㅡ	ビス事	業	100.0	84. 4	(100.0)	3. 4	(4.1)	12.8	(15.2)
<u>R サーヒ</u>	ごス業(他に分			100.0 検討もして	78. 9	(100.0)		(13.2)	9.7	(12.3)

136 注: ()内の数値は、「導入予定はなく、検討もしていない企業」を100とした割合である。

導入していない理由別企業割合

				(単位:%)	<u> </u>
検討もしていない理	由(複数回答)				-
当該制度を導入する と労働時間管理が煩 雑になるため		その他	当該制度を 知らなかったため	不明	産業・企業規模
8.5 (10.9)	44.3 (56.7)	6.6 (8.4)	10.7 (13.7)	1.6 (2.1)	Т
14.5 (25.2)	21.9 (38.1)	8.5 (14.8)	1.9 (3.3)	0.8 (1.4)	1,000人以上
10.9 (15.0)	40.4 (55.4)	7.6 (10.4)	5.9 (8.0)	1.2 (1.6)	100~999人
10.2 (15.4)	33.2 (49.9)	10.0 (15.1)	4.3 (6.5)	0.9 (1.4)	300~999人
11.2 (14.9)	42.8 (57.0)	6.8 (9.1)	6.4 (8.5)	1.3 (1.7)	100~299人
7.3 (9.0)	46.7 (57.5)	6.1 (7.6)	13.0 (16.0)	1.8 (2.2)	30~ 99人
10.7 (14.0)	52.4 (68.3)	4.9 (6.4)	5.8 (7.6)	- (-)	С
5.8 (7.5)	32.2 (41.6)	6.2 (8.0)	13.5 (17.4)	1.3 (1.7)	D
10.7 (13.8)	47.4 (61.1)	4.5 (5.8)	10.3 (13.3)	2.4 (3.1)	Е
13.2 (24.8)	21.5 (40.4)	11.3 (21.1)	- (-)	- (-)	1,000人以上
9.8 (14.2)	40.6 (58.4)	6.8 (9.7)	5.3 (7.7)	1.0 (1.4)	100~999人
11.4 (19.3)	29.2 (49.4)	12.8 (21.7)	3.1 (5.2)	0.6 (0.9)	300~999人
9.4 (12.9)	44.0 (60.6)	4.9 (6.8)	6.0 (8.3)	1.1 (1.5)	100~299人
11.0 (13.4)	51.0 (62.4)	3.4 (4.1)	12.7 (15.6)	3.0 (3.7)	30~ 99人
12.0 (15.0)	45.6 (56.9)	5.7 (7.1)	12.5 (15.7)	3.0 (3.8)	E1
10.1 (13.1)	48.7 (63.6)	4.5 (5.8)	10.4 (13.6)	0.1 (0.1)	E2
10. 2 (13. 4)	47.6 (62.4)	3.5 (4.6)	8.2 (10.8)	4.1 (5.4)	E3
7.4 (9.2)	49.3 (61.4)	5.0 (6.3)	4.2 (5.2)	2.4 (2.9)	F
14.9 (22.0)	40.4 (59.9)	5.9 (8.7)	3.7 (5.5)	0.1 (0.1)	G
5.6 (8.6)	19.2 (29.4)	8.3 (12.7)	15.9 (24.4)	3.2 (4.9)	н
7.8 (9.5)	46.2 (56.6)	8.8 (10.8)	10.6 (13.0)	2.0 (2.5)	I
8.3 (10.5)	48.7 (61.7)	7.0 (8.9)	9.2 (11.6)	2.2 (2.8)	50~55
7.3 (8.8)	44.1 (52.7)	10.2 (12.2)	11.7 (14.0)	1.9 (2.2)	56~61
4.5 (5.9)	59.9 (78.4)	5.6 (7.3)	3.9 (5.2)	1.6 (2.1)	J
9.8 (11.7)	54.3 (64.7)	2.9 (3.4)	12.4 (14.8)	4.9 (5.8)	K
10.7 (14.4)	39.2 (52.7)	9.7 (13.1)	5.3 (7.1)	- (-)	L
10.5 (13.8)	30.5 (40.2)	5.3 (7.0)	19.1 (25.1)	1.1 (1.4)	М
3.1 (3.6)	45.4 (52.9)	7.1 (8.3)	19.9 (23.1)	2.3 (2.6)	N
4.3 (4.9)	54.9 (63.3)	8.6 (10.0)	12.7 (14.7)	1.9 (2.2)	О
9.8 (12.2)	55.4 (68.7)	6.6 (8.2)	4.5 (5.6)	0.4 (0.5)	P
12.6 (15.0)	45.6 (54.0)	8.0 (9.5)	12.2 (14.4)	1.0 (1.2)	Q
5.9 (7.5)	47.1 (59.8)	5.9 (7.5)	10.5 (13.3)	0.4 (0.5)	R

賃 金 制 度

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の 定めの有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合(3-1)

	l	中小企業					† ¹⁾			(0 1)
-								TH H J W A A A A A A A A A A A A A A A A A A	*********	(単位:%)
							時間外労働の	時間外労働の割り		時間外労働の
		産 業・	企業規	模		全企業	割増賃金率を 定めている ²⁾³⁾	一律に 定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	割増賃金率を定めていない
Т	調	査	産	業	計	100. 0	93. 1	81.6	11. 5	6. 9
	1, 0	00	人	以	上	100.0	99.8	84.0	15.8	0.2
	100	~	_	999	人	100.0	96. 7	84. 9	11.7	3.3
		300	~	999	人	100.0	98. 7	84.0	14.6	1.3
		100	\sim	299	人	100.0	96.0	85. 2	10.8	4.0
	30	~		99	人	100.0	91.4	80. 1	11.3	8.6
С	鉱業	,採石	業,	砂利採耳	取 業	100.0	97. 1	87. 5	9.6	2. 9
D	建		設		業	100.0	94. 2	79. 7	14. 5	5.8
E	製		造		業	100.0	96. 3	86. 1	10. 2	3. 7
	1, 00		人	以	上	100.0	100.0	79. 9	20. 1	_
	100	~	_	999	人	100.0	97.4	86. 1	11. 4	2.6
		300	~	999	人	100.0	100.0	81. 9	18. 1	-
		100	\sim	299	人	100.0	96. 7	87. 3	9. 3	3. 3
	30	~		99	人	100.0	95. 8	86. 3	9. 4	4. 2
	1 消	費		関	連	100.0	94. 0	85. 4	8. 5	6. 0
	2素	材		関	連	100.0	97. 2	87. 1	10. 1	2. 8
	3 機	械	= 54. //	関	連	100. 0	97. 6	85. 8	11.8	2. 4
F				は給・水:		100. 0	92.8	78. 2	14. 6	7. 2
G	情	報	通	信郵便	業	100. 0	96. 5	84. 5	12. 0	3. 5
H		輸業	,	郵便	業	100. 0	93. 8	84. 6	9. 1	6. 2
I		売 業	,	小 売	業 業	100.0	92. 7	83. 0	9. 7	7.3
	0~55 6~61	卸小		売 売	業	100. 0 100. 0	93. 6 91. 9	82. 1 83. 7	11. 6 8. 2	6. 4 8. 1
J		融業	, ,	····· 保 険	***	100. 0	98. 4		29. 7	1.6
K				品賃貸		100. 0	91. 1	76. 8	14. 3	8. 9
L				術サービ		100. 0	98. 9	86. 8	12. 1	1. 1
M				ナービン		100. 0	89. 3	80. 2	9. 1	10. 7
N				ス業,娯楽		100. 0	82. 4		10. 9	17. 6
0			学習			100. 0	81. 6	71. 5	10. 1	18. 4
P	医	療	, –	福	祉	100. 0	93. 7		14. 6	6. 3
Q	-		_ ' _ 'E			100. 0	98. 2		18. 2	1.8
R				されないも		100.0	92. 2	80. 4	11.8	7.8

注: 1)「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。

^{2) 1} か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

^{3)「}時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。141

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の 定めの有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合(3-2)

	中小企	業該当区分		中小企	業に該当			
						•		(単位:%)
						時間外労働の割り	曽賃金率の定め方	
	産業	・企業規模		全企業	時間外労働の 割増賃金率を 定めている ¹⁾²⁾	一律に 定めている	時間外労働時 間数等に応じ て異なる率を 定めている	時間外労働の 割増賃金率を 定めていない
Т	調査	産業	計	100.0	93. 2	82. 6	10. 5	6.8
	1,000	人 以	上	100.0	99. 5	90. 1	9. 4	0.5
	100	~ 999	人	100.0	96. 1	86. 1	10. 1	3.9
	300	~ 999	人	100.0	98.8	90.4	8.4	1.2
	100	\sim 299	人	100.0	95.6	85. 2	10. 4	4. 4
	30	~ 99	人	100.0	92. 1	81.5	10.6	7. 9
С	鉱業,採石	業,砂利採	取 業	100.0	96.8	87.3	9.6	3. 2
D	建	設	業	100.0	94.0	79. 2	14.8	6.0
E	製	造	業	100.0	96. 6	86. 9	9.6	3.4
	1,000	人 以	上	100.0	100.0	87.8	12. 2	_
	100	~ 999	人	100.0	97. 0	86.8	10. 2	3.0
	300	~ 999	人	100.0	100.0	83. 9	16. 1	_
	100	\sim 299	人	100.0	96. 5	87.3	9. 2	3. 5
	30	99	人	100.0	96.4	87.0	9. 4	3.6
E	1 消 費	関	連	100.0	95. 3	87.8	7.4	4. 7
E	2 素 材	関	連	100.0	97. 0	87.0	10.0	3.0
E:	3 機 械	関	連	100.0	97. 3	86.0	11.3	2. 7
F	電気・ガス	・熱供給・水	道 業	100.0	91. 5	78. 0	13. 5	8. 5
G	情 報	通 信	業	100.0	95. 6	84. 4	11.2	4. 4
H	運輸業	,郵便	業	100.0	93. 3	86.6	6. 7	6. 7
Ι	卸 売 業	,小壳	業	100.0	93. 1	85. 6	7. 5	6. 9
50	0~55 卸	売	業	100.0	93. 6	85. 3	8.3	6. 4
56	6~61 小	売	業	100.0	92. 7	85. 9	6. 9	7. 3
J	金 融 業		業	100.0	98. 4	70.0	28. 4	1.6
K		,物品賃貸		100.0	91.8	75. 3	16. 4	8. 2
L		門・技術サービ		100.0	98. 7	88. 5	10. 1	1.3
M		か食 サービ		100.0	90. 9	82. 2	8.6	9. 1
N		ービス業,娯		100.0	81.8	72.0	9.8	18. 2
Ο		学 習 支 援		100.0	79. 1	70.6	8. 5	20. 9
P		, 福	祉	100.0	93. 7		15. 4	
Q	複 合 サ	ー ビス事	,,,	100.0	96. 3		10. 7	3. 7
R	サービス業(他	に分類されない	もの)	100.0	91. 3	81. 1	10. 2	8.7

注: 1)1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

^{2)「}時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の 定めの有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合(3-3)

中小企業に該当しない 中小企業該当区分 (単位:%) 時間外労働の割増賃金率の定め方 時間外労働の 時間外労働の 時間外労働時 割増賃金率を 産 業・企業規模 全企業 割増賃金率を 間数等に応じ 一律に 定めている¹⁾²⁾ 定めていない て異なる率を 定めている 定めている 産 業 Т 譋 査 計 100.0 92.6 75.8 16.8 7.4 1,000 人 以 上 100.0 99.9 82.6 17.3 0.1 100 999 100.0 82.2 98.0 15.8 2.0 Y 300 999 人 100.0 98.5 78.8 19.7 1.5 100 299 人 100.0 97.4 85.2 12.3 2.6 30 99 人 100.0 82.8 64.6 18.2 17. 2 鉱業, 採石業, 利採取業 砂 100.0 89.5 С 100.0 10.5 業 D 建 設 100.0 99.0 90.5 8.5 1.0 業 造 Ε 製 100.0 94.1 78.3 15.8 5.9 上 1,000 人 以 100.0 100.0 78.5 21.5 999 100 100.0 100.0 82.2 17.8 300 999 人 100.0 100.0 79.9 20.1 100 299 人 100.0 100.0 89.0 11.0 30 99 Y 100.0 81.5 72.3 9.2 18.5 E1 消 費 関 連 100.0 82.0 63.0 19.0 18.0 E2 素 材 関 連 100.0 100.0 88.6 11.4 E3 機 械 関 連 100.0 100.0 83.8 16.2 電気・ガ ス 熱供給 ・水道業 100.0 100.0 79.1 20.9 F 報 信 業 G 情 通 100.0 100.0 84.6 15.4 運 業 郵 便 業 Η 輸 100.0 100.0 56.0 44.0 卸 業 小 業 70.9 Ι 売 売 100.0 90.7 19.8 9.3 業 $50 \sim 55$ 卸 売 100.0 93.9 65.5 28.4 6.1 $56 \sim 61$ 小 売 業 100.0 88.5 74.5 14.0 11.5 業 金 融 業 保 険 100.0 98.4 66.5 31.8 J 1.6 業 K 不動産 業 物 品賃貸 100.0 88.3 83.3 5.0 11.7 学術研究,専門・技術サービス業 L 100.0 100.0 78.5 21.5 宿泊業,飲食サービス業 100.0 69.8 18.5 M 81.5 11.6 生活関連サービス業,娯楽業 100.0 68.9 N 85.3 16.4 14.7 育 学 뀥 支 援 業 87.1 73.7 12.9 O 教 100.0 13.5 P 福 祉 100.0 医 療 93.7 81.5 12.1 6.3 複 サ ピ ス 事 業 77.2 22.0 Q 合 100.0 99.2 0.8

サービス業(他に分類されないもの)

R

100.0

100.0

73.0

27.0

注: 1)1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

^{2)「}時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第30表 産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合

(単位:%)

												(単位:%)	
								労働の		時間外	労働の割増	賃金率	
		産業	· 企業	規模		定め	— {	:金率を 事に 企業 ¹⁾²⁾³⁾	25%	26%以上	26~34%	35~49%	50%以上
Т	調	査	産	業	計	[81.6]	100.0	93. 3	4. 5	3.4	0.6	0.4
	1, 00	00	人	以	上	[84.0]	100.0	78. 3	21. 3	18. 9	1.3	1.0
	100		~	999	人	[84.9]	100.0	91. 4	7.8	6.6	0.5	0.6
		300	\sim	999	人	[84.0]	100.0	86.0	13. 5	11.6	1.1	0.9
		100	\sim	299	人	[85.2]	100.0	93. 1	5. 9	5.0	0.4	0.6
	30	~	~	99	人	[80.1]	100.0	94. 6	2. 5	1. 5	0.6	0.3
С	鉱業	,採石	業,	砂利採取	文業	[87.5]	100.0	83. 4	16. 6	12. 2	4.5	_
D	建		設		業	[79.7]	100.0	97. 2	2.6	1. 1	_	1.6
E	製		造		業	[86. 1]	100.0	88. 9	10.0	8.0	1.1	0.9
	1,00	00	人	以	上	[79.9]	100.0	39. 2	59. 3	56. 7	2.5	_
	100		\sim	999	人	[86. 1]	100.0	81. 9	16.8	15. 1	1. 1	0.7
		300	\sim	999	人	[81.9]	100.0	64. 5	33. 9	30.3	2.8	0.8
		100	\sim	299	人	[87.3]	100.0	86.8	12.0	10.7	0.6	0.6
	30	~	~	99	人	[86.3]	100.0	93. 3	5. 7	3. 7	1.0	1.0
Е	1 消	費		関	連	[85. 4]	100.0	93. 7	4.8	2. 1	1.2	1.5
Е	2 素	材		関	連	[87. 1]	100.0	87. 3	11. 2	9. 5	1.6	_
Е	3 機	械		関	連	[85.8]	100.0	86. 2	13. 5	11.8	0.4	1.2
F	電 気	・ガス	· 熱	供給・水道	直 業	[78.2]	100.0	66. 9	32. 4	27. 7	2.3	2.3
G	情	報	通	信	業	[84.5]	100.0	93. 2	6.8	4. 2	1.4	1. 1
Н	運	輸 業	,	郵 便	業	[84.6]	100.0	95. 4	3. 0	2.6	0. 1	0.2
I	卸 3	売 業	,	小 売	業	[83.0]	100.0	92. 5	3. 2	2. 4	0.7	0. 1
5	0~55	卸		売	業	[82. 1]	100.0	92. 7	2. 4	2. 4	_	-
5	6~61	小		売	業	[83. 7]	100.0	92. 4	3. 9	2. 3	1.3	0.2
J	金	融 業	,	保 険	業	[68. 7]	100.0	94. 9	5. 1	5. 1	_	_
K	不動	産業	,物	7 品賃貸	業	[76.8]	100.0	89.8	6. 1	6. 1	_	_
L	学術研	千 究,専	門・お	支術サービン	ス業	[86.8]	100.0	90. 3	6. 7	4. 7	1.3	0.7
M	宿泊	業,負	次 食	サービス	業	[80.2]	100.0	97. 2	1.0	0. 2	0.7	0.1
N	生 活	関連サ	ービ	ス業,娯楽	業	[71.5]	100.0	94. 0	2. 6	0.9	0.6	1. 1
Ο	教育	î,	学 習	多 支 援	業	[71.5]	100.0	95. 4	3.0	1.8	1.2	-
P	医	療	,	福	祉	[79. 1]	100.0	96. 2	0.3	0.2	0.1	0.0
Q				ビス事			80.0]	100.0	98.8	0. 7	-	_	0.7
R	サービ	ス業(他	しに分類	質されないも	の)	[80.4]	100.0	93. 7	5. 2	5. 1	_	0. 1

注: 1) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

^{2) []}内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業割合である。

^{3)「}時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第31表 産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び 限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合

(単位:%)

																(単位:%)
						時間外		梅田	条項付き	限度時間	を超える	時間外労働	動に	係る割	増賃金率	特別条項付
	産	業•	企業規模	莫		割増賃 定めてい		時間タ	外労働協定 しでいる ²⁾³⁾	250/	220/ DL I					き時間外労 働協定を結
								を結り	0 CN 2	25%	26%以上	26~34%	35	~49%	50%以上	んでいない
Т	調	査	産	業	+	[93.1]	100.0	46. 3	(100.0)	(76. 1)	(18. 0)	(7.4)	(3. 2)	(7.3)	53. 7
	1, (000	人	以	Ŀ	[99.8]	100.0	84. 4	(100.0)	(59.7)	(38.0)	(19.5)	(2.7)	(15.8)	15.6
	100) ~	~ (999	([96. 7]	100.0	59.8	(100.0)	(72.3)	(24.5)	(10.8)	(3. 1)	(10.6)	40.2
		300	\sim	999	([98.7]	100.0	69.3	(100.0)	(67.1)	(30.3)	(14.6)	(3.9)	(11.8)	30.7
		100	\sim	299	([96.0]	100.0	56.6	(100.0)	(74.5)	(22.1)	(9.2)	(2.8)	(10.1)	43.4
	30	~	,	99		[91.4]	100.0	39.0	(100.0)	(79.9)	(12.1)	(4.2)	(3.3)	(4.5)	61.0
С	鉱業	,採石	業,砂	利採取業	É	[97.1]	100.0	50.0	(100.0)	(56.2)	(43.8)	(26.0)	(7. 9)	(9.9)	50.0
D	建		設	¥	É	[94. 2]	100.0	40.3	(100.0)	(86.1)	(10.5)	(2.7)	(-)	(7.7)	59. 7
E	製		造	¥	É	[96.3]	100.0	67.3	(100.0)	(77.3)	(18.6)	(11.1)	(3.0)	(4.5)	32. 7
	1, 0	000	人	以	Ł	[100.0]	100.0	92.2	(100.0)	(32.7)	(66.2)	(48.2)	(3. 2)	(14.8)	7.8
	100) ~	~ 6	999		[97.4]	100.0	83. 1	(100.0)	(71.6)	(24.4)	(15.8)	(2.8)	(5.8)	16.9
		300	\sim	999		[100.0]	100.0	89.2	(100.0)	(56.4)	(40.4)	(27.2)	(4.8)	(8.4)	10.8
		100	\sim	299	([96. 7]	100.0	81.2	(100.0)	(76.8)	(18.9)	(11.9)	(2. 1)	(4.9)	18.8
	30	~	,	99		[95.8]	100.0	59. 7	(100.0)	(82.9)	(12.7)	(6.4)	(3. 1)	(3.1)	40.3
E1	1 消	費	B	国 追	İ	[94.0]	100.0	61.3	(100.0)	(82.9)	(9.5)	(4.2)	(2.5)	(2.7)	38. 7
E2	2 素	材	B	国	車	[97. 2]	100.0	67. 2	(100.0)	(79.4)	(18.3)	(11.4)	(2. 2)	(4.8)	32.8
E3	3 機	械	B	人	車	[97.6]	100.0	72.7	(100.0)	(71.2)	(25.5)	(15.9)	(4. 2)	(5.4)	27. 3
F	電気	・ガス	・熱供約	合・水道業	É	[92.8]	100.0	56.0	(100.0)	(55.1)	(40.4)	(38. 0)	(-)	(2.4)	44.0
G	情	報	通	信	色	[96. 5]	100.0	75. 1	(100.0)	(85.8)	(13.0)	(5.9)	(3. 6)	(3.6)	24. 9
H	運	輸業	,垂			[93.8]			(100.0)		(12.2)			2. 2)		56. 5
I	卸	売 業	, 小	、 売 🏻	色	[92.7]	100.0	46. 1	(100.0)	(69.0)	(19.5)	(5.8)	(3.8)	(9.9)	53.9
50)~55	卸	売	当	栏	[93.6]	100.0	42.9	(100.0)	(69.8)	(21.4)	(7.1)	(4. 5)	(9.8)	57. 1
56	6 ∼ 61	小	売	当	栏	[91.9]	100.0	48.6	(100.0)	(68.4)	(18.1)	(4.9)	(3. 3)	(10.0)	51. 4
J	金属	触業	,保	、険	色	[98.4]	100.0	55.8	(100.0)	(67.8)	(31.3)	(12.1)	(5. 6)	(13.6)	44. 2
K	不 動	産 業	,物品	占賃貸業	色	[91. 1]	100.0	42.8	(100.0)	(74.2)	(19.9)	(7.3)	(4. 6)	(8.1)	57. 2
L	学術研	f究, 専門	り・技術	サービス	業	[98.9]	100.0	60.8	(100.0)	(80.7)	(17.1)	(10.0)	(0.1)	(7.0)	39. 2
M				ービス第					(100.0)		(20.9)					56. 4
N				業,娯楽第				38. 1	(100.0)	(77.8)	(13.5)	(2.4)	(8.0)	(3.0)	61. 9
О	教育		全習 [支 援 第	色	[81. 6]	100.0		(100.0)		(19.2)					68. 4
P	医	療	,			[93. 7]			(100.0)		(17.6)					80. 5
Q				ス事業					(100.0)	(61.8)	(35.0)	(3.2)	(3. 6)	(28.2)	35. 9
R	サービ	ス業(他	に分類さ	れないもの)	[92. 2]	100.0	45. 3	(100.0)	(75. 7)	(22.0)	(10. 9)	(1. 3)	(9.7)	54. 7

注: 1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

^{2) ()}内の数値は、「特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業を100とした割合である。

^{3)「}特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業には、「限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分 計1)

	55: +ℓ	⊬ V ₩1	F1 		時間外先 割増賃金		1 か月60時 時間外労		1 7	か月60時間
	産業	美・企業規	兄侠		定めている		時間がある 割増賃! 定めてい	金率を	25~49%	25%
Т	調査	産	業	計	[93. 1]	100.0	31. 1	(100.0)	(37.2)	(33. 3)
	1,000	人	以	上	[99.8]	100.0	86.0	(100.0)	(3.2)	(3.0)
	100	~	999	人	[96.7]	100.0	42.6	(100.0)	(20.5)	(16.4)
	300	~	999	人	[98.7]	100.0	61.3	(100.0)	(11.7)	(9.9)
	100	~	299	人	[96.0]	100.0	36. 3	(100.0)	(25.6)	(20.1)
	30	\sim	99	人	[91.4]	100.0	24. 1	(100.0)	(54.4)	(50.1)
С	鉱業,採	石 業 ,	砂利採取	く業	[97.1]	100.0	22.0	(100.0)	(54.9)	(54.9)
D	建	設		業	[94.2]	100.0	29.9	(100.0)	(30.3)	(29.7)
E	製	造		業	[96.3]	100.0	31.5	(100.0)	(42.3)	(37.3)
	1,000	人	以	上	[100.0]	100.0	93.3	(100.0)	(2.0)	(0.6)
	100	\sim	999	人	[97.4]	100.0	37. 3	(100.0)	(28.7)	(20.3)
	300	~	999	人	[100.0]	100.0	63. 7	(100.0)	(11.0)	(10.1)
	100	~	299	人	[96.7]	100.0	29.0	(100.0)	(41.0)	(27.3)
	30	\sim	99	人	[95.8]	100.0	27. 1	(100.0)	(54.6)	(51.3)
Е	1 消	ŧ	関	連	[94.0]	100.0	33. 1	(100.0)	(58.2)	(52.8)
Е	2 素	オ	関	連	[97.2]	100.0	30.6	(100.0)	(38.6)	(34.8)
Е	3 機	戍	関	連	[97.6]	100.0	31. 1	(100.0)	(31.1)	(25.4)
F	電気・ガン	ス・熱色	供給・水道	重業	[92.8]	100.0	44. 9	(100.0)	(20.5)	(16.1)
G	情 報	通	信	業	[96. 5]	100.0	46.8	(100.0)	(37.2)	(37.2)
Н	運輸	業 ,	郵 便	業	[93.8]	100.0	26. 7	(100.0)	(69.0)	(52.6)
I	卸 売	業 ,	小 売	業	[92.7]	100.0	32. 3	(100.0)	(37.8)	(35.6)
5	0~55 卸		売	業	[93.6]	100.0	30. 1	(100.0)	(41.4)	(36.5)
5	6~61 小		売	業	[91.9]	100.0	34. 1	(100.0)	(35.3)	(34.9)
J	金 融	業 ,	保 険	業	[98.4]	100.0	54. 7	(100.0)	(10.7)	(8.2)
K	不動産	業 , 物	品 賃 貸	業	[91.1]	100.0	37. 4	(100.0)	(27.9)	(26.7)
L	学術研究, 耳	専門・技	術サービス	ス業	[98.9]	100.0	35.0	(100.0)	(32.7)	(29.4)
M	宿泊業,	飲食	サービス	業	[89.3]	100.0	33. 5	(100.0)	(45.8)	(39.8)
N	生活関連	サービ	ス業,娯楽	美業	[82.4]	100.0	33.8	(100.0)	(31.0)	(28.9)
Ο	教育,	学習	支 援	業	[81.6]	100.0	36. 1	(100.0)	(30.4)	(30.4)
P	医療	,	福	祉	[93.7]	100.0	23.9	(100.0)	(18.4)	(17.9)
Q	複 合 サ	<u> </u>	ご ス 事	業	[98.2]	100.0	70. 5	(100.0)	(7.0)	(5.0)
R	サービス業(他に分類	i されないも	の)	[92.2]	100.0	27.0	(100.0)	(46.9)	(37. 9)

注: 1)「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。

^{2) []} 内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

^{3)()}内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

^{4)「1}か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合(3-1)

(単位:%) 1か月60時間を を超える時間外労働に係る割増賃金率 超える時間外労 業・企業規模 産 働に係る割増賃 金率を定めてい 50%以上 $26 \sim 49\%$ 50% 51~59% 60%以上 ない (0.2)業 計 (3.9)(60.1)(59.6)(0.4)68.9 Т 譋 査 産 1,000 (0.3)(94.4)(92.2)1.0)1.2)人 以 上 14.0 (77.7)0.7)100 999 4. 1) (78.6)0.3)57.4 人 300 1.8) (87.3)0.5)1.2)999 人 (85.5)(38.7 5.4)(73.6)(73.2)0.1)(0.3)63.7 100 299 人 -) 人 4.2)-) 30 99 ((41.5)(41.5)75.9 -)業 (-) (45.1)(45.1)-) (78.0 С 採石業 砂 利採取 業 (0.6)0.2)建 設 (65.9)(65.3)0.4)(70.1 D 造 業 5.0)(55.3)(54.8)0.4)(0.1)68.5 E 製 1.4) (94.8)(90.5)2.7)(1.7)6.7 1,000 以 上 8.5)(70.5)(69.7)0.8)(-) 62.7 100 999 人 0.9)(87.1)(85.2)1.9)(-)36.3 300 999 人 (13.7)(59.0)(59.0)-) (-) 71.0 100 299 人 -) -) 3.3)(42.1)(42.1)(72.9 30 99 人 5.5)(38.9)(38.9)-) (-) 66.9 E1 消 費 関 連 3.8)(60.8)(60.2)0.4)(0.2)69.4 E2 素 材 関 連 0.9)0.2)E3 機 械 関 連 (5.7)(65.2)(64.1)(68.9 -)(-) ガス 熱供給 水道業 (4.4)(75.0)(75.0)55.1 F 電気・ (-) (62.6)(62.6)-) (-) 報 通 信 業 53.2 G 情 (16.4)(31.0)-)0.2)運 輸 業 郵 便 業 (30.9)((73.3 Н 0.0)業 売 業 2.3)(55.4)(54.4)(1.0)67.7 Ι 卸 売 小 (5.0)(47.1)(45,9)(0.1)(1.1) 69.9 $50 \sim 55$ 卸 売 業 -) 業 (0.3)(61.4)(60.5)(0.9)65.9 56~61 小 売 業 2.4)(88.0)(87.6)-) 0.4)金 融 業 保 険 (((45.3 J -) 1.2) (68.1)(68.1)(-) 62.6 K 不 動 産 業 物 品 賃 貸 (学術研究,専門・技術サービス業 3.2)(65.8)0.9)(0.9)L ((64.0)(65.0 6.0)宿泊業, ((48.6)(47.6)-) (1.0)66.5 飲食 サー ビス業 M 生活関連サービス業, 2.1) -) (娯楽業 ((67.2)(67.1)0.1)66.2 N (-) (68.3)-) (育 学 習 支 援 業 (68.7)0.5)63.9 O 教 -) -) P 療 福 祉 (0.5)(81.5)(81.5)(76.1 医 -) 複 合 サ ピ ス 事 業 0.8)2. 1) (91.6)(90.8)(29.5 Q サービス業(他に分類されないもの) -) 9.0)(53.1)(52.8)(0.3)(73.0 R

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分中小企業に該当

					47 BB C	/ fcl		BB 3: 1-17 3 -4	1.5	A、日での11年月日
	産	業・企業	規模		時間外先 割増賃金	全率を	1か月60時 時間外労	働に係る	1 7	か月60時間
					定めている	る企業 ¹⁾	割増賃定めてい	金率を ハる ²⁾³⁾	25~49%	25%
Т	調査	産	業	計	[93. 2]	100.0	25. 9	(100.0)	(53.0)	(47.4)
	1,000	人	以	上	[99.5]	100.0	52.5	(100.0)	(27.5)	(25.1)
	100	\sim	999	人	[96.1]	100.0	31.0	(100.0)	(39.8)	(31.9)
	30	∞ ~	999	人	[98.8]	100.0	35.8	(100.0)	(44.5)	(37.7)
	10	∞ ~	299	人	[95.6]	100.0	30.1	(100.0)	(38.8)	(30.5)
	30	\sim	99	人	[92.1]	100.0	24.0	(100.0)	(59.1)	(54.5)
С	鉱 業 ,採	石業,	砂利採耳	文業	[96.8]	100.0	17.6	(100.0)	(75.0)	(75.0)
D	建	設		業	[94.0]	100.0	27.3	(100.0)	(35.1)	(34.4)
E	製	造		業	[96.6]	100.0	27.2	(100.0)	(53.8)	(47.5)
	1,000	人	以	上	[100.0]	100.0	67.0	(100.0)	(18.9)	(6.1)
	100	\sim	999	人	[97.0]	100.0	28.2	(100.0)	(45.0)	(31.7)
	30	>00 ∼	999	人	[100.0]	100.0	36. 2	(100.0)	(38.5)	(35.4)
	1	>00 ∼	299	人	[96.5]	100.0	26.9	(100.0)	(46.5)	(30.9)
	30	\sim	99	人	[96.4]	100.0	26.6	(100.0)	(57.7)	(54.3)
Е	1 消	費	関	連	[95.3]	100.0	31.3	(100.0)	(67.3)	(61.0)
Е	2 素	材	関	連	[97.0]	100.0	26.7	(100.0)	(47.8)	(43.1)
Е	3 機	械	関	連	[97.3]	100.0	24.0	(100.0)	(45.3)	(37.0)
F	電気・ガ	ス・熱	供給・水油	道 業	[91.5]	100.0	36. 3	(100.0)	(30.2)	(23.7)
G	情 報	通	信	業	[95. 6]	100.0	34.7	(100.0)	(62.5)	(62.5)
Н	運輸	業,	郵 便	業	[93.3]	100.0	26.6	(100.0)	(74.3)	(56.6)
I	卸 売	業 ,	小 売	業	[93.1]	100.0	25. 7	(100.0)	(57.7)	(54.2)
5	0~55 卸		売	業	[93.6]	100.0	23. 9	(100.0)	(62.3)	(54.8)
5	6~61 小		売	業	[92.7]	100.0	27. 2	(100.0)	(54.3)	(53.7)
J	金 融	業 ,		業	[98.4]	100.0	38.0	(100.0)	(24.5)	(18.9)
K			7 品賃貸		[91.8]	100.0	32.6	(100.0)	(39.1)	(37.4)
L			支術サービ.		[98.7]	100.0	25. 3	(100.0)	(54.6)	(49.2)
M			サービス		[90.9]	100.0	29.8	(100.0)	(60.9)	(52.9)
N			ス業,娯き		[81.8]	100.0	25.6	(100.0)	(49.5)	(46.2)
0	教育,	学習		業	[79.1]	100.0	34. 4	(100.0)	(47.9)	(47.9)
P	医療			祉	[93.7]	100.0	17.9	(100.0)	(33.1)	(32. 3)
Q	-	ታ			[96.3]	100.0	44. 7	(100.0)	(33.4)	(23.5)
R	サービス業	(他に分類	質されないも	の)	[91.3]	100.0	23.6	(100.0)	(59.8)	(48.3)

注: 1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

^{2)()}内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

^{3)「1}か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合(3-2)

(単位:%) 1か月60時間を を超える時間外労働に係る割増賃金率 超える時間外労 産 業・企業規模 働に係る割増賃 金率を定めてい 50%以上 $26 \sim 49\%$ 50% 51~59% 60%以上 ない 査 業 計 (5.6)(44.1)(43.9)(0.1)(0.1)74. 1 Т 譋 産 1,000 -) 人 上 (2.4)(71.1)(71.1)-) (47.5 以 8.0) (59.6)(59.0)0.3)0.3)100 999 人 69.0 300 (6.8)(55.5)(1.6)64.2 999 人 (52.8)1. 1) 8.2) (60.6)(60.4)0.2)(-)69.9 100 299 人 -) 99 人 4.6)(37.0)-) 30 ((37.0)(76.0 -) -) 利採取 業 (-) (25.0)(25.0)(82.4 \mathbf{c} 採石業 砂 -) 業 (0.7)(60.5)0.2)(建 設 (60.3)72.7 D -) 造 業 6.3)(43.7)(43.5)0.2)(72.8 E 製 -) (12.8)(81.1)(81.1)-) (33.0 1,000 人 以 上 (13.3)(55.0)(54.3)0.7)(-) 71.8 100 999 人 -) 3.1)(61.5)(57.9)3.6)(63.8 300 999 人 (15.5)(53.5)(53.5)-) (-) 73.1 100 299 人 3.5)(38.8)(38.8)-) (-)73.4 30 99 人 6.3)(29.5)(29.5)-) (-) 68.7 E1 消 費 関 連 -) -) 4.7)(52.2)(52.2)(73.3 E2 素 材 関 連 (50, 2)0.6)(-) E3 機 械 関 連 (8.3) (49.6)76.0 (67.4)-)(-) 電気・ ガス 熱供給 水道業 (6.5)(67.4)(63.7 F (-) (37.5)(37.5)-) (-) 報 通 信 業 65.3 G 情 (17.7)(25.7)-)(-) 運 輸 業 郵 便 業 (25.7)73.4 Н (34.8)-) (-) 業 売 業 3.5)(34.8)74.3 Ι 卸 売 小 -) (-) (7.5(26.9)(26.9)76.1 $50 \sim 55$ 卸 売 業 -) (-) 業 (0.5)(40.6)(40.6)72.8 56~61 小 売 -) -) 業 (5.6) (75.5)(75.5)(62.0 金 融 業 保 険 (J -) 1.7) (55.3)(55.3)(-) K 不 動 産 業 物 品賃 貸 (67.4 学術研究,専門・技術サービス業 ((43.9)1.5)(0.7)L 5.4) (41.6)(74 7 宿泊業, (7.9)(32.9)(31.9)-) (1.0)70.2 M 飲食 サー ビス業 生活関連サービス業, (50.5)(50.5)-) (-) 娯楽業 (3.3)74.4 N (-) (52.1)(52.1)-)(-) 育 学 習 支 援 業 65.6 O 教 (-) (-) 82.1 P 療 福 祉 0.9)(66.9)(66.9)医 -) (-) 合 サ ピ ス 事 業 複 9.9)(63.8)(63.8)55.3 Q サービス業(他に分類されないもの) -) -) (11.5)(40.2)(40.2)(76.4 R

である。

労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分中小企業に該当しない

	수 새ሬ ሊ 새ሬ!			時間外第		1か月60時			1 7	50月60日	寺間
	産業・企業を	現模		割増賃金定めている		時間外労/ 割増賃: 定めてい	金率を	25~4	9%	25%	6
Т	調査産	業	計	[92.6]	100.0	58. 7	(100.0)	(-)	(-)
	1,000 人	以	上	[99.9]	100.0	93.9	(100.0)	(-)	(-)
	100 ∼	999	人	[98.0]	100.0	70.7	(100.0)	(-)	(-)
	300 ∼	999	人	[98.5]	100.0	82. 1	(100.0)	(-)	(-)
	100 ~	299	人	[97.4]	100.0	60.3	(100.0)	(-)	(-)
	30 ∼	99	人	[82.8]	100.0	25. 2	(100.0)	(-)	(-)
С	鉱業,採石業,	砂利採取	業	[100.0]	100.0	66.3	(100.0)	(-)	(-)
D	建 設		業	[99.0]	100.0	75. 3	(100.0)	(-)	(-)
E	製 造		業	[94.1]	100.0	75.6	(100.0)	(-)	(-)
	1,000 人	以	上	[100.0]	100.0	97.9	(100.0)	(-)	(-)
	100 ~	999	人	[100.0]	100.0	85. 1	(100.0)	(-)	(-)
	300 ∼	999	人	[100.0]	100.0	91.3	(100.0)	(-)	(-)
	100 ~	299	人	[100.0]	100.0	66. 3	(100.0)	(-)	(-)
	30 ∼	99	人	[81.5]	100.0	40.8	(100.0)	(-)	(-)
Е	1 消 費	関	連	[82.0]	100.0	52. 5	(100.0)	(-)	(-)
Е	22 素 材	関	連	[100. 0]	100.0	80.7	(100.0)	(-)	(-)
Е	3 機 械	関	連	[100. 0]	100.0	87. 5	(100.0)	(-)	(-)
F	電気・ガス・熱作	供給・水道	業	[100. 0]	100.0	88.0	(100.0)	(-)	(-)
G	情 報 通	信	業	[100. 0]	100.0	96. 5	(100.0)	(-)	(-)
Η	運輸業,	郵 便	業	[100. 0]	100.0	27. 2	(100.0)	(-)	(-)
Ι	卸 売 業 ,	小 売	業	[90.7]	100.0	63. 3	(100.0)	(-)	(-)
5	50~55 卸	売	業	[93. 9]	100.0	61.6	(100.0)	(-)	(-)
5		売	業	[88.5]	100.0	64. 5	(100.0)	(-)	(-)
J	金融業,	保 険	業	[98.4]	100.0	82.6	(100.0)	(-)	(-)
K	不動産業,物		業	[88.3]	100.0	58.8	(100.0)	(-)	(-)
L	学術研究,専門・技			[100. 0]	100.0	81. 1	(100.0)	(-)	(-)
M	宿泊業,飲食			[81.5]	100.0	54. 3	(100.0)	(-)	(-)
N	生活関連サービ			[85. 3]	100.0	73. 5	(100. 0)	(-)	(-)
О	教育 ,学習		業	[87. 1]	100.0	39. 4	(100. 0)	(-)	(-)
P	医療,	福	祉	[93. 7]	100.0	41. 2	(100. 0)	(-)	(-)
Q	複合サール		業	[99. 2]	100.0	83.4	(100.0)	(-)	(-)
R	サービス業(他に分類	頁されないも	の)	[100. 0]	100.0	57.5	(100.0)	(-)	(-)

注: 1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

^{2)()}内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

^{3)「1}か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合(3-3)

(単位:%) 1か月60時間を を超える時間外労働に係る割増賃金率 超える時間外労 産 業・企業規模 働に係る割増賃 金率を定めてい 50%以上 $26 \sim 49\%$ 50% 51~59% 60%以上 ない (96.4)(1.0)査 業 計 (-) (97.7)(0.3)41.3 Т 譋 産 1,000 -) 人 上 (97.5)(95.0)以 (1. 1) 1.4) 6.1 -) 0.2)1.1)100 999 人 (98.8)(97.5)(29.3 -) 300 ((98.7)0.3)999 人 (97.2)((1.1) 17.9 -) (98.9)(97.9)-) (1.0)39.7 100 299 人 -)-) -) 人 ((93.3)30 99 (93.3)(74.8 -) -) -)利採取 業 (100.0)(100.0)(33.7 \mathbf{c} 採石業 砂 業 (-) (100.0)1.4)建 設 (97.2)1.4) 24.7 D -) 造 業 (97.8)(95.9)1.4) (0.5)24.4 E 製 -) (96.4)(91.6)3.0)(1.9)2.1 1,000 以 上 -) (97.9)(96.9)1.0)(-) 14.9 100 999 人 -) -) (97.3)(96.1)1.2)(8.7 300 999 人 -) (100.0)(100.0)-) (-) 33.7 100 299 人 -) -) -) (100.0)(100.0)(59.2 30 99 人 -) (99.1)(99.1)-) (-) 47.5 E1 消 費 関 連 (-) (96.7)(94.0)1.9) (0.9)19.3 E2 素 材 関 連 -) (98.0)1.6)0.5)E3 機 械 関 連 (95.9)(12.5 (-) -)(-) 電気・ ガス 熱供給 水道業 (90.9)(90.9)12.0 F (-) -) (-) 報 通 信 業 (99.6)(99.6)3.5 G 情 (-) -)2.1)運 輸 業 郵 便 業 (100.0)(97.9)((72.8 Н (-) 業 売 業 (94.8)(92.0)0.1)(2.8)36.7 Ι 卸 売 小 -) 0.2)((87.2)(83.8)((3.2)38.4 $50 \sim 55$ 卸 売 業 -) -) 業 ((100.0)(97.5)(2.5) 35.5 56~61 小 売 業 (-) (97.7)-) (0.8)金 融 業 保 険 (96.9)17.4 J -) -) ((100.0)(100.0)(-) K 不 動 産 業 物 品賃 貸 41.2 学術研究,専門・技術サービス業 (-) (98.5)(97.4)-) (1.1)L 18.9 -) 宿泊業, (-) (96.6)(95.7)(0.9)45.7 M 飲食 サー ビス業 生活関連サービス業, (-) -) (0.3)娯楽業 (95.2)(94.9)26.5 N (-) (97.6)-) (1.3)育 学 習 支 援 業 (96.3)60.6 O 教 (-) (99.8)-) (-) P 療 福 祉 (99.8)58.8 医 -) -) 合 サ ピ ス 事 業 (1.0)複 (99.1)(98.1)(16.6 Q -) -) サービス業(他に分類されないもの) ((100.0)(98.5)(1.5) (42.5 R

である。

労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第33表 産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の 有無別企業割合及び平均代替休暇取得労働者数

中小企業該当区分 中小企業に該当しない 1か月60時 1か月60時間を超え 代替休暇制度 時間外労働の 間を超える る 割増賃金率を 時間外労働 産 業・企業規模 時間外労働に係る 定めている企業1) に係る割増 制度が 平均代替 制度が 割増賃金率を 賃金率を定 ない ある 休暇取得 定めている²⁾ めていない 労働者数 % % % % % % % 産 業 Т 調 査 計 [92.6] 100.0 58.7 (100.0) (21.8)51.9 (78.2) 41.3 1,000 人 以 上 [99.9] 100.0 93.9 (100.0)(15.8)258.5 (84.2) 6.1 100 999 [98. 0] 100.0 70.7 (100.0)(16.2)27.2 (83.8) 29.3 300 999 人 [98.5] 100.0 82.1 (100.0)(16.7)33.8 (83.3) 17.9 人 100 299 [97.4] 100.0 60.3 (100.0)(15.6)18.4 (84.4) 39.7 30 人 99 [82.8] 100.0 25. 2 (100.0)(56.4)3.9 (43.6) 74.8 採石業 砂 利採取業 C [100.0]100.0 66. 3 (100.0)(66.8)X (33.2) 33.7 建 設 業 D [99.0] 100.0 (100.0)281.6 (88.7) 75.3 (11.3)24.7 製 造 業 Ε [94. 1] 100.0 75.6 (100.0)(20.5)97.1 (79.5) 24.4 以 [100.0] (100.0)1,000 上 100.0 309.0 (82.4) 97.9 (17.6)2.1 100 999 [100.0]100.0 85.1 (100.0) (18.7)48.5 (81.3) 14.9 300 999 人 [100.0]100.0 (23.2)91 3 (100.0)48.5 (76.8) 8 7 100 299 人 [100.0]100.0 66.3 (100.0) (-) -(100.0)33.7 30 99 人 (32.9)[81. 5] 100.0 40.8 (100.0)X (67.1) 59. 2 100.0 E1 消 費 関 連 [82.0] 52.5 (100.0)(11.5)68.9 (88.5) 47.5 E2 素 材 関 連 [100.0]100.0 80.7 (100.0)(15.4)186.0 (84.6) 19.3 E3 機 械 関 連 [100.0]100.0 87.5 (100.0) (27.3)70.5 (72.7) 12. 5 ガ 熱供給 ・水道業 F 電気 • ス [100.0]100.0 88.0 (100.0)2.8 (85.6) (14.4)12.0 報 信 G 情 通 業 [100.0]100.0 96.5 (100.0)(28.8)51.1 (71.2) 3. 5 業 郵 便 運 輸 業 [100.0]100.0 (100.0)(13.8)49.9 (86.2) 72.8 Н 27. 2 業 売 業 Ι 卸 売 小 [90.7] 100.0 63.3 (100.0) (27.2)21.8 (72.8) 36.7 $50 \sim 55$ 卸 売 業 [93. 9] 100.0 61.6 (100.0)(13.7)83.3 (86.3) 38.4 売 業 [88.5] $56 \sim 61$ 小 100.0 64. 5 (100.0)(36.4)6.0 (63.6) 35.5 金 駎 業 保 険 業 J [98.4] 100.0 82.6 (100.0)(19.4)38.9 (80.6) 17.4 不 動 産 業 物 品 賃 貸 業 [88.3] K 100.0 58.8 (100.0)(27.2)14.2 (72.8) 41.2 学術研究,専門・技術サ ービス業 L [100.0]100.0 81.1 (100.0)(13.0)77.9 (87.0) 18.9 飲食 サ ビス [81.5] M 宿 100.0 54.3 (100.0)(6.1)X (93.9)45.7 業 生活関連 サ ス 娯楽業 N ピ [85.3] 100.0 73.5 (100.0)(24.4)9.2 (75.6) 26.5 育 支 援 教 習 [87. 1] 100.0 39.4 (100.0)(31.3)9.6 (68.7) O 60.6 福 医 療 祉 P [93.7] 100.0 41.2 (100.0)(21.3)13.7 (78.7) 58.8 複 サ ピ 事 業 合 ス [99. 2] 100.0 (100.0)(20.6)99.3 (79.4) Q 83.4 16.6 ビス業(他に分類されないもの) R サ [100.0]100.0 57.5 (100.0) 390.1 (85.5) (14.5)42.5

注:1)[]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

^{2) ()}内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合である。

第34表 産業・企業規模、手当の種類別制度有

				Ī									
		産業・企業規	模		全企業	業績手当 など(簡 門・プ、 会社別)	勤務手当計	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手 当、技術 (資格) 手当など	精皆勤手 当、出勤 手当など	通勤手当 など(1 か月分に 換算)
T	調	査 産	業	計	100.0	13.8	85. 2	80.8	11.5	22. 0	47. 0	24. 0	86. 4
	1,000) 人	以	上	100.0	17. 1	88.6	78. 6	22.0	42.3	48.0	9. 1	92. 7
	100	~	999	人	100.0	14.6	87. 7	82.0	14.8	29. 2	52.2	18.5	90.3
		300 ∼	999	人	100.0	15.7	88.8	81.3	19.0	34. 4	52.0	13.0	92.6
		100 ~	299	人	100.0	14. 3	87.3	82.3	13.4	27. 5	52. 2	20.3	89. 5
	30	~	99	人	100.0	13.4	84. 1	80.3	9.8	18.3	44. 9	26.8	84.6
С	鉱業,	採石業,	砂利採取	業	100.0	6.8	94. 2	86.4	28. 1	25. 3	65. 1	34.0	93. 2
D	建	設		業	100.0	10.3	82.8	77. 3	20.7	9.9	66. 2	22.0	83. 2
E	製	造		業	100.0	9.9	90. 1	85. 2	17.6	26. 1	42. 9	35. 1	93. 7
	1,000	0 人	以	上	100.0	6. 4	92. 2	72. 5	34. 6	65. 7	42.3	11.6	95. 1
	100	~	999	人	100.0	11.7	91. 9	81.5	25. 9	40.2	46.6	27. 5	95.3
		300 ∼	999	人	100.0	6.8	94. 3	80.5	31. 9	57. 0	46. 7	16. 7	96. 2
		100 ~	299	人	100.0	13. 1	91. 2	81.8	24. 1	35. 1	46.6	30.8	95.0
	30	\sim	99	人	100.0	9.3	89.3	87. 1	13.6	19.0	41.4	39.0	92. 9
E1	消	費	関	連	100.0	9.0	87.6	83. 5	12.2	23.6	36. 1	35.3	93. 7
E2	素	材	関	連	100.0	12.0	93. 1	88.6	22. 5	31.0	46. 7	32.9	94.0
E3	機	械	関	連	100.0	8.5	89.3	83. 1	17.3	23.4	45. 2	37. 1	93. 3
F	電気・	ガス・熱色	共給・水道	業	100.0	6.3	94. 9	87. 7	25.9	49.7	60.5	11. 1	92.8
G	情	報 通	信	業	100.0	12.4	88.3	82.7	3. 7	19.9	43. 1	6.8	87.7
Н	運輸	ì 業 ,	郵 便	業	100.0	25. 7	85. 2	77. 9	18.6	19. 3	49. 9	45. 3	73. 1
Ι	卸売	差 ,	小 売	業	100.0	20.8	79. 0	75. 5	6. 1	11. 1	38. 2	21. 5	83. 3
50	~55 卸	壳	Ž	業	100.0	15.8	83. 4	78. 2	9. 5	14.8	38. 3	26. 0	82. 2
56	~61 小	壳	-	業	100.0	24.8	75. 6	73. 3	3. 3	8. 2	38. 0	17.8	84. 2
J	金融	. 業 ,	保険	業	100.0	14.6	81. 5	75. 7	4. 7	20.9	36. 5	1.2	94. 6
K	不 動	産業,物	品 賃 貸	業	100.0	17. 2	87.3	79. 0	6. 1	12.4	56. 9	13. 2	84. 9
L	学術研	究, 専門・技	術サービス	業	100.0	8.9	82. 2	77. 9	9.8	14. 7	51. 0	9. 1	89.6
M	宿泊	業,飲食	サービス	業	100.0	14. 3	79. 1	77. 4	1.5	16.0	27. 7	9.7	80.4
N	生活関	連サービ	ス業,娯楽	業	100.0	16. 1	80.3	75. 7	6. 1	17. 7	39. 1	23. 2	85. 4
О	教育	,学習	支 援	業	100.0	9.6	89. 5	88.0	4.6	10.4	38. 3	14. 7	92. 3
P	医	療 ,	福	祉	100.0	8.8	90.3	87. 5	12. 2	43.8	64.8	22.0	89. 4
Q	複合	サード	ジス事	業	100.0	29. 4	98. 1	96. 5	15. 3	39. 5	64. 5	4. 4	97. 3
R	サービ	ス業(他に分類	頁されないも	の)	100.0	10.4	82.4	75. 2	12.2	18.3	44. 4	21.0	83.0

企業割合(令和元年11月分)

						複数回	答(単位	<u>(</u> : %)	1					
生活手当計	家族手 当、当大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地域手 当、勤務 地手当な ど	住宅手当など	単身赴任 手当、別 居手当な ど	左記以外 の生活手 当(寒冷地 手当、食 事手当な ど)	調整手当など	左記のい ずれにも 該当しな いもの	不明			産業・分	企業規	模	
73. 2	62. 5	11.5	43.7	13. 7	13. 7	29.3	12. 7	_	Т	調	査	産	業	計
91. 5	72. 7	35. 1	60.0	66. 7	28.7	51. 9	21.9	_		1,00	0	人	以	上
82.4	68.6	18.4	52.6	28. 5	17.5	38. 3	14. 9	_		100	~	,	999	人
87.4	71.8	24. 6	58. 3	41. 7	22.4	42.2	19. 4	_			300	\sim	999	人
80.7	67. 6	16. 4	50.7	24. 2	15.9	37.0	13. 4	_			100	\sim	299	人
68.8	59. 7	7.8	39. 4	5.8	11.6	24. 9	11.5	_		30	\sim		99	人
78.6	68.9	8.6	34.0	21.3	15.6	19.4	6.8	_	С	鉱業,	採 石	業 ,	砂利採	取 業
68. 1	60.1	10.6	42.7	21.8	12.3	30.9	9.2	_	D	建		設		業
80.2	72.9	12.2	40.0	18.7	20.0	23.9	10.6	_	E	製		造		業
97.0	81.4	37. 3	63.0	85. 5	49.6	45. 2	20.9	_		1,00	0	人	以	上
89. 7	74. 9	26.0	52. 1	44. 2	25.4	31.6	10.6	_		100	~	,	999	人
95. 7	80.5	37. 5	64.8	67. 2	38.7	38. 3	18. 1	_			300	\sim	999	人
87. 9	73. 1	22.6	48.2	37. 3	21.4	29.6	8.3	_			100	\sim	299	人
75. 7	71.8	5.6	34. 2	5.9	16.8	20.0	10.3	_		30	\sim		99	人
77. 7	70.6	14.0	39. 2	13. 7	12.8	27.8	8.5	_	E1	消	費		関	連
80.6	72. 5	10.1	43. 2	22. 5	24. 2	24.0	9.5	_	E2	素	材		関	連
82.2	75. 4	12.6	37. 3	19. 3	22.2	20.3	13.8	_	ЕЗ	機	械		関	連
89. 7	84. 2	20.1	56.6	29. 3	22.0	28.8	16. 4	_	F	電気・	ガス・	熱側	は給・水	道業
78. 2	60.1	18.7	51. 1	22.8	12.2	33.8	16.0	_	G	情	報	通	信	業
65.8	59. 2	9.0	25. 7	10.3	9.6	30. 1	12.7	_	Н	運輸	業	,	郵便	業
72. 2	57.8	16.6	43.2	15.8	12.8	24. 5	11.6	_	I	卸売	業	,	小 売	業
79. 5	67. 2	21.0	45.5	22. 2	17.3	27.9	12. 1	_	50~	~55 卸		売	i	業
66. 4	50.2	13.2	41.3	10.7	9.2	21.8	11.2	_	56	~61 小		売	i	業
87.4	74. 0	18.3	53.4	37. 9	27.2	29.0	23.4	_	J	金融	業	,	保 険	業
77.0	64. 7	13.5	37.8	21.5	16.2	32. 1	13.0	_	K	不 動	産 業	,物	品賃	貸業
78.6	57.0	14. 5	58.3	32. 2	11.4	32.3	9.4	_	L	学術研	究,専門	・技	術サーと	ごス業
56. 2	45. 1	7.8	33. 4	6.0	13.0	24. 4	7. 1	_	M	宿泊	業,飲	食力	ナービ	ス業
69. 2	63.4	12.8	35. 2	8.8	15.6	28. 4	5.6	_	N	生活関	連サ	ービ	ス業,娯	火火 業
82.8	75.8	11.3	59.0	8.0	11.0	37. 1	21.0	_	O	教育	,	全 習	支 扱	爰 業
75.8	63.4	6.6	59. 5	2. 4	9.5	43. 4	19. 4	_	P	医	療	,	福	祉
97.8	97.8	4.0	54. 5	4.8	14. 3	16.0	14. 1	_	Q	複 合	サー	- Ł	゛ス 耳	事 業
65. 4	55. 6	7.8	36. 3	12. 4	12.3	21. 1	12. 4	_	R	サービ	ス業(他	に分類	負されない	もの)

第35表 産業・企業規模、常用労働者1人平均所定内賃金額及び手当の種類別

					所	定 内
産業・企業規模	計	基本給 諸手当計	部門・ 勘 数 壬 业	役付手当 特殊作	技能=	手 精皆勤、 T
			グルー 期 防 子ョ プ、会 社別)	など 業手当など	務手当 術(資 など 格) ヨ 当なと	当など
	千円 %	% %	% %	% %	%	% %
T 調 査 産 業 計	319. 7 100. 0	85. 1 14. 9	1. 2 4. 9	3.0 0.2	0.8 1.	0 0.3
1,000 人 以 上	359. 6 100. 0	86. 2 13. 8	1. 3 4. 0	2.5 0.1	0.9 0.	5 0.1
100 ~ 999 人	304. 6 100. 0	84. 9 15. 1	1. 1 5. 2	3. 1 0. 1	0.8 1.	1 0.3
300 ~ 999 人	314. 3 100. 0	85. 4 14. 6	1.0 4.8	2. 9 0. 1	0.9 0.	9 0.2
	294. 6 100. 0	84. 4 15. 6	1. 1 5. 7	3. 4 0. 2	0.7 1.	4 0.4
	280. 5 100. 0	83. 4 16. 6	1. 5 6. 5	3.6 0.3	0.7 1.	
C鉱業,採石業,砂利採取業		86. 8 13. 2	0.1 4.7	3.1 0.3	0.3 0.	
	354. 1 100. 0	81.8 18.2	1.9 7.4	5.7 0.4	0. 2 1.	
	322. 4 100. 0	89. 0 11. 0	0. 2 3. 3	2.0 0.1	0.9 0.	
	370. 0 100. 0	90.7 9.3	0.1 2.4	1.1 0.0	1. 2 0.	
	296. 3 100. 0	88. 1 11. 9	0.4 3.9	2.6 0.1	0.8 0.	
	310. 4 100. 0	88.6 11.4	0.3 3.7	2.4 0.1	1.0 0.	
	282. 9 100. 0	87. 6 12. 4	0.5 4.2	2.8 0.1	0.5 0.	
	271. 7 100. 0 285. 5 100. 0	86. 2 13. 8 87. 3 12. 7	0. 5 4. 8 0. 2 4. 8	3. 2 0. 1 3. 5 0. 1	0. 4 1. 0. 7 0.	
	314. 9 100. 0	88.8 11.2	0. 2 4. 8 0. 3 3. 7	2. 0 0. 1	1. 2 0.	
	341. 9 100. 0	89.8 10.2	0. 3 3. 7	1.5 0.1	0.8 0.	
F 電気・ガス・熱供給・水道業		83. 1 16. 9	4.7 3.6	2. 1 0. 2	1. 0 0.	
	388. 0 100. 0	87. 2 12. 8	1.0 3.2	2.4 0.0	0.3 0.	
		75. 0 25. 0				
	315. 5 100. 0	85. 4 14. 6	1.8 5.0		0.2 0.	9 0.2
50~55 卸 売 業	346. 3 100. 0	86. 2 13. 8	1.0 4.4	3.6 0.1	0.2 0.	5 0.3
56~61 小 売 業	289. 5 100. 0	84. 6 15. 4	2.6 5.7	4.2 0.0	0.2 1.	2 0.1
J 金 融 業 , 保 険 業	363. 0 100. 0	89. 1 10. 9	0.2 3.7	3.4 0.0	0.1 0.	2 0.0
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	316. 5 100. 0	84. 3 15. 7	1.4 5.3	3.9 0.0	0.4 1.	0 0.1
L 学術研究,専門・技術サービス業	380. 9 100. 0	86.5 13.5	0.3 5.1	3.7 0.1	0.2 1.	1 0.1
M宿泊業,飲食サービス業	260. 7 100. 0	83.7 16.3	0.3 6.7	5. 1 0. 0	0.4 1.	2 0.3
N 生活関連サービス業,娯楽業	282. 5 100. 0	84.7 15.3	2.0 5.4	3.5 0.1	0.7 1.	2 0.4
〇教 育 , 学 習 支 援 業	390. 9 100. 0	85. 2 14. 8	0.3 3.8	1.9 0.3	0.6 0.	9 0.1
P 医 療 , 福 祉	304. 3 100. 0	81.4 18.6	0.4 8.1	2.8 0.2	2.3 2.	8 0.4
Q複合サービス事業	330. 0 100. 0	85.6 14.4	3.6 3.9	3.1 0.1	0.5 0.	2 0.0
R サービス業(他に分類されないもの)	263. 0 100. 0	85. 9 14. 1	0.8 4.0	2.1 0.4	0.6 1.	0 0.5

注:手当の種類別の支給総額を合計した数値が、「諸手当(所定外賃金を除く。)」の総額の数値に満たない場合、その

常用労働者1人平均賃金額構成比(令和元年11月分)

										Ī				
諸手当	¥									1				
通勤手当 など(1 か月分に 換算)	生活手当計	家族手 美 、 、 、 、 当 当 援 援 と る と る と る と る と る と る と る と る と る	地域手 当、勤務 地手当な ど	住宅手当など	単身赴任 手当、別 居手当な ど	左記以外 の生活手 当(寒当 地手当、 食事手当 など)	調整手当など	左記のい ずれにも 該当しな いもの	不明		産	業・企業	規模	
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%					
2.7	3.8	1.3	0.7	1.2	0.3	0.3	0.8	0.9	0.2	T調	査	産	業	計
2.6	4. 5	1.5	1. 1	1.2	0.4	0.2	0.5	0.8	0.2		1,000	人	以	上
2.8	3.6	1.3	0.6	1.2	0.3	0.3	1.0	1.0	0. 1		100	\sim	999	人
2. 7	3.8	1.3	0.7	1.3	0.3	0.3	0.8	1. 2	0.1		30	00 ~	999	人
2.9	3. 4	1.2	0.4	1.2	0.2	0.4	1. 1	0.8	0.3		10	00 ~	299	人
2. 7	2.8	1. 1	0.2	1.0	0. 1	0.3	1. 1	1.0	0.2		30	~	99	人
2.0	5.0	1.6	1.6	1.0	0.6	0.3	0.5	0.5	_	C 鉱	業,採	石業,	砂利採〕	
2. 3	4. 3	1. 1	0. 7	1. 4	0.8	0.3	0.7			D 建		設		業
2. 5	3. 4	1.5	0.3	1.0	0.4	0.2	0.3	0.6		E 製		造		業
2. 3	3. 7	1.6	0.4	0.9	0.6	0.2	0. 1	0. 5	0.3		1,000	人	以	上
2. 7	3. 5	1.5	0.4	1. 1	0.3	0.3	0.3	0.6	0. 2		100	\sim	999	人
2. 5	3. 7	1.5	0.4	1. 2	0.4	0. 2	0.2	0.9	0.0			00 ~	999	人
2.8	3. 3	1. 4	0.3	1.0	0. 2	0.3	0.4		0.3			00 ~	299	人
2.8	2. 6	1. 3	0. 1	0.9	0.0	0.3	0.8	1.0	0. 1		30	~	99	人
2. 4	3. 7	1. 3	0. 7	1. 2	0.4	0. 2	0.6	0.4	0. 1		消	費	関	連
2. 4	3. 7	1. 5	0.3	1. 3	0. 4	0.3	0. 4		0.0		素	材	関	連
2.6	3. 2	1.6	0. 2	0. 7	0. 4	0. 2	0. 1	0.9	0.4		機	械	関	連
1.8	6. 4	3. 9	0.6	0.6	0. 9	0. 4	0. 1	0.3	_				供給・水	
3. 0	4. 6	1. 3	0.6	2. 2	0. 2	0. 2	0. 5		_	- '''	報		信	業
4. 0	5. 3	2. 3	1.8							H 運		業 ,	郵便	業
2.8	3. 3	1. 2	0.6	0.9	0. 3	0. 2				I 卸		業,		業
2. 7		1. 3	0. 7	1. 2	0. 4					50~			売	業
3. 0	2.6	1. 2	0.4	0.7	0. 2	0. 2				56~			売	業
2. 3	3. 0	1. 1	0.3	0.8	0.3					」 金			保険	業
2. 5	3. 4	1. 2	0. 7	1.0	0.3								为品賃 賃	
2. 5	4.6	1. 3	1. 2	1. 4	0. 4								支術サービ	
2. 9	3. 4	0.8	0.6	1. 3	0. 1	0.6							サービン	
2. 9	3. 0	1. 1	0.3	1.0	0. 2	0. 4							ス業,娯	
2. 2	5. 7	1.6	1. 7	2. 1	0. 1	0. 2							图 支援	
2. 4		0.8	1. 2	1. 3	0. 1	0.3				P 医				祉・米
1.8	4. 9	1. 7	1.6	1. 2	0. 1	0. 2						ナ ー		
3. 2	3. 0	1.0	0.2	1. 1	0.2	0. 5	1. 4	1. 1	0. 1	R サ	ービス業	(他に分	類されない	もの)

差額を「不明」とした。

第36表 産業・企業規模、手当の種類別

				勤務	手当			
産業・企業規模	計	業績手当など(個人、が 門・グス会社別)	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手 当、技術 (資格) 手当など	精皆勤手 当、出勤 手当など	通勤手当 など(1 か月分に 換算)
T調 査 産 業 計	100.0	13. 9	86. 9	12. 2	24. 2	50.8	25. 5	92. 3
1,000 人 以 上	100.0	15. 9	82. 1	20. 2	43.4	49.6	9.6	94. 4
100 ~ 999 人	100.0	14. 1	86. 5	15. 4	31. 5	55. 4	19. 3	95. 3
300 ~ 999 人	100.0	15. 4	86.0	19.9	36. 9	53.8	13. 7	96.8
100 ~ 299 人	100.0	13.6	86. 7	13.9	29.6	55. 9	21. 2	94.8
30 ~ 99 人	100.0	13.8	87.2	10.6	20.4	48.8	28.7	91.0
C 鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	4. 2	88. 4	29.4	26. 4	66. 3	36. 9	95.8
D 建 設 業	100.0	11.6	85. 3	21.2	11. 1	74.0	24. 0	89.8
E製造業	100.0	9.9	87. 1	17.7	27. 2	43.0	36. 7	97. 1
1,000 人 以 上	100.0	4.8	74.8	33. 5	67.6	44. 1	12.7	94.0
100 ~ 999 人	100.0	11.8	83.6	25.6	41.4	46. 7	27.8	97. 3
300 ~ 999 人	100.0	6.0	82. 5	31.8	58.8	47.0	16. 5	96. 1
100 ~ 299 人	100.0	13.6	84.0	23.6	36.0	46. 7	31. 3	97. 6
30 ~ 99 人	100.0	9. 2	89.0	13.8	19.9	41.3	41.3	97. 2
E1 消 費 関 連	100.0	8.8	88. 2	12.9	25. 9	37. 5	37. 6	96. 3
E2 素 材 関 連	100.0	11.6	88.9	23. 4	32.6	46. 4	35. 3	97. 7
E3 機		9. 1	84. 3	16.0	22.8	44. 3	37. 4	97. 3
F 電気・ガス・熱供給・水道業		5. 2	89. 7	22.6	48.9	61.4	10.9	94. 6
G 情 報 通 信 業		12. 2	86. 4	3.5	20.6	44. 9	7. 5	91. 9
H 運 輸 業 , 郵 便 業		26. 2		19. 7	20. 3	54. 7	50. 1	78. 4
I 卸 売 業 , 小 売 業		21. 7	84. 3	7. 1	12.6	42. 2	22. 6	91. 1
50~55 卸 売 業		15.8			16. 0			88. 5
56~61 小 売 業		26. 5			9.9	41. 5		93. 1
J 金 融 業 , 保 険 業		14. 2			21. 3			96. 4
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		15. 3			14. 4			89. 2
L 学術研究,専門・技術サービス業		7. 4			14. 4		9.8	92. 3
M宿泊業,飲食サービス業		13. 5			20. 2	32. 3		85. 7
N生活関連サービス業,娯楽業		15. 2				41.0	23. 6	93. 1
O 教 育 , 学 習 支 援 業		9. 6			10. 5	39. 6		94. 8
P 医療 , 福 祉		9.8			47.8			95. 4
Q複合サービス事業		26. 1			40. 3			97. 9
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.8	84. 4	13.6	19. 4	51. 1	24. 3	93. 2

支給企業割合(令和元年11月分)

				1	複数回答(単位:%)	
		生活手当	ı	Ι			
家族手 当、扶 手 当 当 当 当 当 送 援 う う う さ と き う さ る と う る と う る と う る る る る る る る る る る る	地域手 当、勤務 地手当な ど	住宅手当など	単身赴任 手当、別 居手当な ど	左記以外 の生寒冷 当(寒冷食 事手当(な ど)	調整手当など	左記のい ずれにも 該当しな いもの	産業・企業規模
68.6	12. 2	47. 2	13. 1	15. 3	31. 5	13. 9	T 調 査 産 業 計
75. 6	35. 7	61.7	66. 6	27. 9	52.6	23.0	1,000 人 以 上
73. 4	19. 2	55.8	27.0	19. 4	40.4	16. 1	100 ~ 999 人
76.0	25. 4	60.9	41.4	23. 2	43.4	20.7	300 ~ 999 人
72.5	17. 1	54. 1	22.0	18. 1	39. 4	14.6	100 ~ 299 人
66.3	8.4	43.0	5. 3	13. 1	27.0	12.6	30 ~ 99 人
70.5	9.4	32. 7	18.9	15.8	17. 9	7.4	C 鉱業,採石業,砂利採取業
67.8	12.2	46.8	24.0	14. 2	34.0	10.6	D 建
75.8	12.4	40.4	17.0	21. 3	24.8	10.8	E製造業
82.7	38. 2	62.6	85. 2	48. 2	41.6	20.5	1,000 人 以 上
77.0	26. 4	52.4	42.1	27. 2	31.4	10.7	100 ~ 999 人
82.5	36. 9	65.3	65. 7	40.7	39. 3	18.5	300 ~ 999 人
75. 2	23. 1	48.4	34. 9	23. 1	28.9	8.3	100 ~ 299 人
75. 1	5. 7	34. 5	4. 1	17.9	21.5	10.5	30 ~ 99 人
72.0	14. 4	40.6	12.5	14.0	28. 1	7.4	E1 消 費 関 連
75. 9	10.7	42.6	18.9	25. 2	25.0	10.1	E2 素 材 関 連
79. 1	12.5	37.9	19.0	23.8	21.7	14.4	E3 機 械 関 連
86. 1	19.8	58.0	25. 5	23.0	27.7	17.2	F 電気・ガス・熱供給・水道業
64. 9	20.0	54.0	20. 1	12.4	36.0	16. 2	G 情 報 通 信 業
67.0	9.9	27.7	8.9	11. 2	33. 2	12.9	H 運 輸 業 , 郵 便 業
66. 1	18.2	49. 1	16. 5	15. 2	27. 1	13. 1	I 卸 売 業 , 小 売 業
76. 7	24. 2	50.4	23. 9	20.5	31.7	13. 1	50~55 卸 売 業
57. 5	13. 5	48.0	10.5	11.0	23. 4	13. 2	56~61 小 売 業
77. 4	19. 1	53.6	35. 2	28. 7	28. 1	25.0	J 金 融 業 , 保 険 業
72.4	14. 1	41.9	19. 2	19.0	37. 1	15. 2	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
59.8	15. 1	60.6	29. 2	11. 9	29. 1	10.1	L 学術研究,専門・技術サービス業
54. 4	9.8	38.9	4. 7	15. 3	26. 2	9.2	M宿泊業,飲食サービス業
65.8	13. 5	36. 3	7. 1	14. 7	32. 1	7.0	N 生活関連サービス業,娯楽業
80.2	11.6	61.6	6. 7	11. 1	39. 2	21.4	O 教 育 , 学 習 支 援 業
68.2	6. 7	63.8	2.0	10.7	45.6	20.8	P 医 療 , 福 祉
98.4	3.6	54. 5	3.8	13. 9	13. 2	13.6	Q複合サービス事業
62.8	7.8	41.0	12.8	15.0	24. 5	15. 3	R サービス業(他に分類されないもの)

第37表 産業・企業規模、手当の種類別

			勤務	手当			
産業・企業規模	業績手当な ど(個人、 部門・グ ループ、会 社別)	役付手当など	特殊作業手 当など	特殊勤務手 当など	技能手当、 技術(資 格)手当な ど	精皆勤手 当、出勤手 当など	通勤手当な ど(1か月 分に換算)
T調 査 産 業 計	52. 2	41.6	14. 4	25. 0	18.8	9. 0	11. 7
1,000 人 以 上	50. 1	50.3	12.6	25. 4	17.8	6.4	13.3
100 ~ 999 人	50.8	38. 4	12.6	25. 7	17.4	7. 7	11.1
300 ~ 999 人	56. 5	38. 1	11.8	28. 5	15.6	7. 6	11.4
100 ~ 299 人	46.0	38.8	13. 3	22.6	18.9	7. 9	10.8
30 ~ 99 人	59.0	37. 1	19.6	22.0	21.8	11. 2	10.3
C 鉱業,採石業,砂利採取業	X	49.0	13. 9	9. 7	17.2	12.7	10.5
D 建 設 業	82.3	62. 9	21. 5	20.8	14.4	13. 4	15. 3
E製造業	30.8	32. 4	7. 3	24. 7	15. 3	8.0	10.5
1,000 人 以 上	22.3	33. 7	4. 9	29.0	13.4	3. 4	11.6
100 ~ 999 人	37.2	31. 2	7. 9	19. 4	13.5	6. 2	9.8
300 ~ 999 人	54. 5	31. 1	7.6	20.6	7.9	6.4	10.3
100 ~ 299 人	32.0	31. 3	8. 1	17. 5	17.4	6. 1	9.4
30 ~ 99 人	27.0	33. 2	11.8	22. 1	18.7	10.7	9.6
E1 消 費 関 連	36. 7	36. 5	9. 2	20.7	20.3	9.8	9.7
E2 素 材 関 連	19. 5	28. 3	8.3	22. 2	13. 2	7. 9	9.8
E3 機 械 関 連	47.7	32.8	5. 7	28.6	14.9	7. 0	11. 2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	128.0	31.8	7. 6	24. 8	11.7	10.0	14. 7
G 情 報 通 信 業	64. 4	49. 9	15. 9	24. 9	31.4	11. 5	15. 9
H 運 輸 業 , 郵 便 業	86. 2	43. 7	19. 6	20. 7	26.8	11.9	15.8
I 卸 売 業 , 小 売 業	43.8	41.0	14. 0	21. 5	18.4	8.3	11.9
50~55 卸 売 業	63. 5	42. 1	16. 4	28. 5	14. 2	9. 9	13. 2
56~61 小 売 業	39. 0	40. 2	10. 1	15.8	20.9	6.0	10.9
J 金 融 業 , 保 険 業	47.6	60. 2	12. 2	16. 2	23. 2	X	14.8
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	42.0	46. 7	15. 0	31. 1	18. 3	8. 4	11.8
L 学術研究, 専門・技術サービス業	76.8	64. 5	15. 6	14.8	20. 2	7. 1	13.6
M宿泊業,飲食サービス業	17.6	39. 4	8.6	23. 2	14. 5	5. 5	10.8
N 生活関連サービス業,娯楽業	42.7	35. 1	20.7	34. 2	23. 2	12. 1	10.8
O 教 育 , 学 習 支 援 業	57. 5	34. 3	23.8	26. 1	31. 2	8. 7	11.9
P 医 療 , 福 祉	46. 7	41.3	12. 9	29. 7	19.9	7.8	8. 7
Q複合サービス事業	19. 3	38. 6	10. 4	9.8	5. 7	6. 7	8.0
R サービス業(他に分類されないもの)	37.6	31.9	21.0	19.8	12.9	10.6	12.5

支給した労働者1人平均支給額(令和元年11月分)

(単位:千円)

		4.江.工.业			1	(単位:千F	り)					
家族手当、 扶養手当、 育児支援手 当など	地域手当、 勤務地手当 など	生活手当 住宅手当な ど	単身赴任手 当、別居手 当など	左記以外の 生活手当 (寒冷地手 当、食事手 当など)	調整手当など	左記のいず れにも該当 しないもの			産業・	企業	規模	
17. 6	22.8	17.8	47. 6	8. 7	26.0	32.0	Т	問	査	産	業	計
22. 2	23. 3	21. 3	47. 6	7. 6	24. 0	37. 3		1, 0	00	人	以	上
15. 7	22.0	16. 7	47. 2	9. 4	27. 9	27. 9		100	~	_	999	人
16.0	23.0	17.0	47.7	9.0	27. 5	26. 4			300	~	999	人
15. 3	20. 2	16. 4	46. 1	9.8	28. 2	30.6			100	~	299	人
12.8	22. 3	14. 2	49. 6	9. 3	24. 9	32. 4		30	\sim		99	人
18. 7	26.8	20.8	49. 5	6. 7	36.8	39. 7	C ŝ	広 業	,採 石	業,	砂利採	取 業
15. 2	30. 1	20.3	49. 2	14. 0	30.6	59. 6	D 🎘	ŧ		設		業
17. 6	18. 1	16.0	51. 3	6. 9	17. 1	34. 1	E \$	頁		造		業
22. 0	19. 1	20.9	49. 9	8.0	7. 2	35. 5		1, 0	00	人	以	上
15. 5	16. 7	14. 6	54.8	6. 4	21.8	28. 1		100	~	_	999	人
16. 2	16. 5	17. 9	55.8	5. 2	18.3	25. 4			300	~	999	人
14.8	16. 9	12.0	53. 1	7. 3	24. 7	38. 1			100	~	299	人
12.0	18.7	10.9	55. 1	6. 2	22.4	46. 2		30	\sim		99	人
16. 6	18. 9	17.8	47.8	6. 1	27.0	24. 7	E1	消	費	,	関	連
17. 3	14. 9	15.8	50. 4	6. 9	21. 1	27.0	E2	素	材	•	関	連
18.0	19. 7	15. 3	52. 7	7. 2	9. 3	38. 4	ЕЗ	機	械	÷.	関	連
37. 2	9. 4	13. 7	39.8	13.6	16. 7	17.0	F 1	直 気	・ガス・	熱	供給・水	道業
24.8	23. 7	30. 7	50. 1	12. 5	34. 6	32. 1	G f	青	報	通	信	業
19. 6	20.5	13. 2	43. 3	12. 1	25. 2	45.6	НΪ	E #	輸業	,	郵 便	業
16. 3	19.8	17.0	45. 5	10.5	29. 4	18.6	ΙÍ	10 5	売 業	,	小 売	業
17. 1	19. 7	18.3	46.8	12. 4	34.8	21. 2	50	~55 f	即		売	業
15. 6	20.0	15.0	43. 1	8.0	21.0	16. 4	56	~61 /	1/		売	業
20. 9	24. 4	23.6	46. 6	5. 7	26. 3	33. 3	J	È	触業	,	保 険	業
15. 5	27.0	22. 1	44. 3	6. 9	25. 9	62. 2	K 7	下 動	産 業	,物	7 品賃 🤈	業質
20. 1	23.8	20.3	52. 7	9. 7	29. 9	21. 1	L à	学術研	f究, 専門	月・技	支術サービ	ズ業
13. 2	18.7	15 . 2	41. 1	10. 5	34. 5	31. 2	Μί	音泊	業,飲	食	サービ	ス業
15. 2	13. 2	17. 7	42. 9	9.0	23. 1	31. 3	N É	と活!	関連サー	ービ	ス業,娯	楽業
19. 5	26.8	20.0	55. 1	12. 9	29.0	35. 7	O \$	数 育	下 , 学		望 支援	業
13.8	31. 9	14. 4	23. 7	9. 5	28.6	28. 2	Р	Ē	療	,	福	祉
14. 1	31.0	17. 2	41. 4	12.8	13. 5	9.6	Q Å	复合	` サ -	_ ·	ビス事	羊
16. 4	10.0	17. 5	50. 4	6. 2	21. 5	28. 9	R	ナービ	ス業(他	に分	類されない	もの)

IV 時系列表

[利用上の注意]

平成 21 年から平成 27 年までは、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づき表章し、平成 28 年からは、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。

時系列1表 産業・企業規模別、1企業平均1日の所定労働時間

年産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	56	27 ²⁾	88	58	30	31	夺和 2年
T調査産業計	7:42	7:43	7:43	7:44	7:44	7:43	7:45	7:45	7:45	7:46	7:46	7:47
1,000 人 以 上	7:46	7:46	7:48	7:47	7:47	7:47	7:46	7:45	7:44	7:46	7:46	7:46
λ 999 \sim 100	7:44	7:44	7:45	7:46	7:46	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:46	7:47
γ 666 \sim 008	7:44	7:45	7:45	7:46	7:45	7:45	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:46
$100 \sim 299 \lambda$	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:47	7:45	7:44	7:45	7:46	7:47
λ \sim 99 λ	7:41	7:42	7:43	7:44	7:43	7:42	7:44	7:45	7:45	7:46	7:47	7:47
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	7:41	7:41	7:39	7:45	7:43	7:39	7:39	7:39	7:40	7:40	7:42	7:43
D 融 融 業	7:44	7:41	7:43	7:44	7:44	7:41	7:41	7:39	7:40	7:43	7:43	7:44
五製 造業	7:48	7:50	7:50	7:48	7:48	7:47	7:48	7:48	7:47	7:50	7:50	7:51
F電気・ガス・熱供給・水道業	7:41	7:38	7:38	7:40	7:40	7:39	7:41	7:39	7:38	7:42	7:42	7:42
G情報通信業	7:41	7:41	7:43	7:44	7:42	7:42	7:46	7:47	7:45	7:44	7:44	7:42
H運輸業,郵便業	7:37	7:39	7:36	7:43	7:43	7:37	7:40	7:39	7:41	7:43	7:45	7:44
I的壳类,小壳类	7:38	7:40	7:42	7:42	7:42	7:41	7:42	7:44	7:44	7:46	7:47	7:47
]金融業、保険業	7:34	7:34	7:36	7:37	7:35	7:34	7:34	7:35	7:35	7:38	7:38	7:39
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	7:43	7:42	7:42	7:40	7:41	7:42	7:42	7:40	7:38	7:46	7:48	7:48
L 学術研究, 専門・技術サービス業	7:39	7:45	7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:47	7:46	7:42	7:44	7:44
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	7:40	7:39	7:40	7:48	7:43	7:40	7:46	7:43	7:46	7:45	7:45	7:48
N生活関連サービス業,娯楽業	7:33	7:31	7:28	7:36	7:37	7:40	7:36	7:39	7:36	7:41	7:37	7:42
〇教育、学習文接業	7:36	7:37	7:38	7:43	7:39	7:41	7:41	7:43	7:40	7:46	7:47	7:46
P 医療, 福祉	7:51	7:51	7:52	7:54	7:55	7:54	7:52	7:51	7:48	7:48	7:49	7:48
0、複合サービス事業	:	:	÷	÷	:	:	7:36	7:35	7:33	7:35	7:36	7:36
Rサ 「	7:44	7:42	7:44	7:45	7:42	7:44	7:45	7:45	7:46	7:46	7:43	7:45
(他に分類されないもの)												

企業において最も多くの労働者が適用される1日の所定労働時間を平均したものである。 注:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。 2

産業・企業規模別、労働者1人平均1日の所定労働時間 時系列2表

	-	-	-	-	_	-		ŀ	=	_	(単位:時間、	間、分)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	59	30	31	令和 2年
工調査廃業	計 7:44	7:44	7:44	7:45	7:45	7:44	7:45	7:45	7:43	7:45	7:45	7:46
1,000 人 以 」	E 7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	7:44	7:44	7:43	7:44	7:45	7:45
\sim 001	7:44	7:44	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:44	7:43	7:45	7:46	7:47
~ 300	7:44	7:45	7:45	7:45	7:44	7:44	7:44	7:44	7:43	7:45	7:45	7:46
$100 \sim 299$	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:46	7:45	7:43	7:44	7:46	7:47
\sim 30 \sim 96	7:42	7:43	7:43	7:45	7:43	7:43	7:45	7:46	7:46	7:47	7:46	7:47
C鉱業,探石業,砂利採取業	7:35	7:36	7:34	7:39	7:36	7:32	7:34	7:33	7:35	7:34	7:37	7:39
D建 散 業	業 7:47	7:45	7:48	7:47	7:47	7:46	7:45	7:44	7:44	7:46	7:47	7:47
D製	業 7:50	7:49	7:49	7:49	7:49	7:48	7:49	7:49	7:47	7:49	7:49	7:50
F電気・ガス・熱供給・水道業	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:41	7:40	7:40	7:40	7:41	7:39
G情報通信	7:38	7:40	7:39	7:41	7:40	7:41	7:41	7:41	7:40	7:40	7:40	7:38
H運輸業,郵便業	※ 7:40	7:40	7:40	7:44	7:43	7:40	7:42	7:41	7:42	7:45	7:47	7:46
I 卸 壳 業 , 小 売 業	7:41	7:42	7:43	7:44	7:44	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:45	7:46
]金融業、保険業	7:24	7:26	7:25	7:28	7:31	7:27	7:27	7:28	7:31	7:32	7:32	7:32
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	7:40	7:40	7:41	7:39	7:40	7:41	7:41	7:39	7:37	7:46	7:45	7:45
L 学術研究,専門・技術サービス業	7:39	7:40	7:41	7:42	7:42	7:41	7:43	7:44	7:44	7:41	7:41	7:42
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	7:45	7:45	7:45	7:47	7:44	7:43	7:49	7:47	7:46	7:48	7:50	7:51
N生活関連サービス業,娯楽業	7:33	7:36	7:34	7:39	7:37	7:39	7:37	7:38	7:37	7:39	7:42	7:43
〇教育,学習支援	7:36	7:34	7:35	7:44	7:42	7:39	7:36	7:37	7:36	7:38	7:42	7:39
P医療,福和	社 7:50	7:49	7:51	7:54	2:22	7:53	7:47	7:47	7:44	7:44	7:45	7:45
の複合サービス事業	**	:	÷	÷	:	:	7:34	7:47	7:46	7:48	7:36	7:48
Rサ 「 ド メ ***	業 7:46	7:46	7:46	7:49	7:45	7:48	7:47	7:47	7:44	7:46	7:46	7:47
(他に分類されないもの)												

企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間を企業の労働者数(所定労働時間の定めのないものは除く。)により加重平均した 注:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。 5

時系列3表 産業・企業規模別、1企業平均週所定労働時間

											(単位:時間、	引、分)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	56	30	31	令和 2年
T調査産業計	39:20	39:22	39:23	39:22	39:25	39:29	39:56	39:56	39:25	39:31	39:26	39:24
1,000 人以上	38:53	38:55	38:58	39:03	39:04	39:02	38:58	38:58	38:26	38:58	39:00	39:00
人 699 ~ 100	39:10	39:08	39:07	39:10	39:16	39:18	39:16	39:15	39:10	39:14	39:15	39:12
→ 300 ~ 300	39:03	38:58	38:58	39:04	39:06	39:07	39:02	39:04	39:03	39:08	39:07	39:09
100 ~ 299 人	39:12	39:11	39:10	39:12	39:19	39:21	39:20	39:18	39:12	39:16	39:17	39:12
Y 66 ~ 08 Y	39:24	39:27	39:30	39:27	39:29	39:34	39:30	39:32	39:32	39:39	39:32	39:30
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	39:11	39:09	39:14	39:34	39:14	39:30	39:07	39:02	39:11	39:23	39:31	30:68
D建 設 業	39:37	39:32	39:32	39:33	39:40	39:32	39:35	39:32	39:34	39:47	39:52	39:45
D數	39:20	39:23	39:26	39:22	39:20	39:19	39:16	39:19	39:17	39:56	39:26	39:25
F電気・ガス・熱供給・水道業	38:47	38:28	38:27	38:30	38:36	38:31	38:39	38:38	38:39	38:41	38:38	38:37
G情報通信業	38:29	38:33	38:41	38:47	38:40	38:39	38:53	38:28	38:53	38:50	38:43	38:34
H運 輸 業 , 郵 便 業	39:39	39:27	39:33	39:32	39:38	39:35	39:32	39:39	39:44	39:50	39:26	39:46
I 卸 克 業 , 小 売 業	39:13	39:21	39:20	39:18	39:22	39:30	39:33	39:33	39:32	39:44	39:34	39:31
]金融業,保險業	37:55	37:59	38:03	38:08	37:57	37:57	38:00	38:02	38:01	38:21	38:18	38:17
K不動産業,物品賃貸業	38:59	39:10	39:00	39:03	39:09	30:68	39:12	39:08	39:02	38:59	39:22	39:09
L 学術研究,専門・技術サービス業	38:41	39:00	38:57	39:06	30:62	39:02	38:45	39:02	39:04	38:40	38:51	38:46
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	39:50	39:46	39:48	39:48	39:53	40:09	40:17	40:06	40:11	39:28	39:57	39:51
N生活関連サービス業,娯楽業	39:20	39:21	39:20	39:14	39:41	40:00	39:26	39:28	39:14	39:48	39:02	39:21
〇教育、学習支援業	39:17	39:09	39:16	39:19	39:02	39:14	39:11	39:19	39:12	39:22	39:25	39:24
P医療, 福祉	39:34	39:31	39:42	39:37	39:39	39:40	39:32	39:32	39:22	39:21	39:20	39:19
Q複合サービス事業	:	÷	÷	÷	÷	÷	38:38	38:33	38:30	38:46	38:42	38:42
Rサ 「	39:29	39:29	39:29	39:29	39:23	39:32	39:18	39:17	39:21	39:35	39:04	39:11
(他に分類されないもの)												

企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を平均したものである。 注:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。 2

時系列4表 産業・企業規模別、労働者1人平均週所定労働時間

	-	•	=	•	F	-	=	=	F	-	(単位:時間、分)	貳、分)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	$27^{2)}$	28	56	30	31	今和 2年
T 調 査 産 業 計	39:00	39:01	39:01	39:03	39:03	39:02	39:03	39:04	39:01	39:02	39:03	39:03
1,000 人以上	38:37	38:42	38:40	38:47	38:46	38:46	38:41	38:44	38:44	38:41	38:44	38:46
$100 \sim 999 $	39:02	39:00	38:28	39:03	39:02	39:06	39:07	30:68	39:00	39:03	39:06	39:02
$\lambda \sim 300 \sim 999 \lambda$	39:03	38:22	38:53	38:58	38:26	38:58	38:56	38:58	38:54	39:01	38:59	39:04
$100 \sim 299 \lambda$	39:07	39:02	39:03	39:08	39:13	39:13	39:17	39:13	39:02	30:68	39:12	30:68
$30 \sim 99 \wedge$	39:23	39:24	39:29	39:22	39:22	39:29	39:26	39:29	39:30	39:32	39:26	39:56
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	38:47	38:44	38:44	39:01	38:35	38:38	38:28	38:18	38:31	38:30	38:54	38:34
D建 設 業	39:22	39:18	39:20	39:23	39:27	39:56	39:23	39:21	39:21	39:33	39:33	39:27
万數	39:07	39:08	39:06	39:11	30:68	39:07	39:03	39:07	39:03	39:07	39:07	39:10
F電気・ガス・熱供給・水道業	38:26	38:22	38:21	38:22	38:25	38:05	38:27	38:25	38:28	38:24	38:23	38:16
G情報通信業	38:18	38:24	38:18	38:30	38:25	38:28	38:26	38:28	38:24	38:24	38:21	38:12
H運輸業,郵便業	39:21	39:13	39:13	39:11	39:14	39:21	39:17	39:16	39:16	39:17	39:26	39:14
I 卸 壳 業 , 小 壳 業	38:26	38:59	39:02	39:00	39:04	39:09	39:10	39:07	39:04	39:08	38:59	39:04
]金融業,保險業	37:07	37:16	37:09	37:22	37:33	37:17	37:17	37:25	37:37	37:22	37:40	37:43
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	38:53	38:53	38:52	38:51	38:48	38:50	38:55	38:44	38:41	38:55	38:58	38:22
L 学術研究, 専門・技術サービス業	38:28	38:30	38:32	38:43	38:36	38:30	38:36	38:42	38:46	38:30	38:29	38:32
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	39:36	39:37	39:50	39:40	39:31	39:48	39:56	39:42	39:49	39:40	39:43	39:47
N生活関連サービス業, 娯楽業	39:15	39:12	39:27	39:14	39:34	39:46	39:31	39:22	39:07	39:22	39:22	39:34
〇教育,学習支援業	38:54	38:45	38:46	39:08	38:26	39:03	38:57	38:55	38:51	38:58	39:06	38:58
P医療, 福祉	39:33	39:12	39:32	39:37	39:39	39:38	39:19	39:19	39:11	39:00	39:06	39:03
Q複合サービス事業	÷	:	:	÷	÷	÷	38:16	39:08	39:02	39:15	38:23	39:11
Rサ 「	39:23	39:13	39:13	39:26	39:11	39:32	39:12	39:13	39:02	39:20	39:07	39:16
(他に分類されないもの)												

企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の労働者数(所定労働時間の定めのないものは除く。)により加重平均した ものである。 注:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。 5

産業・企業規模別、何らかの週休2日制採用企業割合 時系列5表

											(単位	単位:%)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	59	30	31	今和 2年
T 調 査 産 業 計	85.7	87.0	85. 5	88. 7	85.3	84.3	85.2	88.6	87.2	84.1	82.1	82.5
1,000 人 以 上	91.3	91.2	83.8		90.2	91.6	86.9	89.6	87.0	86.8	86. 1	88.4
$\lambda \sim 999 \sim 100$	88.8	89.5	89.2	89. 7	89.3	87.4	85.2	88.2	87.6	85.9	9.98	84.7
→ 300 ~ 306	89.3	90.9	83.8	90.2	88.4	87.7	86.5	89.7	89. 7	88.6	87.2	86.6
$100 \sim 299 \lambda$	88. 6	89. 1	89.0	89.5	89.6	87.3	84.8	87.8	86.9	85.0	86.3	84.1
30 ~ 99 人	84.4	86.0	84.0	88.3	83.8	83.0	85.1	88.7	87.1	83.3	80.1	81.4
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	91.6	89.2	89.3	100.0	96.7	87.3	90.0	95.7	90.3	89.1	87.7	90.3
D 融 設 業	89.0	89.5	89.3	91.0	89.2	87.7	84.5	83. 7	89.2	82.8	82. 1	82.3
五數 造 灤	86.6	89.9	87.8	86.9	85.4	86.5	84.3	90.6	90.4	86.1	84.4	86.0
F電気・ガス・熱供給・水道業	93.9	97.3	90.5	92.2	89.9	87.0	85.4	90.7	89.6	91.3	94.9	88.6
G情報通信業	96.8	98.9	96. 4	96.8	8.96	97.1	93.3	95.4	94.5	97.5	92.5	7.96
H運輸業,郵便業	73.8	74.3	72.0	83.9	78.8	76.9	81.6	83.0	78.1	74.2	73.5	74.7
I的克業,小克業	82.8	90.2	88.0	88.4	83. 7	82.3	80.8	88.7	88.8	88. 2	82.1	80.3
]金融業,保險業	97.2	98.8	8.66	99. 5	97. 1	95.3	95.9	97.6	98.7	96.5	95.0	7.96
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	94.1	91.3	94.4	90.7	88.9	90.0	85.3	86.9	90.3	87.7	90.0	94.5
L 学術研究,専門・技術サービス業	94.9	92.6	91.6	99.3	97.8	94.2	90.8	95.5	93.4	94.6	95.4	92.6
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	78.7	77.3	79.8	91.5	79.3	68.1	79.6	85.0	75.1	75.6	70.5	72. 4
N生活関連サービス業,娯楽業	80.9	75.3	74.2	81.6	84.3	88.3	77.8	86.2	83.1	79. 1	79.2	79.4
〇教育、学習支援業	87.4	83.6	85.0	94.0	83.6	81.6	85.0	92.3	86.5	85.1	82. 1	83.5
P医療, 福祉	94.6	93.6	84.6	93.0	88.7	93.8	92.7	86.7	86. 1	80.7	83.6	81.4
Q複合サービス事業	÷	:	÷	÷	:	÷	91.1	93.2	93.0	88.8	90.6	89.5
Rサ 「 ビ ス	86.7	82.0	81.6	90.1	87.0	85.6	89.6	92.4	90.4	84.5	76.8	81.8
(他に分類されないもの)												

労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。 注:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列6表 産業・企業規模別、完全週休2日制採用企業割合

											(東)	(単位:%)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	56	30	31	令和 2年
工調査産業計	39. 1	37.7	42.8	44.5	46.0	46.9	50.7	49.0	46.9	46.7	44.3	44.9
1,000 人 以 上	9 .89	68.3	63.3	60.9	69.5	72.5	69.3	69. 1	66.0	64.8	63.6	65.8
$100 \sim 999 \lambda$	46.3	46.9	49.2	46.7	56.0	54.4	55.4	52.1	50.4	53.1	52.3	51.8
$\lambda \sim 300 \sim 999 \lambda$	54.6	54.7	55.8	54.1	62.0	62.0	59.5	0.09	58.9	26.7	56.3	55.2
$100 \sim 299 \lambda$	43.8	44.6	47.3	44.4	54.2	52.0	54.1	49.6	47.7	52.0	51.0	50.7
$30 \sim 99 \wedge$	35.6	33.5	39.9	43.2	41.7	43.5	48.3	47.2	44.9	43.4	40.3	41.4
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	21.8	18.1	29.1	23.6	36.8	33. 1	22.6	32.4	24.7	20.7	26.5	27.1
D建	28. 1	25.3	32. 1	34.6	39.6	40.3	40.0	27.4	33.1	32.5	27.0	30.4
D數	41.0	36.7	42.4	34.1	44.5	44.8	47.6	49.3	44.9	44.8	42.7	44.2
F電気・ガス・熱供給・水道業	61.9	65.4	55. 1	62.1	62.7	62.3	65.8	9.99	8.09	69.1	70.1	64.5
G情報通信業	84.2	87.8	79.5	86.1	87.8	89.2	87.5	86.5	85.3	84.0	84.1	91.4
H運輸業,郵便業	20.9	20.1	25.2	34.5	25.6	32.1	29.6	25. 1	28.0	29.0	22. 1	23.9
1 卸 壳 業 , 小 売 業	36.7	36.3	46.2	46.1	45.3	44.9	46.5	42.4	42.9	46.4	42.2	40.4
]金融業、保険業	91.6	94.2	83.6	91.9	93.9	89.4	91.2	90.7	95.9	90.8	88.9	92.8
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	48.9	53.5	52.9	53.2	9.99	58.8	46.1	44.8	54.7	56.8	58.6	29. 2
L 学術研究,専門・技術サービス業	62.5	63.0	59.7	72.8	79.3	73.3	77.3	76.1	71.8	76.6	78.3	82.3
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	23.8	25.3	34.0	45.5	36.5	31.9	31.7	34.0	25.0	27.6	22.5	23. 1
N生活関連サービス業,娯楽業	30.9	29.4	30.3	39.1	38.2	36.8	39.5	40.3	40.2	42.4	34.4	37.7
〇教育、学習支援業	34.4	40.3	42.0	39.9	40.5	48.2	53.4	54.1	51.7	51.0	49.5	46.4
P 医療, 福祉	57.8	57.1	0.09	64.7	64.7	71.8	67.9	61.7	58. 1	48.1	53.0	53.9
Q複合サービス事業	:	÷	÷	÷	÷	:	57.7	56.3	53.6	53.2	54.8	57.2
Rサ 「 ビ ス	45.9	44.5	45.1	54.6	51.5	57.8	58.2	60.3	57.0	61.1	52. 1	49.4
(他に分類されないもの)												

労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。 注:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、何らかの週休2日制適用労働者割合 時系列7表

)東)	(単位:%)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	59	30	31	今和 2年
工調査産業計	87.9	90.2	88. 1	89.8	88.4	88.3	85.2	88.2	87.5	86.5	85.3	85.9
1,000 人 以 上	89.5	91.6	89.3	90.5	89.5	91. 1	85.4	87.4	86.9	87.9	86.7	89.0
λ 0999 λ	89.0	90.7	89.5	89. 7	89.5	88. 4	85.4	88.8	88.0	86.3	86.3	84.9
λ \sim 300 \sim 999 λ	90. 1	92.2	89.7	89.9	88.9	88.5	86.3	90.6	89.7	87.2	86. 7	85.6
$100 \sim 299 \lambda$	88. 1	89.3	89.4	89.5	90.0	88. 4	84.5	87.2	86.5	85.5	85.9	84.3
λ \sim 99 λ	83. 7	87.7	84.5	89. 1	85.4	84.6	84.5	88.3	87.5	84.7	81.5	82.4
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	89. 7	94.9	92.0	99. 4	94.9	93. 2	90.6	96. 1	92. 1	93.8	92.3	93.3
D建	91.2	93.0	92.5	93.2	92.6	92. 1	89.5	89. 9	92. 1	8.06	90.9	90.3
正數 造業	88.8	91.5	90. 1	88.7	88.3	88.0	85.0	88.8	90.2	90.6	87.1	89.0
F電気・ガス・熱供給・水道業	97.3	98.1	8.96	97.3	94.0	96. 7	86.6	88. 1	94.5	96.4	96.0	96.5
G情報通信業	98.4	98.9	97.3	96.7	98.9	96. 1	94.4	8.96	97.2	97.3	96. 1	96.2
H運輸業,郵便業	72.2	77.3	72.9	83.8	81.1	85.4	75.4	72.7	73.3	66. 7	71.2	71.9
I 笛 克 業 , 小 売 業	88.3	92.5	89.6	88.4	86.5	85.7	80.5	87.9	86.4	84.9	86.7	84.2
]金融業,保險業	99. 7	93.6	98.5	99.7	98. 4	97.1	98.9	98. 2	98.8	98. 6	96.6	97.9
K不動 産業,物品賃貸業	92.8	91.8	91.3	92.9	90.4	93.5	89. 4	93.0	90.4	92.8	94.3	93. 1
L 学術研究,専門・技術サービス業	92.6	97.2	91.8	96.5	97. 1	92.4	86.4	90.9	92.9	95.4	91.8	96.3
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	83.4	82.0	81.2	91.1	81.5	73.1	78.4	86.2	78.9	85.8	75.9	78.0
N生活関連サービス業,娯楽業	79.0	79.0	78.8	85.5	82.8	82.4	79.7	81.9	81.4	81.6	82.0	78.9
〇教育、学習支援業	87.5	87.3	81.8	91.5	87.4	81.8	82. 1	88.7	87.9	84.4	81.9	81.3
P医療, 福祉	90.3	92.7	78.9	92.3	82.8	92.0	88.9	87.2	92.8	80.8	82. 1	82.3
Q複合サービス事業	:	÷	:	÷	÷	:	93.3	97.4	6.96	97.9	6.96	96.3
Rサ 「 ビ ス	85.9	85.9	83.3	86.8	88.6	90.6	86.6	93.5	86.8	85.8	81.3	82.7
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列8表 産業・企業規模別、完全週休2日制適用労働者割合

											(東)	単位:%)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	271)	28	59	30	31	45 2年
工調査産業計	55.6	54.9	54.5	54.6	61.0	61.5	61.1	59.8	58.4	59.4	57.0	58.0
1,000 人 以 上	75.3	75.6	67.3	69. 1	75.5	77.7	73.4	72.1	71.5	72.6	71.2	73.0
$\lambda \sim 999 \sim 100$	50.3	51.9	53.6	49.2	59.9	58.9	58.6	56.1	54.3	55.3		53.8
300 ~ 999 人	56.4	58.4	59.5	54.4	64.7	63.5	63.7	62.6	0.09	58.2	29. 2	57.2
$100 \sim 299 \lambda$	45.1	46.2	48.7	44.4	55.5	54.5	54.1	50.3	49.1	52.5	50.2	50.6
$30 \sim 99 $	36.6	34.0	40.3	42.0	43.7	44.8	47.4	47.6	46.0	45.6	41.7	41.4
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	35.4	30.2	40.7	38.5	46.8	49.7	37.6	50.9	43.1	47.8	43.8	51.8
D建	50.4	50.4	54.9	52.3	59.8	60.7	59.1	50.7	55.2	56.4	53.2	55.7
五數 造 業	59.9	57.8	57.3	51.1	65.0	64.1	64.0	65.0	63.5	64.9	60.9	63.6
F電気・ガス・熱供給・水道業	88.0	79.1	74.7	78.9	83.6	89.5	80.2	79.2	81.4	82.8	82.9	83.2
G情報通信業	90.7	8.06	74.9	84.6	93.5	87.9	91.3	90. 1	92.5	88.3	86.8	92.2
H運 輪 業 , 郵 便 業	24.0	28.7	31.6	38.1	35.0	38.4	36.1	30.3	30.8	29.7	29.4	28.1
I 卸 壳 業 , 小 売 業	20.0	51.1	53.4	52.3	54.7	55.2	54.4	51.6	49.0	47.4	50.3	46.3
]金融業,保險業	99. 2	99.0	89.3	97.3	98. 1	96.7	98.3	95.9	98. 1	97.8	96.0	97.6
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	52.8	50.5	51.1	54.3	56.8	64.1	58.9	6.09	61.3	73.3	70.9	68.5
L 学術研究,専門・技術サービス業	78.4	79.0	68.4	74.5	85.6	79.9	78.0	81.5	79.5	87.7	79.0	89. 4
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	26.7	28.7	38.0	43.4	40.8	35.4	36.4	40.9	33.2	41.8	45.2	34.2
N生活関連サービス業, 娯楽業	31.4	30.0	35.0	41.1	43.6	37.1	37.6	41.3	40.0	44.3	37.1	39.0
〇教育、学習支援業	43.8	47.1	48.4	41.4	44.0	45.2	51.4	56.2	56.1	53.3	53.6	52.3
P 医療, 福祉	46.4	52.9	52.6	58.9	56.2	61.4	61.7	54.5	54.8	52.8	51.1	52.8
0 複合サービス事業	÷	:	÷	÷	:	÷	65.2	82.4	81.0	86.1	67.2	85.2
Rサ 「 ビ ス	58.6	54.8	49.2	54.7	58.8	68. 1	65.8	2.99	63.9	63.5	59.2	60.0
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列 9 表 産業・企業規模別、1 企業平均年間休日総数

						,					(東)	(単位:日)
産業・企業規模	平及21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和 2年
T調査産業計	105.6	106.4	106.1	106.9	105.4	105.8	107.5	108.0	108.3	107.9	108.9	109.9
1,000 人 以 上	116.1	116.4	115.8	114.3	114.4	114.7	114.4	115.3	115.1	114.9	115.5	116.6
$100 \sim 999 \lambda$	110.4	110.7	110.1	110.6	109.2	109.1	110.5	110.6	110.6	110.8	1111.7	113.4
$\lambda \sim 300 \sim 999 \lambda$	112.4	113.4	112.5	113.1	111.8	112.5	112.0	113.4	113.3	112.5	113.7	114.9
$100 \sim 299 \lambda$	109.8	109.9	109.3	109.8	108.4	108.0	110.0	109.7	109.7	110.3	1111.1	113.0
$30 \sim 99 \lambda$	103.5	104.5	104.4	105.4	103.8	104.4	106.2	106.8	107.2	106.4	107.5	108.3
C鉱業, 採石業, 砂利採取業	103.0	103.7	102.6	104.2	105.0	102.5	103.1	104.9	105.8	103.8	103.5	106.7
D建 散 業	104.2	106.3	104.8	105.7	105.0	105.2	104.3	103.3	104.7	104.0	104.7	107.6
五製 造 業	109.9	110.3	110.3	110.4	110.0	110.6	111.6	111.6	1111.7	111.4	112.1	113.3
F電気・ガス・熱供給・水道業	118.0	118.5	118.2	117.4	115.6	115.7	118.0	118.1	117.0	116.8	118.6	120.1
G情報通信業	121.2	123.5	120.5	119.6	118.1	120.3	120.5	121.9	121.1	118.8	120.6	123. 2
H運輸業,郵便業	100.4	98.9	6.96	101.8	98. 5	98.9	98. 5	98.0	99.3	100.3	100.8	100.4
I卸壳業,小壳業	103.3	104.8	105.3	105.2	103.5	103.8	104.9	105.1	106.3	105.7	107.0	107.0
]金融業、保險業	121.1	121.9	119.7	119.6	118.0	120.9	120.1	120.6	121.2	118.4	120.4	123.3
K不動 産業,物品賃貸業	111.0	109.7	109.6	108.2	107.8	110.1	108.3	108.5	110.8	109.6	1111.7	114.2
L 学術研究,専門・技術サービス業	116.4	116.1	115.4	116.8	116.3	117.2	118.0	118.3	118.8	118.8	119.9	121.8
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	91.9	91.0	94.3	98. 1	92.6	93.5	95.3	95.7	97.7	97.1	98.0	98.0
N生活関連サービス業,娯楽業	94.3	95.2	0.96	98.8	96.4	95.8	99.9	101.6	101.7	104.6	102.3	105.6
〇教育,学習支援業	101.9	105.1	103.5	105.4	102.8	105.6	110.8	112.8	113.8	112.7	113.1	115.2
P医療,福祉	108.9	110.3	110.3	108.8	108.6	109.2	110.8	111.6	110.8	109.4	1111.6	112.4
Q 複合サービス事業	÷	÷	÷	:	÷	÷	112.5	112.9	113.0	110.4	112.1	115.2
Rサ 「 ビ ス 業	107.1	108.9	108.0	109.0	106.3	107.3	108.6	109.4	110.3	109.0	109.4	110.4
(他に分類されないもの)												

企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。 **洪**:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列10表 産業・企業規模別、労働者1人平均年間休日総数

											(東)	(単位:日)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	$27^{2)}$	28	59	30	31	令和 2年
T調査産業計	112.6	113.4	113.0	113.5	112.6	112.9	113.2	113.8	113.7	113.7	114.7	116.0
1,000 人 以 上	117.7	119.6	119.3	118.5	118.2	118.5	117.7	118.3	118.1	118.0	119.1	120.1
$100 \sim 999 \lambda$	112.6	113.2	112.6	113.1	111.9	112.3	112.8	113.1	112.9	113.1	114.1	115.8
$\lambda \sim 300 \sim 999 \lambda$	113.9	115.1	114.5	115.0	113.8	114.6	114.1	115.1	115.2	114.4	115.7	117.2
$100 \sim 299 \lambda$	111.4	111.4	111.1	111.4	110.1	110.2	111.6	111.2	110.9	111.9	112.5	114.4
$30 \sim 99 \lambda$	105.3	106.3	105.7	106.8	105.9	106.4	107.2	108.0	108.3	107.9	109.0	109.6
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	104.8	105.5	105.8	108.5	109.3	107.4	107.6	110.4	110.2	109.9	109.1	112.9
D 融 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	112.6	113.8	113.3	113.7	111.9	112.3	111.5	111.9	113.1	112.2	113.1	115.6
五數 造 業	117.0	116.6	116.6	116.6	116.5	116.8	117.1	117.7	117.8	117.6	118.7	119.5
F電気・ガス・熱供給・水道業	122.7	123.5	122.1	121.9	120.4	121.7	121.8	122.0	120.8	120.9	120.4	123.8
G情報通信業	122.0	123.8	121.3	121.2	120.0	121.2	121.5	122.2	121.7	119.8	121.3	123.9
H運輸業,郵便業	104.4	103.8	103.4	107.4	103.7	103.3	102.9	103.2	104.3	106.6	106.7	107.4
I卸 壳 業 , 小 売 業	110.7	110.9	110.7	111.2	110.1	110.6	111.2	1111.1	111.5	111.0	112.1	113.3
]金融業、保険業	108.6	122.2	120.6	120.7	119.3	119.8	119.3	120.2	121.0	119.1	121.4	123.4
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	113.0	113.0	113.1	110.9	112.1	114.3	112.7	114.1	114.3	115.9	116.7	118.1
L 学術研究,専門・技術サービス業	120.2	120.3	120.2	120.1	118.4	119.4	119.9	120.1	120.8	119.6	121. 1	123.0
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	99. 2	99. 7	98.2	100.4	100.8	98.3	100.4	101.9	102.0	102.9	105.6	103.9
N生活関連サービス業,娯楽業	97.5	98.4	98.3	101.3	97.7	97.6	99.5	103.1	103.0	105.6	103.4	105.1
〇教育、学習支援業	106.7	108.2	106.6	109.1	105.5	107.3	114.2	114.6	116.1	113.3	114.2	116.3
P医療,福祉	109.0	110.8	110.6	108.5	108.2	110.3	111.9	112.6	111.2	111.5	112.9	114.4
Q複合サービス事業	:	:	÷	:	:	:	115.0	116.9	122.6	119.7	116.1	121.7
Rサ 「 ビ ス 業	109.9	112.7	110.8	112.2	111.9	111.5	111.8	111.2	112.3	112.5	113.2	114.1
(他に分類されないもの)												

企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。 注:1)

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の付与日数 時系列11表

		-		-	-	ŀ	-	-	-	-)	単位:目)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	56	30	31	令和 2年
T調査産業計	18.0	17.9	17.9	18.3	18.3	18.5	18.4	18.1	18.2	18.2	18.0	18.0
1,000 人 以 上	19.8	19.0	18.9	19.3	19.5	19. 4	19.3	19.1	19.2	19.1	18.6	18.9
$100 \sim 999 \lambda$	17.5	17.7	17.8	18.0	18.1	18.3	18.1	17.8	17.9	17.8	17.8	17.7
300 ~ 889 人	17.8	18.1	18.3	18.3	18.5	18.5	18.4	18.0	18.2	18.0	18.0	17.9
$100 \sim 299 \lambda$	17.1	17.3	17.3	17.6	17.8	18.1	17.8	17.7	17.6	17.7	17.7	17.6
30 ~ 99 人	16.3	16.9	16.8	17.1	16.9	17.4	17.6	17.0	17.3	17.5	17.3	17.0
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	18.5	18.5	18.6	18.4	18.2	18.6	18.0	18.0	18.3	18.4	18.0	17.7
D建 散 業	18.0	18.6	18.1	18.3	18.2	18.3	18.6	17.8	18.1	18.2	17.8	17.9
五製 造 業	18.4	18.6	18.5	19.0	18.9	19.1	19.1	18.8	19.0	18.8	18.7	18.6
F電気・ガス・熱供給・水道業	19.6	19.6	19.7	19.6	20.1	19.8	19.5	19.4	19.5	19.5	19.5	19.5
G情報通信業	18.5	18.8	18.6	18.8	19.6	19.0	18.7	19.3	18.9	19.2	19.3	19.3
H運輸業,郵便業	19.3	17.2	17.5	18.1	17.5	18.1	18.2	17.7	17.7	18.1	17.7	17.7
I 卸 壳 業 , 小 壳 業	17.7	17.5	17.5	17.9	17.8	18.0	18.4	18.0	18.3	18.2	17.8	18.0
]金融業,保險業	19.8	19.6	19.2	19.8	19.4	19.9	19.5	19.4	20.3	19.3	19.1	18.9
K不動産業,物品賃貸業	17.0	17.0	17.1	17.6	17.9	18.2	17.2	17.4	17.8	17.2	17.4	17.6
L 学術研究, 専門・技術サービス業	17.6	18.2	18.1	18.6	18.4	18.5	18.8	18.6	18.1	18.4	18.5	18.6
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	15.3	15.8	15.9	16.3	16.3	16.7	16.8	16.0	16.5	16.1	15.2	16.2
N生活関連サービス業,娯楽業	15.7	15.4	16.0	16.4	16.5	16.9	16.9	15.7	16.9	18.3	17.2	16.8
〇載育,学習支援業	16.4	16.7	16.6	16.9	17.1	18.0	18.7	18.5	18.8	18.6	18.3	18.4
P医療, 福祉	14.4	14.5	14.4	15.0	14.9	14.5	16.9	16.7	16.8	17.0	17.0	16.7
Q複合サービス事業	÷	÷	:	÷	÷	÷	19.3	19.5	19.4	20.1	18.9	19.5
Rサ ー ビ ス 業	16.0	16.5	16.4	16.9	17.4	17.8	17.5	16.8	17.0	17.3	17.3	17.2
(他に分類されないもの)												

注:1)

[「]付与日数」には、繰越日数を含まない。 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。 5

産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得日数 時系列12表

)東)	(単位:日)
産業・企業規模	平 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	今和 2年
T調査産業計	8.5	8.5	8.6	9.0	8.6	9.0	8.8			9.3	9.4	10.1
1,000 人 以 上	10.6	10.2	10.5	10.9	10.6	10.8	10.1	10.4	10.6	11.2	10.9	11.9
$100 \sim 999 \lambda$	7.9	7.9	8.1	8.2	7.8	8.4	8.3	8.2	8.4	8.5	8.8	9.3
→ 300 ~ 308	7.9	8.1	8.4	8.6	8.2	8.7	8.7	8.5	8.8	8.6	9.0	9.5
$100 \sim 299 \lambda$	7.9	7.8	7.7	7.7	7.5	8.1	8.0	7.9	8.2	8.4	8.7	9.2
30 ~ 99 人	6.5	6.9	7.0		6.8	7.4	7.6	7.4	7.5	7.7	8.2	8.7
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	11.0	11.6	10.9	10.4	10.9	11.2	10.3	10.4	10.4	11.6	10.7	11.3
D 融 設 業	7.0	7.1	6.7	6.9	9.9	7.4	7.1	6.8	6.9	7.0	7.7	8.0
五數 造 業	10.0	9.6	9.8	10.3	10.2	10.3	10.1	10.4	10.7	11.0	11.0	11.9
F電気・ガス・熱供給・水道業	14.6	14.6	14.8	14.4	14.3	14.0	13.6	13.8	14.0	14.2	14.9	15.0
G情報通信業	10.1	10.3	10.7	11.4	10.8	11.0	10.3	10.7	11.2	11.5	11.3	12.3
H運 輸 業 , 郵 便 業	10.2	8.4	8.7	10.3	8.7	9.2	9.3	8.5	8.6	9.3	9.1	10.0
I的克莱,小克莱	6. 1	6.0	6.4	6.4	6.0	6.5	6.4	6.4	6.4	6.5	7.1	8.0
]金融業,保險業	8.2	8.5	9.3	9.6	9.7	10.5	9.5	9.5	10.4	11.2	11.6	11.6
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	6.9	7.2	7.3	7.4	7.6	7.6	7.3	7.1	7.8	8.6	8.5	9.2
L 学術研究, 専門・技術サービス業	8.8	9.7	9.6	9.4	9.2	9.4	9.7	9.6	10.4	10.1	11.3	11.8
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	4.5	5.0	5.2	6.1	4.9	6.7	5.4	5.2	5.4	5.2	6.2	6.7
N生活関連サービス業,娯楽業	6.6	6.5	7.1	7.0	6.3	6.3	6.5	6.2	9.9	6.7	7.5	7.8
〇教育、学習支援業	6.3	9.9	6.8	8.9	7.5	6.9	7.2	7.6	7.0	8.0	8.4	8.6
P医療, 福祉	5.2	6.4	6.1	7.1	6.9	9.9	8.6	8.4	8.8	8.9	9.0	8.9
Q 複合サービス事業	:	÷	:	÷	÷	:	6.3	12.4	12.5	13.0	8.9	14.2
Rサ 「 ビ ス 業	7.9	8.7	9.2	8.5	8.1	8.2	8.5	8.0	8.5	9.5	9.0	9.3
(他に分類されないもの)												

注:1) 1年間に実際に取得した日数である。

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得率 時系列13表

)	単位:%)
産業・企業規模	平成	22	23	24	25	56	27 ²⁾	28	59	30	31	令和 2年
工調査産業計	47.4	47.1	48.1	49.3	47.1	48.8	47.6	48.7	49.4	51.1	52.4	56.3
1,000 人 以 上	53.7	53.5	55.3	56.5	54.6	55.6	52.2	54.7	55.3	58.4	58.6	63.1
$100 \sim 999 \lambda$	45.1	45.0	45.4	45.5	43.4	45.9	46.0	45.9	47.2	47.6	49.6	52.7
$\lambda \sim 300 \sim 999 \lambda$	44.1	44.9	46.0	47.1	44.6	47.0	47.1	47.1	48.0	47.6	49.8	53.1
$100 \sim 299 \lambda$	46.0	45.0	44.7	44.0	42.3	44.9	44.9	44.8	46.5	47.6	49.4	52.3
$30 \sim 99 \wedge$	40.0	41.0	41.8	42.2	40.1	42.2	43.2	43.7	43.8	44.3	47.2	51.1
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	59.4	63.0	58.6	56.7	0.09	60.1	57.0	57.7	57.0	62.9	59.4	63.9
D建	38.9	38.1	37.2	37.7	36.1	40.3	38.1	38.2	38.0	38.5	43.3	44.9
五數	54.5	53.2	53.0	54.2	54.0	54.0	52.8	55.4	56.2	58.4	59. 2	64.1
F電気・ガス・熱供給・水道業	74.4	74.2	75.2	73.6	71.1	70.6	8.69	71.3	71.8	72.9	76.2	76.8
G情報通信業	54.8	54.6	57.5	60.9	55.0	57.7	55.0	52.5	58.9	59.8	58.5	64.0
H運 輸 業 , 郵 便 業	52.7	48.9	49.8	56.7	49.8	50.5	51.1	48.2	49.0	51.4	51.3	56.5
1 卸 壳 業 , 小 売 業	34.3	34.6	36.5	35.8	33.5	36.4	34.5	35.5	34.9	35.8	40.0	44.7
]金融業、保険業	41.2	43.3	48.4	48.4	50.0	52.8	49.0	49.0	51.5	58.3	60.7	61.2
K不動産業,物品賃貸業	40.4	42.2	42.7	42.2	42.2	41.6	42.6	40.9	43.7	49.9	49.1	52.5
L 学術研究, 専門・技術サービス業	49.7	53.3	52.8	50.5	49.8	50.9	51.7	51.6	57.6	54.7	61.1	63.2
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	29.4	31.4	32.5	37.4	29.8	40.1	32.2	32.6	32.8	32.5	40.8	41.2
N生活関連サービス業,娯楽業	42.1	42.0	44.4	42.9	38.4	37.1	38.2	39.4	38.9	36.5	43.5	46.7
〇教育、学習支援業	38.7	39. 5	41.0	40.0	43.6	38.2	38.6	41.0	37.2	43.3	46.2	46.4
P 医療, 福祉	36.3	44.0	42.5	47.5	46.1	45.4	50.8	50.2	52.5	52.2	53.2	53.5
Q複合サービス事業	÷	÷	÷	÷	:	፧	32.4	63.7	64.6	64.7	36.2	72.7
Rサ 「 ビ ス	49.4	52.7	56.0	50.3	46.7	46.5	48.8	47.9	49.9	54.8	52.3	54.2
(他に分類されないもの)												

注:1) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合 時系列14表

											東)	単位:%)
産業・企業規模	平成	22	23	24	25	26	271)	28	59	30	31	令和 2年
T 調 査 産 業 計	17.2	17.0	16.9	15.4	19.6	23. 6	16.0	15.5	18.4	19.1		43.2
1,000 人 以 上	35. 1	35.1	33.2	31.8	32.8	36.3	26.6	29.8	29.7	28.8	28.8	46.4
λ 099 \sim 100	22.3	20.4	21.4	18.9	24.2	27.5	20.6	20.4	22. 6	23.6		45.4
$Y=666$ ~ 008	25.3	25.2	22.9	22.7	25.1	31.3	24.1	25.2	26.0		29. 2	46.9
$\lambda \sim 299 \lambda$	21.4	19.0	21.0	17.7	23.9	26.4	19.5	18.8	21.4	23.2	24.5	45.0
γ 66 \sim 08	14.9	15.3	14.8	13.6	17.5	21.8	13.9	13.2	16.4	17.0	20.5	42.2
C鉱業,探石業,砂利採取業	16.4	11.8	16.5	12.6	21.3	11.2	15.6	5.3	5.7	10.9	4.9	33.0
D建	11.6	15.0	17.5	20.0	20.6	26. 1	19.3	15.7	20.8	14.7	14.0	46.2
D.製 猫 業	22. 4	19.8	21.1	17.7	22.5	27.1	21.8	21.3	22.2	24.2	32.7	54.2
F電気・ガス・熱供給・水道業	17.1	18.2	18.6	13.8	19.1	21.3	9.6	15.6	16.2		14.0	29.9
G情報通信業	23.0	24.9	22.8	24.1	27.6	26.8	24.8	24.5	28.8	21.5	21.6	36.7
H運輸業,郵便業	13.9	10.1	7.1	12.0	13.7	21.4	4.6	5.8	7.4	14.9	12.9	48.7
I 卸 壳 業 , 小 壳 業	14.3	19.2	15.7	14.8	18.6	21.5	15.9	16.3	17.9	22.5	27.1	41.5
]金融業,保險業	34.7	39.5	34.7	34.1	36.6	41.7	40.1	38.9	44.5	34.6	36.5	51.8
K不 動 産 業 ,物品賃貸業	18.5	14.5	17.7	15.2	17.8	30.4	20.7	16.2	22.3	14.6	26.2	46.8
L 学術研究,専門・技術サービス業	24.0	21.4	29.7	21.3	30.8	28.5	21.2	21.2	26.8	22.0	19.5	42.2
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	12.4	11.1	11.2	8.0	19.5	22.3	14.7	10.4	17.7	12.3	19.8	37.5
N生活関連サービス業,娯楽業	12.8	10.5	11.5	11.2	12.2	17.5	17.0	11.3	19.4	9.4	17.8	40.4
〇数首,学習支援業	20.4	15.9	22.4	10.1	17.7	23. 1	19.1	15.1	20.0	21.2	23.8	47.8
P医療, 福祉	13.0	12.2	16.4	9.2	18.4	18.7	9.1	12.7	13.8	17.0	17.4	35.6
Q 複合サービス事業	:	:	÷	:	:	:	15.9	15.6	19.5	18.6	15.8	46.8
Rサ ー ビ ス 業	17.2	13.5	14.3	13.3	15.7	18.8	11.0	10.7	16.2	16.9	10.3	31.2
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数 時系列15表

<u> </u>	-	=	F	-	-	-	=	-	=	-	(東	単位:日)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	271)	28	59	30	31	今和 2年
工調査産業計	5.0	5.0	4.8		5.2							
1,000 人 以 上	4.4	4.5	4.5		5.2							
$100 \sim 999 $	4.7	4.5	4.5		5.0							
λ \sim 300 \sim 999 λ	4.6	4.5	4.5		4.8							
$100 \sim 299 \lambda$	4.7	4.5	4.4		5.1							
$30 \sim 99 $	5.2	5.2	5.0		5.3							
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	4.6	6.0	7.0		27.6							
D建 散 業	4.7	4.9	5.0		5.6							
正數	4.6	4.8	4.0		4.4							
F電気・ガス・熱供給・水道業	4.1	5.3	4.1		17.1							
G情報通信業	5.1	3.9	4.2		4.7							
H運輸業,郵便業	4.3	5.7	5.5		5.4							
I 卸 亮 業 , 小 亮 業	5.2	5.0	4.9	4.8	5.1	5.6	5.4	4.4	5.0	5.1	5.9	5.5
]金融業、保険業	5.4	5.1	5.5		6.0							
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	5.5	5.2	5.4		6.5							
L 学術研究, 専門・技術サービス業	4.6	4.4	5.9		4.3							
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	6.7	5.7	7.7		6.5							
N生活関連サービス業, 娯楽業	5.9	4.6	4.8		7.0							
〇数 育、学 智 支 被 業	5.8	5.2	4.9		8.2							
P医療, 福祉	4.9	5.1	6.1		6. 1							
Q 複合サービス事業	:	÷	÷	:	÷	:						
Rサ 「 ビ ス	5.2	5.7	5.4	4.9	5.0	5.1		4.9				5.8
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、1年単位の変形労働時間制を採用している企業割合 時系列16表

											(東)	単位:%)
産業・企業規模	平成	22	23	24	25	26	271)	28	56	30	31	令和 2年
工調査産業計	35.6	37.0	36.9	33.3	32.3	35. 4	30.6	34.7	33.8	35.3	_	33.9
1,000 人 以 上	24.6	25.6	24.4	22. 7	20.9	21.0	20.6	22.3	23. 1	22.0	23. 2	22.6
$100 \sim 999 \lambda$	34.5	34.6	34.7	36. 1	32.6	36.2	31.3	32.8	31.4	31.3		31.9
$300 \sim 999 $	31.3	30.3	32.2	32.6	30.4	31.6	27.3	28.5	27.1	29.9	26.9	28.4
$100 \sim 299 \lambda$	35.5	35.9	35.4	37.2	33.3	37.5	32.6	34.2	32.7	31.8	34.0	33.1
$30 \sim 99 \lambda$	36.4	38.2	38.0	32.6	32.5	35.5	30.6	35.8	35.0	37.4	37.4	35.1
C鉱業, 採石業, 砂利採取業	61.1	69.5	73.0	66.9	59.8	58.4	67.6	65.8	64.2	66.2	55.8	57.3
D建 設 業	54.4	46.8	47.3	48.6	46.5	47.3	41.2	50.6	51.0	56.1	59. 2	55.5
五製 造業	45.3	48.6	50.7	48.4	49.3	51.6	47.9	55.3	52.6	51.2	53.2	48.7
F電気・ガス・熱供給・水道業	27.4	26.3	27.4	24.5	24.6	24.9	25.7	25.7	29.5	27.4	26.7	24.1
G情報通信業	10.3	11.7	8.2	7.9	7.4	8.6	3.9	3.8	4.6	8.9		6.9
H運輸業,郵便業	45.3	46.5	48.6	41.1	33. 3	40.8	48.4	51.7	47.4	50.1	58.6	57.8
I 卸 克 業 , 小 売 業	33.3	34.9	33. 1	28.7	27.8	32.4	26.0	34.6	34.5	34.9	31.4	30.3
]金融業,保險業	2.6	3.8	2. 1	4.6	2.9	2.9	3.8	5.3	3.9	4.6	5.7	3.4
K不動 産業,物品賃貸業	31.5	31.9	27.7	21.8	21.1	21.1	28.0	31.5	24.1	21.6	27.6	25.7
L 学術研究,専門・技術サービス業	19.3	26.3	24.7	15.3	14.8	16.8	20.8	20.1	20.0	14.0	14.3	16.5
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	18.9	16.6	20.9	15.5	15.1	20.9	23. 2	16.1	17.0	26. 1	27.0	21.8
N生活関連サービス業,娯楽業	28.6	27.5	28.9	29.6	24.1	24.0	27.8	34.0	36.2	25.3	23.6	22.9
〇教育,学習支援業	39.4	39.8	37.2	41.8	42.9	43. 1	34.0	40.7	39.9	43.0		49.5
P医療,福祉	9.1	20.0	19.0	12.8	11.6	14.3	11.8	13.5	14.3	21.8	18.3	16.5
0 複合サービス事業	÷	÷	:	÷	÷	:	29.4	31.6	33. 7	29.3	31. 1	36.2
Rサ 「 ビ ス	21.8	26.6	19.8	21.2	23.9	25.6	22. 1	27.2	27.3	25.3	25.8	31.8
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、1か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合 時系列17表

	_										(事1元	√ : ½
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	56	27 ¹⁾	28	59	30	31	令和 2年
工調査産業計	15.5	15.3	14.1	15.8	16.6	17.9		23.9	20.9	22.3	25.4	23.9
1,000 人 以 上	38.3	40.2	38.5	41.1	40.6	40.6	36.6	41.7	45.0	46.8	48.8	50.6
$\lambda \sim 999 $	20.5	21.5	19.5	21.3	19.7	20.9		30.4	30.3	30.4	33. 2	32.9
→ 300 ~ 300	24.7	27.3	27.5	31.9		29.3	32.4	35.0	36.6	35.6	39. 4	41.2
$100 \sim 299 \lambda$	19.2	19.8	17.2	18.0	16.7	18.4	25.6	28.9	28.3	28.7	31.2	30.1
→ 66 × 08 × 08 × 08	13.0	12.4	11.4	13.0	14.8	16.1	17.2	20.8	16.5	18.1	21.4	19.3
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	17.1	12.5	15.5	10.8		13.7	13.7	13.0	13.0	16.0	14.7	13.6
D建	8.0	13.7	9.3	6.6		9.8	10.4	14.4	9. 7	4.9	3.4	7.1
D製 造業	9.4	9.6	8.1	10.1		8.0	7.9	10.2	7.4	8.8	10.8	10.2
F電気・ガス・熱供給・水道業	41.4	41.5	40.3	39.6		46.1	42.9	43.4	45.2	46.3	48.7	50.6
G情報通信業	8.2	7.1	6.9	8.6	8.5	7.7	10.9	13.2	9.8	13.9	17.4	12.6
H運 輪 業 , 郵 便 業	22.9	22.5	19.3	16.6		27.3	20.4	22.6	23.0	28.4	21.8	20.6
I 卸 克 業 , 小 売 業	19.4	15.6	15.6	19.2		20.0	17.4	19.3	12.0	20.2	26.8	22.5
]金融業,保險業	11.7	10.7	8.0	6.2		9.7	15.7	15.2	14.3	18.1	17.6	18.4
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	16.8	14.8	15.0	18.9		18.9	28.8		28.9	21.2	17.5	19.1
L 学術研究, 専門・技術サービス業	6.3	4.5	2.3	9.8	5.8	6.2	4.0	9.0	9.9	8.9	10.6	11.5
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	23.4	25.9	29.1	28.0	31.0	32.8	30.2	33.6	38.9	37.5	39.5	40.8
N生活関連サービス業, 娯楽業	26.6	21.1	21.5	19.6	28.0	29.8	23.7	29.7	29. 2	22.5	33.9	24.9
〇教育、学習支援業	17.2	12.5	14.4	10.9	8.1	6.2	14.8	14.3	17.7	17.9	17.5	17.9
P医療, 福祉	22.8	24.4	26.3	36.5	39.4	43.2	49.2		46.4	47.3	50.8	51.5
Q複合サービス事業	÷	:	÷	:	÷	:	19.1	23.7	22.5	27.2	22.8	26.5
Rサ	16.6	22.8	18.5	19.0	18.3	22.5	17.2	20.2	20.8	16.8	26.6	19.8
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、フレックスタイム制を採用している企業割合 時系列18表

/	-	=	-	_	=	-	=	=	-	=	(単位	位:%)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	56	271)	28	56	30	31	今和 2年
工調査産業計	6.1	5.9	5.9	5.2	5.0	5.3	4.3	4.6	5.4	5.6	5.0	6. 1
1,000 人 以 上	31.9	31.8	32.0	25.9	28.2	27.7	21.7	22.1	23.6	24.4	26.6	28.7
$100 \sim 999 $	10.6	10.1	10.7	9.7	9.2	9.3	8.4	7.9	8.3	8.4	8.0	10.2
300 ~ 999 人	18.6	18.1	17.6	15.8	13.4	16.0	13.2	13.8	14.2	10.7	12.5	13.8
$100 \sim 299 \lambda$	8.2	7.7	8.6	7.8	7.9	7.3	6.9	6.0	6.4	7.6	9.9	9.0
$30 \sim 99 \lambda$	3.8	3.6	3.5	2.9	2.8	3.2	2.2	2.8	3.7	3.9	3. 1	3.7
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.7	3.0	0.9	1.5	3.8	4.1	6.1	8.0	5.2	6.3	6.3	10.6
D建 設 業	2.6	2.1	2.0	0.6	0.8	1.5	2.0	1.1	0.9	2.1	0.8	1.1
E 製 造 業	5.7	6.0	8.1	7.7	6.8	7.3	5.2	6.5	6.8	7.8	6.6	7.3
F電気・ガス・熱供給・水道業	9.7	11.0	10.0	13.0	11.5	12.1	10.2	10.3	14.1	8.7	8.0	14.2
G情報通信業	29.8	26.8	22.3	18.8	20.2	23.8	17.0	21.3	22.2	25.3	24.2	30.0
H運輸業,郵便業	1.0	3.5	2.0	2.1	2.0	2.5	4.5	3.7	4.1	3.7	2.4	4.1
I的克莱,小克莱	5.0	3.2	4.1	4.0	2.8	4.0	3.0	3.0	6.3	4.1	4.5	4.0
]金融業、保険業	9.2	9.1	9.5	8.4	10.1	9.8	8.0	7.8	6.5	8.7	9.0	14.4
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	4.5	6.2	5.6	5.2	3.8	2.5	6.2	4.0	8.2	6.9	8.7	10.3
L 学術研究,専門・技術サービス業	19.5	18.6	16.5	10.5	10.5	10.4	13.7	14.3	13.0	13.9	12.8	18.0
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	2.8	2.5	1.1	1.8	2.6	1.2	2.8	4.4	5.0	2.3	3.1	2.0
N生活関連サービス業, 娯楽業	7.5	4.0	3.9	2.1	3.9	2.1	0.6	0.1	1.9	5.3	3.2	2.1
〇数首,学習文被業	7.5	6.2	4.0	5.2	5.6	2.8	1.9	2.6	2.7	2.0	1.4	1.3
P医療, 福祉	8.2	4.0	7.2	2.8	2.6	1.7	2.0	0.7	0.8	1.7	0.6	3.2
0 複合サービス事業	:	÷	÷	:	:	÷	14.4	14.0	14.8	12.3	12.9	16.5
Rサ 「 ビ ス 業	4.8	7.9	5.3	4.4	5.6	4.9	4.9	8.9	5.8	8.5	8.8	10.4
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

産業・企業規模別、事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合 時系列19表

											(東)	単位:%)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	271)	28	56	30	31	令和 2年
工調査産業計	7.5	9.1	9.3	10.4		11.3	11.3	10.0	12.0	14.3	12.4	11.4
1,000 人 以 上	19.4	19.7	19.0	17.1	17.7	17.9	17.0	17.8	18.2	16.5	14.6	17.1
$100 \sim 999 \lambda$	10.3	12.7	13.4	14.5	12.9	14.2	14.8	13.4	15.2	16.0	15.7	15.4
λ 006 \sim 008	15.4	17.5	18.7	19.0	17.6	18.8	14.3	14.8	16.4	16.5	16.3	14.1
$100 \sim 299 \lambda$	8.8	11.2	11.8	13.1	11.4	12.8	14.9	13.0	14.8	15.8	15.5	15.8
$30 \sim 99 \lambda$	6.1	7.5	7.6	8.7	7.7	10.1	9.7	8.4	10.6	13.5	10.9	9.6
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	I	2.2	1.0	3.5	4.7	5.6	12.2	7.4	13.0	6.5	7.4	4.9
D建 設 業	6.3	4.9	6.1	8.3	11.1	10.6	12.5	15.4	9.0	13.0	9.6	11.6
五數	6.1	9.9	9.7	12.1	11.0	13.5	12.7	12.4	12.0	18.3	13.7	15.2
F電気・ガス・熱供給・水道業	2.9	2.2	1.6	1.6	1.7	2.4	11.0	7.5	10.9	4.9	8.2	10.0
G情報通信業	11.5	13.6	9.0	13.4	12.1	12.0	13.5	13.8	14.2	15.5	15.9	15.5
H運輸業,郵便業	4.5	6.3	5.7	6.3	3.6	4.8	11.3	8.1	12.9	13.7	10.9	6.8
I 卸 克 業 , 小 売 業	12.3	13.8	14.7	14.3	12.7	16.3	17.7	14.3	21.0	22.7	20.0	15.3
]金融業,保險業	7.4	9.4	6.7	16.1	13.1	15.7	11.9	11.1	10.8	16.9	14.0	14.4
K不動 産業,物品賃貸業	14.0	16.0	10.6	16.7	15.0	16.8	19.3	17.1	22.5	16.6	11.9	20.0
L 学術研究,専門・技術サービス業	7.9	5.5	11.6	10.9	13.3		12.7	14.5	13.3	12. 1	18.3	21.2
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	2.6	4.0	5.0	4.7	4.6	4.3	8.9	5.8	8.7	6.7	8.5	8.1
N生活関連サービス業,娯楽業	5.8	3.6	4.3	6.3	6.2	5.6	10.8	6.8	9.5	12.8	8.0	5.9
〇教育,学習支援業	4.2	8.7	6.8	7.6		3.2	6.1	3.3		6.7		5.4
P 医療, 福祉	0.9	4.1	3.5	3.7	0.8		1.3	2.7	4.0	6.1	0.9	3.9
0 複合サービス事業	:	÷	÷	:	:	:	13.4	10.8		11.5	12.2	12.9
Rサ 「 ビ ス 業	4.2	5.6	7.3	7.4	3.7	10.9	10.8	8.8	12.0	11.5	12.1	13.1
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

専門業務型裁量労働制を採用している企業割合 企業規模別、 産業

	- - -	=	-	=	-	-	-	=	_	=)	(単位:%)
産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	271)	28	59	30	31	今和 2年
工調査産業計	2.1	2.5	2.2	2.3	2.2	3.1		2.1	2.5	1.8		
1,000 人以上	8.8	9.7	8.8	7.7	7.6	7.2	9.6	9.5	10.2	11.0	10.9	10.6
λ \sim 999 λ	2.5	3.7	3.6	3.6	3.2	3.2		2.7	3.2	3.0		
γ 666 \sim 008	4.0	5.1	4.5	4.8	3.6	4.0		4.2	5.6	3.7		
$100 \sim 299 \lambda$	2.0	3.2	3.3	3.2	3.1	3.0		2.2	2.4	2.8		
γ 66 \sim 08	1.8	1.9	1.6	1.7	1.6	2.9		1.6	2.0	1.0		
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	I	I	I	I	I		I	I	I		
D 文 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	0.3	0.4	0.4	3.2	1.4	3.7		0.7	1.9	0.4		
	1.9	2.7	3.1	1.8	2.2	3.3		3.0	2.1	1.6		
F電気・ガス・熱供給・水道業		0.9	1.0	0.9	0.6	0.8		0.4	0.5	1.9		
G情報通信業		23.0	17.7	14.2	17.0	18.1		20.1	26.6	21.2		
H運輸業,郵便業	0.0	0.0	0.0	0.8	I	I		0.0	0.0	0.8		
I的克莱,小克莱		1.0	0.7	1.8	1.7	2.7		0.9	2.3	0.8		
]金融業,保険業		1.0	2.5	2.5	1.6	2.7		1.6	1.7	1.7		
K不 動 産 業 , 物品賃貸業	1.3	0.2	0.6	0.2	0.4	0.6		1.9	2.1	0.8		
L 学術研究,専門・技術サービス業	6.4	8.4	8.7	9.1	8.8	7.6		7.4	7.7	12. 1		
M宿 泊 業 , 飲食サービス業	0.4	0.3	0.4	0.0	0.2	0.0		1.4	0.3	0.4		
N生活関連サービス業, 娯楽業	0.2	1.1	0.1	0.0	0.0	I		I	2.7	0.2		
〇教育,学習支援業	0.9	0.6	0.6	1.2	1.8	0.8		6. 1	6.5	4.9		
医療,福	1.3	ı	0.1	0.2	1.0	1.2		0.1	0.2	0.1		0.6
の複合サービス事業	:	÷	:	:	:	:		I	I	I		
Rサ 「 ド ス 業	1.0	2.1	1.7	2.9	1.1	3.4	0.4	0.4	0.8	0.1	1.0	
(他に分類されないもの)												

注:1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、 平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに 「複合サービス事業」を含めることとした。

V 調 査 票

統計法に基づく一般統計調査

靐 **√**□ 脈 华 巛 釆 紫 件 2 松 华



彩



国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。 (商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。)

プレプリント

法人番号 綇 に万全を期し、統計作成 この調査票に記入された事項については、秘密の保護に万全を期し、統計作成以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。また、オンライン調査票による回答も可能ですので、詳しくは「オンライン調査利 驅 統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護

この調査は、常用労働者が30人以上の民営企業を対象としています(注1)

用ガイド」をご覧ください。

- <u>なお、本社(本店)以外の事業所にこの調査票が到着した場合は、お手数ですが本社(本店)の担</u>当部署へ回送をお願い、ます 工場、出張所 この調査は、企業を単位として依頼しておりますので、本社(本店)のほかに、<u>支社、</u> などの事業所があれば、それらも含めて回答してください。
- 記入に当たっては、給与、会計、人事等についてよく把握されている方が記入してください。また、別冊の「記入要領」を必ず読んで、果のインク、又はボールペンを使用して記入してください。

co

に断りのない限り、該当する番号を1つ選んで 3 のように網掛けになっている場合は、 当する番号を〇で囲む回答については、特に断り で囲んでください。回答 種が 【1 | 2 | 3 | 教 回 答 可 となっています。 該○複

山

企業規模番

業分類番

ılα

都道府県番

企業の名称・所在地

この調査票は、特に断りのない限り、 **会和2年1月1日現在の状況**について記入してください。

LC

この調査票の 1 一5以降の設問は、[1 一4全常用労働者(注2)のうち、期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者(注3)を除く。)」について記入してください。

- 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**会和2年1月31日までに返送**してください。
- 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。 厚生労働省就労条件総合調査事務局

 ∞

御

(内線

梅

佪

8

ールアドレス

言語

連絡先

所属部局名

フリガナ

氏名

記入担当者

0000-000-000 e-mail】×××@×××.co.jp [FAX] [TEL] 問い合わせ先

企業の属性

主な生産品の名称又は事業の内容

企業全体の全常用労働者数 (本社・支社を合わせた全常用労働者数) (注2) 0

労働組合の有無

無

無

(8)

(1) 期間を定めずに雇われている労働者(2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者 「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が貴社の一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が貴社の一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が貴社の一般の労働者と同じであっても1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。 り法人も含みます 全常用労働者のうち、期 (パートタイム労働者を除ぐ

期間を定めずに雇われている労働者勢

所在地、企業名に変更等がありましたら訂正をお願いします。

[2頁参考]

立 労働時間制度

所定労働時間

- ・「監督又は管理の地位にある者」とは、労働基準法第41条第2号に規定する者(管理監督者)のことをいい、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な 立場にある人を指し、名称にとらわれず実態に即して判断すべきものです。
 - ・(2)「監督又は管理の地位にある者」と(3)「適用労働者数計」の合計に、労働基準法第41条第2号に規定する「機密の事務を取り扱う者」と同条第3号に規定する「監視又は断続的労働に従事する者で、 使用者が行政官庁の許可を受けたもの」を加えると、1頁1-4の「期間を定めずに雇われている常用労働者数」と一致します。

I-5以降の設問はすべて[I-4全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者を除く。)」について記入してください。

5 次に掲げる業務のうち、貴社で従事する労働者がいる業務に該当する番号を、すべて〇で囲んでください(ただし、資格を有する者がいても、その業務に従事していなければ該当しません。)。

燅

働者

用労

興

由 会

動 時間

泺

所定時期

剽

\$

35:59

} }

35:00

36:59

36:00

34:59

37:59 38:59

37:00

労働時間の定

監視又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、 めのない者は除外してください。 次の「2 週休制」においても同様に除外してください。

週所定労働時間別に適用労働者数を記入してください。

(3)

11 12 12 13 14 14 14 15 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
× 1
17
16
15
14
13
12
11

39:59

39:00

} }

42:00

40:01

40:00

44:00

42:01 44:01 この2つの欄(1(3)の計と2の計)は一致します。 また、1頁 I -4の期間を定めずに雇われている常用労働者数と一致する場合とそれ より少ない場合があります。

2 週休制

週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。

					Д	_
	21	22	23	24	_	
教	Υ	×	× 	Υ	Υ	
艸						
働						
栄	+	+	₩	+	+	
田						
蝈						
の形態	週休1日制又は週休1日半制	完全週休2日制より休日日数が 実質的に少ない制度(注1)	完全週休2日制	完全週休2百制より休日日数が実質的に多い 制度(注2)	111111	
事	又は週付	完全逃 実質的	完全週	1制より6		
*	1日制	ĕ #	大型	遺休2日 注2)		
剽	週休。	何らかの	22 国	完全週休 制度(注2)		

(注)1)月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等をいいます。 2)月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいいます。

労働時間制度

- | 所定労働時間(休憩時間、残業時間は含みません。)
- (1) 就業規則等で定められた1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入してください。

本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用	ている所定労働時間を記え
時間 分	時間 分
1日の所定労働時間	週所定労働時間

労働時間の定めのない者のうち、監督又は管理の地位にある者の人数を記入してください。 (1頁裏面参照)

(2)

当項目と(3)「適用労働者数計」の計は 1頁1-4の「常用労働者数」と一致す る場合とそれより少ない場合がありま す。	
K 1º	
21	
\	
監督又は管理の地位に ある者の人数	
開後	

[3頁参考]

年間休日総数 က

- ・年間休日総数には、平成31年・令和元年1年間における休日の合計日数を記入してください。就業規則等で年間休日数を定めている場合はその日数を記入してください。 ・「**休日」**とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働の義務がないとされた日のことで、「週休日」(日曜日、土曜日などの会社指定の休日)及び「週休日以外の休日」(国民の祝日・休日、年末年始、 夏季休暇、会社創立記念日などで会社の休日とされている日)の合計日数をいいます。ただし、年次有給休暇や雇用調整、生産調整等のための臨時休業日数は含みません。

年次有給休暇 4

(1) 年次有給休暇の付与・取得日数

②と③の年次有給休暇の付与・取得日数については、1人当たり日数ではなく、延べ日数を記入してください

年次有給休暇の計画的付与制度 3

労使協定等に基づき、年次有給休暇を計画的に付与する制度について記入してください。(労働基準法第39条第6項)

年次有給休暇の時間単位取得制度 ල

労使協定等に基づき、年次有給休暇を時間単位で取得できる制度について記入してください。(労働基準法第39条第4項)

特別休暇制度 2

「特別体暇」とは、週休日や法定休暇(年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等)以外に付与される休暇で、就業規則等で制度(慣行も含む。)として認めている休暇 をいいます。なお、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分については含みません。

- **「夏季休暇」**とは、一般的に7月~9月の夏季の期間に連続で与えられる休暇(休日も含む。)をいいます。
- 「病気体限」とは、本人が業務外の私傷病によって就労できない場合に認められる休暇をいいます。 Θ
- 「リフレッシュ体職」とは、一定の勤続を有する者の心身の休養等のための体暇をいいます(例えば、勤続30年で10日、勤続30年で20日の休暇を与える等。これ以外に結婚20周年等家庭生活の節目、季節の節目にとるもの ベーサリー体暇、永年勤続休暇等名称は問いません。 (a) (c)
 - 「ボランティア休暇」とは、社会・地域貢献活動を支援する休暇をいいます。
 - (4) (b) (c)
- **「教育訓練休服」**とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいいます。 **「上記以外で1週間以上の長期の休暇**」とは、上記以外で1週間以上連続した休暇をいいます。年末年始、5月の連休期間などにおいて連続して与えられる休暇も、それが週休日も含め、1週間以上連続した休暇となる場
- 「1回当たり最高付与日数」には、特別体暇を適休日等の休日と連続してとる制度としている又は推奨している場合は、週休日等の休日を最高付与日数に算入してください。例えば完全週休2日制の場合、 翌日から次の週休日までの休みの際には、9日としてください。 ただし、 週休日と祝祭日のみの場合は特別休暇に含みません。
- 「1回当た9最高付与日数」又は「年間の最高付与日数」の制度がない場合や不明な場合は1桁目に「一」を記入してください。 (注2)
- 「上記以外で1週間以上の長期の休暇」に該当する休暇が複数ある場合は、最も長いものについて記入してください。また、①~⑤の他、法定休暇(年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護 のための休暇等)で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分を含みません。 (年3)

來形労働時間制 9

変形労働時間制には、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」があります

- **「1年単位の変形労働時間制」**とは、労使協定等により、1か月を超え、1年以内の一定期間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労働時間 を超えて労働させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の4)
- **「1か月単位の変形労働時間網**」とは、労使協定又は就業規則等により、1か月以内の一定の期間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労 とができる制度をいいます。(労働基準法第32条の2)
 - 「1週間単位の非定型的変形労働時間倒」とは、常用労働者数が30人未満の小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業場において、労使協定等により週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、就業規則であらかじめ定めることなく、1日8時間を超え10時間まで所定労働時間として労働させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の5)
 - **「フレックスタイム側」**とは、戴業規則等により、1か月以内の一定期間(清算期間)の総労働時間を定めておき、労働者はその枠内で、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働く制度をいいます。(労働基準法第32

3 年間休日総数(2頁裏面参照)

年間休日総数は何日ですか。また、その休日日数が適用される労働者数は何人ですか。

大子・女子の四 光電光の確断な	7回107三岁 3合は、最も多	くの労働者に適用されている休日 日巻を割え アケガギン	
	25	+	26
年間休日終数		操者劃採田駅	17.7.19.14

4 年次有給休暇 (2頁裏面参照)

(1) 平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間における年次有給休暇について、男女計と女の別に記入してください。なお、企業全体についての記入が困難な場合は、常用労働者数の最も多い事業所について記入してください。

27	82	29	30	31	33
~	\prec	ш	Ш	Ш	ш
+	₩	1	1	+	+
(英)		百万	田玉	田元	田内
:計年 労働港					
平成31年・令和元年(又は平成30会計年度) 中に年次有給休暇の取得資格のある労働者数	うち女		うち女		うち女
スは、治療		数()。		(洪)	
元年(異の取		中後日~		等数 ②	
哈 松 松		ふなど数を		取日	
11年· 5次有		がいた。		延化べい	
平成3中に4		年間延ぐ付 (繰越日数を		年 川川 川川 川川	
Θ		(3)		(m)	

(注)時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

(2) 年次有給休暇を計画的に付与する制度がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

	e0
──◆ 年間を通じて、計画的に付与する年次有給休暇は 1人当たり何日ですか。	
	33
1	2
制度がある	制度がない

(3) 年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がありますか。 該当する番号を1つ○で囲んでください。

年間を通じて、時間単位で取得できる4 休暇は1人当たり何日ですか。	
	35
1	2
制度がある	制度がない

年次有給

5 特別休暇制度(2頁裏面参照)

次の特別休暇制度がありますか。制度がある場合には、賃金の支給状況について該当する番号を1つ〇で囲んで、「1回当たり最高付与日数」及び「年間の最高付与日数」を記入してください。また、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間の利用状況について該当する番号を1つ〇で囲んでください。

				40		45		49		54		29		64	_
平成31年 令者元年 (又は平成 30会計年 度)1年間 の利用の	有無	無	O	7	C	7	U	7	U	71	C	7	C	7	
平令攻の度の成和は全(和)	一	有	٢	T	-	Т	-	Т	-	T	-	T	1	-	
年間の 最高付与日数 (注2)				\	Ħ			\	H		Н		H		
1回当たり 最高付与日数 (注1)(注2)			+		# #		±		±		+		+		
架	4	######################################	·	5	C	0	G	c	G	5	c	0	٥	o	
賃金の支給			C	7	C	7	C	7	C	7	C	7	C	1	
重	有給	全部	-	T	-	Т	-	T	-	T	-	T	-	-	
				37 38		41 42		46 47		50 51		55 56		60 61	
制度の 無			1	2	П	2	1	2	1	2	1	2	1	2	
<u></u>			有	巣	争	兼	卓	兼	卓	巣	争	巣	卓	巣	۰
特別休暇の種類			①夏季休暇		②病 気 休 暇		③ 11.71.7.7.7.1 年間	ンノアジンは不暇	事った、これに関	ゲンノノイン 体販	#		⑥ 上記以外で1週間	以上の長期の休暇 (注3)	休暇の名称を記入してください。

6 変形労働時間制 (2頁裏面参照)

変形労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数 を記入してください。

	99	29	89	69	_,
数	Υ	Υ	Υ	Υ	
≁					
働					
栄	+	+	+	+	
用				(**************************************	
慁					re C
有 無	1	2	3	4	5
変形労働時間制採用のア	1 年 単 位 の 変 形 労 働 時 間 制	X 1 か 月 単 位 の L 変形 労 働 時 間 制	て 1 週 間 単 位 の い 非定型的変形労働時間制	フレックスタイム制	探用していない

-3-

[4頁参考]

みなし労働時間制

みなし労働時間制には、「事業場外みなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」があります。

- **「事業場みみなし労働時間制」**とは、出張や外回りの営業のように使用者の具体的な指揮・監督が及ばない事業場外で労働する場合で、労働時間の算定が困難な場合に、原則として所定労働時間労働したものとみなす制 (労働基準法第38条の2)
 - **「専門業務型装置労働制」**とは、デザイナーやシステムエンジニアなど、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない以下の19の業務について、実際の労働時間数とはかかわなく、労使協定 等で定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。(労働基準法第38条の3)

インテリアコーディネーターの業務 ゲーム用ソフトウェアの創作の業務

証券アナリストの業務

- (1) 新商品又は新技術の研究開発等の業務 ② 情報処理システムの分析又は設計の業務 ③ 記事又は放送番組の取材又は編集の業務 (4) デザイナーの業務 ⑤ コピーライターの業務 ⑥ コピーライターの業務 (7) システムコンサルタントの業務
- 公認会計士の業務 ∞ o 9 = 9 9 9

- ⑤ 建築士(一級建築士、二級建築士、木造建築士)の業務⑥ 不動産鑑定士の業務⑰ 弁理士の業務⑱ 税理士の業務⑬ 中小企業診断士の業務⑬ 中小企業診断士の業務 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務
- 「**企画業務型載量労働制」**とは、事業運営の企画、立案、調査及び分析の業務であって、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない業務について、実際の労働時間数とはかかわりなく、労使 委員会で定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。なお、導入にあたっては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要です。(労働基準法第38条の4) 弁護士の業務 システムコンサルタントの業務

[対象となり得る業務の例]

高度プロフェッショナル制度

∞

「高度プロフェッショナル制度」とは、高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と得られる成果との関連性が高くない以下の対象業務に従事し、職務範囲が明確な一定の年収要件を満たす方を対象 に、本人の希望や健康確保措置が確実に実施されること等を要件として、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないことなる制度です。(労働基準法第41条の2)

対象業務

- 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務 資産運用(指図を含む。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に 基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務 Θ

 - 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務

勤務間インターパル制度 6

(注1)**「勤務間インターバト制度**」とは、労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいいます なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しません。

- 例えば、以下の例が「勤務間インターバル制度」に該当します
- ① 実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空けることを定めている場合
- (例) 「終業時刻から11時間空けなければ始業してはならない」と定めている場合。勤務時間が午前9時~午後5時の労働者が、午後11時に退社した場合は翌日の始業時刻が午前10時となる。 ② 実際の終業時刻に応じて翌日の始業時刻を定めている場合
- 「午後10時~午後11時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前10時」、「午後11時~午後12時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前11時」などと実際の終業時刻に応じて、始業時刻を定め
- ※「午前の時以降に終業した場合、翌日の始業時刻は午前11時」、「午後10時以降残業禁止であるが、始業時刻に関する定めはなく早く来ることも可能」といった例のように、実際の終業時刻から始業時刻 までの間隔が明確でない定め方をする場合は、これに該当しません。
- **「11時間以上空いている」**とは、平成31年・今和元年1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている場合(終業時刻から始業時刻までの間に、休日を挟む場 合は除く。)をいい、所定の終業時刻と翌日の所定の始業時刻が11時間以上空いていても、必ずしもこれに該当するとは限りません。 なお、注1の「勤務間インターバル制度」が適用されている労働者であるか否かは 問いません。 (注2)

7 みなし労働時間制 (3頁裏面参照)

(1) みなし労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

		\bigcap		
	71	72	73	
	\prec	Υ .	Υ .	
燅				
≁				
働				
米	+	+	+	
田				
澚				
				02
半	1	2	3	4
神				
6	噩	爭	無	
田田	噩	(働	7
無然	働時	<u>t</u>	1 労	7
量	(米)	裁量	裁量	٤
盐	みな	型	型	٠ ٢
(*	き務	き務	
ル米	業得	影楽	無	7
72 L	<u>₩</u>	中	⊕	Щ
7 4	然用	27	いる	姝

[上記(1)で「2 専門業務型裁量労働制」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。]

▶(2) 専門業務型裁量労働制が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

11	12	13	14	15	16	17	18	19	74
金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	学校教育法に規定する大学における 教授研究	公認会計士	+ 禁士	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)	不動産鑑定士	中 理士	税理士	中小企業診断士	
01	02	03	04	90	90	20	80	60	10
新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事又は放送番組の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント	インテリアコーディネーター	ゲーム用ソフトウェアの創作	証券アナリスト

8 高度プロフェッショナル制度 (3頁裏面参照)

(1) 高度プロフェッショナル制度を採用していますか。該当する番号を○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

	- 1	
	76	
	\prec	
数		
≁		
働		
**	+	
田		
嬼		
		75
有無	1	2
度採用の	2	1,1
制度採用	2 1	ts 11
ナル制度採用	7 2 2	
ナル制度採用	している	
フェッショナル制度採用	トトマ	
プロフェッショナル制度採用	用 し て い る	ていない
ロフェッショナル制度採用	トトマ	していなし

[上記(1)で「1 採用している」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。]

し→(2) 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	2	3	4	ß
金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務	資産運用(指図を含む。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務	有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに 基づく投資に関する助言の業務	顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当 該事項に関する考案又は助言の業務	新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

9 勤務間インターバル制度(注1)(3頁裏面参照)

(1) 平成31年・令和元年1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が、11時間以上空いている(注2)労働者はどれくらいいますか。 該当する番号を1つ○で囲んでください。

全員	7	78
ほとんど 全 員	9	
全 体 の 4分の3 程度いる	9	
半数程度いる	4	
全 体 の 4分の1 程度いる	8	
ほとんどいない	2	
全くいない	1	

[5頁参考]

勤務間インターベル制度

(注3) **「導入している**」と回答する場合、労働協約、労使協定又は就業規則に当該制度が定められていることを必要とし、慣行で決まっている場合などはこれに該当しません。

賃金制度 Ħ

時間外労働の割増賃金率

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率は、25%以上(1か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く。)とされています。(労働基準法第37条第1項)

- (注1) **「時間外労働」**とは、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることをいいます
- (注2) 「**定めている**」とは、就業規則等において、割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

1か月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率は50%以上とされています。(労働基準法第37条第1項) ただし、中小企業(注3)については当分の間、引上げが猶予され、1か月60時間超の部分についても25%以上とされています。

(注3) **「中小企業」**とは、具体的には下の表に該当する企業をいいます。

常時使用する 労働者数 ^(※)	<u> </u>	100人以下	上 符丫001	<u> </u>
		メは		
資本金の額 又は 出資の総額	5, 000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
<u> </u>	**	**	₩	類
(*)	売	ーピス業	岷	上記以外の業種

「常時使用する労働者数」について *

「常時使用する労働者数」は、事業主の通常の状況により判断します。臨時的に雇い入れた場合 や、臨時的に欠員を生じた場合については、労働者の数に変動が生じたものとして取り扱う必要が ありません。 パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合ではなければ、常時使用する労働者 数に算入してください。 例えば、常時使用する労働者数が50人以下ということは、時としては50を超えることはあっても、常 能として50人以下の労働者を使用しているという意味であり、したがって、常時は48人であっても、 繁忙期等において2、3人雇い入れるという場合は含まれます。

※「業種」及び「常時使用する労働者数」については、右記を参照してください。

「定めている」とは、就業規則等において、1か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。1か月60時間以下の時間外労働に係る割増賃金率と 同率の場合(「割増賃金率は(60時間を超えるかどうかに関係なく)一律25%としている場合」「45時間以下の割増賃金率を25%、45時間を超える割増賃金率を一律50%としている場合」、「割増賃金率を一律50%としている場合」、「割増賃金率を一律50%としている場合」等)もこれに該当します。 (注4)

(3) 代替休暇

労使協定を締結すれば、1か月60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、割増賃金率が引き上げられた部分に対応した部分(25%以上から50%以上に引き上げられた部分)の割増賃金の支払 いに代えて通常の賃金が支払われる休暇を付与することができます。(労働基準法第37条第3項)

(注5) 代替休暇を取得した労働者の実人員をいいます。同じ労働者が複数回取得した場合は、1人として計算してください

(4) 特別条項付き時間外労働協定

時間外労働の限度時間(例えば1か月45時間など)(※)を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合に締結する協定をいいます。

※時間外労働を行わせるためには、労働基準法第36条に基づき、労使間で時間外労働に関する協定(いわゆる「36協定」)を締結しますが、延長できる時間については、「時間外労働の限度に関する基準 (平成10年労働省 告示第154号)において限度時間が定められています。この限度時間を超えて臨時的に時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別の事情や限度時間を超えることのできる回数等を定めた 「特別条項付き時間外労働協定」を締結することで、限度時間を超えて労働時間を延長することができます。 なお、「特別条項付き時間外労働協定」については、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率についても定めることが必要となっています。

(2) 勤務間インターバル制度を導入していますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

導入とている(注3) 1 導入を予定又は検討 2 している 導入予定はなく、3 検討もしていない。3	祭の終業時刻から始業時刻まて 1、2 目体化か時間が割す1 デ	: 14mソよ! 間を複数 1 - 1/4		
導入している(注3) 導入を予定又は検討 している 導入予定はなく、 検討もしていない	1	2	3	49
	導入している(注3)	導入を予定又は検討 している	入計	

夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	1
人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に 支障が生じるため	2
当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため	8
超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	4
その他	2
当該制度を知らなかったため	9
	81

田 賃金制度

時間外労働(注1)の割増賃金率(4頁裏面参照)

休日労働、深夜労働は含みません。また、職種などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されているものを記入してください。 、 、

(1) 時間外労働の割増賃金率 時間外労働の割増賃金率(1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は除く。)について、就業規則等で定めていますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。 また、定めている(注2)場合は、どのように定めていますか。該当する番号を1つ○で囲み、「一律 に定めている」場合は割増賃金率を記入してください。

				→割増賃金率		
			1	. 1, 2	こむじて 2 ている 2	83
1	2	82		一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	
定めている(注2)	定めていない			1	時間無数	

- (2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率
- ① 貴社は中小企業(注3)に該当しますか。 該当する番号を1つ○で囲んでください。 なお、中小企業に該当するかの判断は、4頁裏面(2)(注3)を参照してください。

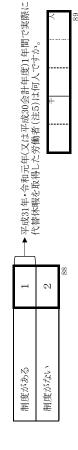
1	2	10
中小企業(注3)に該当する	中小企業に該当しない	

② 就業規則等において、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていますか。 該当する番号を1つ○で囲んでください。 また、定めている(注4)場合は、割増賃金率を記入してください。

割増賃金率	
	(4)
1	2 86
定めている(注4)	定めていない

【上記①で「2 中小企業に該当しない」かつ同②で「1 定めている」に〇をつけた企業が】 、下記(3)をお答えください。

(3) 代替休暇(4頁裏面参照) 労使協定等において、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する、代替休暇の制度 がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。



[上記(3)の回答の有無にかかわらず、下記(4)をお答えください。]

(4) 特別条項付き時間外労働協定(4頁裏面参照) 「特別条項付き時間外労働協定」を結んでいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。 また、結んでいる場合は、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(3か月以内の一定期間に係るものに限ります。)を記入してください。



-2-

[6頁参考]

智手当 ~

「賭手当」とは、基本給を補充するものとして通勤手当、住宅手当などの名称で支給され①支給条件に該当している場合のみ支給する、②賞与等の算定基礎とならない等の性格を持っています。 この調査では、所定外賃金や賞与など特別に支払われたものを除いてください。

(2) 諸手当(令和元年11月分)

- ・「業績干当」とは、労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働の量的成果及び会社全体として達成した業績に対して支給する賃金をいいます。

- ①「役付手当」とは、管理、監督などの職制上の地位にある者に対して支給する賃金をいいます。
 ②「特殊作業手当」とは、危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務する者に対して支給する賃金をいいます。
 ③「特殊勤務手当」とは、通常の労働者と異なる交替制勤務など特殊な勤務をしている者に対して支給する賃金をいいます。
 ④「技能手当、技術(養格)手当」とは、特定の技能、検査資格などを有する者に対して支給する賃金をいいます。

- 「**運動手当」**とは、通勤費の全額又は一部として支給する賃金(定期乗車券、回数券等による現物支給を含む。)をいいます。なお、令和元年11月を含む1か月以上の期間を対象として通勤手当が支給されている場合、 1か月分に換算した額を記入してください。 「精告勘手当、出勤手当」とは、出勤奨励のための出勤日数を基準として支給する賃金をいいます。

- ①「家族手当、扶養手当、育児支援手当」とは、配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給(扶養の有無を問わない。)する賃金をいいます。 ②「地域手当、勤務地手当」とは、特定地域に勤務又は居住している者に対して、物価格差を補うために支給する賃金をいいます。 ③「住宅手当」とは、住宅費(持家に係る費用、賃貸住宅の家賃等)の補助として支給する賃金をいいます。 ④「単身赴任手当、別居手当」とは、単身赴任等で、家族と別居している者に対して支給する賃金をいいます。 ⑤「上記以外の生活手当」とは、上記①~④の生活手当に診当しないもので、生活補助として支給する賃金(寒冷地手当、食事手当など)をいいます。
- **「髑鍪手当」**とは、諸事由により生じた賃金の不均衡を調整し、均衡を図るために支給する賃金をいいます。

2 諸手当(5頁裏面参照)

(1)所定内賃金(令和元年11月分)1頁のI-4の常用労働者に支給した賃金総額のうち、所定外賃金(時間外手当、深夜手当、臨時作業手当など)を除いた所定内賃金を基本給、諸手当別に記入してください。

		33 ⊞⊞
_		百万
\prec	(
Ħ	除く。	
绁	金を	
	外賃	十變
E	所定	
挻)	
₩	彗星	
E	3	
ш.		ΗE
+		
_		
倒		
		田万
氜		
K		
定		
所		
111		十億
	本給	
	(霍)	

一◆(2) 諸手当(令和元年11月分)

該当する項目別に諸手当制度の有無、実支給者数、支給総額を記入してください。

	96	66	102	1	108	111	114	117	120	1	_	129	1	135	
	# E	H EE	#E	HE	+ 田	H EL	H-EC	H EL	HE.	H-EC	H E	H EL	H E	#E	十日
(
拾 五															
超	用万	田兄	百万	田万	百万	田兄	国万	田兄	田内	田元	田兄	田兄	田兄	国万	田田
*													,		
#															
額	十總	十億	十章	十億	十億	十億	十億	十億	十億	十億	十億	十億	十億	十七	十寒
給総			•••••												
\forall															
	Y	Y	~	~	~	Υ	~	Y	Y	~	Υ	Y	Υ	Y	_
教															# ₩
艸															
绿	+	+	H-	H-	\ -	H-	+	+	+	H	H	+	+	+	・マ票す
₩															編(6)
₩															1) 00
	ما 🛦	A ∞		A 4	A 1-	A 0	A m	A 9	A 00	A 81	ى 🛦	A ∞	A =	A 4	(上記(
	96	86	0 101		6 107	9 110	7 113 2 113	5 116	8 119	1 122	4 125	7 128	131	3 134	40
の無	1 2 94	1 2 97	2 100	2 103	2 106	2 109	2 112	2 115	2 118	2 121	1 2 124	$ \begin{array}{c c} 1 \\ 2 \\ 127 \end{array} $	2 130	2 133	
制度の 有無	神 無	作 無	作 無	作 無	作 無	有 無	作 無	作 無	有 無	有 無	有 無	神 無	年 無	有 無	
	果及		架	る者に			<u> </u>	(%);	然			09v		දින))	
郱	の量的成果及		5者に支給	しいている者			も含む。	を問わない。	ために支給	大米		当しないもの	大	(担する)	
十	ニ労働の			務につ			通勤費の全額又は一部支給(定期券で支給している場合も含む。	の有無を		補助とし			諸事由により生じた賃金不均衡を調整し、均衡を図るため支給	業主が負	
ī 定	労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働 び会社全体として達成した業績に対して支給	松裕	危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務す	通常の労働者と異なる交替制勤務などの特殊な勤務に 支給	经	 √□ 	給しむ	配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給(扶養の有無	特定地域に勤務又は居住している者に、物価格差を補う	住宅費(特家に係る費用、賃貸住宅の家賃等)の補助と	架	生活補助として支給するもので上記4つの生活手当に該 (寒冷地手当、食事手当など)	均衡を[分を事う	
黄	なとして 対して支	管理、監督などの職制上の地位にある者に支給	環境に	などの#	特定の技能、検定資格などを有する者に支給	出勤奨励のため出勤日数を基準として支給	券で支	が大大	者に、物	80%	単身赴任等で、家族と別居している者に支給	1400	を関して、	(担相当	
世	プを単位 業績に対	地位に	な作業	制勤務	を有す	・ 推集 ト	命(定期	幣に売り	なら	責貸任?	いたい。	のな上記	均衡を請	5働者	
₩	グルー 成した	制上の	の特殊	:5交替	を 格など	助日数を	一部支約	、数·年	は居住し	費用、1	そと別居	・するも ⁶ 手当な。	賃金不	料などう	
柒	, 部門・ として達	いだの職	養務なと	者と異な	検定資	ため出勤	額又は-	((()	勤務又(312条3	が、多様	ル大学部、食事	生じた	会保険	
₩	者個人社全体。	、監督な	、有害	の労働	の技能、	奨励の7	費の全	者、子便	地域に	費(持多	赴任等 、	補助とし さ地手当	用により	、税、社	
	労働び会	- 東	危險	通支常総	特定	出勤	通勤	配偶	特定	新	無	生活(寒冷	土土	(例えば	
	(旧)				(}	بڋ	:換算)	,	沠		無	_		ないもの	
	#		1	l	海林	当な	月分に	等手業などが	5地手		別居	手手		消し、	
ш	-プ、会社		.なな!	なない	海(生	γ`	二、升	SAES		·-	1/2		## <u>#</u>	
ш	など]・グループ、会社	:当など	:業手当など	務手当など	当、技術(当、出勤手当など	ì2' (17h)	当、扶建 :援手当	≥当、勤懇	当など	任手当、	外の生活	ِي م	げれにも認	
項 目	業績手当など (個人、部門・グループ、会社別)	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資格) 手当など	精皆勤手当、出勤手	通勤手当など(1か月分に換算)	家族手当、扶養手当、 育児支援手当など	地域手当、勤務地手当 など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当 など	上記以外の生活手当	調整手当など	上記のいずれにも該当しないもの(例えば、税、社会保険料など労働者負担相当分を事業主が負担するもの) (具体的に	

~ご協力ありがとうございました~

197

令和2年就労条件総合調査報告

令和3年1月 発行

編集 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)付 参事官(企画調整担当)付賃金福祉統計室 電話 03(5253)1111 内線 7639,7638 発行 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)

- ○本冊子は、グリーン購入法等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づ 〈基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- ○リサイクル適性の表示:紙〜リサイクル可本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、 印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Bランク]のみを用いて作製しています。